

【表紙】**【提出書類】**

有価証券届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和3年5月14日

【発行者名】グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
(Global Opportunities Access)**【代表者の役職氏名】**メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)
メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ
マデュー・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)**【本店の所在の場所】**ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL-1855、J.F.ケネディ通り33A
(33A Avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of
Luxembourg)**【代理人の氏名又は名称】**弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治**【代理人の住所又は所在地】**東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所**【事務連絡者氏名】**弁護士 三 浦 健
弁護士 大 西 信 治
弁護士 中 野 恵 太
弁護士 金 光 由 以
弁護士 満 木 瑛 子**【連絡場所】**東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所**【電話番号】**

03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド
クラスF-acc投資証券
ーサステナブル・エクイティ
クラスF-acc投資証券(Global Opportunities Access
- Sustainable Bonds F-acc Share Class
- Sustainable Equities F-acc Share Class)**【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】**記名式無額面投資証券
サステナブル・ボンド
クラスF-acc投資証券
サステナブル・エクイティ
クラスF-acc投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券

10億5,610万米ドル（約1,169億円）

サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券

13億4,710万米ドル（約1,491億円）

（注1）上限見込額は、便宜上、以下に記載されている各サブ・ファンドの投資証券の2021年2月末日現在の1口当たりの純資産価格に、それぞれ1,000万口を乗じて算出されている。

サステナブル・ボ ンド	クラスF-acc投資 証券	105.61米ドル (約11,692円)
サステナブル・エ クイティ	クラスF-acc投資 証券	134.71米ドル (約14,914円)

（注2）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）による。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

第一部【証券情報】

第1【外国投資証券（外国新投資口予約権証券及び外国投資法人債券を除く。）】

（1）【外国投資法人の名称】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

－サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券

－サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券

(Global Opportunities Access

- Sustainable Bonds F-acc Share Class

- Sustainable Equities F-acc Share Class)

（以下、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスを「本投資法人」、グローバル・オポチュニティーズ・アクセス－サステナブル・ボンド／サステナブル・エクイティを、個別にまたは総称して「ファンド」または「サブ・ファンド」という場合がある。）

（2）【外国投資証券の形態等】

ファンドの投資証券は記名式無額面投資証券であり、追加型である。

サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券

サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券

（注1）サブ・ファンドには、上記の投資証券以外の投資証券も存在するが、日本で販売されていないため、以下、「投資証券」というときは、上記の投資証券を指すものとする。

（注2）名称の一部に「F」を含むクラスの投資証券は、ユービーエス・エイ・ジーまたはその子会社にのみ提供される。名称に「－acc」を含む各クラス投資証券は、本投資法人が別途定める場合を除き、収益の分配を行わない。

本投資法人の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（3）【発行（売出）数（日本国内募集分）】

サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券：1,000万口を上限とする。

サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券：1,000万口を上限とする。

（4）【発行（売出）価額の総額】

上限見込額は以下のとおりである。

サステナブル・ボンド

クラスF-acc投資証券：10億5,610万米ドル（約1,169億円）

サステナブル・エクイティ

クラスF-acc投資証券：13億4,710万米ドル（約1,491億円）

（注1）上限見込額は、便宜上、各サブ・ファンドの投資証券の2021年2月末日現在の1口当たりの純資産価格、それぞれ1,000万口を乗じて算出されている。

サステナブル・ボンド	クラスF-acc投資証券	105.61米ドル (約11,692円)
サステナブル・エクイティ	クラスF-acc投資証券	134.71米ドル (約14,914円)

(注2) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）による。

(注3) ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

(注4) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してまたは切り捨てて記載してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入して記載してある。したがって、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(5) 【発行（売出）価格】

各申込日の翌ファンド営業日（以下に定義する。）に計算される投資証券1口当たりの純資産価格とする。

(注) 発行価格は、下記（10）記載の申込取扱場所に照会することができる。

(6) 【申込手数料】

該当事項なし。

(7) 【申込単位】

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社（以下に定義する。）が定める。詳細については後記「（10）申込取扱場所」に照会のこと。

(8) 【申込期間】

2021年5月31日（月曜日）から2023年1月31日（火曜日）まで

原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社（以下に定義する。）の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、後記「（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

(注) 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

(9) 【申込証拠金】

なし。

(10) 【申込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング
電話番号 0120-073-533
ホームページ・アドレス www.ubs.com/jp/ja

（以下「UBS証券」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記販売会社の本支店において申込みの取扱いを行う。

(11) 【払込期日】

投資者は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日（以下「約定日」という。）から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

(12) 【払込取扱場所】

UBS証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi Oneタワー

各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目（以下「ファンド払込日」という。）に日本における販売会社によって保管受託銀行であるUBSヨーロッパ ルクセンブルグ支店のファンド口座に各投資証券の表示通貨で払い込まれる。

(13) 【引受け等の概要】

① 日本における販売会社は、UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）との間のファンドの日本における投資証券の販売および買戻しに関する2021年4月16日付契約に基づき投資証券の募集を行う。

② 日本における販売会社は直接または他の販売・買戻し取扱会社（以下、販売会社と併せて「販売取扱会社」という。）を通じて間接に受けた投資証券の買戻請求をファンドへ取り次ぐ。

（注）販売取扱会社とは、販売会社と投資証券の取次業務にかかる契約を締結し、投資主からの投資証券の申込みまたは買戻しを販売会社に取り次ぎ、投資主からの申込金額の受入れまたは投資主に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次金融商品取引業者および（または）取次登録金融機関をいう。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）はUBS証券を日本におけるファンドの代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格の公表を行い、また決算報告書その他の書類を販売会社および他の販売取扱会社へ送付する等の業務を行う協会員をいう。

(14) 【手取金の使途】

「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」記載の有価証券の取得。

(15) 【その他】

① 申込みの方法

申込証拠金はない。

投資証券の申込みを行う投資主は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、各投資証券の表示通貨と円貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

② 日本以外の地域における発行

本募集に並行して、ヨーロッパを中心とした海外（アメリカ合衆国を除く。）でアメリカ合衆国国民および同国居住者以外の者に対して投資証券の販売が行われる。

第2【外国新投資口予約権証券】

該当事項なし。

第3【外国投資法人債券（短期外債を除く。）】

該当事項なし。

第4【短期外債】

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセスを「本投資法人」、グローバル・オポチュニティーズ・アクセス－サステナブル・ボンド／サステナブル・エクイティを、個別にまたは総称して「ファンド」または「サブ・ファンド」という場合がある。

(1)【主要な経営指標等の推移】

(サステナブル・ボンド)

(別段の記載がない限り金額は米ドル表示)

	2019年7月末日に 終了する 会計年度末	2020年7月末日に 終了する 会計年度末
(a) 営業収益 ⁽¹⁾	－81,351.74	11,636,833.17
(b) 経常利益金額または経常損失金額	－81,351.74	11,636,833.17
(c) 当期純利益金額または 当期純損失金額	－81,351.74	11,636,833.17
(d) 出資総額 ⁽²⁾	41,883,983.39	215,326,051.68
(e) 発行済投資口総数 (クラスF-acc投資証券)	69,329.4990口	299,025.7570口
(f) 純資産額	41,883,983.39	215,326,051.68
(g) 資産総額	42,783,282.36	218,811,535.57
(h) 1口当たり純資産価格 (クラスF-acc投資証券)	101.64	103.23
(i) 1口当たり当期純利益金額または 当期純損失金額 (クラスF-acc投資証券)	0.49	1.26
(j) 分配総額	なし	なし
(k) 1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし
(l) 自己資本比率	97.90%	98.41%
(m) 自己資本利益率 ⁽³⁾ (クラスF-acc投資証券)	1.64%	1.56%

(1) 営業収益には投資収益および実現および未実現利益（損失）を含めている。以下同じ。

(2) 本投資法人は変動資本を有する会社型投資信託であり、純資産総額を記載している。以下同じ。

(3) 自己資本利益率は、当該会計年度の1口当たり純資産価格の前年度に対する増減の比率であるが、当該会計年度に初めて当該投資証券が発行された場合には、当初募集価格に対する増減の比率で表すものとする。以下同じ。

(4) 「主要な経営指標等の推移 (e) 発行済投資口総数、(h) 1口当たり純資産価格、(i) 1口当たり当期純利益金額または当期純損失金額、(k) 1口当たり分配金額および (m) 自己資本利益率」は、日本で販売しているクラスのみ記載している。以下同じ。

(注1) サブテナブル・ボンドは2019年5月13日に運用を開始し、クラスF－a c c投資証券は2019年5月13日に運用が開始された。

(注2) 各取引に使用された1口当たりの純資産価格は、純資産価格の調整の結果、上記および財務書類に記載の価格と異なる場合がある（財務書類に対する注記1参照）。以下同じ。

（サステナブル・エクイティ）

（別段の記載がない限り金額は米ドル表示）

	2019年7月末日に 終了する 会計年度末	2020年7月末日に 終了する 会計年度末
（a）営業収益 ^{（1）}	570,290.49	20,603,826.65
（b）経常利益金額または経常損失金額	570,290.49	20,603,826.65
（c）当期純利益金額または 当期純損失金額	570,290.49	20,603,826.65
（d）出資総額 ^{（2）}	42,507,045.93	223,896,081.91
（e）発行済投資口総数 （クラスF-acc投資証券）	68,094.6390口	285,103.9310口
（f）純資産額	42,507,045.93	223,896,081.91
（g）資産総額	43,480,009.66	225,307,183.69
（h）1口当たり純資産価格 （クラスF-acc投資証券）	104.74	112.03
（i）1口当たり当期純利益金額または 当期純損失金額 （クラスF-acc投資証券）	1.80	5.76
（j）分配総額	なし	なし
（k）1口当たり分配金額	該当事項なし	該当事項なし
（l）自己資本比率	97.76%	99.37%
（m）自己資本利益率 ^{（3）} （クラスF-acc投資証券）	4.74%	6.96%

（注）サステナブル・エクイティは2019年5月13日に運用が開始され、クラスF－a c c投資証券は2019年5月13日に運用が開始された。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】

a. 外国投資法人の目的および基本的性格

投資法人（「本投資法人」） の名称		グローバル・オポチュニティーズ・アクセス (Global Opportunities Access)	
法的形態		投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。） パートⅡに従う可変資本投資会社（SICAV）の法的形態によるオープン・ エンド型投資信託（以下「UCI」という。）として、2008年1月10日に設 立された。その後、2014年4月17日を発効日として、2010年法パートⅡ に基づくUCIから2010年法パートⅠに基づくUCIに変更された。	
設立日		2008年1月10日	
ルクセンブルグ商業登記所登 録番号		B135.728	
会計年度		8月1日から7月31日	
定時投資主総会		毎年1月31日の午前11時から、本投資法人の登記上の事務所において 開催される。1月31日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、 定時投資主総会は、翌営業日に開催される。	
定款			
	当初公告	2008年2月16日	官報、企業・団体の部（Mémorial, Recueil des Sociétés et Associations）（以下「メモ リアル」という。）で公告された。
	—	2019年4月18日	定款の変更
管理会社		UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	

本投資法人の基本定款の統合版は、閲覧に供するためにルクセンブルグの商業会社登記所に預けられている。修正版は、会社公告集（Recueil Electronique des Sociétés et Associations）（以下「RESA」という。）、ルクセンブルグの日刊紙および必要な場合は本投資法人の投資証券を販売するそれぞれの国の公的刊行物に預託通知を掲載することで公告し、投資主総会で承認を受けた後、法的に拘束力のあるものとなる。

本投資法人は、一または複数のサブ・ファンドから構成されるアンブレラ型の仕組みになっている。個別の資産ポートフォリオが、各サブ・ファンドのために維持され、かかるサブ・ファンドに適用される投資目的および投資方針に従い投資される。サブ・ファンドに関連するか、またはサブ・ファンドの設立、運営および清算から発生する、投資主および債権者の権利は、当該サブ・ファンドの資産に限定される。サブ・ファンドの資産は、該当するサブ・ファンドの投資主の権利ならびに当該サブ・ファンドの設立、運営および清算に関連して発生する請求の債権者の権利を充足するためのみ、利用される。新しいサブ・ファンドまたはクラスを設定すると、販売目論見書が必要に応じて更新されるか、または補遺により更新される。

本投資法人は投資者に対し、本投資法人への投資後に投資主名簿に投資者自身の氏名を記載された場合に投資主の権利（特に総会に参加する権利）からのみ利益を得ることに留意するよう求める。しかし、投資者が取次機関を通じ間接的に本投資法人に投資し、かかる取次機関が投資者のためにその名義で投資を行い、その結果として当該取次機関が投資者のために投資主名簿に記載される場合、上記の投資主の権利は投資者ではなく取次機関に認められることがある。したがって、投資者は、投資判断を行う前に自らの投資者としての権利について助言を求めることが望まれる。

個々のサブ・ファンドの純資産は全体として本投資法人の純資産総額を構成し、常に本投資法人の株式資本に相当する。本投資法人の株式資本は全額払込済株式と無額面株式で構成される。総会では投資主は、サブ・ファンドの株式価格の違いに関係なく、保有する株式一口につき一票の議決権を有する。特定のサブ・ファンドに関係する総会での議決に際して、当該サブ・ファンドの投資証券には一票の議決権が付与されている。本投資法人は法主体を構成する。株主との関係においては各サブ・ファンドは独立した法主体とみなされ、あるサブ・ファンドの資産は当該サブ・ファンドの負債だけを相殺するために使用することができる。投資証券クラスの間で負債を分離していないため、一定の状況下において、ヘッジありの投資証券クラスに関する為替ヘッジ取引により発生する負債が、同一サブ・ファンドの他の投資証券クラスの純資産価格に影響を及ぼす可能性がある。

本投資法人の取締役会は、適宜既存のサブ・ファンドを清算し、新たなサブ・ファンドを設立し、サブ・ファンド内で個別的な特性を有する様々な投資証券クラスを設定する権限を有する。英文目論見書は新たなサブ・ファンドが設立される度に更新される。

本投資法人に存続期間および総資産に関する制限はない。

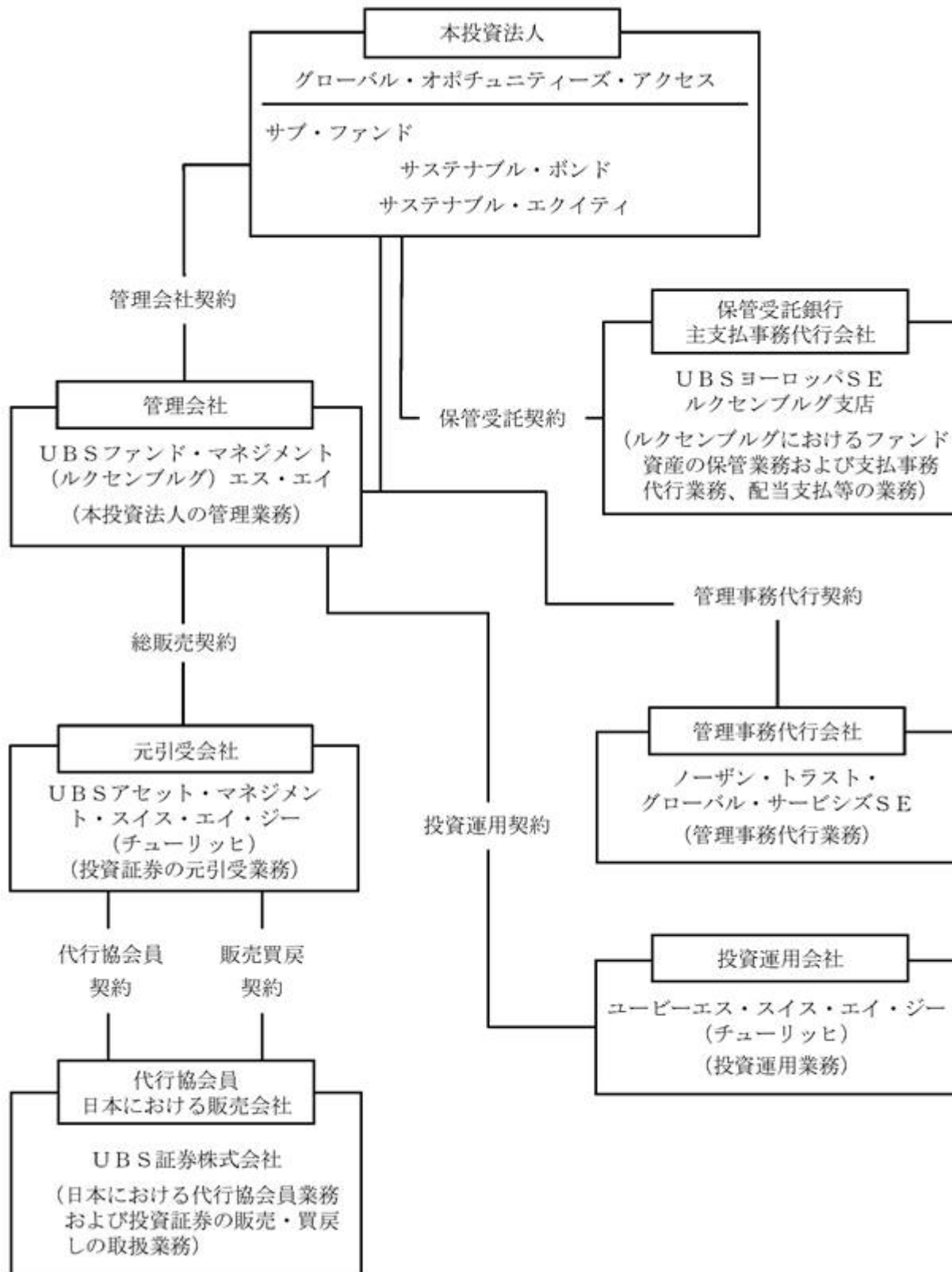
本投資法人は、2010年法パートIIに従う可変資本投資会社（SICAV）の法的形態によるオープン・エンド型投資信託（「UCI」）として、2008年1月10日に設立された。本投資法人は、2014年4月17日を発効日として、2010年法パートIIに基づくUCIから2010年法パートIに基づくUCIに変更された。本投資法人は2010年法パートIに基づき認可されている。

b. 外国投資法人の特色

本投資法人の主要な目的は、投資リスクを十分に考慮しつつ、市場サイクルを通して、元本の成長を達成することである。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. 本投資法人および関係法人の名称、運営上の役割および関係業務の内容

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス (Global Opportunities Access)	外国投資法人	2008年2月16日付で定款を締結。ファンド資産の運用、管理、投資証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ (UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.)	管理会社	本投資法人との間で管理会社契約（注1）（2017年7月31日効力発生）を締結。投資信託に関する法律に基づき、管理会社の職務および責任について規定している。
UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店 (UBS Europe SE, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主支払事務代行会社	2016年10月13日付で本投資法人との間で保管および支払事務代行契約（注2）を締結。ファンド資産の保管業務および支払事務について規定している。
ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE (Northern Trust Global Services SE)	管理事務代行会社	管理会社および本投資法人との間で管理事務代行契約（注3）（2017年10月1日効力発生）を締結。ファンドの登録事務・名義書換事務代行および投資証券の純資産価格の計算等の管理事務について規定している。
ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Switzerland AG, Zurich)	投資運用会社	管理会社との間で投資運用契約（改訂済）（注4）を締結。各サブ・ファンドに関しての運用会社業務および投資顧問業務について規定している。
UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ） (UBS Asset Management Switzerland AG, Zürich)	元引受会社	管理会社との間で総販売契約（注5）（2017年7月31日効力発生）を締結。投資証券の元引受業務について規定している。
UBS証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2021年4月16日付で元引受会社との間で代行協会員契約（注6）を締結。日本における代行協会員業務について規定している。2021年4月16日付で投資証券販売・買戻契約（注7）を締結。投資証券の販売および買戻しについて規定している。

（注1）管理会社契約とは、本投資法人により任命され、ルクセンブルグの法律に従い管理会社として行為し、本投資法人に対し、ポートフォリオの管理、管理事務代行ならびに登録・名義書換代行業務を行う他、当該契約に詳述される業務を提供することを約する契約である。

（注2）保管および支払事務代行契約とは、定款の規定に基づき、本投資法人によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行ならびに主支払事務代行会社が、有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務等および分配金支払い等を行うことを約する契約である。

- (注3) 管理事務代行契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行会社が、純資産価格計算、投資証券の発行、買戻し業務等を行うことを約する契約である。
- (注4) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注5) 総販売契約とは、管理会社によって任命された元引受会社が、投資証券の元引受業務を行うことを約する契約である。
- (注6) 代行協会員契約とは、ファンドのために元引受会社によって任命された日本における代行協会員が投資証券に関する目論見書の配布、投資証券1口当たりの純資産価格の公表等を行うことを約する契約をいう。
- (注7) 投資証券販売・買戻契約とは、投資証券の日本における募集の目的で投資証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいう。

(4) 【外国投資法人の機構】

① 統治に関する事項

本投資法人は3名以上のメンバーで構成される取締役会によって運営される。取締役会のメンバーが本投資法人の投資主である必要はない。

取締役は最長6年の在任期間に関して投資主総会により選任される。さらに、投資主総会では、取締役会メンバーの人数、これらの報酬およびこれらの任期を決定する。取締役会メンバーは、投資主総会において本人または代理人が出席した投資主が保有する投資証券の単純多数をもって選任される。

取締役会のメンバーは、投資主総会において、理由を示すことなく、解任または交代されうる。

取締役会メンバーの職が任期満了前に空位となった場合は、その時に選任されている取締役会の残りのメンバーが一時的に新規メンバーを選出することができ、投資主は当該選任直後の投資主総会で当該事項に関して最終決定を下す。

取締役会はメンバーの中から議長を1名選び、また副議長を1名以上選ぶ。取締役会は、秘書役を1名選任することができ、秘書役は取締役会のメンバーである必要はなく、取締役会会議および投資主総会の議事を記録し、保管する。取締役会会議は、議長または取締役会メンバー1名によって招集され、招集通知に記載する場所で開催される。

議長は取締役会会議および投資主総会の議長を務める。議長が不在の場合、投資主または取締役会メンバーは、単純多数をもって別の取締役会メンバーを、投資主総会の場合はその他の者を、議長に選任することができる。

取締役会は、本投資法人の運営上必要または好機である場合、上級従業員および業務執行取締役を選任することができる。かかる上級従業員は、本投資法人の投資主または取締役会のメンバーである必要はない。定款における別段の規定に従うことを条件に、かかる上級従業員は、取締役会によって付与された範囲内の権限を有する。

現実的な緊急時を除き、取締役会会議の招集通知は、書面によって、24時間前までに行われなければならない。参加者が合意した場合、書面による招集通知は、電報、テレックス、テレファックスまたは類似の通信手段に替えることができる。取締役会会議の時間および場所について取締役会の決議が存在する場合、別途通知する必要はない。取締役会メンバーは、電報、テレックス、テレファックスまたは類似の通信手段による書面で、取締役会会議において別の取締役に自己の代理権を付与することができる。複数を代理することが認められている。

全参加者の間で双方向のコミュニケーションが保証されたテレビ会議を通じて取締役会会議へ参加することが認められており、かかる参加は、参加者全員の出席を立証する。

取締役会は、取締役会メンバーのうち本人または代理人により少なくとも過半数が出席した場合、有効でありかつ行為することができる。ただし、取締役会が、その他の要件を定める場合はこの限りではない。

取締役会の決議は議事録に記録し、議事録は取締役会の議長が署名する。議事録は、取締役会の議長または取締役会のメンバー2名が署名した場合、法的な証拠となり得る。

取締役会による決議は、本人または代理人が出席する取締役会メンバーの単純多数をもって行われる。投票数が賛否同数の場合、取締役会の議長の票が決定票となる。

取締役会メンバー全員が承認し、署名した書面決議は、取締役会会議における決議と同等である。かかる決議は、テレックス、テレファックスまたは同様の通信手段をもって書面による取締役会の全メンバーの承認を得ることができる。かかる承認は、いかなる場合も、書面により確認され、かかる確認書は当該決議の議事録に添付される。

② 運用体制

本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。

（５）【外国投資法人の出資総額】

各会計年度末および2021年２月末日現在の各サブ・ファンドの出資総額および各クラス投資証券の発行済投資証券総数は以下のとおりである。

なお、発行可能投資口総口数には制限がない。

（サステナブル・ボンド）

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	米ドル	百万円		
2019年７月末日に終了する 会計年度末	41,883,983.39	4,637	クラスF-acc 投資証券	69,329.4990
2020年７月末日に終了する 会計年度末	215,326,051.68	23,839	クラスF-acc 投資証券	299,025.7570
2021年２月末日現在	547,901,344.66	60,658	クラスF-acc 投資証券	1,000,025.9050

（注１）サブテナブル・ボンドは2019年５月13日に運用が開始され、クラスF－a c c投資証券は2019年５月13日に運用が開始された。

（注２）米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、2021年３月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝110.71円）による。

（サステナブル・エクイティ）

	出資総額		発行済投資証券総数 (口)	
	米ドル	百万円		
2019年７月末日に終了する 会計年度末	42,507,045.93	4,706	クラスF-acc 投資証券	68,094.6390
2020年７月末日に終了する 会計年度末	223,896,081.91	24,788	クラスF-acc 投資証券	285,103.9310
2021年２月末日現在	566,240,353.78	62,688	クラスF-acc 投資証券	806,138.8260

（注）サブテナブル・エクイティは2019年５月13日に運用が開始され、クラスF－a c c投資証券は2019年５月13日に運用が開始された。

（６）【主要な投資主の状況】

1993年４月５日付ルクセンブルグ法第41条により課されるルクセンブルグ銀行機密規定（改訂済）により、当該サブ・ファンドの主要な投資主に関する情報は公開できない。

2【投資方針】

（1）【投資方針】

投資目的

本投資法人の主要な目的は、投資リスクを十分に考慮しつつ、市場サイクルを通して元本の成長を達成することである。

各サブ・ファンドの投資方針

一般

各サブ・ファンドの投資方針は、下記「＜サブ・ファンド＞」の項に記載されている。各サブ・ファンドは、下記「＜サブ・ファンド＞」の関連する項目に記載されるその他の制限に従い、さらに、下記「（４）投資制限」に記載される投資制限に従う。

投資者は、個々のサブ・ファンドおよび／またはクラスの表示通貨が（それらが異なる場合）、それぞれのサブ・ファンドまたはクラスの純資産価額を算出する通貨のみを指し、かかるサブ・ファンドの投資が行われる通貨ではないことに留意すべきである。投資は、サブ・ファンドのパフォーマンスに最も資する通貨で行われる。各サブ・ファンドは、投資に用いるいずれの通貨においても、流動性資産を補助的に保有することができる。

ESGインテグレーション

投資運用会社は、重大なサステナビリティおよび／または環境上の、社会的な、かつ企業のガバナンスとしての要因をリサーチおよび投資のプロセスに統合することをESGインテグレーションと定義している。ESGインテグレーションは、特定の倫理的な原則または規範に左右されるのではなく、投資リターンに影響を及ぼしかねない重大なESGリスクを考慮することにより行われる。重大なサステナビリティ／ESG問題の分析には、様々な側面（カーボン・フットプリント、従業員の健康および福祉、人権、サプライ・チェーンの管理、顧客の公平な取扱いならびにガバナンス等）の多数の異なる側面が含まれることがある。ESG統合型ファンドは、投資ユニバースが制約を受けている、ESG特性を推進している投資信託またはサステナビリティもしくはインパクトにおける具体的な目標を有する投資信託とは異なり、財務パフォーマンスを最大化することを主に目指す投資信託であり、そのためESGの諸側面が投資プロセスにおけるインプット要因となっている。

金融派生商品の利用

サブ・ファンドは、ヘッジもしくはポートフォリオの効率的運用を目的として、または下記「＜サブ・ファンド＞」の関連する項目に記載される投資戦略の一環として、金融派生商品を利用する権限を有する。下記「＜サブ・ファンド＞」の関連する項目に別段の記載がない限り、金融派生商品を利用するサブ・ファンドは、その利用目的をヘッジおよび／または効率的なポートフォリオ運用に限定し、かつ下記「（４）投資制限」で定められる制限内で利用する。投資者は、金融派生商品に関して考慮すべき特別リスクについて下記のリスク要因を参照すべきである。サブ・ファンドは、店頭取引の相手を当該取引を専門とする一流金融機関に限定する。

担保の運用

本投資法人が店頭取引を実行する場合、本投資法人は店頭取引相手の信用力に関連するリスクを負うことがある。本投資法人が先物契約およびオプション取引を行うかまたはその他の派生技法を利用する場合、本投資法人は店頭取引相手が特定または複数の契約に基づくその債務を履行しないことがある（または履行することができない）リスクを負うことがある。取引相手リスクは、担保を預託することにより軽減することができる。

担保は流動性の高い通貨、流動性の高い株式および高格付の政府債のような流動資産の形で提供される場合がある。本投資法人は、（客観的かつ適切な評価を行った後）適切な期間内に換金が可能であるとされる金融商品のみを、担保として認める。本投資法人または本投資法人が選任するサービス提供会社は、最低一日一回、担保の評価額を精査しなければならない。本投資法人は、当該担保に関連するリスクを適切に考慮するために、要求される担保価値を引き上げるべきか、またはかかる評価額を慎重に算定される適切な金額に減額（元本減免－ヘアカット）すべきかを判断する。担保の評価額の変動が大きいほど、引き下げ額は大きくなる。減額幅は株式が最大である。担保として預託される有価証券は、本投資法人に代わり保管受託銀行が保有し、本投資法人はかかる証券の売却、投資または担保権設定を行うことはできない。

本投資法人は、譲渡された担保を主に地理的分散、複数市場間での分散、集中リスクの分散により適切に分散することを徹底する。担保として保有され、かつ単一発行体が発行する証券および短期金融商品が、各サブ・ファンドの純資産価額の20%を超えない場合、十分に分散されているとみなされる。

本投資法人は、上記の項の免除条項を受け、かつCSSF指令14/592により施行されたETFおよびその他のUCITS銘柄に関するESMAガイドライン2014/937（随時修正済）の改正後の第43条（e）（以下「ESMAガイドライン」という。）に従い、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、第三国または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する様々な譲渡性のある証券および短期金融商品により完全に担保されることができる。この場合、本投資法人は必ず、少なくとも6つの異なる銘柄の証券を受領しなければならないが、一銘柄の証券が各サブ・ファンドの純資産価額の30%を超えてはならない。

本投資法人の取締役会は、上記の免除条項を利用し、米国、日本、英国、ドイツおよびスイスの各サブ・ファンドの純資産価額の50%を上限として、EU加盟国、その一もしくは複数の現地当局、OECD加盟国、または一もしくは複数のEU加盟国が属する公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品による担保を受領する旨を決定した。

本投資法人の取締役会は、以下の表内の金融商品を、店頭取引派生商品からの担保として本投資法人が受領可能である旨を承認し、これらの金融商品に対して以下のヘアカットを適用する旨決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定および変動利付金融商品	
スイスフラン、ユーロ、英ポンド、米ドル、日本円、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル建ての流動性のある資金	0%
オーストラリア、オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、フランス、日本、ノルウェー、スウェーデン、英国、米国のうちのいずれか1か国が発行する短期商品（1年以内）（発行国の最低格付はA）	1%
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が中期（1－5年）の商品	3%
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が長期（5－10年）の商品	4%
上記と同じ要件を満たし、かつ満期までの残存期間が超長期（10年超）の商品	5%
満期までの残存期間が10年以内の米国TIPS（インフレ連動債）	7%

米国債ストリップス債またはゼロクーポン債（満期までの残存期間を問わない。）	8 %
満期までの残存期間が10年を超える米国TIPS（インフレ連動債）	10%

効率的なポートフォリオ運用において本投資法人が担保として受領する適格性がある商品は、「投資制限」の2.24項に定められている。

レポ契約／リバース・レポ契約および証券貸付契約ならびにOTC金融派生商品取引および効率的なポートフォリオ運用技法のための担保の運用

サブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、CSSFにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、CSSFの要件に従い、かつ投資制限に詳述されるとおり、レポ契約、リバース・レポ契約、証券貸付契約（「EPM技法」）ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（「技法」）を採用することができる。レポ契約とは、一方の当事者が、ある証券を相手方当事者に対して売却すると同時に、当該証券を指定された将来の日に当該証券の表面利率とは無関係の市場金利を反映した指定価格で買い戻す取り決めを行う取引である。リバース・レポ契約とは、サブ・ファンドが、ある証券を相手方当事者から購入すると同時に当該証券を合意された日にかかる価格で相手方当事者に売却することを約束する取引である。証券貸付契約とは、「ローン」の対象である証券の権原を「貸主」から「借主」に移転し、借主が将来の日に貸主に「これに相当する証券」を交付することに合意する契約である（「証券貸付」）。

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバース・レポ契約および証券貸付契約に適用される。

- (i) レポ契約／リバース・レポ契約または証券貸付契約の取引相手方は、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体である。取引相手方は信用査定に従う。取引相手方がESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が取引相手方の信用格付を（Moody'sによる）A 2またはそれを下回る格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。
- (ii) 本投資法人はいつでも、貸付された証券をリコールできるか、または締結した証券貸付契約を終了できなければならない。
- (iii) 本投資法人がリバース・レポ契約を締結する場合、本投資法人は、発生ベースまたは時価評価ベースのいずれかにより現金全額（リコールの実施時まで発生する利息を含む。）のリコールまたはリバース・レポ契約の終了をいつでも行えることを徹底しなければならない。現金のリコールをいつでも時価評価ベースで行える場合、該当するサブ・ファンドの純資産価額の算出のためにリバース・レポ契約の時価評価額を利用しなければならない。7日以内の固定期間のリバース・レポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなすべきである。
- (iv) 本投資法人がレポ契約を締結する場合、本投資法人はレポ契約に従い証券をリコールするか、または締結済のレポ契約の終了をいつでも行えるよう徹底しなければならない。7日以内の固定期間のレポ契約は、本投資法人がいつでも資産をリコールできるという条件付の契約であるとみなされるべきである。
- (v) レポ契約／リバース・レポ契約または証券貸付契約は、UCITS指令の目的上の借入または貸付を構成するものではない。
- (vi) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じるすべての収益（直接および間接の運営コスト／費用控除後）は、該当するサブ・ファンドに返却される。

- (vii) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは帳簿外収益を含んではない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

効率的なポートフォリオ運用の技法に関するさらに詳細な情報については、本書「3 リスク要因」を参照のこと。

レバレッジ

バリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）アプローチを用いるUCITSのレバレッジは、CSSF指令11／512に従い、各サブ・ファンドが利用する派生商品の「想定元本の総額」として定義される。投資主は、この定義により特に以下に述べる理由からレバレッジが人為的に高くなり、実際の経済的リスクを正しく反映していない場合があることに留意すべきである。

- － 派生商品の利用が投資目的であるかヘッジ目的であるかにかかわらず、想定元本の総額によるアプローチに従い計算されるレバレッジが増加する。
- － 金利派生商品の存続期間を考慮しない。その結果、短期金利派生商品の経済的リスクがかなり低いにもかかわらず、短期金利派生商品において長期金利派生商品と同等のレバレッジが発生する。

VaRアプローチを用いるUCITSの経済的リスクは、UCITSリスク管理プロセスにより管理される。ここには、派生商品を含むあらゆるポジションの市場リスクを含めて算出したVaRに対する制限が含まれる。VaRは、包括的ストレステスト・プログラムにより補完される。

VaRアプローチを用いる各サブ・ファンドのレバレッジの平均は、以下の表に示す範囲内になると予想される。レバレッジは、想定元本の総額と該当するサブ・ファンドの純資産価額との比率として以下の表に示されている。一定の状況下では、すべてのサブ・ファンドについてレバレッジ額がより大きくなる可能性がある。

サブ・ファンド	グローバル・リスク計算法	予想レバレッジ比率	参照ポートフォリオ
サステナブル・ボンド	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし
サステナブル・エクイティ	コミットメント・アプローチ	該当なし	該当なし

証券金融取引およびトータル・リターン・スワップのエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約／リバース・レポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約		リバース・レポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
サステナブル・ボンド	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%
サステナブル・エクイティ	0%	20%	0%	20%	0%	20%	0%	20%

<サブ・ファンド>

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス－サステナブル・ボンド

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブ運用され、その投資目的は債券資産におけるサステナブルな投資に直接または間接的に投資する対象UCIに主に投資することにより資産を保全することである。サブ・ファンドは、欧州連合（EU）の金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に基づき、管理会社により、環境、社会およびガバナンス的特性を促進するものとして分類されている。サブ・ファンドの資産（現金を除く。）の3分の2以上は、サステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境（E）および／または社会（S）の特性を促進する投資戦略に、また、サステナビリティ関連開示規則第9条に基づきサステナブルな投資または二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に投資するものとする。

サステナブルな投資は、以下の4つのESGカテゴリーの1つを含むものとする。

a) ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド

企業の経営陣にESGの課題や機会に関するパフォーマンスの改善を働きかけるために、ファンド・マネージャーがBBB-を下回る格付けが付された発行体の債券のポジションを積極的に取るアプローチ。

b) 開発債

国際開発金融機関（MDBs）が発行する債券。MDBsは、持続的な経済成長のための資金調達を目的として、複数の国の政府から支援を受けている。

c) グリーンボンド

環境プロジェクトに充当する資金を調達するための債券。発行体には、企業、地方自治体、開発銀行が含まれる。

d) ESGリーダー債

様々な重要なESG課題を管理し、競合他社よりも優れた機会を捉えている企業が発行する債券。サブ・ファンドは、資産（現金を除く。）の3分の1を上限として、サステナビリティ関連開示規則第6条に基づき分類される投資戦略に投資することができる。

サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資運用会社は、異なる資産クラスへのエクスポージャーを取るために、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券およびデリバティブおよび単一銘柄の債券等の異なる種類の投資商品に投資することができる。

サブ・ファンドは、債券、株式および／またはコモディティなどの異なる資産クラスに分散することができる一方で、純資産価額の少なくとも50%を債券資産に直接または間接的に投資する。サブ・ファンドの投資目的を達成するために、投資運用会社は、（i）オルタナティブ投資戦略を追求する

UCITSまたはその他のUCI、（ii）（貴金属、コモディティ、不動産資産（ただし、現金決済されることを条件とする。）へのエクスポージャーを与える派生商品が組み込まれていない仕組み商品等の）UCITS適格投資対象（後記「（４）投資制限」に記載される2010年法パート I の適格要件および制限に従う。）に投資することができる。ただし、サブ・ファンドは、上記（ii）のUCITS適格投資対象に純資産価額の5%を超えて投資しないものとする。サブ・ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的ならびに金利および為替エクスポージャーの管理の目的で、先物および先渡契約、スワップ、オプションその他の幅広いデリバティブ商品を使用する可能性がある。投資対象へのエクスポージャーの増減は、デリバティブ商品を使用したロングおよびショート・ポジションを伴う。デリバティブの使用は、時として極めて大きなものとなる。

サブ・ファンドの資産はリスク分散の原則に従い投資される。サブ・ファンドはアクティブ運用され、ベンチマーク指数による制約を受けない。ベンチマーク指数は、パフォーマンスの比較目的のために使用されない。

サブ・ファンドは、流動性確保のために、短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、ボラティリティが低いことが予想され、資産を保全することを目的とし、グローバルに分散化されたポートフォリオを求める投資者に適している。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス―サステナブル・エクイティ

目的と戦略

サブ・ファンドはアクティブ運用され、その投資目的は株式市場におけるサステナブルな投資に直接または間接的に投資する対象UCIに主に投資することにより資産を長期で成長させることである。サブ・ファンドは、欧州連合（EU）の金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に基づき、管理会社により、環境、社会およびガバナンス的特性を促進するものとして分類されている。サブ・ファンドの資産（現金を除く。）の3分の2以上は、サステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境（E）および／または社会（S）の特性を促進する投資戦略に、また、サステナビリティ関連開示規則第9条に基づきサステナブルな投資または二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に投資するものとする。

サステナブルな投資は、以下の4つのESGカテゴリーの1つを含むものとする。

a) ESGエンゲージメント・エクイティーズ

企業の経営陣にESGの課題や機会に関するパフォーマンスの改善を働きかけるために、ファンド・マネージャーが株式持分を積極的に取得するアプローチ。

b) ESGテーマ別株式

特定の環境や社会的課題に取り組む製品やサービスを販売している企業、および／または、男女共同参画などの単一のESG要素の管理に特に優れた事業を行っている企業の株式。

c) 改善型ESG株式

様々な重要なESG課題および機会の管理を改善している企業の株式。

d) ESGリーダー株式

様々な重要なESG課題を管理し、競合他社よりも優れた機会を捉えている企業が発行する株式。

サブ・ファンドは、資産（現金を除く。）の3分の1を上限として、サステナビリティ関連開示規則第6条に基づき分類される投資戦略に投資することができる。

サブ・ファンドの基準通貨は米ドルである。

投資運用会社は、異なる資産クラスへのエクスポージャーを取るために、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券および金融派生商品および単一銘柄の株式等の異

なる種類の投資商品に投資することができる。サブ・ファンドは、債券、株式および／またはコモディティなどの異なる資産クラスに分散することができる一方で、直接または間接的に株式市場へのエクスポージャーを大きくとることを目指す。サブ・ファンドは、純資産価額の少なくとも51%を直接または間接的に株式に投資する。サブ・ファンドの投資目的を達成するために、投資運用会社は、（i）オルタナティブ投資戦略を追求するUCITSまたはその他のUCI、（ii）（貴金属、コモディティ、不動産資産（ただし、現金決済されることを条件とする。）へのエクスポージャーを与える派生商品が組み込まれていない仕組み商品等の）UCITS適格投資対象（後記「（4）投資制限」に記載される2010年法パートIの適格要件および制限に従う。）に投資することができる。ただし、サブ・ファンドは、上記（ii）のUCITS適格投資対象に純資産価額の5%を超えて投資しないものとする。

サブ・ファンドは、投資目的および効率的なポートフォリオ運用の目的ならびに金利および為替エクスポージャーの管理の目的で、先物および先渡契約、スワップ、オプションその他の幅広い金融派生商品を使用する可能性がある。投資対象へのエクスポージャーの増減は、金融派生商品を使用したロングおよびショート・ポジションを伴う。金融派生商品の使用は、時として極めて大きなものとなる。

サブ・ファンドの資産はリスク分散の原則に従い投資される。サブ・ファンドはアクティブ運用され、ベンチマーク指数による制約を受けない。ベンチマーク指数は、パフォーマンスの比較目的のために使用されない。

サブ・ファンドは、流動性確保のために、短期金融商品、現金または現金等価物を保有することができる。

典型的な投資者の特徴

サブ・ファンドは、基準通貨が米ドルで、ボラティリティが高いことが予想され、資産を長期で成長させることを目的とし、主に株式市場へのエクスポージャーを取りグローバルに分散化されたポートフォリオを求める投資者に適している。

（2）【投資対象】

上記「（1）投資方針」を参照のこと。

（3）【分配方針】

サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金支払いに対する権利を付与している場合に限り、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主総会は、本投資法人の取締役会の提案に従い、かつ各サブ・ファンドの年次決算後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配金を支払うか否か、またどの程度の分配金を支払うかを決定する。分配金の支払いの結果として、本投資法人の純資産が法律に定める最低資産額を下回ってはならない。分配を行う場合、会計年度が終了してから4か月以内に支払いを行うものとする。

取締役会は、中間配当を支払う権限および分配金の支払いを中止する権限を有する。本投資法人は、各サブ・ファンドのクラスにおいて累積型クラス（－acc）および分配型クラス（－dist）を発行することができる。累積型クラス（－acc）は、その収益をすべて資本に組み入れるのに対し、分配型クラス（－dist）は配当を支払う。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金および割当金に対する権利は失効し、関係するサブ・ファンドまたはその投資証券クラスに返還されるものとする。当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが既に清算している場合、分配金および割当金は本投資法人の残存するサブ・ファンドまたは関係するサブ・ファンドの残存する投資証券クラスにそれぞれの純資産に応じて計上される。投資主総会は本投資法人の取締役会の提案に従い、正味投資収入およびキャピタル・ゲインの割当ての一

部として無償投資証券の発行を決定することができる。収入調整金は分配金と実際に収入を受け取る権利が一致するように算出される。

投資証券の券面が発行されている場合、分配金はクーポンの提出により支払われる。本投資法人が支払い方法を決定する。

（４）【投資制限】

本投資法人およびサブ・ファンドは、以下の投資制限に従う。サブ・ファンドの資産の運用は、以下の投資制限の範囲で行われる。

サブ・ファンドには、本書の関連部分に記載された投資制限が追加される可能性がある。

1. 投資対象および投資制限

1.1 本投資法人の投資対象は以下のみとする。

- （a）EU加盟国の証券取引所に正式に上場されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- （b）他の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- （c）証券取引所に正式に上場されているか、または西欧、東欧、アジア、オセアニア、アメリカ大陸もしくはアフリカのいずれかの別の国の規制を受ける市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融商品
- （d）新規発行の譲渡性のある証券および短期金融商品。ただし、（i）発行条件に、上記1. 1（a）、（b）および（c）に記載される証券取引所または規制を受ける市場への正式な上場許可申請を行う旨が盛り込まれていること、ならびに（ii）かかる許可が発行から一年以内に下りることを条件とする。
- （e）EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条（2）a）およびb）が定義するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券。ただし、（i）かかるその他のUCIが、EU法に規定されるものと同等であるとルクセンブルグの監督当局がみなす監督に服する旨および当局との間の協力が十分に保証される旨を定める法律に基づき認可されていること、（ii）かかるその他のUCIの受益者の保護水準がUCITSの受益者に提供されるものと同等であること。特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、（iii）かかるその他のUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行えるように半期報告書および年次報告書で報告されること、（iv）取得が完了しているUCITSまたはその他のUCIの純資産の10%を超えて、そのファンドの規則または設立文書に従い、他のUCITSまたはその他のUCIの受益証券に投資しないことを条件とする。
- （f）要求払いができまたは引出権があり、かつ期間が12か月までの金融機関への預金。ただし、金融機関の登記上の事務所がEU加盟国にあること、またはEU非加盟国に金融機関の登記上の事務所がある場合はCSSFがEU法に基づくものと同等とみなす健全性の規則に服していることを条件とする。
- （g）上記1. 1（a）、（b）および（c）に記載される規制を受ける市場で取引されている金融派生商品（同様の現金決済商品を含む。）および／または店頭派生商品。ただし、（i）裏付け商品が、本書に記載される自らの投資目的に基づいてサブ・ファンドが投資することができる上記1.1に挙げる商品、金融指数、金利、外国為替相場または通貨であること、（ii）店頭派生商品の取引相手が、一流の金融機関であること、および（iii）店頭派生商品が、日々行われる信頼できる検証可能な評価の対象であり、本投資法人の戦略に基づき公正価値でいつでも相殺取引により売却、清算または手仕舞いできることを条件とする。
- （h）規制を受ける市場で取引される短期金融商品以外の短期金融商品。ただし、その発行または発行体自身が投資家および貯蓄の保護のための規制が適用されている場合に限り、また、かかる

商品が、（i）EU加盟国の中央、地域、地方の機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州連
合もしくは欧州投資銀行、EU非加盟国、もしくは連邦国家の場合に連邦の加盟国、もしくは一
国もしくは複数国のEU加盟国が属する公的国際機関が発行もしくは保証していること、または
（ii）上記1.1（a）、1.1（b）もしくは1.1（c）に記載した取引所に上場されているもしくは
は規制を受ける市場で有価証券が取引されている事業体が発行していること、または（iii）EU
法に定められる基準に基づく健全性の監督に服する機関、もしくはEU法に定められるものと少
なくとも同程度に厳格であるとCSSFがみなす健全性の規則に服しこれを遵守している機関が発
行もしくは保証していること、または（iv）CSSFが承認したカテゴリーに属するその他の発行
体が発行していること。ただし、かかる商品への投資には上記の第1文、第2文および第3文
に定めるものと同等の投資家保護規則が適用され、発行体が、（A）1,000万ユーロ以上の資本
金および準備金を有し、かつ、指令2013/34/EUに従い年次決算書を作成および公表する法人
であるか、（B）一社以上の上場企業を擁する、グループ内の資金調達を担当する法人である
か、または（C）銀行の流動性枠から利益を得る証券化ビークルの資金調達を担当する法人で
あることを条件とする。

- 1.2 ただし、各サブ・ファンドは、（a）純資産の10%を上限として上記1.1に記載されるもの以外
の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資すること、ならびに（b）付随的に流動性のある
資産を保有することができる。

リスク分散

- 1.3 本投資法人は、リスク分散原則に従い、サブ・ファンドの純資産の10%を超えて単一かつ同一の
発行体の譲渡性のある証券または短期金融商品に投資してはならない。純資産の5%を超えて投
資する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融商品の総価値が、関連サブ・ファンドの純資
産価額の40%を超えてはならない。当該制限は、健全性の監督に服する金融機関への預金および
同機関との店頭派生商品の取引には適用されない。
- 1.4 本投資法人は、サブ・ファンドの純資産の20%を超えて同一機関への預金に投資してはならな
い。
- 1.5 店頭派生商品およびEPM技法取引におけるサブ・ファンドの取引相手に関するリスク・エクス
ポージャーが、（a）取引相手が上記1.1（f）に記載される金融機関である場合にサブ・ファ
ンドの純資産の10%を、（b）その他の場合にサブ・ファンドの純資産の5%を超えてはならな
い。
- 1.6 サブ・ファンドは、上記1.3、1.4および1.5に定める個々の制限にかかわらず、サブ・ファンド
の純資産の20%を超える（a）単一機関により発行される譲渡性のある証券または短期金融商品
への投資、（b）単一機関への預金、および／または（c）単一機関との間で行われる店頭派生
商品の取引から生じるエクスポージャーを累計してはならない。
- 1.7 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国に登録上の事務所を有し、法律により当該国において
債券保有者を保護するために策定される公的監督に服する金融機関が発行する特定の債券の場
合、25%に引き上げられる。特に、かかる債券の発行に起因する資金は、法律に従い、債券の存
続期間を通じてその発行から発生する金銭債務を十分にカバーし、かつ発行体が債務不履行に
陥った場合に元利金の支払を優先的に割り当てられる資産に投資するものとする。さらに、サ
ブ・ファンドが単一かつ同一の発行体の債券に純資産の5%を超えて投資する場合、当該投資の
総額が、当該サブ・ファンドの純資産の80%を超えてはならない。
- 1.8 上記1.3に定める10%の上限は、EU加盟国もしくはその地方機関、他のOECD加盟国、または一か
国以上のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券および
短期金融商品の場合、35%に引き上げられる。

- 1.9 上記1.7および1.8に定める特別規則に該当する譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記1.3に記載されるリスク分散の40%の上限を計算する際には計算に入れない。
- 1.10 上記1.3ないし1.8に定める制限を累計できないため、同一発行体が発行する譲渡性のある証券もしくは短期金融商品または当該機関への預金もしくは派生商品への投資は、いかなる場合も合計でサブ・ファンドの純資産の35%を超えることはない。
- 1.11 指令2013/34/EUまたは国際的に認められる会計基準に基づいて定められる連結財務諸表の目的と同じ企業グループに含まれる企業は、上記1.3ないし下記1.12に記載する上限を計算する目的において、同一の発行体とみなされる。
- 1.12 サブ・ファンドは、累計してその純資産の20%を上限として、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することができる。

認められる例外

- 1.13 下記1.24に定める制限に反することなく、上記1.3ないし1.12に定める制限は、本書に従い、該当するサブ・ファンドの投資目的および投資方針がCSSFにより認められる一定の株式または債券の指数への連動を目的としている場合に、同一機関が発行する株式および／または債券への投資の場合に最大20%まで引き上げることができる。ただし、（a）指数の構成が十分に分散され、（b）指数がその参照する市場の適正ベンチマークを示し、（c）指数が適切に公開されていることを条件とする。
- 上記の20%の上限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制を受ける市場での例外的な市況により正当化される場合、単一機関に限り35%まで引き上げることができる。
- 1.14 本投資法人は、リスク分散の原則に従い、サブ・ファンドの純資産の100%を上限として、EU加盟国もしくはその地方当局、他のOECD加盟国、OECD非加盟国（現在、ブラジル、インドネシア、ロシアおよび南アフリカ）、または一か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する様々な証券の募集を通じて、譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを認められている。これらの有価証券は、少なくとも6銘柄以上に分割しなければならない、単一かつ同一の銘柄の有価証券がサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えてはならない。

UCITSおよび／またはその他のUCIへの投資

- 1.15 サブ・ファンドは、上記1.1（e）に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができる。ただし、単一のUCITSまたはその他のUCIの受益証券への投資がサブ・ファンドの純資産の20%を超えてはならない。UCITSまたはその他のUCIが複数の（2010年法第181条の意味における）コンパートメントを有し、かつ一コンパートメントの資産を当該コンパートメントに関連する投資家の権利ならびに当該コンパートメントの設定、運用および償還に関連して生じた請求権を有する債権者の権利を満たすためにのみ使用することができる場合、各コンパートメントは上記の上限を適用する目的において個別の発行体とみなされる。
- 1.16 UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計してサブ・ファンドの純資産の30%を超えてはならない。
- 1.17 サブ・ファンドがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得する場合、かかるUCITSまたはその他のUCIの資産を上記1.3ないし1.12に定める制限のために累計する必要はない。
- 1.18 サブ・ファンドが、直接にまたは代理人により、同一の管理会社により、もしくは共通の管理もしくは支配によりもしくは直接もしくは間接の実質的保有（議決権もしくは株式資本の10%以上とみなされる。）により管理会社と連結しているその他の会社により運用される他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、サ

ブ・ファンドによるかかるUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料、転換手数料または買戻手数料を課してはならない。

- 1.19 サブ・ファンドが、直接にまたは代理人により、同一の管理会社により、もしくは共通の管理もしくは支配によりもしくは直接もしくは間接の実質的保有（議決権もしくは株式資本の10%以上とみなされる。）により管理会社と連結しているその他の会社により運用されていない他のUCITSおよび／またはその他のUCIに、自らの資産の大部分を投資する場合、サブ・ファンドとサブ・ファンドの投資先である他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される運用報酬の上限を、販売目論見書の関連部分に開示する。
- 1.20 本投資法人の年次報告書に、各サブ・ファンドならびにサブ・ファンドとサブ・ファンドの投資対象であるUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される運用報酬の上限比率を記載する。

制限、複数のコンパートメントを有するUCITSおよびその他のUCI

- 1.21 本投資法人は、本投資法人の支配の及ばない理由または引受権の行使により下記3に記載する制限を超える場合、投資主の最善の利益を考慮した上で売却取引において所定の期間内にこれらのポジションを低減することを優先しなければならない。
- 1.22 新たに設定されるサブ・ファンドは、リスク分散投資の原則を引き続き遵守することを条件として、当初設定日から6か月間は上記1.3ないし1.18に記載した制限に従わなくてもよい。
- 1.23 UCITSおよびその他のUCIが複数のコンパートメントを有し、かつ、一コンパートメントの資産を当該コンパートメントに関連する投資家の権利ならびに当該コンパートメントの設定、運用および償還に関連して生じる請求権を有する債権者の権利を満たすためにのみ使用することができる場合、各コンパートメントは、上記1.3ないし1.12、1.13、1.14および1.15ないし1.20に記載する制限を適用する目的において個別の発行体とみなされる。

投資上の禁止事項

- 1.24 本投資法人は、以下の行為を行ってはならない。
- (a) 本投資法人が発行体の経営に重大な影響を及ぼすことが可能になる議決権付株式を取得すること。
 - (b) (i) 単一かつ同一発行体の議決権のない投資証券の10%以上、(ii) 単一かつ同一発行体が発行する債務証券の10%、(iii) 単一かつ同一発行体が発行する短期金融商品の10%、または(iv) 単一かつ同一のUCITSおよび／もしくはその他のUCIの受益証券の25%を超えて取得すること。後3者について、債務証券もしくは短期金融商品の総額または発行済有価証券の純額を取得時に決定することが不可能である場合、かかる制限を取得時に遵守する必要はない。2010年法第48条第3項に従い、EU加盟国もしくはその地方機関もしくは他のOECD加盟国が発行もしくは保証するか、または一か国以上のEU加盟国が加盟している公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品は、上記の制限を免除される。
 - (c) 上記1. 1 (e) (g) および (h) に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品およびその他の適格投資対象の空売り。
 - (d) 貴金属またはそれに関連する証書の取得。
 - (e) 不動産への投資およびコモディティまたはコモディティ契約の購入または販売。
 - (f) 特定のサブ・ファンドのための借入れ。ただし、(i) 為替ヘッジ取引の不足額をカバーするためまたは投資主からの買戻請求の資金を得るためのバック・ツー・バック・ローンによる借入れ、(ii) 一時的かつ当該サブ・ファンドの純資産額の10%を超えない借入れを除く。
 - (g) 第三者のための貸付または保証人となること。全額払込済でない上記1. 1 (e) (g) および (h) に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品およびその他の適格投資対象の購入は、本制限の対象には入らない。

サブ・ファンド間の投資

- 1.25 サブ・ファンド（以下「投資元のサブ・ファンド」という。）は、一または複数の他のサブ・ファンドに投資することができる。投資元のサブ・ファンドによる他のサブ・ファンド（以下「投資先のサブ・ファンド」という。）の投資証券の取得には、以下の条件が適用される。
- （a）投資先のサブ・ファンドは、投資元のサブ・ファンドに投資してはならない。
 - （b）投資先のサブ・ファンドは、自らの純資産の10%以上を上記1.1（e）に記載されるUCITS（他のサブ・ファンドを含む。）またはその他のUCIに投資してはならない。
 - （c）投資先のサブ・ファンドの投資証券に付帯する議決権を投資元のサブ・ファンドが投資している間は停止する。
 - （d）投資元のサブ・ファンドが保有する投資先のサブ・ファンドの投資証券の価額が、125万ユーロの最低資本要件の遵守を査定する目的において考慮されない。
 - （e）運用報酬、申込手数料、買戻手数料の二重請求を禁止する。

2. 金融派生商品およびポートフォリオの効率的運用技法の利用

金融派生商品およびEPM技法

- 2.1 本投資法人は、（i）常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク特性全体への寄与度の監視および測定を可能とするリスク管理プロセス、ならびに（ii）店頭派生商品の価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。
- 2.2 サブ・ファンドは、金融派生商品に関する自らのグローバル・エクスポージャーが自らのポートフォリオの純資産総額を超えないようにする。
- 2.3 エクスポージャーは、原資産の時価、取引相手方のリスク、将来の市場変動およびポジションを清算するために利用可能な時間を考慮した上で算出される。これは、以下の各項にも適用される。
- 2.4 サブ・ファンドは、その投資方針の一部として金融派生商品に投資することができる。ただし、原資産に対するそのエクスポージャーが、総額で上記1.3ないし1.12に定める投資上限額を超えてはならない。サブ・ファンドは、いかなる状況でも、その運用により本書に定めるその投資目的を逸脱するものではない。サブ・ファンドが指数ベースの金融派生商品に投資する場合、当該商品を上記1.3ないし1.12に定める上限の目的において累計しなくてもよい。
- 2.5 譲渡性のある証券または短期金融商品が派生商品を組み入れている場合、本書に定める要件を遵守する際に派生商品を考慮しなければならない。
- 2.6 本投資法人の年次報告書に、関連報告期間に金融派生商品取引を行う各サブ・ファンドに関して、（a）金融派生商品を通じて得られる投資対象の資産に対するエクスポージャー、（b）当該金融派生商品の取引相手の身元、（c）取引相手方リスクに対するエクスポージャーを軽減するために受領した担保の種類および金額に関する詳細を記載する。
- 2.7 サブ・ファンドは、以下の条件に従いEPM技法を利用することを認められる。
- （a）費用効率の高い方法で換金されるという点において経済的に適切である。
 - （b）以下のうちの一または複数の明確な目的のために行われる。
 - （i）リスクの低減
 - （ii）コストの削減
 - （iii）本投資法人のリスク特性および本「（4）投資制限」に記載するリスク分散ルールに一致するリスク水準で行われる本投資法人のための追加的な元本の調達または収益の獲得
 - （c）サブ・ファンドのリスクを本投資法人のリスク管理プロセスにより適切に把握する。
- 2.8 上記2.7に従いサブ・ファンドが利用するポートフォリオの効率的運用技法（以下「EPM技法」という。）には、証券貸付、レポ契約およびリバース・レポ契約が含まれる。レポ契約取引とは先

渡取引であり、サブ・ファンドが満期時に売却した資産を買い戻す義務を負い、買主（取引相手）が当該取引で受領した資産を返却する義務を負う。リバース・レポ契約取引とは先渡取引であり、売主（取引相手）が満期時に売却した資産を買い戻す義務を負い、関連サブ・ファンドが当該取引で受領した資産を返却する義務を負う。

2.9 EPM技法により、

- （a）該当するサブ・ファンドの投資目的を変更しない。
- （b）サブ・ファンドの元々のリスク方針と比較して多大な追加リスクを上乗せしない。

2.10 サブ・ファンドによるEPM技法の利用は以下の条件に従う。

- （a）サブ・ファンドは、証券貸付契約を締結する場合、貸し付けた有価証券をいつでも回収または証券貸付契約をいつでも終了できなければならない。
- （b）サブ・ファンドは、リバース・レポ契約を締結する場合、現金全額をいつでも回収または発生ベースもしくは時価ベースでリバース・レポ契約をいつでも終了できなければならない。時価ベースで現金をいつでも回収できる場合、リバース・レポ契約の時価を関連サブ・ファンドの純資産価額の計算に使用しなければならない。
- （c）サブ・ファンドは、レポ契約を締結する場合、レポ契約の対象である有価証券をいつでも回収または締結したレポ契約をいつでも終了できなければならない。

2.11 7日以内の短期のレポ契約およびリバース・レポ契約は、サブ・ファンドが資産をいつでも回収できることを条件とする仕組みとみなされるべきである。

2.12 管理会社は、関連するサブ・ファンドに発生した収益から控除される、EPM技法から生じる直接および間接的な運用経費／手数料に関する方針を定める。

2.13 以下の情報を本投資法人の年次報告書に開示する。

- （a）EPM技法を通じて取得する各サブ・ファンドのエクスポージャー
- （b）当該EPM技法の取引相手の身元
- （c）取引相手方リスクを低減するためにサブ・ファンドが取得する担保の種類および金額
- （d）報告期間全体に関するEPM技法から生じる収益ならびに負担した直接的および間接的な運用費用および手数料

2.14 店頭派生商品およびEPM技法から生じる取引相手方リスクは、取引相手が欧州連合またはCSSFが欧州連合におけるものと同等の監督規制があるとみなす国に居住地を有する金融機関である場合、サブ・ファンドの資産の10%を超えてはならない。これ以外の場合、当該上限を5%とする。

店頭派生商品およびEPM技法のための担保に関する方針

2.15 取引相手に対するサブ・ファンドの取引相手方リスクは、当該取引相手とのすべての店頭派生商品およびEPM技法による取引の時価の正の値に相当する。ただし、以下を条件とする。

- （a）法的に執行可能なネットィング契約が存在する場合には、当該取引相手との間の店頭派生商品およびEPM技法による取引から生じるリスク・エクスポージャーを相殺することができる。
- （b）サブ・ファンドのために担保が設定され、かかる担保が下記2.16に定める基準を常に遵守する場合には、かかるサブ・ファンドの取引相手方リスクにかかる担保の価額分減額する。サブ・ファンドは、上記2.14に定める取引相手方リスクの遵守を監視するために担保を利用する。したがって、必要な担保の水準は、サブ・ファンドが単一かつ同一の取引相手と実行する店頭派生商品およびEPM技法による取引の範囲および程度による。

2.16 取引相手方リスクに対するエクスポージャーを低減するために利用されるすべての担保は、以下の基準を常に遵守する。

- （a）流動性－事前評価に近い価格で迅速に売却可能であることを徹底するために、現金以外で受領する担保の流動性が極めて高く、規制を受ける市場または透明性の高い値付を行う多国間取引

ファシリティで取引されなければならない。受領する担保は上記1.24（b）の規定も遵守する。

- （b）評価—受領する担保は、少なくとも毎日評価され、適当に保守的なヘアカットが整備されない限り、価格変動性が高い資産を担保として受領しない。
- （c）発行体の信用力—受領する担保の信用力が高くなければならない。
- （d）相関関係—サブ・ファンドが受領する担保は、取引相手から独立した立場にある事業体により発行されなければならない、かかる取引相手の業績と高い相関性を示すことは予想されない。
- （e）担保の分散（資産集中）—担保を国、市場および発行体で十分に分散しなければならない。サブ・ファンドが店頭派生商品およびEPM技法による取引の相手方から、ある発行体のエクスポージャー上限をその純資産価額の20%として担保のバスケットとして受領する場合、発行体の集中に関する十分な分散基準を遵守しているものとみなされる。サブ・ファンドが様々な取引相手のエクスポージャーを有する場合、一発行体への20%のエクスポージャーの上限を計算するために、様々な担保のバスケットを合算しなければならない。
- （f）オペレーショナル・リスクおよび法務リスク等の担保の運用に関連するリスクをリスク管理プロセスにより把握、管理および軽減しなければならない。
- （g）本投資法人は、取引相手に関係なくまたは取引相手の承認を得ることなく、受領する担保をいつでもサブ・ファンドの勘定で完全に執行できなければならない。

2.17 サブ・ファンドは、以下の資産のみを担保として受領する。

- （a）流動資産。流動資産には、現金および短期銀行証書だけでなく、UCITS指令が定める短期金融商品も含まれる。取引相手に関係していない一流の金融機関により発行される信用状または請求払保証は、流動資産と同等であるとみなされる。
- （b）OECD加盟国、その地方公共団体またはEU、地域もしくは世界規模の国際機関および事業により発行または保証される債券。
- （c）日次の純資産価額の計算を行い、かつAAAまたはこれに相当する格付を付与されている、短期金融市場のUCIが発行する投資証券または受益証券。
- （d）主として下記（e）および（f）が定める債券／株式に投資するUCITSが発行する投資証券または受益証券。
- （e）十分な流動性を有する、一流の発行体が発行または保証する債券。
- （f）EU加盟国の規制を受ける市場またはOECD加盟国の証券取引所において上場または取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれることを条件とする。

2.18 上記2.16の目的のため、サブ・ファンドがEPM技法の利用において受領するすべての資産を担保とみなすべきである。

2.19 サブ・ファンドが受領する現金以外の担保の売却、再投資または質権の設定を行ってはならない。

2.20 受領した現金担保の利用は、以下のみであることを要する。

- （a）預託。
- （b）信用力の高い国債への投資。
- （c）リバース・レポ取引の目的での利用。ただし、当該取引が健全性の監督に服する金融機関との間で行われ、サブ・ファンドがいつでも発生ベースで現金全額を回収できる場合に限られる。
- （d）欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関するガイドラインに定められる短期マネー・マーケット・ファンドへの投資。

2.21 上記2.16に基づく現金以外の担保に適用される分散要件に従い、再投資される現金担保を分散しなければならない。

- 2.22 すべてのサブ・ファンドが自らの資産の30%以上の担保を受領する場合、管理会社は指令13／559に従い、正常および例外的な流動性状況において担保に付随する流動性リスクを評価するための通常のストレステストを必ず行うための適切なストレステストの方針を定める。
- 2.23 権原譲渡契約に基づいてサブ・ファンドのために設定する担保は、保管受託銀行またはその取引先もしくは副保管受託人が保有しなければならない。担保権契約（質権設定等）に基づきサブ・ファンドのために設定される担保は、健全性の監督に服し、かつ担保提供者と無関係の第三者である保管受託人が保有することができる。
- 2.24 管理会社は、担保として受領する資産クラスに関するヘアカットの方針を有する。

取締役会は、EPM技法の使用において本投資法人が担保として受領する可能性のある以下の商品一覧を承認し、また、これらの商品に対して以下のヘアカットを適用することを決定した。

資産クラス	最低ヘアカット率 (市場価格からの減額率)
固定利付証券 OECD加盟国によりまたはその地方機関によりまたはEU、地域および世界的規模の国際的機関および組織／事業により発行または保証された有価証券 格付けされていないスイス国立銀行の銀行手形 A-1/P-1以上の格付けを有するコマーシャルペーパー* BBB-（ムーディーズ）またはBaa3（スタンダード・アンド・プアーズ）以上の格付けを実際に長期的に保っている固定利付証券* 政府／州が保証していない債務証券は、一銘柄につき最大20%に制限される。	0 %
株式（担保は、U B Sの株式または債務証書で構成されてはならない。） 集中上限は、売買高（90営業日の期間の平均日次売買高）の3倍	8 % （発行された国を問わない。）

以下の国／指数の資本は、容認できる担保として認められる。	関連指数
オーストラリア	AS30, ASX
オーストリア	ATX
ベルギー	BEL20
カナダ	SPTSX60
デンマーク	C20
フィンランド	OMX Helsinki 25
フランス	CAC40
ドイツ	DAX, HDAX
アイルランド	ISEQ20
イタリア	FTSE / MIB
日本	NIKKEI225
ルクセンブルグ	LUXX
オランダ	AEX
ニュージーランド	NZX50
ノルウェー	OBX
ポルトガル	PSI20
スペイン	IBEX35
スウェーデン	OMXS30
スイス	SPI
英国	FTSE100
米国	DJI, S&P500

＊ 上記の表における「格付」は、スタンダード・アンド・プアーズが使用する格付の基準を意味する。スタンダード・アンド・プアーズ、ムーディーズおよびフィッチによる格付は、それぞれに対応する基準で使用される。これらの格付機関がある発行体に付与する格付が一致しない場合、一番低い格付を適用する。

3. 資産のプーリングおよび共同管理

管理会社は、効率的な管理のために、特定のサブ・ファンドの資産のプールおよび／または共同管理を認めることができる。このような場合、様々なサブ・ファンドの資産を一括して管理する。共同管理下の資産を「プール」と呼び、プールは内部管理目的に限定して使用される。プールは個別のファンドを構成するものではなく、投資主が直接プールを利用することはできない。

プーリング

本投資法人は2つ以上のサブ・ファンド（かかる文脈上、以下「参加サブ・ファンド」という。）のポートフォリオ資産の一部または全部をプール形式で投資および運用することができる。このような資産プールは、各参加サブ・ファンドから現金およびその他の資産を（プールの投資方針に一致している場合に）資産プールに移し替えることにより設定される。その後、本投資法人はさらに、個々の資産プールへの移し替えを行うことができる。その参加額を上限として、資産を参加サブ・ファンドに戻すこともできる。参加サブ・ファンドが各資産プール内で保有する投資証券は、同じ価値を有する想定上の受益証券を基準にして評価する。資産プールを設定する際、本投資法人は（本投資法人が適切であると判断する通貨で）想定上の受益証券の当初価値を定め、各参加サブ・ファンドに対してサブ・ファンドが拠出する現金（またはその他の資産）の合計額に相当する想定上の受益証券を配

分しなければならない。その後、資産プールの純資産を既存の想定上の受益証券の口数で除すことにより、想定上の受益証券の価値を決定しなければならない。

追加の資金または資産が資産プールに抛出されるか、または資産プールから引き出される場合、抛出されるか、もしくは引き出される現金の額または資産の価値をプールの参加サブ・ファンドの投資額の現在価値で除して決定する口数の分だけ、関係する参加サブ・ファンドに配分される想定上の受益証券の口数が増減する。資産プールに現金を抛出する場合、計算上、かかる現金の投資に関連する取引費用および取得費用に加えて、税務費用を考慮して本投資法人が適切であると判断する金額を減額する。現金を引き出す場合、資産プールの有価証券またはその他の資産の換金に関連する費用の額を計上するための減額を行うことができる。

資産プールの資産から得る配当、利息およびその他の分配金所得が当該資産プールに配分されると、結果的に各純資産が増加する。本投資法人が清算する場合、資産プールの資産を資産プール内の各持分に対する比例按分ベースで各参加サブ・ファンドに配分する。

共同管理

本投資法人は、運営管理費を抑えると同時に幅広い分散投資を可能にするために、1つ以上のサブ・ファンドの資産の一部またはすべてをその他のサブ・ファンドまたはその他の投資信託に帰属する資産と一括して管理することを決定できる。以下の段落で、「共同管理ファンド」とは各サブ・ファンドおよびすべてのファンド間で共同管理契約が存在する一切のファンドをいい、「共同管理資産」とは上記の契約に従い管理される共同管理ファンドのすべての資産をいう。

投資運用会社（またはその受託先）は、共同管理契約の一環として、共同管理ファンドに関しては連結ベースで、本投資法人およびそのサブ・ファンドのポートフォリオの構成に影響を及ぼす投資と資産の売却を行う権限を有する。各々の共同管理ファンドは、共同管理資産の総価値に対する各共同管理ファンドの純資産が占める割合に相当する、共同管理資産における持分を有する。このような比例按分ベースの資産保有は、共同管理に関連して保有または取得するすべての投資カテゴリーに適用される。投資および／または資産の売却に関する決定は、上記の参加取決めには影響しないが、追加の投資分を同じ割合で共同管理ファンドに割り当てる。一方、資産を売却する場合、これらを個々の共同管理ファンドが保有する共同管理資産から比例按分ベースで控除する。

ある共同管理ファンドに新規の購入申込みがある場合、申込みが行われる共同管理ファンドの純資産の増加の結果として生じる修正後の比率に従い、申込代金を共同管理ファンドに配分し、かかる修正後の割合に応じた調整を行うために、ある共同管理ファンドから別の共同管理ファンドへの資産の移転により、すべての投資対象を修正するものとする。同様に、ある共同管理ファンドの買戻しが行われる場合、買戻しが行われる共同管理ファンドの純資産の減少の結果として生じる修正後の比率に従い、必要とされる現金を共同管理ファンドが保有する現金から引き出し、このような場合、すべての投資対象をかかると修正後の割合に応じて調整するものとする。投資主は、本投資法人または本投資法人の委託先が特別な措置を取らない限り、共同管理契約の結果として、個々のサブ・ファンドの資産の構成が購入申込み、買戻しなどの他の共同管理ファンドに関係する出来事に影響される点に留意すべきである。その他の点に変更がない限り、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドが購入申込みを受けると、サブ・ファンドの手元現金が増加する。逆に、サブ・ファンドと共同管理下にあるファンドに買戻しがあると、サブ・ファンドの手元現金が減少する。しかし、購入申込みおよび買戻しを、契約の枠外で、各共同管理ファンドが開設する購入申込みおよび買戻し専用の特別勘定で行うことができる。特別勘定には大量の購入申込みと買戻しを計上できるほか、本投資法人または本投資法人の委託先がいつでもサブ・ファンドの共同管理契約への参加打ち切りを決定できるため、サブ・ファンドは、本投資法人および投資主の利益に悪影響が及ぶおそれがある場合にポートフォリオの再編成を行わないことができる。

別の共同管理ファンドの買戻しまたは別の共同管理ファンドに帰属する（本投資法人または当該サブ・ファンドに属するものとして計上できない）報酬および費用の支払いの結果として生じる、本投資法人またはその一もしくは複数のサブ・ファンドのポートフォリオ構成の変更により、本投資法人または当該サブ・ファンドに適用される投資制限の違反が生じる場合、該当する資産が上記の調整による影響を受けないようにするために、かかる資産を変更の実施前に共同管理契約の対象から除外する。

サブ・ファンドの共同管理資産は、投資決定が個々のサブ・ファンドの投資方針とすべての点で必ず一致するように、同じ投資目的に従い投資される資産に限り共同で管理される。また、共同管理資産は同じ投資運用会社が投資と資産の売却を決定する権限を有し、かつ保管受託銀行が預託機関を務め、本投資法人およびそのサブ・ファンドに関して法令に従い任務を履行することができる資産に限り共同で管理される。保管受託銀行は常に、本投資法人の資産をその他の共同管理ファンドと分別しなければならない、これにより保管受託銀行は個々のサブ・ファンドの資産を常に正確に把握することができる。共同管理ファンドの投資方針は、サブ・ファンドの投資方針と正確に一致しないことがあり、個々のサブ・ファンドの投資方針よりも厳しい制限を受ける可能性がある。

本投資法人はいつでも、事前通知なしで共同管理契約の終了を決定できる。

投資主は、その時点で共同管理契約を締結済の共同管理資産の比率および共同管理ファンドについて、本投資法人の登録事務所に問合せを行うことができる。

共同管理資産の構成と比率を年次報告書に記載しなければならない。

ルクセンブルグ籍以外のファンドとの共同管理契約は、（１）ルクセンブルグ籍以外のファンドが当事者である契約がルクセンブルグの法律に準拠し、ルクセンブルグの管轄権に服すること、または（２）ルクセンブルグ籍以外のファンドのいかなる債権者、清算者もしくは破産管財人に対してもサブ・ファンドの資産を利用させない、もしくはかかる資産の凍結を認めない各共同管理ファンドの権利が定められることを条件に、許可される。

3【投資リスク】

a. リスク要因

投資予定者は、いずれのサブ・ファンドも、その資産価値が大きく変動する可能性がある点に留意する必要がある。本投資法人および管理会社のいずれも、投資主が自身の投資によって損失を被らないことを保証していない。本投資法人および各サブ・ファンドは、特に、以下のリスクを負う（サブ・ファンドがその他のUCIまたはUCITS（もしくはそのサブ・ファンド）に投資する場合、本項目において言及されるサブ・ファンドは、かかる投資先のUCI、UCITSまたはそのサブ・ファンドも意味する場合があり、これらを通じてサブ・ファンドが負担するリスクを含むことがある。）。

全般的経済情勢

全般的な経済情勢は、金利の水準および変動性、ならびに株式市場および金利に敏感な証券の市場双方の流動性に影響を与え、あらゆる投資活動の成否にも影響する。本投資法人が直接または間接的に投資ポジションを有する市場の予想外の変動または流動性の欠如等の、一定の市況下において、本投資法人がその投資目的を達成する能力が損なわれる、および／または損失を被ることがある。

名義人に関する取決め

本投資法人は、すべての投資者に対し、投資主名簿に投資者が自身の氏名で登録された場合にのみ直接本投資法人に対して投資者の権利（特に投資主総会に参加する権利）を完全に行使できるという点に注意を喚起する。投資者が取次機関を通じて本投資法人に投資し、かかる取次機関が投資者を代理して自身の名義で本投資法人に投資する場合、かかる投資者は投資主の権利の一部を本投資法人に対して直接行使できないことがある。投資者は、自らの権利について助言を受けることが望まれる。

金融派生商品取引の利用

金融派生商品は、それ自体は投資商品ではないが、その評価が主に裏付となる資産の価格ならびに価格変動および価格予想から得られる権利である。金融派生商品への投資には一般的な市場リスク、運用リスク、信用リスクおよび流動性リスクを伴う。

ただし、上記リスクの性質は、金融派生商品の特性により別の種類となることがあり、時に、原商品への投資に伴うリスクに比べてよりリスクが高くなることもある。

そのため、金融派生商品の利用には原商品についての理解のみならず、金融派生商品自体についてのより深い知識を求められる。

証券取引所で売買される金融派生商品の不履行リスクは、市場で売買される各金融派生商品の取引相手として行為する清算代理人が決済保証を行うため、一般的に、公開市場で取引される金融派生商品に伴うリスクに比べて低い。上記の保証は、全体の債務不履行のリスクを軽減するために清算代理人が維持する日払制度に支えられ、かかる制度でカバーを義務付ける資産を算出する。公開市場の店頭で取引される金融派生商品の場合は、清算代理人による類似の保証がないため、本投資法人は、潜在的な債務不履行リスクを評価する際、各取引相手の信用力を考慮しなければならない。

一部の金融派生商品は売買が難しいため、流動性リスクも存在する。派生商品取引の規模が特に大きい場合、または関係する市場の流動性が低い場合（公開市場の店頭で取引される金融派生商品の場合等）、一部の場合に、取引を常に完全に執行できるわけではなく、追加コストの発生によってしかポジションを清算できないことがある。

金融派生商品の利用に伴うその他のリスクとしては、金融派生商品の価格の評価または決定の不正確さがある。金融派生商品が原資産、金利、または指数と完全に連動しない可能性もある。金融派生商品は複雑で、主観的に評価される場合が多く、不適切な評価により取引相手の現金要求額が大きくなり、本投資法人が損失を被ることもある。金融派生商品とその派生元である資産、金利または指数

の価値の間に、直接的または並行的な相関性が存在するとは限らない。したがって、本投資法人による金融派生商品の利用が本投資法人の投資目的を達成するための有効な手段であるとは限らず、時として逆効果になる場合もある。

スワップ契約

サブ・ファンドは、各種の投資先の資産（通貨、金利、証券、集団投資スキームおよび指数を含む。）に関連してスワップ契約（トータル・リターン・スワップおよび差金決済取引を含む。）を締結することができる。スワップとは、ある当事者が、他方の当事者から何か（例えば、特定の資産または資産のバスケットのパフォーマンス）と引き換えに、かかる他方の当事者に対して何か（例えば、合意された料率による支払い）を与えることに合意する契約である。サブ・ファンドは、例えば、金利の変動および為替相場の変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることができる。サブ・ファンドは証券指数または特定の証券価格のポジションをとるか、またはこれらの変動による影響を防ぐために、これらの技法を用いることもできる。

サブ・ファンドは、為替に関して為替スワップ契約を利用することができ、サブ・ファンドは、これらの契約において、変動為替レートにおける通貨を固定為替レートにおける通貨と交換するか、その逆の交換を行うことができる。サブ・ファンドは、これらの契約により保有している投資対象の通貨建てのエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、当事者間で合意済の固定為替レートによる金額に対する為替レートの変動に基づいている。

サブ・ファンドは、金利に関して金利スワップ契約を利用することができ、この契約において、サブ・ファンドは固定金利と変動金利を交換することができる（その逆の交換を行うこともできる）。サブ・ファンドは、これらの契約により金利のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、当事者間で合意済の固定金利に対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、キャップおよびフロアを利用することができる。これは、金利のスワップ契約で、リターンが、当事者間で合意済の固定金利に対するプラス（キャップの場合）またはマイナス（フロアの場合）の金利変動のみに基づいている。

サブ・ファンドは、証券および証券指数に関してトータル・リターン・スワップ契約を利用することができる。サブ・ファンドは、トータル・リターン・スワップ契約において金利のキャッシュフローを株式もしくは固定債券商品または証券指数のリターンに基づくキャッシュフロー等と交換することができる。サブ・ファンドは、これらの契約において一定の証券または証券指数のエクスポージャーを管理することができる。サブ・ファンドのリターンは、これらの商品において、関連する証券または指数のリターンに対する金利の変動に基づいている。サブ・ファンドは、サブ・ファンドのリターンが、関連する証券の価格のボラティリティに対応しているスワップ（ボラティリティ・スワップといい、ある特定の商品のボラティリティを連動先とする先渡契約を指す。これは、純粋なボラティリティ商品で、投資家が、株式の価格による影響を控除した株式のボラティリティのみに基づく投資を行うことが出来る。）、またはバリエーション（ボラティリティの2乗）に対応しているスワップ（バリエーション・スワップといい、ボラティリティ・スワップの一種で、ボラティリティではなくバリエーションに対する直線的な相関関係により支払を行うため、支払がボラティリティよりも高い割合で上昇する。）を利用することもできる。

サブ・ファンドがトータル・リターン・スワップを締結する（または同じ特徴を有するその他の金融派生商品に投資する）場合、サブ・ファンドのために、OECDの法域に基本的に所在する、法人格を有する事業体であり、かつ信用査定に従う取引相手方との間でしか締結することができない。取引相手方がESMAにより登録され、かつ監督を受ける機関から信用格付を付与されている場合、かかる格付を信用査定において考慮する。ある信用格付機関が取引相手方の信用格付を（Moody'sによる）A 2またはそれ未満の格付（もしくはこれに相当する格付）に引き下げの場合、かかる取引相手方に関する新たな信用査定を遅延なく実施する。

クレジット・デフォルト・スワップ（CDS）とは、売り手と買い手との間で信用リスクを移転および転換するメカニズムを有する派生商品である。プロテクションの買い手は、プロテクションの売り手から、投資先の証券に関するデフォルトまたはその他の信用事由の結果として発生しうる損失のためのプロテクションを購入する。プロテクションの買い手は、かかるプロテクションのための保証料（プレミアム）を支払い、プロテクションの売り手は、CDS契約で定められる多数の具体的な信用事由のいずれか一つの発生時に生じる損失から、プロテクションの買い手を補償するための支払いを行うことに合意する。サブ・ファンドは、CDSの利用において、プロテクションの買い手もしくはプロテクションの売り手になるか、またはその双方となる場合がある。信用事由とは、クレジット・デリバティブの参照先である投資先の事業体の信用格付の悪化に関連する事由である。信用事由が発生すると、通常、取引のすべてまたは一部が終了し、プロテクションの売り手がプロテクションの買い手に対して支払を行うことになる。信用事由には破産、不払、業務再編および債務不履行が含まれるが、これらに限られない。

シンセティック・ショートセル

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの全体のパフォーマンスを向上させるため、スワップ、先物および先渡し等の現金決済派生商品の利用を通じてシンセティック・ショート・ポジションを利用することができる。シンセティック・ショート・ポジションは、ある証券の市場価格の下落を予測し、当該証券を自身が保有せずに借り入れて売却する取引の経済効果を複製する。サブ・ファンド自身が保有していない証券でこのようなシンセティック・ショート・ポジションを建てる場合、サブ・ファンドは、取引相手またはブローカー・ディーラーと派生商品に基づく取引を実施し、取引の結果として生じる損益の受領または支払いにより満期日までに取引を清算する。サブ・ファンドは、一定の証券のシンセティック・ショート・ポジションをとるために手数料の支払を求められることがあり、かかる証券について受領する金額の支払いを義務付けられることが多い。各サブ・ファンドは、自己のショート・ポジションにより生じる債務の支払いに備え、十分な流動性のあるロング・ポジションを維持する。シンセティック・ショート・ポジションの対象となる証券の価格が、当該ポジションの取得日から清算日までの間に上昇する場合、サブ・ファンドは損失を被る。逆に、価格が下落すれば、サブ・ファンドは短期間で売却益を獲得する。上記の取引コストにより、利益が低下することも損失が拡大することもある。サブ・ファンドの利益はシンセティック・ショート・ポジション取得時の価格に限定されるが、潜在的損失は理論上無制限である。実際の損失を限定するために、通常ストップロス・ポリシーを採用するが、そうでない場合はロング・ポジションの清算により損失を補わなければならない。

シンセティック・レバレッジ

サブ・ファンドのポートフォリオには、金融派生商品（店頭派生商品を含む。）の利用により（すなわち先物、オプションおよびスワップ市場での取引の結果等により）レバレッジがかかることがある。先物取引で要求される預託証拠金が少額で、現金ポジションの保有のコストが少額であるためにある程度のレバレッジがかかるため、投資者の利益または損失が過大評価されることがある。先物ポジションまたは原資産における比較的小さな価格変動が、サブ・ファンドにとって大きな損失になり、投資証券1口当たり純資産価格が同様に低下することがある。オプションの売り手は、当該オプションについて受領するプレミアムと、オプションの売り手がオプション行使時に購入または交付しなければならないオプションの裏付けとなる先物契約または証券の価格との間の差から生じる、損失リスクを負う。株式のシンセティック・ショート・ポジションをとるために差金決済取引およびスワップを利用することもできる。スワップの利用に伴うリスクは以下に詳述されている。

スワップ取引相手の支払不能リスク

スワップ契約に関連する預託証拠金は、ブローカーが保有する。スワップ契約は、各当事者を他方当事者の支払不能から保護するための条項を盛り込んだ構成であるが、かかる条項が効果を発揮するとは限らない。このようなリスクは、スワップ契約の取引相手の選定を信頼できる相手方に限定することで、さらに軽減される。

市場リスク

各サブ・ファンドの特定の投資方針で規定される範囲で、かかるサブ・ファンドがシンセティック・ショート・ポジションを取るか、またはレバレッジを掛ける能力は、適切な取引相手と適切な条件でスワップ契約を締結できるか否かに左右される。例えば、法律もしくは規則の変更またはスワップの取引相手方の状況の変化等により、本投資法人がこのようなスワップ契約を締結できないことがある。

本投資法人の投資は、通常の市場変動ならびに持分証券および類似商品に固有のリスクの影響を受け、投資価値が上昇するという保証はない。投資証券の価格は上昇することも低下することもあり、投資者が投資時の投資額を回収できないことがある。投資運用会社は、市場動向が本投資法人に与える影響を抑えるよう努めるが、このような戦略が成功するとの保証はない。

本投資法人は、希望する市場エクスポージャーを達成するために先物を利用できるが、その利用によりポートフォリオが損失を被るおそれがある。

新興市場

サブ・ファンドの特定の投資方針において、現地の証券取引所が、規制を受け、公認かつ公開の定期的取引が行われる市場としての資格をまだ満たしていない国々に投資する可能性を定めることがある。

投資予定者は、このようなサブ・ファンドへの投資のリスク水準が高くなる点に留意すべきである。新興市場の証券市場および経済は、一般的に変動性が高い。一部の新興市場への投資が、政治動向ならびに／または現地の法律、税金および為替管理の変更により、マイナスの影響を受けることもある。

一部の新興市場では、継続的な民営化プロセスの結果として、どの所有権の条件が一定の企業に適用されるかをはっきりと認識することが難しい。新興市場は、発展の初期段階にあり、収用、国有化ならびに社会面、政治面および経済面が不安定になるリスクが増大することがある。

以下は、新興市場への投資に伴う一般的なリスクの概要である。

－ 偽造証券

監督システムが未整備であるため、サブ・ファンドが購入する証券が偽造される可能性がある。したがって、損失を被ることがある。

－ 非流動性

証券の売買が、先進国市場で行う場合よりもコストと期間を要し、一般に難しいことがある。流動性の低下により価格の変動性が上昇することもある。多くの新興市場は小規模で取引高が低いため、流動性の低下と価格の変動に見舞われる。

－ ボラティリティ

新興市場への投資の運用実績の変動性が高くなることがある。

－ 通貨の変動

サブ・ファンドの投資対象国の通貨が、その通貨への投資後に、当該サブ・ファンドの基準通貨よりも大きく変動する可能性がある。このような変動がサブ・ファンドの収益に大きく影響することがある。新興市場国のすべての通貨に対し通貨リスクのヘッジ技法を適用することはできない。

－ 通貨流出の制限

新興市場が通貨の流出を制限または一時的に停止する可能性を排除できない。その結果、サブ・ファンドが投資資金を遅延なく引き出せないことがある。サブ・ファンドは、買戻請求に対する影響を最小化するために多数の市場に投資する。

－ 決済および保管リスク

新興市場国の決済および保管システムは先進市場のシステムほど整備されていない。基準がそれほど高くなく、監督機関の経験も浅い。したがって、決済が遅延し、流動性や証券に不利益を及ぼすことも考えられる。

－ 売買の制限

新興市場が外国人投資家による売買に制限を設けることがある。そのため、外国人株主に許可される最大保有数を超過することを理由に、サブ・ファンドが一定の株式を入手できないことがある。さらに、外国人投資家による収益、資本および配当の受領に対して制限や政府による許可が条件となることもある。新興市場が外国人投資家による証券の売却を制限することもある。このような制限により、ある新興市場における証券の売却が制限される場合、サブ・ファンドは当局からの例外的な認可の取得または別の市場への投資により、かかる制限が及ぼす悪影響に対処するよう努める。サブ・ファンドは制限を認められる市場にのみ投資する。ただし、追加の制限を課されることを防ぐことはできない。

－ 会計

新興市場の企業に義務付けられる会計、監査および報告の基準、方法、慣行および開示は、内容、質および投資家への情報提供の期限という点で先進国市場と異なる。したがって、投資の選択に対する正確な評価が難しいことがある。

サステナビリティ・リスク

「サステナビリティ・リスク」とは、発生した場合、実際にまたは潜在的に投資価値に重大な悪影響をもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。投資に伴うサステナビリティ・リスクが現実のものとなった場合には、投資価値の減少につながるおそれがある。

先渡外国為替契約

本投資法人は先渡外国為替契約を締結することができる。先渡外国為替契約は、将来の指定された日における特定の通貨の売買を契約上拘束する義務である。先渡外国為替契約は、通貨を引き渡す量または時期が同一ではなく、取引所では取引されない。先渡外国為替契約はむしろ、個別に取り決める取引である。先渡外国為替契約は、銀行間市場として知られる取引システムを通じて実行される。銀行間市場は、特定の場所に所在する市場ではなく、むしろ、電子的にリンクする参加者のネットワークである。取引文書は、一般的に、テレックスまたはファクシミリによるメッセージの交換により構成される。銀行間市場には日々の値幅制限がなく、例外的な状況において、特定の銀行が先渡外国為替契約の値付けを拒絶していたり、銀行の売り値と買い値に非常に広いスプレッドが生じる価格を設定していた時期があった。先渡外国為替契約の取引は、規制機関による規制を受けず、取引所ま

たは決済機構により保証されていない。本投資法人は、取引相手がかかる契約を履行できないリスクまたはかかる契約の履行を拒否するリスクを負う。このような不履行により、潜在的利益が失われ、本投資法人が転売または買戻しの約定額（もしあれば）をその時点の時価で補うことを迫られる。このような事象の結果、多額の損失を招くことがある。

通貨オプション

本投資法人は通貨オプションを取得することができる。通貨オプションの価値は、原通貨の価格が、オプションの存続期間中に行使（またはストライク）価格に対して有利に変動するか否かに大きく左右される。原通貨の取引に伴うリスクの多くが、店頭オプション取引にも当てはまる。この他、オプション購入者が最悪の場合にその投資額（購入者が支払ったプレミアム）すべてを失うリスクも含め、オプション取引に付随するリスクが多数存在する。

通貨エクスポージャー

投資証券は異なる通貨建てとなることもあり、投資証券の発行および買戻しは当該通貨で行われる。一方で、本投資法人の資産の一部を他の通貨建ての証券およびその他の投資対象に投資することがある。したがって、そのような投資資産の評価額が為替レートの変動により有利または不利な影響を受ける場合がある。本投資法人は外国為替リスクを負う。本投資法人は通貨ヘッジを行うことができるが、そのような戦略が損失を抑えたとの保証はない。また、投資予定者は、保有資産および負債が主に別の通貨建てである場合に、サブ・ファンドの基準通貨とこのような別の通貨間の評価額の変動により生じる損失リスクを考慮すべきである。

レバレッジ、金利および証拠金

本投資法人は派生商品またはEPM技法の利用を通じてレバレッジをかけることができるが、その結果、流動性が高くなる。レバレッジは、主に証拠金取引、先渡契約、先物契約およびスワップ等、その構造上レバレッジをかける派生商品への投資の形をとる。証拠金による証券取引は、同様に証拠金を要する先物取引とは異なり、金利負担が生じ、取引コストおよび負担金が取引金額に応じて高額になる場合がある。本投資法人がかかるレバレッジの金額が、本投資法人の資本との関連で大きくなる可能性がある。

店頭オプションならびに、通貨先渡、スワップおよび一定のその他の派生商品等の他の店頭商品に証拠金の預託を求められるか否かは、取引の当事者の信用力の判定および当該当事者間の個別合意次第であり、個々に交渉される。

買戻代金の支払制限

サブ・ファンドが借入れを通じてレバレッジをかける場合、貸主のために銀行口座に担保を付さなければならない場合がある。そのような場合においては、たとえサブ・ファンドが該当する借入契約で債務不履行になっていない場合でもサブ・ファンドの銀行口座からの支払能力が制限を受ける場合があるという点に投資者は留意すべきである。その結果、本投資法人が買戻代金の支払いを行うことができないか、かかる支払が遅れる可能性がある。

EPM技法の利用

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、買い手としてまたは売り手としてレポ契約およびリバース・レポ契約を締結することができる。サブ・ファンドは、レポ契約またはリバース・レポ契約の他方当事者が債務不履行に陥る場合、レポ契約またはリバース・レポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する原証券および／またはその他の担保の売却手取額が買戻価格または場合より原証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることが

ある。さらに、レポ契約もしくはリバース・レポ契約の他方当事者の破産もしくは破産に類似の手続きの場合、または別の理由で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある（証券に関連する元利金の損失ならびにレポ契約またはリバース・レポ契約の遅延および実行に伴うコストを含む。）。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限」に記載の条件および制限に従うことを条件に、証券貸付取引を行うことができる。サブ・ファンドは、証券貸付取引の他方当事者が債務不履行に陥る場合、本投資法人が証券貸付取引に関連して保有する担保の売却手取額が貸し出した証券の評価額を下回る範囲で、損失を被ることがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類似の手続きの場合、または合意に従い証券を返却しない場合、サブ・ファンドが損失を被るおそれがある（証券に関連する元利金の損失ならびに証券貸付取引の遅延および実行に伴うコストを含む。）。

サブ・ファンドは、関連するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）のため、または追加資本もしくは収益の獲得のためのいずれかの目的においてのみ、レポ契約、リバース・レポ契約または証券貸付取引を利用する。これらの技法を利用する場合、サブ・ファンドは常に、上記「2 投資方針（4）投資制限」に記載される規定に従う。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用により生じるリスクは、厳密に監視され、かかるリスクの軽減を図るための技法（担保の運用を含む。）が用いられる。レポ契約、リバース・レポ契約および証券貸付取引の利用は、一般的に、サブ・ファンドのパフォーマンスに重大な影響を与えないと予想されるが、これらの技法の利用によりサブ・ファンドの純資産価額に深刻なマイナスまたはプラスの影響を及ぼすことがある。

ハイ・イールド証券

サブ・ファンドはハイ・イールド証券に投資することができる。ハイ・イールド証券は一般的に取引所で取引されず、その結果、取引所で取引される債券よりも小規模な流通市場で取引される。各サブ・ファンドは、さらに、公開取引される持分証券を有さない発行体の債券に投資することがあり、このような投資に伴うリスクのヘッジが一段と困難になる（サブ・ファンドはヘッジを行うことを要求されず、ヘッジを選択しないこともできる。）。投資適格未満または無格付のハイ・イールド証券は、常に先行きが不透明で、発行体が適時に元利金を支払えなくなるような事業環境、財務状態または経済状態の悪化リスクを負っている。低格付または無格付の債務証券の一部では、主に一般的な金利水準の変動に反応する高格付の証券に比べて、市場価格が個々の企業動向を大きく反映する傾向があり、高格付の証券に比べて経済情勢に敏感になる傾向がある。このような証券を発行する企業は、負債比率が高く、より従来の方法で資金を調達ができないことがある。景気が大きく後退した場合、このような証券市場が大混乱に陥る可能性があり、このような証券の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。さらに、このような経済情勢の悪化が、このような証券の発行体の元利金の支払能力にマイナスの影響を与え、このような証券の債務不履行が増加する可能性がある。

持分証券

持分（持分型）証券への投資に伴うリスクには、市場価格の大幅な変動、発行体もしくは市場に関する不利な情報、および持分証券の弁済順位が同一企業が発行する債務証券に対して劣後するリスクが含まれる。また、投資予定者は、為替レートの変動、為替管理が行われる可能性およびその他の制限に付随するリスクも考慮すべきである。

UCIおよびUCITSへの投資

サブ・ファンドは、各々の特定の投資方針に従い、既存のUCIおよびUCITSにその資産の少なくとも半分を投資する、ファンド・オブ・ファンズの構造を有している。ファンド・オブ・ファンズの一般的利点は、ファンドに直接投資する場合よりも幅広い投資またはリスクの分散化である。ファンド・

オブ・ファンズでは、投資対象（以下「投資先の投資信託」という。）自体も厳格なリスク分散の原則に従うため、ポートフォリオの分散がポートフォリオのみに留まらない。ファンド・オブ・ファンズの投資家は、リスクを二重に分散した商品に投資できるため、個々の投資対象に内在するリスクが最小限に抑えられ、投資対象の大半を占めるUCITSおよびUCIの投資方針が、本投資法人の投資方針と可能な限り一致しなければならない。既存の投資信託に投資する場合、一部の手数料と費用の支払いが何重かで発生することがある（例として、保管受託銀行および中央管理事務代行会社の手数料ならびに投資先のUCIおよび／またはUCITSに支払う運用報酬／顧問報酬および発行手数料／買戻手数料）。このような手数料および費用は投資先の投資信託だけでなく、ファンド・オブ・ファンズのレベルで徴収される。

サブ・ファンドはまた、ユービーエスまたは共同経営もしくは支配を通じてか、実質的な直接もしくは間接保有を通じて同社と関連がある会社が運用するUCIおよび／またはUCITSにも投資することができる。このような場合、当該受益証券の申込みまたは買戻し時に発行手数料または買戻手数料は請求されない。ただし、上記の手数料および費用の二重請求は継続する。

投資運用会社またはその委託先は、効率的なポートフォリオ運用の目的上、追加の購入申込みが制限される投資対象UCITSまたはその他のUCIの買戻しを検討することがある。このような買戻しが、投資対象UCITSまたはその他のUCIのパフォーマンス予測または予想に関係なく行われることがある。

b．投資リスクに対する管理体制

投資運用会社はリスク分散により意図しないリスクの影響を回避し、長期的な資産価値の増大を図る。リスク特性の分析に当たっては、投資運用会社はUBSアセット・マネジメントが開発したリスク管理および統制基準ならびにUBSアセット・マネジメントが管理するすべての資産に関するリスク問題の識別、測定、モニタリング、報告に活用する。

UBSアセット・マネジメントでは、法規制度遵守（コンプライアンス）に対する認識が組織全体に浸透しており、すべてのビジネス活動の根幹となっている。すべての従業員およびディレクターはUBSの内部規則、ガイドラインおよび手続きと同様に、UBSが営業を行う国の法律、規則、規定に従うことを求められている。業務機能から独立した統制プロセスは、リスクの性質や大きさに相応して実行される。統制機能は、業務部門のリスク管理およびリスク負担活動の監督の効果を独立して監視する。リスク・エクスポージャーの統制、リスク集中の早期識別、明確かつ方法論的に適切な会社全体のリスク測定原則および透明性のあるリスク報告は、会社全体のリスクに対する緊密に結びついた管理および統制に不可欠である。

各サブ・ファンドは、ヘッジ目的に限定せず、デリバティブ取引等を行っている。管理会社は、各サブ・ファンドに関して、デリバティブ取引等およびそれらに伴うリスクを、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（改訂済）の下で認められたコミットメント・アプローチまたは相対VaRアプローチにより管理している。

c．重要事象等

本投資法人が将来にわたって営業活動を継続するにあたり重要な疑義を生じさせるような事象または状況、その他本投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象は、本書提出日現在、存在しない。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- a. 海外における申込手数料
該当事項なし。
- b. 日本国内における申込手数料
該当事項なし。

(2)【買戻し手数料】

- a. 海外における買戻し手数料
該当事項なし。
- b. 日本国内における買戻し手数料
該当事項なし。

(3)【管理報酬等】

各サブ・ファンドおよびその投資証券クラス単位で、上限定率報酬（以下「上限定率報酬」という。）が発生する。かかる上限定率報酬は、該当する投資証券クラスに帰属する平均純資産に基づき、以下の表に記載される上限料率で計算され、四半期ごとに支払われる。

サブ・ファンド名	上限料率
サステナブル・ボンド	
クラスF-acc投資証券	年率0.60%
サステナブル・エクイティ	
クラスF-acc投資証券	年率0.60%

定率報酬は本投資法人、各サブ・ファンドおよびクラスの以下の報酬、コストおよび費用をカバーする。

- ・ 保管受託銀行の報酬、コストおよび費用。
- ・ 管理事務代行会社の報酬、コストおよび費用。
- ・ 管理会社の報酬、コストおよび費用。
- ・ 投資運用会社およびその委託先すべての報酬、コストおよび費用。
- ・ 本投資法人の投資証券に関する販売活動における報酬、コストおよび費用（外国の管轄当局に対して本投資法人の登録を維持するために発生するコストおよび報酬を含む。）。

(4)【その他の手数料等】

定率報酬がカバーする報酬、コストおよび費用に加え、本投資法人は、以下を含む（これらに限らない。）あらゆる運用費用および管理事務費用を負担する。

- ・ 本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税（適用ある年次税を含む。）。
- ・ 本投資法人の資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管手数料。
- ・ 本投資法人のポートフォリオに組み込まれた有価証券その他の資産（派生商品を含む。）に関する取引に課される通常の銀行手数料（かかる手数料は、取得価格に加算され、売却価格からは減額される。）。
- ・ 本投資法人が適正に負担する手数料、費用およびあらゆる合理的な立替費用。

- ・ 投資主の利益のために行為するに際し本投資法人または管理会社が負担する法務手数料および費用（疑義を避けるために付言すると、本投資法人またはそのいずれかのサブ・ファンドの組織再編に関する一切の法務手数料および費用を含む。）。
- ・ 会計、帳簿の維持および純資産価額の計算コスト。
- ・ 年次報告書および半期報告書ならびに適用ある法令に基づき必要なその他の報告書および文書を投資主（投資証券の実質的保有者を含む。）の利益に適う言語において作成し配布（印刷は含まない。）するためのコスト。
- ・ 投資主に対する通知作成コストおよび本投資法人の資産管理に関するあらゆる取引コスト（ブローカーの通常の手数料、報酬、租税等）。
- ・ ルクセンブルグ内外における本投資法人の承認および監督に関する手数料およびコスト。
- ・ 定款、英文目論見書、KIIDならびに年次報告書および半期報告書の印刷コストおよび費用、ならびに、定款および本投資法人に関するその他の一切の文書（本投資法人または本投資法人の投資証券募集について管轄権を有するあらゆる機関（各国の証券業協会を含む。）に対する登録届出書、目論見書および説明覚書）を作成および／または提出し、印刷するコストおよび費用。
- ・ 純資産価額の公表および投資者に対する通知の公告に関連するコストおよび費用。
- ・ 証券取引所または規制を受ける市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用。
- ・ 投資主への配当金支払における手数料およびその他のコスト。
- ・ 監査における手数料、コストおよび費用（監査人の報酬および費用を含む。）。

本投資法人は、定期的にまたは繰り返し発生する管理事務費用およびその他の費用を、見積額に基づき毎年またはその他のある期間を通じて自身の勘定で負担することがある。

個々のサブ・ファンドおよび／または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求される。コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に対して比例按分ベースで、または本投資法人もしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求される。

個々の投資方針の条件に基づきその他のUCIまたはUCITSに投資可能なサブ・ファンドにおいては、サブ・ファンドと関連する投資先の投資信託双方のレベルにおいて手数料が発生する。その資産が投資される投資先の投資信託の管理報酬は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して3.5%を上限とする。管理会社自身、または共同運用もしくは支配または実質的な直接もしくは間接保有による管理会社の関連会社が、直接または間接に運用するファンドの受益証券に投資する場合、かかる投資を行うサブ・ファンドは、投資先の投資信託の発行または買戻しにおける手数料を一切徴収されないことがある。

サブ・ファンドの継続費用の詳細は主要な投資家向け情報書類（KIID）に記載されている。

設立コスト

本投資法人が追加のサブ・ファンドを設定する際に生じる費用は、関連するサブ・ファンドが負担し、5年を超えない期間を通じて償却される。

管理会社の報酬方針

管理会社の取締役会は、適用ある規則（具体的には、（i）UCITS指令2014/91/EU、2016年3月31日付で公表されたUCITS指令およびAIFMDに基づく健全な報酬方針に関するESMAの最終報告書、（ii）オルタナティブ投資ファンド運用者（AIFM）指令2011/61/EU（2013年7月12日よりルクセンブルグのオルタナティブ投資ファンド運用者に関する法律（随時改正済）に移行した。）、2013年2月11日付で公表されたAIFMに基づく健全な報酬方針に関するESMAのガイドライン、ならびに（iii）2010年2

月1日付で発表された金融セクターにおける報酬方針のガイドラインに関するCSSF指令10/437により定義される規定）に報酬が従うことを徹底し、かつUBSグループの報酬方針の枠組みを遵守することを目的とする報酬方針を採用している。かかる報酬方針は少なくとも年1回、検証される。

報酬方針により、健全かつ効果的なリスク管理を促し、リスクプロファイル、約款または譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）／オルタナティブ投資ファンド（AIF）の定款に反するリスクを防いでいる。

報酬方針はさらに、管理会社およびUCITS／AIFsの戦略、方針、価値および利益を遵守し、利益相反の防止措置を有している。この手法はさらに、以下の項目に重点を置いている。

- ・ パフォーマンスを評価を、サブ・ファンドの投資主に対して推奨される保有期間に適した複数年にわたる枠組みで行っている。これは、評価プロセスが、本投資法人の長期的なパフォーマンスおよびその投資リスクに依拠し、かつ報酬の成功ベースの部分の支払を同じ期間に行うことを徹底するためである。
- ・ 固定報酬部分および変動報酬部分の間で適切なバランスの取れた報酬に従業員に与えている。固定報酬部分が、報酬総額の大部分を占め、十分な機動性を有する賞与の戦略を行っている。ここには変動報酬部分を支払わないというオプションが含まれる。固定報酬は、個々の従業員の役割（責任および業務の複雑性、パフォーマンスならびに各地の市況）を考慮した上で決定される。管理会社が自身の裁量により一部の従業員に対して付加給付を提供する可能性があることにも、留意すべきである。これらが固定報酬の不可欠な部分である。

関連する開示は、UCITS指令2014/91/EUの規定に従い、管理会社の年次報告書において行うものとする。

投資主は、報酬方針に関する詳細（報酬および給付金の算定方法の概要、報酬および給付金を付与する責任を負う者の資格（報酬委員会（該当する場合。）の構成を含む。）を含むが、それらに限らない。）を、https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.htmlで閲覧することができる。

かかる文書の書面による写しは、請求によって管理会社から無料で入手可能である。

（５）【課税上の取扱い】

① 日本の投資主に対する課税

本書の日付現在、日本の投資主に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

- （１）ファンドの投資証券への投資に対する課税については、他の上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなる。なお、ファンドの投資証券はルクセンブルグ証券取引所に上場されている。
- （２）投資証券は、（１）である場合には、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （３）日本の個人投資主についてのファンドの配当金は、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。

日本の個人投資主は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの配当金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人投資主については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの配当金に対して、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人投資主が、投資証券を買戻し請求等により発行会社に譲渡した場合は、その対価が発行会社の税務上の資本金等に相当する金額を超えるときは、当該超える部分の金額はみなし配当として上記（3）における配当金と同様の課税関係が適用される。対価からみなし配当額を控除した金額は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、投資証券の譲渡損益（譲渡価額（みなし配当額を除く）から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が行われる（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）。投資証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人投資主についての配当金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

なお、税制等の変更により上記記載の取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

② ルクセンブルグ

概要

本投資法人はルクセンブルグの法律に従う。投資証券の購入者の居住地での投資証券の購入、保有、売却および投資証券の購入者の国籍の人々に対しての投資証券の購入、保有、売却を統制する法律または規制に関する情報を求めることは、投資証券の購入者の責任である。

ルクセンブルグ大公国の現行の法律に準拠して、本投資法人はルクセンブルグの源泉徴収税、所得税、キャピタル・ゲイン税、富裕税のいずれも課されることはない。

現在施行されている租税法により、投資主はルクセンブルグに居住するか、ルクセンブルグに住居を持つかもしくはルクセンブルグに恒久的施設を維持するか、以前ルクセンブルグに居住しており本投資法人の純資産をその10%を上回って保有しない限り、ルクセンブルグでの所得税、贈与税、相続税その他の租税を支払うことは要求されない。

しかしながら、投資予定者は、自己の市民権、住居または本籍のある国の法律において、本投資法人の投資証券の取得、保有、転換、および売却に適用されるまたは売却等に関しての分配に適用される租税の可能性についての情報を常に把握しておくべきである。

本投資法人はルクセンブルグの「年次税」の課税対象であり、これを四半期末ごとに支払う。この年次税は、各クラスの四半期末における純資産に基づいて計算される。年次税は関連するサブ・ファンドの純資産総額の年0.05%の割合で徴収される。ただし、機関投資家向けのサブ・ファンドまたはクラスについてはこの限りではなく、かかるサブ・ファンドおよびクラスについては純資産の年0.01%に減じられた割合にて徴収される。「年次税」を既に支払っている他のルクセンブルグのUCI内に保有される投資証券に相当する資産の評価額は、いかなる「年次税」からも除外される。

欧州法に従う課税

投資者は、利息に対する課税に関する2003年6月3日付理事会指令2003/48/ECが2005年6月21日付ルクセンブルグ法に置き換えられた点に留意すべきである。この法律は、2005年7月1日より、EUに居住する個人に対して国境を越えて支払われる利息に源泉徴収税を課税するか、または自動的に情

報を交換する旨を規定している。当該法律の対象には、欧州連合利息課税により定義される債務証券および債務請求権に15%を超えて投資する投資ファンドが支払う分配金および配当金、ならびにかかる債務証券および債務請求権に25%を超えて投資する投資ファンドの受益証券の譲渡または買戻しによる収益が含まれる。

2015年1月1日現在、ルクセンブルグにおいては、欧州連合内の個人居住者に対する支払利息からの源泉徴収税控除はすでに選択肢ではなくなっている。かかる指令の適用対象である場合、欧州加盟国内の支払代理人は、支払利息の詳細、または他の欧州加盟国（当該加盟国の税務当局と情報が共有される。）の個人居住者に対してかしくは当該居住者の利益として支払代理人が（本投資法人に関連して）支払ったみなし利息の詳細を、自国の税務当局に提供するように要求される。

投資主は、欧州委員会が、当該指令の対象範囲をUCITSとして設立されているか否かにかかわらずあらゆるファンドまたはスキームを含むよう拡大すること、およびその他一定の改正を提案している点に留意すべきである。改正案はまだ公表されておらず、協議プロセスが継続している間は、改正案が実施されるか否か、または実施の時期については不明なままである。

情報自動交換－FATCAおよび共通報告基準

本投資法人は、ルクセンブルグ籍の投資法人として、以下に記載する制度（および随時導入されるその他の制度）等の自動情報交換制度に基づき、個人投資家およびその課税上の地位に関する一定の情報を収集し、かつ当該情報をルクセンブルグの税務当局に提供することを義務付けられ、さらに、ルクセンブルグの税務当局は、かかる情報を当該投資者が税務上の居住者となっている法域の税務当局と交換することがある。

本投資法人は、米国の外国口座税務コンプライアンス法およびその関連法（以下「FATCA」と総称する。）に基づき、ルクセンブルグと米国との間で締結された政府間協定（以下「IGA」という。）に定義される特定米国人が所有する金融口座を米国財務省に報告するために作成された、徹底的なデューディリジェンスの実施および報告義務を遵守することを義務付けられている。本投資法人が、上記の義務を遵守しない場合、一定の米国源泉の所得および2019年1月1日以降は総所得に対して米国の源泉徴収税を徴収されることとなる。本投資法人は、IGAに基づき、「遵守（Compliant）」と見なされ、特定米国人が所有する金融口座の身元確認を行い、かつルクセンブルグの税務当局に直接通知する場合、源泉徴収税を課されず、ルクセンブルグの税務当局は、これを受け、当該情報を米国内国歳入庁に提供する。

経済協力開発機構（OECD）は、FATCAの実施に向けた政府間の取り組みに多大な支援を行い、世界的なオフショアの租税回避問題に対処するため、共通報告基準（以下「CRS」という。）を策定した。CRSの下では、参加CRS法域の居住者である金融機関（本投資法人等）は、その投資者の個人情報および口座情報を現地の税務当局に提供する義務を負い、該当する場合は、当該金融機関の法域との間で情報交換協定を締結している他の参加CRS法域の居住者である支配者についても同様の情報提供義務を負う。参加CRS法域の税務当局は、年に1回、かかる情報の交換を行う。ルクセンブルグは、CRSを導入するための法律を制定した。そのため、本投資法人は、ルクセンブルグにおいて適用されるCRS上のデューディリジェンス義務および報告義務を遵守しなければならない。

投資予定者は、本投資法人がFATCAおよびCRSに基づく義務を履行し、かつ当該情報を継続的に更新できるよう、投資を行う前に個人情報および自らの課税上の地位に関する情報を本投資法人に提供する義務を負う。投資予定者は、本投資法人がかかる情報をルクセンブルグの税務当局に提供する義務を負うことに留意する必要がある。投資者は、本投資法人が、上記の要求された情報を投資者が本投資法人に提供しない場合に本投資法人に課される源泉徴収税ならびに発生するその他一切のコスト、利息、罰金、その他の損失および債務を投資者に負担させることを徹底するため、投資者の本投資法人における保有資産に関して必要であると考える措置を講じることができる点に、留意する必要がある。また、上記により、投資者が、FATCAもしくはCRSに基づき発生した米国の源泉徴収税もしくは罰

金の支払い、および／または当該投資者の本投資法人における持分の強制買戻しもしくは清算について責任を負う場合もある。

FATCAおよびCRSの仕組みおよび適用範囲に関する詳細なガイドラインは、未だ策定途上にある。これらのガイドラインの策定期間または本投資法人の将来的な事業に及ぼす影響に関する保証は一切ない。投資予定者は、FATCAおよびCRS、ならびにかかる自動情報交換制度が及ぼしうる影響に関して、自らの税務アドバイザーに相談する必要がある。

「特定米国人」の用語は、米国市民もしくは米国居住者である個人、または米国内で設立されたもしくは米国法またはいずれかの米国州法に基づき設立されたパートナーシップもしくは法人を意味し、i) 米国内の裁判所が適用法の下、信託の管理事務について実質的にすべての事項に関する命令あるいは判決を宣告する権限を持つ場合、およびii) 一もしくは複数の特定米国人が当該信託、または米国市民もしくは米国居住者に由来する財産についてすべての実質的決定を支配する権限を持つ場合は信託を意味する。本段落は米国内国歳入法により解釈される。

③ DAC 6 ー 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメント（以下「RCBA」という。）に関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令（EU）2018/822（以下「DAC6」という。）が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性のあるアレンジメントに関する情報を取得できるようにすること、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

DAC 6により課される要請は2020年7月1日から適用されるが、2018年6月25日から2020年6月30日の間に実施された一切のアレンジメントの報告を義務付けられる可能性がある。同通達はEUの仲介業者に対して、RCBA（関係する仲介業者および関係する納税者、すなわちRCBAを利用することができる者の身元確認を行えるようにする情報およびアレンジメントに関する具体的な詳細事項を含む。）に関する情報を現地の税務当局に提供することを義務付けている。その後、現地の税務当局は他のEU加盟国の税務当局と当該情報を交換する。そのため、ファンドはRCBAに関して認識しているか、所有しているかまたは管理下にあるあらゆる情報を税務当局に開示することを法的に義務付けられる可能性がある。この規制は、必ずしも濫用的租税回避を構成するとは限らないアレンジメントにも適用可能である。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(サステナブル・ボンド)

(2021年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率 （%）
投資信託	アイルランド	258,334,789.42	46.28
	ルクセンブルグ	256,836,237.00	46.01
	小計	515,171,026.42	92.30
ポートフォリオ合計		515,171,026.42	92.30
現金・その他資産（負債控除後）		42,996,031.73	7.70
資産総額		558,167,058.15	100.00
負債総額		10,265,713.49	1.84
合計 （純資産総額）		547,901,344.66 （約60,658百万円）	98.16

(注) 投資比率とは、各サブ・ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(サステナブル・エクイティ)

(2021年2月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計（米ドル）	投資比率 （%）
投資信託	アイルランド	274,445,718.87	48.10
	ルクセンブルグ	258,309,857.16	45.28
ポートフォリオ合計		532,755,576.03	93.38
現金・その他資産（負債控除後）		37,775,078.77	6.62
資産総額		570,530,654.80	100.00
負債総額		4,290,301.02	0.75
合計 （純資産総額）		566,240,353.78 （約62,688百万円）	99.25

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****（サステナブル・ボンド）****（2021年２月末日現在）**

順位	銘柄	国・地域名	種類	株数／数量 (1,000)	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH YIELD CREDIT FUND-Y-ACC-USD	アイルランド	投資信託	43,841.94	2.1778	95,477,362.47	2.2437	98,368,165.27	17.62
2	ISHARES GREEN BOND INDEX FUND IE-D-HEDGED-USD-CAP	アイルランド	投資信託	8,450.25	11.6528	98,468,980.07	11.5990	98,014,484.55	17.56
3	ROBECO EURO SUSTAINABLE CREDITS-IH EUR-CAP	ルクセンブルグ	投資信託	516.07	168.4202	86,917,275.85	177.8703	91,794,212.43	16.45
4	FOCUSED SICAV-US CORPORATE BOND SUSTAIN USD F-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	542.58	119.4629	64,817,598.19	121.0300	65,667,852.25	11.76
5	UBS ETF - SUSTAINABLE DEVELOPMENT BANK BONDS UCITS-ETF-A-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	3,695.03	11.8679	43,852,227.89	11.8780	43,889,590.10	7.86
6	UBS IRL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	アイルランド	投資信託	3,103.20	12.5374	38,906,059.14	13.8480	42,973,113.60	7.70
7	UBS ETF - BLOOMBERG BARCLAYS MSCI EURO AREA LIQ CORP-A-CAP	ルクセンブルグ	投資信託	2,113.30	17.6132	37,222,005.35	18.6488	39,410,558.07	7.06
8	UBS IRL ETF-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL-A-HDG USD-ETF-ACC	アイルランド	投資信託	1,175.90	14.2925	16,806,585.83	16.1400	18,979,026.00	3.40
9	FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD F-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	145.96	109.5747	15,992,973.69	110.1300	16,074,024.15	2.88

（サステナブル・エクイティ）**（2021年２月末日現在）**

順位	銘柄	国・地域名	種類	株数／数量 (1,000)	取得金額（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	UBS IRL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	アイルランド	投資信託	7,356.01	12.2612	90,193,574.52	13.8480	101,865,998.78	17.85
2	MIROVA FDS GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY SHS-H-SI/A(USD)NPF-CAP	ルクセンブルグ	投資信託	479.44	140.8084	67,509,296.17	163.8700	78,565,996.67	13.77
3	UBS(LUX)EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES(USD)F-ACC	ルクセンブルグ	投資信託	452.74	144.5625	65,449,356.08	172.2100	77,966,527.61	13.67
4	UBS IRL ETF PLC-GLOBAL GENDER EQUALITY UCITS ETF-USD HDG-ACC	アイルランド	投資信託	3,031.04	15.7352	47,694,006.31	17.6780	53,582,689.76	9.39
5	HERMES SDG ENGAGEMENT EQUITY FUND-SHS-X- HEDGED US-ACC	アイルランド	投資信託	20,409.45	2.1898	44,691,699.74	2.5148	51,325,677.32	9.00
6	BMO ILI SDG EGE -SHS -XP ACC USD PORTFOLIO HDG-CAPITAL	ルクセンブルグ	投資信託	3,627.68	11.8753	43,079,562.51	14.1400	51,295,324.50	8.99
7	PICTET - GLOBAL ENVIRONMENTAL OPPORTUNITIES-HJ -USD-CAP	ルクセンブルグ	投資信託	135.13	314.1792	42,456,291.97	373.5700	50,482,008.38	8.85
8	ROCKEFELLER GLOBAL ESG EQUITY UCITS-U4-USD HDG-ACC	アイルランド	投資信託	248.90	122.0406	30,375,414.86	137.1900	34,146,042.24	5.98
9	HERMES-GLOBAL EQUITY ESG FUND-F-HEDGED USD-ACC	アイルランド	投資信託	12,402.08	2.3434	29,062,693.03	2.7032	33,525,310.77	5.88

②【投資不動産物件】

該当事項なし（2021年２月末日現在）。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2021年２月末日現在）。

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

(サステナブル・ボンド)

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格 (クラスF-acc投資証券)	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2019年7月末日に 終了する会計年度末	42,783	4,737	41,884	4,637	101.64	11,253
2020年7月末日に 終了する会計年度末	218,812	24,225	215,326	23,839	103.23	11,429
2020年3月末日	146,004	16,164	135,630	15,016	96.47	10,680
4月末日	144,960	16,049	144,872	16,039	98.91	10,950
5月末日	163,226	18,071	160,301	17,747	99.93	11,063
6月末日	183,109	20,272	182,904	20,249	101.07	11,189
7月末日	218,812	24,225	215,326	23,839	103.23	11,429
8月末日	243,393	26,946	238,342	26,387	103.70	11,481
9月末日	257,075	28,461	256,477	28,395	103.32	11,439
10月末日	286,250	31,691	285,965	31,659	103.52	11,461
11月末日	354,230	39,217	347,080	38,425	105.71	11,703
12月末日	404,284	44,758	400,773	44,370	106.49	11,790
2021年1月末日	483,046	53,478	473,556	52,427	106.49	11,790
2月末日	558,167	61,795	547,901	60,658	105.61	11,692

(注) サステナブル・ボンドは2019年5月13日に運用が開始され、クラスF－acc投資証券は2019年5月13日に運用が開始された。

（サステナブル・エクイティ）

	資産総額		純資産総額		1口当たり純資産価格	
					（クラスF-acc投資証券）	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円	米ドル	円
2019年7月末日に 終了する会計年度末	43,480	4,814	42,507	4,706	104.74	11,596
2020年7月末日に 終了する会計年度末	225,307	24,944	223,896	24,788	112.03	12,403
2020年3月末日	147,437	16,323	143,164	143,164	92.05	10,191
4月末日	162,688	18,011	162,563	162,563	101.06	11,188
5月末日	176,683	19,561	174,036	19,268	105.29	11,657
6月末日	187,502	20,758	187,283	20,734	107.05	11,852
7月末日	225,307	24,944	223,896	24,788	112.03	12,403
8月末日	254,954	28,226	252,823	27,990	116.98	12,951
9月末日	266,572	29,512	265,955	29,444	115.19	12,753
10月末日	288,624	31,954	287,905	31,874	114.22	12,645
11月末日	379,485	42,013	369,660	40,925	126.99	14,059
12月末日	431,548	47,777	427,160	47,291	131.51	14,559
2021年1月末日	496,186	54,933	488,246	54,054	132.71	14,692
2月末日	570,531	63,163	566,240	62,688	134.71	14,914

（注）サブテナブル・エクイティは2019年5月13日に運用が開始され、クラスF－a c c投資証券は2019年5月13日に運用が開始された。

サブ・ファンドの投資証券は、ルクセンブルグ証券取引所に上場されている。同取引所での実質的な取引実績はない。

②【分配の推移】

該当事項なし。

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

（サステナブル・ボンド）

会計年度	収益率（％）
	（クラスF-acc投資証券）
2019年7月末日に終了する会計年度末	1.64
2020年7月末日に終了する会計年度末	1.56

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額）

b＝当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、最初の会計年度については、当初発行価格（クラスF-acc投資証券については100.00米ドル）

（サステナブル・エクイティ）

会計年度	収益率（％）
	（クラスF-acc投資証券）
2019年7月末日に終了する会計年度末	4.74
2020年7月末日に終了する会計年度末	6.96

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計金額を加えた額）

b＝当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）

ただし、最初の会計年度については、当初発行価格（クラスF-acc投資証券については100.00米ドル）

6【手続等の概要】

① 販売手続等

申込取扱場所（販売会社）

U B S証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
丸の内永楽ビルディング

払込取扱場所

U B S証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目2番1号
Otemachi Oneタワー

（注）各申込日の発行価格の総額は、申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目（「ファンド払込日」）に日本における販売会社によって保管受託銀行であるU B SヨーロッパS E ルクセンブルグ支店のファンド口座に各投資証券の表示通貨で払い込まれる。

申込期間

2021年5月31日（月曜日）から2023年1月31日（火曜日）まで

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、前記「第一部 証券情報（12）払込取扱場所」に記載されるファンド払込日までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。

（注）申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出する事により更新される。

払込期日

投資者は、約定日から起算して日本での4営業日目までに申込金額を日本における販売会社に支払うものとする（日本における販売会社が投資者との間で別途取り決める場合を除く。）。

発行価格

各申込日の翌ファンド営業日に計算される投資証券1口当たりの純資産価格。

（注）発行価格は、日本における販売会社に照会することができる。

申込金額は、原則として円貨で支払われるものとし、各投資証券の表示通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

申込手数料

該当事項なし。

申込単位

原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

② 買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休

業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。

投資証券1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格とする。

買戻し単位

原則として1口単位

買戻し代金の支払い

買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、各投資証券の表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

③ 乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

7【管理及び運営の概要】

1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価	(i) 純資産価格の計算 投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、当該投資証券クラスの表示通貨で表示され、各取引日に各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの発行済投資証券口数で除して計算する。 取締役会は、本投資法人またはその投資主の利益（例えばマーケット・タイミング取引慣行の排除等）のため正当である場合、本投資法人の資産の価値を調整するために公正価値の算定方法を採用する等、適切な措置を講じることができる。 異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。 異常な状況の場合、ファンド取引日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。 (ii) 純資産価格の計算ならびに投資証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止 本投資法人は、指定される条件を満たす場合、純資産価額の計算、ひいては一または複数のサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間または投資証券クラス間の乗換えを一時的に停止することができる。 また、本投資法人は以下を行う権限を有する。 a) 自己の裁量により購入申込みを拒絶すること。 b) 本書に記載される適格要件を満たさずに保有される投資証券、またはその所有が本投資法人もしくは投資運用会社の業務もしくは評判を害する（規制上、法律上または税務上の潜在的悪影響を含む。）と取締役が判断する投資証券を強制的に随時買い戻すこと。
(2) 保管	日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。
(3) 存続期間	本投資法人は、期間を無期限として設立されている。
(4) 計算期間	毎年8月1日から翌年の7月31日まで
(5) その他	(i) 投資法人、そのサブ・ファンドおよび投資証券クラスに関する清算および合併 <u>本投資法人、そのサブ・ファンドおよび投資証券クラスの清算</u> 定足数および必要な過半数に関する法律要件を満たす投資主総会により、いつでも本投資法人を解散することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の3分の2または4分の1以下になる場合、取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。

サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの純資産総額がサブ・ファンドもしくは投資証券クラスを経済的に合理的に管理できなくなる水準まで落ち込む（1,000万ユーロもしくはサブ・ファンドの他の通貨でこれに相当する額と見積もられている。）場合、または政治もしくは経済の状況が変化する場合、取締役会は、一もしくは複数のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの清算を決議することができる。

取締役会の権限にかかわらず、取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会において、サブ・ファンドが発行した投資証券を回収し、投資主に対して投資主が保有する投資証券の純資産価額を返還することにより、本投資法人の資本を減額することができる。純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算し、サブ・ファンドの資産の処分によって生じた代金および清算に起因する費用を織り込むものとする。

サブ・ファンド同士またはサブ・ファンドと他の投資信託（「UCI」）の合併

合併は、2010年法に規定される条件により認められる。取締役会は、サブ・ファンドの投資証券の消却および該当する投資主への他のサブ・ファンドまたは他のUCITSの投資証券の割当てを決定することができる。本項において取締役会が付与される権限にかかわらず、本項に記載されるファンド同士を合併する決定も、関連サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、投資主総会の定足数は要求されず、決定は、総会に出席する投資主または委任状により投票を行う投資主の単純多数によって承認されることができる。

(ii) 授權発行限度額

投資証券の授權発行限度額は無制限である。

(iii) 本投資法人の定款の変更

定款は投資主総会で補足またはその他に変更することができる。変更は、1915年8月10日付の商業会社に関する法律およびその補遺の規定における定足数および過半数に関する要件に従う。

2 利害関係人との取引制限	利益相反 取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社および本投資法人のその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。 管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。
3 投資主・外国投資法人債権者の権利等 (1) 投資主・外国投資法人債権者の権利	投資主の有する主な権利は次のとおりである。 (a) 配当請求権 (b) 買戻請求権 (c) 残余財産分配請求権 (d) 損害賠償請求権 (e) 投資主総会における権利 (f) 報告書を受領する権利
(2) 為替管理上の取扱い	投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。
(3) 本邦における代理人	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所 上記代理人は、本投資法人から日本国内において、 (a) 本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および (b) 日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。 弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所

第2【財務ハイライト情報】

- a. 「財務ハイライト情報」においては、有価証券届出書「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき「貸借対照表」および「損益計算書」等（これらの作成に関する重要な会計方針の注記を含む。）を記載している。これらの記載事項は、「第三部 外国投資法人の詳細情報」の「第5 外国投資法人の経理状況」の「財務諸表」に記載すべき財務諸表（以下「財務書類」ともいう。）から抜粋して記載されたものである。
- b. ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=110.71円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1【貸借対照表】

(1) 2020年7月31日終了年度

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

純資産計算書

	2020年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	189,729,811.11	21,004,987
投資有価証券、未実現評価（損）益	9,673,191.47	1,070,919
投資有価証券合計	199,403,002.58	22,075,906
現金預金、要求払預金および預託金勘定	11,428,354.71	1,265,233
発行未収金	3,043,245.66	336,918
先渡為替契約に係る未実現（損）益	4,936,932.62	546,568
資産合計	218,811,535.57	24,224,625
負 債		
有価証券購入未払金	(3,328,193.74)	(368,464)
買戻未払金	(50,105.06)	(5,547)
定率報酬引当金	(84,092.91)	(9,310)
年次税引当金	(3,921.82)	(434)
その他の手数料および報酬引当金	(19,170.36)	(2,122)
引当金合計	(107,185.09)	(11,866)
負債合計	(3,485,483.89)	(385,878)
期末現在純資産	215,326,051.68	23,838,747

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

純資産計算書

	2020年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	192,270,083.75	21,286,221
投資有価証券、未実現評価（損）益	11,620,257.16	1,286,479
投資有価証券合計	203,890,340.91	22,572,700
現金預金、要求払預金および預託金勘定	7,377,570.48	816,771
有価証券売却未収金	4,356,539.29	482,312
発行未収金	3,001,411.60	332,286
先渡為替契約に係る未実現（損）益	6,681,321.41	739,689
資産合計	225,307,183.69	24,943,758
負 債		
有価証券購入未払金	(1,232,568.22)	(136,458)
買戻未払金	(66,038.58)	(7,311)
定率報酬引当金	(88,049.14)	(9,748)
年次税引当金	(5,121.42)	(567)
その他の手数料および報酬引当金	(19,324.42)	(2,139)
引当金合計	(112,494.98)	(12,454)
負債合計	(1,411,101.78)	(156,223)
期末現在純資産	223,896,081.91	24,787,535

2【損益計算書】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

運用計算書

	自2019年8月1日 至2020年7月31日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	15,367.46	1,701
その他の収益	142,801.21	15,810
収益合計	158,168.67	17,511
費 用		
定率報酬	(577,290.92)	(63,912)
年次税	(27,736.68)	(3,071)
その他の手数料および報酬	(29,375.57)	(3,252)
当座借越に係る利息	(10,620.94)	(1,176)
費用合計	(645,024.11)	(71,411)
投資純（損）益	(486,855.44)	(53,900)
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(3,474,779.02)	(384,693)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(331,405.18)	(36,690)
為替差（損）益	1,360,734.18	150,647
実現（損）益合計	(2,445,450.02)	(270,736)
当期実現純（損）益	(2,932,305.46)	(324,636)
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	9,245,191.77	1,023,535
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	5,323,946.86	589,414
未実現評価（損）益の変動合計	14,569,138.63	1,612,949
運用の結果による純資産の純増（減）	11,636,833.17	1,288,314

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

運用計算書

自2019年8月1日 至2020年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	13,757.80	1,523
その他の収益	70,386.31	7,792
収益合計	84,144.11	9,316
費 用		
定率報酬	(594,862.37)	(65,857)
年次税	(37,838.42)	(4,189)
その他の手数料および報酬	(31,561.59)	(3,494)
当座借越に係る利息	(10,100.15)	(1,118)
費用合計	(674,362.53)	(74,659)
投資純（損）益	(590,218.42)	(65,343)
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	232,720.41	25,764
先渡為替契約に係る実現（損）益	2,262,607.35	250,493
為替差（損）益	968,947.67	107,272
実現（損）益合計	3,464,275.43	383,530
当期実現純（損）益	2,874,057.01	318,187
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	10,743,972.85	1,189,465
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	6,985,796.79	773,398
未実現評価（損）益の変動合計	17,729,769.64	1,962,863
運用の結果による純資産の純増（減）	20,603,826.65	2,281,050

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

財務書類に対する注記

2020年7月31日現在

重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格は、当該投資証券クラスの参照通貨で表示され、営業日（以下「取引日」という。）ごとに計算される。サブ・ファンドであるグローバル・オポチュニティーズ・アクセス・キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンドに関して、取引日とは、偶数暦週（52週からなる各年の最終偶数暦週を除く。）の各水曜日（かかる水曜日が営業日でない場合は、翌営業日）とする。1口当たりの純資産価格は、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が休業している日のことである。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定され、投資証券の発行または買戻しのたびに変動する。

単一の取引日におけるサブ・ファンドの全投資証券クラスのすべてに影響する発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、該当する取引日におけるサブ・ファンドの投資証券クラスの純資産額が調整されることがある（以下「シングル・スイング・プライシング（SSP）」という。）。最大調整額は、純資産価格（調整前）の2%に相当する。サブ・ファンドに発生する可能性のある見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、調整額の算定のために考慮される。影響を受けたサブ・ファンドが純資本流入となる場合、調整は純資産額の増加を導く。影響を受けたサブ・ファンドが純資本流出となる場合、調整は純資産額の減少となる。

シングル・スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するシングル・スイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

b) 評価原則

- 一 流動資産（現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言もしくは発生した利息の形態を問わない）は、その全額で評価される。ただし、

当該価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、この場合、その評価はその正確な価額を表すために適切とみなす控除額を勘案したものである。

- － 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。同一の証券、派生商品もしくはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の投資対象で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は、証券、派生商品およびその他の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。

- － 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券、派生商品およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。
- － O T C 派生商品の評価は、独立の値付機関を参照して行われる。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および監査人が認めた計算方法によって検証される。
- － 指令2009/65/E C（以下「U C I T S 指令」という。）に基づき認可されるその他の譲渡性証券集合投資事業（U C I T S）および／またはその他のU C I s（以下「その他のU C I s」という。）の投資証券は、その入手可能な最終純資産価額で評価される。その他のU C I T Sまたはその他のU C I sの特定の受益証券もしくは投資証券は、投資対象ファンドの投資運用会社または投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（見積価格）に基づいて評価される。
- － 証券取引所に上場または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品の評価は、適切なカーブに基く。カーブに基づく評価は、金利と信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。
- － 関係するサブ・ファンドの通貨勘定以外の通貨建てで、通貨取引によるヘッジを行わない証券およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける仲値（売買価格の仲値）またはこれを入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場における仲値で評価する。
- － 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および／またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、U B S 評価方針に従って決定される。

本投資法人またはその投資主の利益のために（例えば、マーケット・タイミングの実行回避）を正当化する状況下において、取締役会は、本投資法人の純資産額を調整するために公正価値の値付技法を適用するなどして適切な測定を行う。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

特別な状況のもとで、爾後に発行もしくは買戻される投資証券の価格に影響するさらなる評価は、その取引日に限り行うことができる。

c) 証券の売却に係る実現純（損）益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。2020年7月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2020年7月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.075720 スイスフラン
1 ユーロ	=	0.900952 英ポンド
1 ユーロ	=	1.182500 米ドル

i) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

j) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

（２）2019年７月31日終了年度

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

純資産計算書

	2019年７月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	38,835,623.64	4,299,492
投資有価証券、未実現評価（損）益	427,999.70	47,384
投資有価証券合計	39,263,623.34	4,346,876
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,530,853.25	280,191
発行未収金	1,375,820.01	152,317
先渡為替契約に係る未実現（損）益	(387,014.24)	(42,846)
資産合計	42,783,282.36	4,736,537
負 債		
有価証券購入未払金	(867,174.32)	(96,005)
定率報酬引当金	(14,896.54)	(1,649)
年次税引当金	(779.55)	(86)
その他の手数料および報酬引当金	(16,448.56)	(1,821)
引当金合計	(32,124.65)	(3,557)
負債合計	(899,298.97)	(99,561)
期末現在純資産	41,883,983.39	4,636,976

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

純資産計算書

	2019年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	38,937,908.23	4,310,816
投資有価証券、未実現評価（損）益	876,284.31	97,013
投資有価証券合計	39,814,192.54	4,407,829
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,599,500.92	287,791
発行未収金	1,370,791.58	151,760
先渡為替契約に係る未実現（損）益	(304,475.38)	(33,708)
資産合計	43,480,009.66	4,813,672
負 債		
投資有価証券購入未払金	(940,407.85)	(104,113)
定率報酬引当金	(15,191.30)	(1,682)
年次税引当金	(921.62)	(102)
その他の手数料および報酬引当金	(16,442.96)	(1,820)
引当金合計	(32,555.88)	(3,604)
負債合計	(972,963.73)	(107,717)
期末現在純資産	42,507,045.93	4,705,955

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

運用計算書

自2019年5月14日 至2019年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	2,619.44	290
その他の収益	41,553.12	4,600
収益合計	44,172.56	4,890
費 用		
定率報酬	(24,044.75)	(2,662)
年次税	(2,101.38)	(233)
その他の手数料および報酬	(17,353.56)	(1,921)
当座借越に係る利息	(186.94)	(21)
費用合計	(43,686.63)	(4,837)
投資純（損）益	485.93	54
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	9,047.67	1,002
先渡為替契約に係る実現（損）益	(116,113.07)	(12,855)
為替差（損）益	(15,757.73)	(1,745)
実現（損）益合計	(122,823.13)	(13,598)
当期実現純（損）益	(122,337.20)	(13,544)
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	427,999.70	47,384
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(387,014.24)	(42,846)
未実現評価（損）益の変動合計	40,985.46	4,538
運用の結果による純資産の純増（減）	(81,351.74)	(9,006)

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

運用計算書

自2019年5月14日 至2019年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	2,440.47	270
その他の収益	47,910.47	5,304
収益合計	50,350.94	5,574
費 用		
定率報酬	(24,401.66)	(2,702)
年次税	(2,725.11)	(302)
その他の手数料および報酬	(17,358.42)	(1,922)
当座借越に係る利息	(147.32)	(16)
費用合計	(44,632.51)	(4,941)
投資純（損）益	5,718.43	633
実現（損）益		
先渡為替契約に係る実現（損）益	3,478.10	385
為替差（損）益	(10,714.97)	(1,186)
実現（損）益合計	(7,236.87)	(801)
当期実現純（損）益	(1,518.44)	(168)
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	876,284.31	97,013
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(304,475.38)	(33,708)
未実現評価（損）益の変動合計	571,808.93	63,305
運用の結果による純資産の純増（減）	570,290.49	63,137

3【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

4【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

中間財務書類

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス投資証券以外のクラス投資証券も存在するが、本書においては下記のクラス投資証券に関する部分のみを抜粋して日本語に記載している。
- ーサステナブル・ボンド
クラスF-acc投資証券
ーサステナブル・エクイティ
クラスF-acc投資証券
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- d. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

純資産計算書

	2021年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	419,174,492.05	46,406,808
投資有価証券、未実現評価（損）益	21,747,094.55	2,407,621
投資有価証券合計	440,921,586.60	48,814,429
現金預金、要求払預金および預託金勘定	34,887,217.49	3,862,364
発行未収金	7,058,918.33	781,493
先渡為替契約に係る未実現利益	178,561.79	19,769
資産合計	483,046,284.21	53,478,054
負 債		
有価証券購入未払金	(9,246,062.04)	(1,023,632)
買戻未払金	(47,755.39)	(5,287)
定率報酬引当金	(172,662.24)	(19,115)
年次税引当金	(9,157.94)	(1,014)
その他の手数料および報酬引当金	(14,756.64)	(1,634)
引当金合計	(196,576.82)	(21,763)
負債合計	(9,490,394.25)	(1,050,682)
期末現在純資産	473,555,889.96	52,427,373

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

純資産計算書

	2021年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	393,302,886.21	43,542,563
投資有価証券、未実現評価（損）益	65,766,065.50	7,280,961
投資有価証券合計	459,068,951.71	50,823,524
現金預金、要求払預金および預託金勘定	30,440,384.82	3,370,055
発行未収金	6,619,131.05	732,804
先渡為替契約に係る未実現利益	57,705.31	6,389
資産合計	496,186,172.89	54,932,771
負 債		
有価証券購入未払金	(7,628,583.56)	(844,560)
買戻未払金	(102,157.93)	(11,310)
定率報酬引当金	(183,360.11)	(20,300)
年次税引当金	(10,640.30)	(1,178)
その他の手数料および報酬引当金	(15,242.18)	(1,687)
引当金合計	(209,242.59)	(23,165)
負債合計	(7,939,984.08)	(879,036)
期末現在純資産	488,246,188.81	54,053,736

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

運用計算書

自2020年8月1日 至2021年1月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
収益合計	0.00	0
費 用		
定率報酬	(779,315.45)	(86,278)
年次税	(44,839.42)	(4,964)
その他の手数料および報酬	(23,064.05)	(2,553)
当座借越に係る利息	(23,143.00)	(2,562)
費用合計	(870,361.92)	(96,358)
投資純（損）益	(870,361.92)	(96,358)
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	191,247.18	21,173
先渡為替契約に係る実現（損）益	8,409,214.64	930,984
為替差（損）益	388,479.08	43,009
実現（損）益合計	8,988,940.90	995,166
当期実現純（損）益	8,118,578.98	898,808
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	12,073,903.08	1,336,702
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(4,758,370.83)	(526,799)
未実現評価（損）益の変動合計	7,315,532.25	809,903
運用の結果による純資産の純増（減）	15,434,111.23	1,708,710

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

運用計算書

	自2020年8月1日 至2021年1月31日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
収益合計	0.00	0
費 用		
定率報酬	(823,008.49)	(91,115)
年次税	(51,852.52)	(5,741)
その他の手数料および報酬	(23,552.78)	(2,608)
当座借越に係る利息	(19,965.83)	(2,210)
費用合計	(918,379.62)	(101,674)
投資純（損）益	(918,379.62)	(101,674)
実現（損）益		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	547,520.71	60,616
先渡為替契約に係る実現（損）益	12,718,203.32	1,408,032
為替差（損）益	152,797.69	16,916
実現（損）益合計	13,418,521.72	1,485,565
当期実現純（損）益	12,500,142.10	1,383,891
未実現評価（損）益の変動		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	54,145,808.34	5,994,482
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(6,623,616.10)	(733,301)
未実現評価（損）益の変動合計	47,522,192.24	5,261,182
運用の結果による純資産の純増（減）	60,022,334.34	6,645,073

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

財務書類に対する注記

2021年1月31日現在

重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格は、当該投資証券クラスの参照通貨で表示され、営業日（以下「取引日」という。）ごとに計算される。サブ・ファンドであるグローバル・オポチュニティーズ・アクセス・キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンドに関して、取引日とは、偶数暦週（52週からなる各年の最終偶数暦週を除く。）の各水曜日（かかる水曜日が営業日でない場合は、翌営業日）とする。1口当たりの純資産価格は、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が休業している日のことである。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定され、投資証券の発行または買戻しのたびに変動する。

b) 評価原則

- ー 流動資産（現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言もしくは発生した利息の形態を問わない）は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、この場合、その評価はその正確な価額を表すために適切とみなす控除額を勘案したものである。
- ー 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。同一の証券、派生商品もしくはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の投資対象で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は、証券、派生商品およびその他の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。
- ー 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券、派生商品およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。

- － OTC派生商品の評価は、独立の値付機関を参照して行われる。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社の場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および監査人が認めた計算方法によって検証される。
- － 指令2009/65/EC（以下「UCITS指令」という。）に基づき認可されるその他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／またはその他のUCIs（以下「その他のUCIs」という。）の投資証券は、その入手可能な最終純資産価額で評価される。その他のUCITSまたはその他のUCIsの特定の受益証券もしくは投資証券は、投資対象ファンドの投資運用会社または投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（見積価格）に基づいて評価される。
- － 証券取引所に上場または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品の評価は、適切なカーブに基く。カーブに基づく評価は、金利と信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。
- － 関係するサブ・ファンドの通貨勘定以外の通貨建てで、通貨取引によるヘッジを行わない証券およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける仲値（売買価格の仲値）またはこれを入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場における仲値で評価する。
- － 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および／またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、UBS評価方針に従って決定される。

本投資法人またはその投資主の利益のために（例えば、マーケット・タイミングの実行回避）を正当化する状況下において、取締役会は、本投資法人の純資産額を調整するために公正価値の値付技法を適用するなどして適切な測定を行う。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

特別な状況のもとで、爾後に発行もしくは買戻される投資証券の価格に影響するさらなる評価は、その取引日に限り行うことができる。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（以下「スイング・プライシング」という。）。

投資証券は通常、単一の価格である投資証券1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。ある評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性があると判断する場合に希薄化調整を行うことができる。特に、希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

- (a) サブ・ファンドが継続的に下落している場合（すなわち買戻しによる純流出）。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。
- (c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

希薄化調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、該当サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格は、(i) 見積み財務費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資主は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資者の取引における特定の状況に関連するものではない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。期末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

c) 証券の売却に係る実現純（損）益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。2021年1月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2021年1月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.080775 スイスフラン
1 ユーロ	=	0.884722 英ポンド
1 ユーロ	=	1.214900 米ドル

i) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

j) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

第3【外国投資証券事務の概要】

（1）投資証券の名義書換

本投資法人が発行する記名投資証券は、本投資法人または本投資法人に指定された1名以上の者が記帳する投資証券登録簿に登録されなくてはならない。当該投資証券登録簿には、記名投資証券の保有者1人ひとりの氏名、自宅住所または本投資法人に知らせたその他の住所、当該者が保有する投資証券口数ならびに関係する投資証券のサブ・ファンドおよび場合により投資証券クラスおよび各投資証券の払込済み金額を記載する。記名投資証券の譲渡またはその他の形態の法的譲渡が行われる都度、その旨を投資証券登録簿に登録しなくてはならない。

投資証券登録簿への記載は記名投資証券に対する所有権の証拠となる。本投資法人は、保有する投資証券の確認書を発行することができる。

記名投資証券の譲渡は、譲渡の十分な証拠となる書類を当投資法人に引き渡すか、または投資証券登録簿に記載され、譲渡人および譲受人もしくは授権された者が署名と日付を付す譲渡申告書を通じて実施される。

投資証券が複数の者の名前で登録されている場合、登録簿に最初に記載された投資主がその他すべての共同保有者を代理して行為する権限を有するとみなされ、本投資法人側の通知を受領する権利を有する唯一の者とする。

日本の投資主については、投資証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社を通じて名義書換を行い、それ以外の場合は本人の責任で手続を行う。

（2）投資主総会

定時投資主総会は毎年1月31日の午前11時から、本投資法人の登記上の事務所において開催される。1月31日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、定時投資主総会は、翌営業日に開催されなければならない。

（3）投資証券に対する特典、譲渡制限等

本投資法人の投資証券は、米国内において、または米国人である投資者に対して、募集、譲渡または交付することはできない。米国人とは、以下の者である。

- （i）1986年米国内国歳入法（改正済）第7701条(a)(30)およびこれに基づき公布される財務省規則に規定する米国人
- （ii）1933年米国証券取引法レギュレーションSに規定する米国人（連邦規則集第17編第230.902(k)条）
- （iii）米国商品先物取引委員会規則ルール4.7に規定する非米国人ではない者（連邦規則集第17編第4.7(a)(1)(iv)条）
- （iv）1940年米国投資顧問法（改正済）ルール202(a)(30)-1に規定する米国にいる者
- （v）米国人が本投資法人に投資できるようにする目的で設立される信託、事業体またはその他の組織

第4【外国投資法人の詳細情報の項目】

外国投資法人の詳細情報の項目は、以下のとおりである。

第1 外国投資法人の追加情報

- 1 外国投資法人の沿革
- 2 役員の状況
- 3 外国投資法人に係る法制度の概要
- 4 監督官庁の概要
- 5 その他

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等
- 3 乗換え手続等
- 4 その他

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）存続期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
- 2 利害関係人との取引制限
- 3 投資主・外国投資法人債権者の権利等
 - （1）投資主・外国投資法人債権者の権利
 - （2）為替管理上の取扱い
 - （3）本邦における代理人
 - （4）裁判管轄等

第4 関係法人の状況

- 1 資産運用会社の概況
 - （1）名称、資本金の額及び事業の内容
 - （2）運用体制
 - （3）大株主の状況
 - （4）役員の状況
 - （5）事業の内容及び営業の概況
- 2 その他の関係法人の概況
 - （1）名称、資本金の額及び事業の内容
 - （2）関係業務の概要
 - （3）資本関係

第5 外国投資法人の経理状況

- 1 財務諸表
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書
 - ③ 金銭の分配に係る計算書
 - ④ キャッシュ・フロー計算書

⑤ 投資有価証券明細表等

2 外国投資法人の現況

純資産額計算書

第6 販売及び買戻しの実績

第三部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

2008年1月10日	本投資法人の設立
2008年2月16日	本投資法人の定款のルクセンブルグのメモリアルへの公告
2019年4月18日	本投資法人の定款の変更／本投資法人の名称の変更

2【役員の状況】

(2021年2月末日現在)

氏 名	役 職 名	略 歴	所有株式
アンドレアス・ エバーソルド (Andreas Aebersold)	チェアマン・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	ユービーエス・スイス・エイ・ジー (スイス) エグゼクティブ・ディレクター	該当なし
クリスティアン・シェーン (Christian Schön)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ 支店 マネージング・ディレクター	該当なし
マデュー・ラマチャンドラン (Madhu Ramachandran)	メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ	UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ 支店 エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はいない。本投資法人の独立監査法人はプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】

a. 準拠法の名称

本投資法人は、投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）パートIIに従う可変資本投資会社（SICAV）の法的形態によるオープン・エンド型投資信託（以下「UCI」という。）として、2008年1月10日に設立された。その後、2014年4月17日を発効日として、2010年法パートIIに基づくUCIから2010年法パートIに基づくUCIに変更された。

b. 準拠法の内容

2010年法

2010年法は、2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/EC（「欧州連合指令」）（ルクセンブルグの投資信託制度における同国法律ならびにその他の変更を2001/107/ECおよび2001/108/ECにより修正済）の規定を組み入れている。

イ. 2010年法は、以下の5つのパートにより構成されている。

パートI－ 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）（以下「パートI」という。）

パートII－ その他のUCI（以下「パートII」という。）

パートIII－ 外国投資信託（以下「パートIII」という。）

パートIV－ 管理会社（以下「パートIV」という。）

パートV－ UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートV」という。）

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分

して取り扱っている。2010年法パートIIに基づくUCIは、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

ロ、欧州連合（以下「EU」）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法のパートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「パートI 投資信託」）としての適格性を有しているすべてのファンドは、EUの他の加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

ハ、2010年法第2条は、同法第3条に従い、パートI投資信託とみなされる投資信託を、以下のよう

A、公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資信託。

B、投資信託証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻される投資信託。投資信託証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。

4【監督官庁の概要】

本投資法人は、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

① 登録の届出の受理

イ）ルクセンブルグに所在するすべての投資信託（すなわち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

ロ）譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）で、ヨーロッパ共同体加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州理事会指令2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、かかる登録を必要としない。かかるUCITSは、CSSFに事前通知し、所定の書類を提出し、所在地事務代行会社としてルクセンブルグの銀行を任命し、かつCSSFが、かかる通知および書類の提出から法令上の期限以内に異議を述べない場合、ルクセンブルグ国内において販売することができる。

ハ）外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその投資信託証券を販売するためには、CSSFへの事前登録を要する。

当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を保証するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能である。

② 登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令、指令を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が投資者に対する報告義務もしくはCSSFに対する開示義務を怠った場合は、登録が拒絶されまたは取り消されうる。

また、投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役がCSSFにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されうる。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録は拒絶されうる。

登録が拒絶または取り消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されうる。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されうる。

③ 目論見書に対する査証の交付

投資証券の販売に際し使用される目論見書もしくは説明書等は、CSSFに提出されなければならない。CSSFは書類が適用ある法律、勅令、指令に従っていると認めた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、関係書類に査証を付してそれを証明する。

④ 財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提出されたその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。

監査人は財務状況その他に関する情報が不完全もしくは不正確であると判断した場合には、その旨をCSSFに直ちに報告する義務を負う。また監査人は、CSSFが要求するすべての情報（投資信託の帳簿その他の記録を含む。）をCSSFに提出しなければならない。

5【その他】

a. 定款の変更

定款は投資主総会で補足またはその他に変更することができる。変更は、1915年8月10日付の商業会社に関する法律およびその補遺の規定における定足数および過半数に関する要件に従う。

b. 事業譲渡または事業譲受

後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 (i) 投資法人、そのサブ・ファンドおよび投資証券クラスに関する清算および合併」を参照のこと。

c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項なし。

d. 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はない。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

海外における販売手続等

投資証券の発行

各クラスの投資証券の発行価格は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価（i）純資産価格の計算」の項の要領に従い計算される。投資主は、純資産価額が下記「第3 管理及び運営、1 資産管理等の概要、（1）資産の評価、（i）純資産価格の計算」の項に記載されるシングル・スイング・プライシング方針に従い調整される可能性があり、投資証券の発行価格について言及されている場合、かかるシングル・スイング・プライシング方針に基づく調整後の純資産価額を意味している点に留意すべきである。

当初購入期間後または当初購入日後は、投資証券1口当たり純資産価格に基づいて発行価格が算出され、名称に「P」が付くクラスおよび「V」が付くクラスの投資証券については、関連する販売会社または取次機関の発行手数料（純資産価額に対して最大6%）が適用されるものとする。購入においては、サブ・ファンドが購入対価を投資するための手数料（ブローカー費用等）が生じることが多く、かかる手数料が投資者に請求されることがある。投資証券の各販売国で発生するあらゆる租税、第三者に対する手数料およびその他の料金も請求される。

本投資法人の投資証券の購入申込みは、本投資法人、管理会社、管理事務代行会社およびその他の販売代行会社が、購入対象の投資証券クラスの発行価格で受け付ける。

保管受託銀行および／または購入申込金の受取りを委託される代理人は、適用法令に従い、その裁量で、または投資家の要請により、各サブ・ファンドの基準通貨および購入申込みが行われる投資証券クラスの申込み通貨以外の通貨建ての支払いを受理することができる。採用される為替レートは、該当する2通貨間の呼び値スプレッドを基準に各代理人により決定される。投資者は、通貨の換算に関連するすべての手数料を負担するものとする。かかる投資証券クラスの購入において、他のいかなる通貨も受理されないものとする。

地域で一般的な市場基準に従い貯蓄制度、支払制度または乗換制度を通じてサブ・ファンドの投資証券の購入申込みを行うことができる。この点に関する詳しい情報は、地域の販売代行会社に請求することができる。

本書に別段の記載がない限り、サブ・ファンドの投資証券の発行価格は、関連するファンド取引日の後から3営業日以内に保管受託銀行のサブ・ファンドの口座に払い込まれる。支払事務代行会社の支店は、最終投資家に代わり名義人として、当該取引を請け負うことができる。支払事務代行会社による、このようなサービスのために発生する費用は、投資者に請求することができる。

本投資法人は、券面を発行しない記名式による投資証券クラスの発行を決定できる。端数投資口は、小数点以下第3位まで発行される。投資主からの要請および発生費用全額の支払いがあれば、本投資法人は、投資証券の実際の券面の発行を決定することもできる。本投資法人は、1口以上の口数を表示した券面を発行する権利を留保するが、端数投資口は券面では発行されない。投資主は、記名式投資証券が、クリアストリーム等の公認された外部決済機関を通じて決済される可能性もあることに留意すべきである。各クラスの投資証券はすべて、同じ権利を有する。ただし、定款には特定のサブ・ファンド内で異なる特徴を有する様々な投資証券クラスを発行できることが定められている。さらに、すべてのサブ・ファンド／投資証券クラスについて端数投資口を発行することもできる。端数投資口は小数第三位まで表示され、関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラスが清算される場合は清算代金の分配または比例分配を受ける権利を付与する。

本投資法人は、記名式投資証券のみを発行する。すなわち、本投資法人への投資者の関連するすべての権利義務が随伴する投資主としての地位は、本投資法人の名簿への各投資者の記載を根拠とすることになる。

本投資法人は、その裁量により一部またはすべての現物による購入申込みを受け付けることができる。その場合、現物による購入申込みは各サブ・ファンドの投資方針および投資制限に一致しなければならない。さらに、本投資法人が選任する監査人がこのような投資対象を監査する。

日本における販売手続等

原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に申込みの取扱いが行われる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、ファンド払込日（申込日から起算してルクセンブルグにおける4営業日目）までに保管受託銀行への払込みができない場合には、日本における販売会社および販売取扱会社において申込みを受け付けられない場合がある。その場合、日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資主に交付し、投資主は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。販売の単位は、原則として1口以上0.001口単位とする。また金額単位の申込みも受け付けるが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定める。

投資証券1口当たりの販売価格は、原則として、ファンドが当該申込みを受領した翌ファンド営業日に計算される投資証券1口当たりの純資産価格である。日本における約定日は、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日であり、約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目に受渡しを行うものとする。

販売代金の支払いは、原則として円貨によるものとし、各投資証券の表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また販売会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める外国証券取引に関する規則中の「外国投資証券の選別基準」に投資証券が適合しなくなったときは、投資証券の日本における販売を行うことができない。

前記「海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

海外における買戻し手続等

投資証券の買戻し

本書に別段の記載がない限り、各ファンド取引日に、本投資法人、管理会社、管理事務代行会社または買戻申込みの受付けを授權されたその他の販売代行会社の一社に対し撤回不能な買戻申込みを行うことにより、各サブ・ファンドの投資主は保有投資証券の買戻しを請求できる。券面が発行されている場合は、買戻申込みにかかる券面を添付しなければならない。サブ・ファンドの投資証券が販売される各国で生じる租税、手数料その他の料金は、投資主が負担する。

純資産価額の変動により、買戻価格が投資者が支払った発行価格を上回る場合もあれば、下回る場合もある。投資証券は、関連するファンド取引日の投資証券1口当たり純資産価格で買い戻される。投資主は、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (i) 純資産価格の計算」の項に記載されるシングル・スイング・プライシング方針に従い、純資産価額が調整されることがあり、投資証券の買戻価格について言及されている場合、かかるシングル・スイング・プライシング方針に基づく調整後の純資産価額を意味している点に留意すべきである。

買戻代金の支払いは、通常、該当するファンド取引日の後から3営業日以内に行われる。特別な事情がある場合、投資先の投資信託から十分な支払いを受けるまで、買戻代金の支払いが遅滞することがある。

あるファンド取引日に関連して受領した買戻申込みが、単独でまたは同様に受領した他の買戻申込み（乗換要請を含む。）との合計で関連するサブ・ファンドの純資産総額の10%を上回る場合、かかるファンド取引日にサブ・ファンドの純資産総額の10%を超える買戻または乗換えが行われないう、本投資法人はその単独かつ絶対的裁量により（かつ残りの他の投資主の最善の利益を考慮して）、当該ファンド取引日に関して行われる各申込みを比例按分ベースで減ずる権利を留保する（以下「買戻制限」という。）。該当がある場合において、1暦月内にあるファンド取引日に関連して受領した買戻申込みが、同様に受領した他の買戻申込み（乗換要請を含む。）と合算して関連するサブ・ファンドの純資産総額の20%を上回る場合、本投資法人は、かかるファンド取引日にサブ・ファンドの純資産総額の20%を超える買戻または乗換えが行われないう、その単独かつ絶対的裁量により（かつその他の投資主の最善の利益を考慮して）、かかる申込みを比例按分ベースで低減する権利を留保する（以下「月次買戻制限」という。）。買戻制限または月次買戻制限が適用されるファンド取引日に受領するいずれかの申込みが、後日のファンド取引日に申込みが行われたものとして取り扱われることになる場合、前ファンド取引日（買戻制限が適用されたファンド取引日）における申込みが、後日の申込みに優先して先に処理される。

本投資法人は、投資主の承認により、その裁量により、投資者に対し一部またはすべての現物による買戻しを受け付けることができる。投資者は現物による買戻しを自由に拒絶することができ、関連するサブ・ファンドまたは投資証券クラスの表示通貨建ての現金による買戻代金の支払いを要求することができる。投資者が現物による買戻しに応じることに同意する場合、投資者は、可能な場合、サブ・ファンドの主要な保有証券、現金およびその他の資産の組み合わせを、買い戻す投資証券口数に対して比例按分ベースで受領する。さらに、本投資法人が選任する監査人がこのような買戻しを監査する。

日本における買戻し手続等

日本における投資者は、原則として、ファンド営業日かつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日に買戻請求をすることができる。買戻請求は、手数料なしで日本における販売会社および販売取扱会社を通じ、ファンドに対し行うことができる。「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日または

サブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を除く。原則として、日本における販売会社の申込受付時間は午後4時までとする。ただし、日本における販売会社および販売取扱会社の営業日であっても、その営業日を含んで、あるいはその前後で、日本における銀行の休業日が連続する場合（ゴールデンウィーク、年末年始等）等、日本における販売会社および販売取扱会社において買戻請求を受け付けられない場合がある。買戻代金は外国証券取引口座約款に定める方法により買戻手数料なしで支払われる。

投資証券1口当たりの買戻価格は、ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格とする。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従い、日本における販売会社を通じ買戻請求が行われたファンド営業日後日本における4営業日目に原則として円貨で行われる。円貨で支払われる場合、各投資証券の表示通貨と円貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社の応じうる範囲で投資主の希望する通貨で支払うこともできる。各投資証券の表示通貨と投資主の希望する通貨との換算は裁量により販売会社が決定するレートによるものとする。投資証券の買戻しは原則として1口以上を単位とする。

前記「海外における買戻し手続等」は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【乗換え手続等】

海外市場における乗換え

本書に別段の記載がない限り、投資主は、各ファンド取引日に、自身の投資証券を別のサブ・ファンドの投資証券または同一サブ・ファンド内の別クラスの投資証券に乗換えるよう、要請することができる。ただし、以下の条件に従う。

- ・ 一定の投資証券クラスの乗換えは、追加の購入申込みを受け付けるクラスかまたはサブ・ファンドの投資証券を乗換え先とする場合のみ可能とする。関連する投資証券の乗換え先サブ・ファンドの投資証券が発行停止の場合、乗換えはできない。
- ・ 乗換えは、乗換え先の投資証券クラスまたはサブ・ファンドに適用されるあらゆる条件を遵守しなければならない。
- ・ 規定口数の投資証券のみが乗換可能である。

乗換申込みの提出には、投資証券の発行および買戻しと同じ手続が適用される。

乗換え先の投資証券の数は以下の式に従って計算する。

$$\alpha = \frac{\beta \times \chi \times \delta}{\varepsilon}$$

α = 乗換え先の新しいサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

β = 乗換え元のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資証券の数。

χ = 乗換えのために提出された投資証券の純資産価額。

δ = 関係するサブ・ファンドまたは投資証券クラス間の為替レート。両方のサブ・ファンドまたは投資証券クラスが同じ基準通貨で評価されている場合、係数は1である。

ε = 乗換え先のサブ・ファンドおよび／または投資証券クラスの投資証券1口当たり純資産価格プラス租税、手数料およびその他の料金。

乗換えにおいては、サブ・ファンドが乗換え対価の投資／投資中止のために一般的に生じる手数料（ブローカー手数料等）を、純資産価額に基づき、投資主に請求することがある。

日本における乗換え

日本における投資主は、自己の投資証券から他のサブ・ファンドまたは他のクラスの投資証券に乗換えを行うことができない。

4【その他】

投資証券の発行および買戻し条件

各サブ・ファンドの投資証券は、本書に別段の記載がない限り、毎営業日（以下「ファンド取引日」という。）、発行され、買い戻される。「営業日」とは、ルクセンブルグの通常の銀行の営業日（すなわち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）をいい、個々の法定外休業日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価できない日を除く。「法定外休業日」は、銀行および金融機関の休業日である。

下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (ii) 純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止」の項に従い管理会社が純資産価額の計算を行わないことを決定した日には、発行または買戻しは行われない。さらに、管理会社はその裁量により購入申込みを拒絶する権限を有する。

本書に別段の記載がない限り、各サブ・ファンドの購入および買戻しの申込み（以下「注文」という。）は、いずれかのファンド取引日の12時（中央ヨーロッパ標準時間）（締切時間）までに管理事務代行会社に登録された場合に、同日に計算した純資産価額に基づいて処理される。

ファクシミリで送られるすべての注文は、遅くともファンド取引日の関係するサブ・ファンドの上記の締切時間の1時間前に管理事務代行会社により受領されなければならない。しかし、上記の特定した時刻より早い締切時間が、管理事務代行会社への正確な購入注文の提出を保証するために、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央決済機関、販売会社またはその他の取次機関で顧客に適用される。締切時間は、スイスのユービーエス・エイ・ジーの中央処理機関、関係する販売会社またはその他の取次機関で入手できる。各々のファンド取引日の締切時間後に管理事務代行会社に登録される注文については、翌ファンド取引日が注文日とみなされる。上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に転換する場合にも適用される。

つまり、決済のための純資産価額は、注文する時点では分からない（先渡し価格）。純資産価額は評価日に、最新の市場価格（すなわち終値、また終値が合理的な市場価格を反映していないと管理会社が判断する場合は評価時点で入手可能な直近価格）に基づいて計算する。適用される個々の評価原則は下記に記載される。

データ保護

国家データ保護委員会の体制および一般データ保護枠組みに関する2018年8月1日付ルクセンブルグ法（改正済）ならびに個人データの処理に係る自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付規則（EU）2016/679（以下「データ保護法」という。）の規定に従って、本投資法人は、データ管理者を務め、投資者が求めるサービスを履行する目的で、また、本投資法人の法律上および監督上の義務を果たすために、投資者が提供するデータを電子的またはその他の手段により収集、保存および処理する。

処理されるデータには、特に、投資者の氏名、連絡先の詳細（住所または電子メールアドレスを含む。）、銀行口座の詳細、本投資法人への投資の金額および性質（ならびに投資者が法人の場合、その連絡先の人物および／または実質的所有者等、当該法人に関連する自然人のデータ）（以下「個人データ」という。）が含まれる。

投資者は、自己の裁量により、本投資法人への個人データの移転を拒否することができる。ただし、この場合に、本投資法人は、投資証券の申込注文を拒否する権利を有する。

投資者の個人データは、本投資法人与契約を締結した際に、投資証券の申込みの実行（すなわち、契約の履行）、本投資法人の正当な利益の保護、および本投資法人の法的義務の履行のために処理される。個人データは、特に、（i）投資証券の申込み、買戻しおよび転換を行い、投資者に配当を支払い、顧客口座を管理するため、（ii）顧客との関係を管理するため、（iii）過剰取引および市場タイミング慣行に関する確認、ならびにルクセンブルグまたは外国の法令（FATCAおよびCRSに関する法令を含む。）により義務付けられる納税に関する身元確認を行うため、（iv）適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために処理される。投資主から提供されたデータは、（v）本投資法人の投資主名簿の管理のために処理される。さらに、個人データは、（vi）マーケティング目的で 사용할 ことができる。

上記の正当な利益には、以下が含まれる。

- 本「データ保護」の項の上記（ii）および（vi）に記載されたデータ処理の目的
- 本投資法人の会計上および監督上に関する義務全般を履行すること
- 適切な市場基準に従い本投資法人の事業を遂行すること

この目的のために、また、データ保護法の規定に従って、本投資法人は、個人データをそのデータ受領者（以下「受領者」という）に移転することができる。受領者は、上記の目的に関連する本投資法人の活動を支援する関連会社または外部会社である場合がある。これらには、特に、本投資法人の管理会社、管理事務代行会社、販売会社、保管受託銀行、支払事務代行会社、投資運用会社、所在地事務代行会社、元引受会社、監査人および法律顧問が含まれる。

受領者は、自己の責任で個人データを自己の代表者および／または代理人（以下「再受領者」という。）に提供することができ、当該代表者および／または代理人は、受領者が本投資法人のためにサービスを遂行することおよび／または法的義務を履行することを支援することのみを目的として、個人データを処理することができる。

受領者および再受領者は、データ保護法が適切な水準の保護を提供しない可能性のある欧州経済地域（EEA）内外の国に所在することができる。

適切なデータ保護基準を持たないEEA外の国に所在する受領者および／または再受領者に個人データを移転する場合、本投資法人は、投資者の個人データが、データ保護法によって規定される保護と同じ保護を確実に与えられるように、契約上の保護手段を確立するものとし、そのために欧州委員会によって承認されたモデル条項を使用することができる。投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、個人データを当該国に移転することを可能にする関連文書の写しを請求する権利を有する。

投資証券の申込みに際して、すべての投資者は、個人データが上記の受領者および再受領者（EEA外に所在する会社、特に適切な水準の保護を提供しない国に所在する会社を含む。）に移転され、処理される可能性があることを明示的に再認識させられる。

受領者および再受領者は、本投資法人の指示に基づきデータを取り扱う際には処理者として、または、個人データを自己の目的、すなわち自己の法的義務を履行するために処理する場合は自己の権利で管理者として、個人データを処理することができる。本投資法人はまた、EEA内外の税務当局を含む政府および監督当局等の第三者に対し、適用される法令に従って、個人データを移転することができる。特に、個人データは、ルクセンブルグ税務当局に提供され、その後ルクセンブルグ税務当局は管理者を務め、このデータを外国の税務当局に転送することができる。

データ保護法の規定に従い、すべての投資者は、上記の本投資法人の住所に書面による請求を送付することにより、以下の権利を有する。

- ・ 個人データに関する情報（すなわち、個人データが処理されているか否かを本投資法人に確認する権利、ファンドが個人データをどのように処理しているかについての一定の情報を得る権利、データにアクセスする権利、および処理された個人データのコピーを得る権利（法定免除の対象となる。））

- ・ 個人データが不正確または不完全である場合に、個人データを訂正させること（すなわち、不完全または不正確な個人データまたは誤りの更新および訂正を本投資法人に要求する権利）
- ・ 個人データの利用を制限すること（すなわち、個人データの保管に同意するまで、一定の状況下で個人データの処理を制限することを要求する権利）
- ・ マーケティング目的での個人データの処理の禁止を含む、個人データの処理に異議を申し立てること（すなわち、投資者の特定の状況に関連する理由により、公益または正当な利益に基づいて業務を遂行するためにデータを処理することを本投資法人に禁止する権利。投資者の利益、権利および自由に優先するデータを処理する正当かつ最優先の根拠があること、またはデータを処理することが法的請求を執行、実施または防御するために必要であることを本投資法人が証明できない限り、本投資法人は、当該データの処理を中止する。）
- ・ 個人データを削除させること（すなわち、特定の状況において、特に、本投資法人が当該データを収集または処理した目的において当該データを処理する必要がなくなった場合、個人データの削除を要求する権利）
- ・ データポータビリティ（すなわち、技術的に可能であれば、構造化され、広く使用され、機械で読み取り可能なフォーマットで、投資者または他の管理者へのデータの移転を要求する権利）

また、投資者は、ルクセンブルグ大公国、L-4361エシュ＝シュル＝アルゼット、ロックンロール通り1の国家データ保護委員会に対して、または他のEU加盟国に居住している場合は他の国家データ保護当局に対して、異議を申し立てる権利を有する。

個人データは、データが処理される目的に必要な期間を超えて保存されない。関連するデータ保存の法定期限が適用されるものとする。

マーケット・タイミング取引および時間外取引

投資予定者および投資主は、本投資法人が、理由の如何を問わず、特にUCIおよびその投資主の時間外取引およびマーケット・タイミング取引慣行からの保護に関する指令04/146を遵守するために、あらゆる購入または乗換注文を拒絶または取り消すことができる点に留意すべきである。例えば、市場の短期的変動に乗じて株式を過剰に取引するマーケット・タイミングと呼ばれる取引手法は、ポートフォリオの運用を混乱させ、サブ・ファンドの費用を増加させる。したがって、本投資法人は、取締役会または管理会社の単独裁量により、マーケット・タイミング取引を行ったと本投資法人または管理会社が合理的に判断した投資者から、強制的に投資証券を買い戻すか、またはかかる投資者からの購入および乗換注文を拒絶することができる。このため、本投資法人および管理会社は、関係あるサブ・ファンドにおける投資者の取引記録および投資者の共同支配または所有下にある口座を検証することができる。

本書に規定される注文に適用される発行手数料または乗換手数料に加え、本投資法人および管理会社は、投資者がマーケット・タイミング取引を行ったと本投資法人または管理会社が合理的に判断する場合、購入されたまたは乗換えられた投資証券の純資産価額の2%を上限とする罰金を科すことができる。このような罰金は、関連するサブ・ファンドに計上される。本投資法人、管理会社および取締役会は、注文の拒絶または強制買戻しにより生じるいかなる損失についても責任を負わない。

さらに本投資法人は、購入、買戻しまたは乗換えの依頼に関する締切が厳密に遵守されることを徹底し、時間外取引として知られる取引慣行を防ぐために、適切な措置を講じる。

マネーロンダリングの防止およびテロリストのための資金供与の防止

管理事務代行会社、販売代行会社および販売会社は、2004年11月12日法を中心とするマネーロンダリングの防止およびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律および金融セクターに関する1993年4月5日法の条項ならびにルクセンブルグの政府または監督当局が発行するその後の規則を遵守しなければならない。

特に投資証券の購入申込者は、購入申込みを受け付ける管理事務代行会社および販売代行会社または販売会社に対して、身元確認書類を提出しなければならない。管理事務代行会社および販売代行会社または販売会社は、投資証券の購入者に対して以下の本人確認書類を要求する。個人に関しては、（管理事務代行会社、販売代行会社もしくは販売会社または地方行政機関によって認証される）旅券／身分証明書の認証謄本、会社またはその他の法人に関しては、定款の認証謄本、商業登記簿の認証抄本、および最新の公刊された年次報告書の写し、実質的所有者（すなわち最終的な投資主）のフルネーム。管理事務代行会社、販売代行会社または販売会社（のうち該当する者）は、投資証券の購入申込者に対し追加の身元確認書類および／または情報を求めなければならない。

販売代行会社は、販売会社が上記の身元確認手続を遵守することを徹底しなければならない。管理会社、管理事務代行会社および本投資法人は、いつでも、販売代行会社に上記の手続が遵守されていることの確認を求めることができる。管理事務代行会社は、マネーロンダリングの防止およびテロリストのための資金供与の防止に関するルクセンブルグの法律またはEU法と同等の投資者の身元確認義務を取次機関に課していない国々の販売代行会社または販売会社から受け取る購入および買戻しの申込みすべてに関して、上記の規則の遵守状況を監視する。

さらに、販売代行会社およびその販売会社はそれぞれの国において施行中のマネーロンダリングの防止およびテロリストのための資金供与の防止に関するすべての規則を遵守しなければならない。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

(i) 純資産価格の計算

投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格は、当該投資証券クラスの表示通貨で表示され、各取引日に計算される。投資証券1口当たりの純資産価格は、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額をサブ・ファンドの当該投資証券クラスの発行済投資証券口数で除して計算する。サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産総額の割合は、各投資証券クラスの発行済投資証券とサブ・ファンドの発行済投資証券の総口数との割合に従い算出され、投資証券が発行または買い戻される毎に変動する。

各サブ・ファンドが保有する資産の価値は以下の要領で算出される。

- a) 流動資金（現金、預金、交換手形、要求払有価証券売掛金、前払費用、配当金および宣言済または発生済の未収利息のいずれかの形により）は、総額として評価されるが、このような評価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、このような場合には、その公正価値を示すために適切とみなされる減額を考慮してその評価額を決定する。
- b) 証券取引所に上場している有価証券、派生商品およびその他の投資対象は、最新の市場価格で評価される。当該有価証券、派生商品またはその他の資産が複数の証券取引所に上場している場合は、当該投資対象の主要市場である証券取引所の最新価格を適用する。証券取引所では通常取引されないが、証券トレーダー間で流通市場が存在し、市場に従い価格が決定される有価証券、派生商品およびその他の資産の場合、本投資法人はかかる有価証券、派生商品およびその他の投資対象を当該価格を基準に評価することができる。有価証券、派生商品およびその他の投資対象が証券取引所には上場していないが、公認かつ公開の、定期的に取りが行われている別の市場で売買されている場合、かかる市場の入手可能な最新価格で評価する。
- c) 証券取引所に上場されず、別の規定を受ける市場でも取引されず、適当な価格が入手できない有価証券およびその他の投資対象は、予想売却価格に基づいて本投資法人が誠実に選定するその他の原則に従い、本投資法人が評価する。
- d) 証券取引所に上場していない派生商品（店頭派生商品）は独立した価格ソースに基づいて評価する。派生商品进行评估する独立した価格ソースが一つしかない場合、派生商品の派生元である裏付商品の市場価格に基づいて本投資法人とその監査人が認める計算方法により評価の妥当性を検証する。
- e) 指令2009/65/ECに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）および／または投資信託（UCI）の受益証券は最新の純資産価額で評価する。その他のUCITSおよび／またはUCIの一部の受益証券または投資証券は、投資先の投資信託の投資運用会社または投資顧問会社から独立した立場にある、信頼に値するサービス提供会社が提供するかかる証券の価値の見積り（価値見積り）に基づいて評価することができる。
- f) 証券取引所に上場されていないか、または公開されている別の規制を受ける市場で取引されていない短期金融商品は、適切なイールドカーブを基準として評価される。イールドカーブに基づく評価は、金利および信用スプレッドの要素を参照する。この過程で以下の原則が適用される。各短期金融商品について、満期までの残存期間の金利に最も近似した金利が差し込まれる。このような計算により、金利は、裏付となる発行体の信用スプレッドを加算して市場価格に転換される。発行体の信用格付が大幅に変更される場合、かかる信用スプレッドは調整される。
- g) 関係するサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨で表示され、通貨取引によるヘッジを行わない有価証券およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける為替相場の仲値（売買価格の仲値）

またはこれを入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場における為替相場の仲値で評価する。

h) 定期預金および信託預金は、その額面に経過利息を加えて評価する。

i) スワップの価値は、外部のサービス提供会社が計算し、別の外部サービス提供会社が二次的な独立の評価を提供する。計算はすべてのキャッシュフロー（流入と流出の双方）の時価（純額）を基準とする。特定の場合に、（ブルームバーグから提供されたモデルと市場データに基づく）内部計算および／またはブローカーが算出する評価を利用することができる。評価方法は、それぞれの証券に依拠し、UBSのグローバル評価方針に基づき決定される。

取締役会は、本投資法人またはその投資主の利益（例えばマーケット・タイミング取引慣行の排除等）のため正当である場合、本投資法人の資産の価値を調整するために公正価値の算定方法を採用する等、適切な措置を講じることができる。

異常な状況により、上記の規則に基づく評価が実行不可能または不正確であることが判明する場合、本投資法人は、純資産価額を適正に評価するために誠実に選ばれる、一般に認められ、かつ監査可能なその他の評価基準を適用する権限を有する。

異常な状況の場合、ファンド取引日の当日のうちに追加の評価を行うことができ、その後の発行および買戻しにかかる新評価を反映する。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（「シングル・スイング・プライシング」）。

投資証券は通常、単一の価格である純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。ある評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の受益者（申込みの場合）または残存する受益者（買戻しの場合）が損害を被る可能性があると判断する場合に希薄化調整を行うことができる。特に、希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

(a) サブ・ファンドが継続的に下落している場合（すなわち買戻しによる純流出）。

(b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。

(c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、

(d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

評価額の調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、各サブ・ファンドの純資産価額は、(i) 見積もり財務費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出

とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資者は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資家の取引における特定の状況に関連するものではない。

（ii）純資産価格の計算、販売、買戻しおよび乗換えの停止

本投資法人は以下の場合、純資産価額の計算、ひいては一または複数のサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しおよび個々のサブ・ファンド間または投資証券クラス間の乗換えを一時的に停止することができる。

- 関連するサブ・ファンドの純資産の大部分を評価する基礎となる一以上の証券取引所もしくはその他の市場が通常の営業日外で閉鎖しているか、もしくは取引が中止されている場合、または上記の証券取引所および市場が規制の対象とされるか、もしくはは一時的な激しい価格変動に直面している場合。
- 本投資法人の支配、責任または影響の及ばない出来事により、通常通りに本投資法人（もしくは関連するサブ・ファンド）の純資産を利用できないか、またはかかる利用により（関連するサブ・ファンドの）投資主の利益に悪影響を及ぼすことになる場合。
- 通信網の混乱またはその他の理由により、関連するサブ・ファンドの純資産価額の大部分を算出できない場合。
- 為替および資本移動に関する規制により、本投資法人が関連するサブ・ファンドに関する事業を継続できない場合。
- 本投資法人が当該サブ・ファンドの投資証券の買戻しの支払のための本国送金を通常の為替レートにより行えない場合、投資証券の換金もしくは取得または買戻しによる支払に伴う送金を行えないと取締役会が判断する場合。
- 本投資法人が解散される場合、またはサブ・ファンドもしくはクラスの清算による償還通知が交付される場合。
- 自発的にもしくは管轄当局の要請により投資証券の買戻しまたは乗換えを一時的に中止しているマスターUCITSのフィーダー・サブ・ファンドである場合。この場合、フィーダー・サブ・ファンドにおける純資産価額の計算もマスターUCITSと同じ期間中止される。

純資産価額の計算、投資証券の発行、買戻しおよびサブ・ファンド間または投資証券クラス間の乗換えの中止は、本投資法人の投資証券を一般市民に販売する承認を受けた国の関係当局すべてに遅滞なく連絡するとともに、下記「3 投資主・外国投資法人債権者の権利等（1）投資主・外国投資法人債権者の権利（f）報告書を受領する権利」の項で規定される要領で投資主に通知する。

また、本投資法人は以下を行う権限を有する。

- a) 自己の裁量により購入申込みを拒絶すること。
- b) 本書に記載される適格要件を満たさずに保有される投資証券、またはその所有が本投資法人もしくは投資運用会社の業務もしくは評判を害する（規制上、法律上または税務上の潜在的悪影響を含む。）と取締役が判断する投資証券を強制的に随時買い戻すこと。

（２）【保管】

記名投資証券の所有権は本投資法人の投資主名簿への登録により証明される。投資主は自らの取引に関する確認書を受け取る。記名証券は発行されない。

大券は、クリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアにより登録式共同大券の手配が行われたときは発行可能である。大券は管理事務代行会社または保管受託銀行の投資主名簿にクリアストリーム・インターナショナルおよびユーロクリアの共同預託名義において登録される。大券に関して、証券自体は発行されない。クリアストリーム・インターナショナル、ユーロクリアおよび中央支払事務代行会社間で手配が行われたときは、大券は記名証券に転換可能な場合に限り発行することができる。

大券および取扱手続についての情報は名義書換代行会社またはインベスター・サービス・センターに請求することにより、入手可能である。

上記は日本の投資主には適用されない。日本の投資主に販売される投資証券の券面または確認書は、記名式の券面は発行されず、日本における販売会社の保管者により保管者名義で保管される。

（３）【存続期間】

本投資法人は、期間を無期限として設立されている。

（４）【計算期間】

本投資法人の計算期間は、毎年８月１日から翌年の７月31日までである。

（５）【その他】

（ｉ）投資法人、そのサブ・ファンドおよび投資証券クラスに関する清算および合併

本投資法人、そのサブ・ファンドおよび投資証券クラスの清算

定足数および必要な過半数に関する法律要件を満たす投資主総会により、いつでも本投資法人を解散することができる。

本投資法人の純資産総額が所定の最低資本金の３分の２または４分の１以下になる場合、取締役会は、本投資法人を清算するか否かについて投資主総会の採決を求めなければならない。本投資法人が解散する場合、清算は総会で指名される一名以上の清算人が実行するものとする。当該総会では清算人の職務および報酬の範囲も決定する。清算人は投資主の最善の利益にかなうように本投資法人の資産を売却し、サブ・ファンドまたは投資証券クラスの清算による正味収入を投資主の保有数に比例して当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主に配分するものとする。投資主に配分できない清算収入は取得時効期間の満了までルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に預託されるものとする。本投資法人の解散が決定され次第、すべてのサブ・ファンドの投資証券の発行、買戻しまたは転換が禁止される。

サブ・ファンドもしくは投資証券クラスの純資産総額が、サブ・ファンドもしくは投資証券クラスを経済的に効率的に運用できなくなる水準まで落ち込む場合（1,000万ユーロもしくはサブ・ファンドの他の通貨でこれに相当する額と見積もられている。）、または政治もしくは経済環境が変化する場合、取締役会は、一もしくは複数のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの清算を決議することができる。

取締役会の権限にかかわらず、取締役会の提案に基づいて、サブ・ファンドの投資主総会において、サブ・ファンドが発行した投資証券を回収し、投資主に対して投資主が保有する投資証券の純資産価額を返還することにより、本投資法人の資本を減額することができる。純資産価額は上記の決定が効力を発生する日に計算され、サブ・ファンドの資産の処分によって生じる代金および清算に起因する費用を織り込むものとする。

総会または取締役会による投資証券の回収の決定は、書留郵便で送付されるか、またはRESAおよび適当な部数を発行している新聞2紙（うち1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。）に公告される通知によって、関係するサブ・ファンドの投資主に通知される。清算される投資証券の純資産価額の対価のうち、投資主が買戻請求を行わなかった分の金額は、取得時効期間の満了までルクセンブルグの供託金庫（Caisse de Consignation）に預託されるものとする。

サブ・ファンド同士またはサブ・ファンドと他の投資信託（「UCI」）の合併

「合併」とは、以下の取引である。

- a) 一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を別の既存のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収先のUCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの投資主がその代わりに吸収先のUCITSの受益証券または投資証券、および該当ある場合に、当該受益証券または投資証券の純資産価格の10%を超えない現金支払を受け取る取引。
- b) 複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド（「吸収対象UCITS」）が、清算することなく解散する際に、すべての資産および負債を自らまたは当該UCITSのサブ・ファンドが設立する別のUCITS（「吸収先のUCITS」）に移転し、かつ、吸収対象UCITSの投資主がその代わりに吸収先のUCITSの受益証券または投資証券、および該当ある場合に、当該受益証券または投資証券の純資産価格の10%を超えない現金支払を受け取る取引。
- c) 負債を完済するまで存続し続ける一もしくは複数のUCITSまたは当該UCITSのサブ・ファンド、（「吸収対象UCITS」）が、その純資産のすべてを同じUCITSの別のサブ・ファンド、当該UCITSが設立する別のUCITSまたは別の既存のUCITSもしくは当該UCITSのサブ・ファンド、（「吸収先のUCITS」）に移転する取引。

合併は、2010年法に規定される条件により認められる。合併の法律上の効果は、2010年法に準拠する。上記「本投資法人、そのサブ・ファンドおよび投資証券クラスの清算」第3段落に記載される状況と同じ状況において、取締役会は、サブ・ファンドの投資証券の消却および該当する投資主への他のサブ・ファンドまたは他のUCITSの投資証券の割当てを決定することができる。本項において取締役会に付与される権限にかかわらず、本項に記載されるファンド同士を合併する決定も、関連サブ・ファンドの投資主総会において採択することができる。

契約型投資信託（fonds commun de placement）として設立されるルクセンブルグのUCITSとの間で行われる合併を行う場合、投資主総会の決定は、合併に賛成票を投じた投資主のみを拘束するものとする。

合併の決定は、書留郵便で送付されるか、またはRESAおよび適当な部数が発行されている新聞2紙（うち1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。）に公告される通知により投資主に通知される。登録記名式の投資証券のみを発行している場合は、投資主は代わりに書留郵便で通知される。かかる決定の通知から30日以内に投資主は保有する投資証券の一部またはすべてを、上記「第2 手続等 2 買戻し手続等 海外における買戻し手続等 投資証券の買戻し」の記載に従い、手数料無料で、純資産価額で買い戻す権限を有する。買戻しのために提出されなかった投資証券は、決定が発効する日に算出される、該当するサブ・ファンドの投資証券の純資産価額に基づき交換される。

投資主総会

サブ・ファンドの清算および合併のいずれの場合についても、投資主総会で定足数は要求されず、決定は、総会に出席する投資主または委任状により投票を行う投資主の単純多数により承認することができる。

(ii) 授権発行限度額

投資証券の授権発行限度額は無制限である。

(iii) 本投資法人の定款の変更

定款は投資主総会で補足またはその他に変更することができる。変更は、1915年8月10日付の商業会社に関する法律およびその補遺の規定における定足数および過半数に関する要件に従う。

(iv) 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理会社契約

管理会社契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。やむを得ない事由がある場合、いずれかの当事者も相手方当事者に対して通知を交付することにより、契約を解除することができる。やむを得ない事由とは、本契約に基づく義務に関する故意および重過失をいう。投資運用会社は、投資者の利益となる場合には、投資運用の役務を即時辞任することができる。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

保管受託契約

保管および支払事務代行契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。本契約に基づくいずれかの当事者の重大な契約違反ならびにかかる違反が書面による通知の30日以内に改善されない場合、新たな保管受託銀行が選任されることで、本契約は即時終了される。

同契約は、ルクセンブルグ大公国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、両当事者の相互の合意によりいつでも修正することができ、無期限の期間にわたり完全な効力を有するものとするが、一方当事者が他方当事者に対し、書面による通知を送達または郵便料金前払いで投函することにより終了することができ、かかる終了は、かかる送達日または投函日から3か月を経過した後に、効力を有するものとする。ただし、各当事者は、以下の場合にはいつでも、同契約を即時に終了することができる。

- 清算、他方当事者の管理者、審査官もしくは管財人の任命、または、適切な規制当局もしくは管轄権を有する裁判所の指示により同様の事態が発生する場合。
- 他方当事者が、同契約の条項に違反し、是正が可能であるにもかかわらず、かかる違反の是正を求める通知の送達日から30日以内に、かかる違反を是正できない場合。
- 同契約の継続的な履行がいずれかの理由により違法行為となる場合。

投資証券販売・買戻契約

投資証券販売・買戻契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、いずれの当事者も3か月前までに相手方当事者に対して書面による通知を交付することにより、いつでも終了させることができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

(v) ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、販売目論見書の日付においてサブ・ファンドであるグローバル・エクイティおよびグローバル・エクイティⅡがベンチマークとして使用する指数（規則（EU）2016/1011（以下「ベンチマーク規則」という。）に基づき定義される「使用」）は、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿または第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu>で入手可能である。

管理会社は、ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合に取りべき措置を記載した計画書の書面を有している。このような計画書の書面は要求に応じて管理会社から無料で入手することができる。

HFR

HFRの指数および内容は情報提供のみを目的としている。HFRの指数および内容に含まれる情報およびデータは様々な第三者としての情報源から入手したものであり、「現状のまま」をベースに提供される。HFRは第三者から提供される情報を監査または検証していない。HFRはHFRの指数および内容におけるデータの信憑性、正確性または信頼性に責任を負わず、これらを保証していない。HFR指数を作成するために使用される構成要素である投資商品またはビークルはいつでも除外できる。HFRの指数および内容を作成するために使用される各金融商品または媒体毎にデータの完全性が異なることがある。HFRはHFRの指数および内容を作成するために使用されるデータに誤り、漏れまたは不正確な点がないことを保証していない。HFRはHFRの指数および内容に関するデータの交付が中断されないこと、またはウイルスもしくはその他の有害な構成物もしくは欠陥がないことを保証していない。

HFRの指数および内容における情報は、一切の証券または金融商品もしくはビークルを売買するための募集、勧誘または推奨、あるいは一切の種類の税金または投資の助言もしくは勧告を構成するものではない。HFRの指数および内容を作成するために使用される構成要素としての投資商品またはビークルの過去の運用実績は将来の実績を示唆するものではない。HFRは投資助言者や受託者としての役割を果たすわけではない。

いかなるHFR指数においてもある証券が含まれているためにHFRが当該証券の売買または保有を推奨しているわけではなく、投資上の助言ともみなされない。金融指数に直接投資することはできない。HFR指数が示すエクスポージャーは当該指数に基づく商品または投資商品を通して入手することができる。HFRは、投資プロダクトまたは商品（HFR指数に基づき第三者が提供する投資プロダクトまたは商品を含む。）を後援、承認、販売、宣伝または管理していない。

HFRもその関連会社も、明示であるか黙示であるかを問わず、有価証券全般に投資することの妥当性に関して表明または保証を行うものではなく、HFR指数に基づく投資プロダクトまたは商品が関連するHFR指数のパフォーマンスを正確に追従することもしくはプラスの投資リターンをもたらすとの表明または保証を行うものでもない。

適用法令で認められる最大範囲内で、HFRは明示であるか黙示であるかを問わず、またはその他を問わず、一切の保証（商品性、特定目的への適合性および非侵害の保証を含むがこれらに制限されない。）を明示的に否認する。HFR指数および内容の使用に起因する損害または損失のリスクを負うのは投資者である。

FTSE Russel

出典：ロンドン証券取引所グループ・ピー・エル・シーおよびそのグループ会社（総称して、以下「LSEグループ」という。）。©2020年LSEグループ。FTSE Russellは、一部のLSEグループ会社の商号である。「FTSE®」は、関連するLSEグループ会社の商標であり、使用許諾に基づきその他のLSEグルー

プ会社により使用されている。FTSE Russellの指数またはデータに関するすべての権利は当該指数またはデータが帰属する各LSEグループ会社により所有されている。LSEグループおよびそのライセンサーのいずれも当該指数またはデータにおける誤りまたは欠落について責任を負わず、いずれの当事者もこの情報に記載される指数またはデータに依拠してはならない。関連するLSEグループ会社の明示的な書面による同意なしにLSEグループからのデータを配布してはならない。LSEグループは、この情報の内容を促進、後援または援助していない。

MSCI

出典：MSCI。MSCI情報は、内部での使用に限定され、いかなる形においても複製または再配布してはならず、いかなる金融商品または金融指数の基準または構成要素として使用してはならない。MSCI情報のいずれも、投資アドバイスまたは何らかの種類の投資判断を行うこと（もしくは行わないこと）の推奨であることを意図しておらず、そのようなものとして依拠してはならない。過去のデータおよび分析は、将来のパフォーマンス、分析、予想または予測の指標または保証として解釈されるべきではない。MSCI情報は、「現状のままで」提供され、この情報の使用者は、当該情報の使用についてのすべてのリスクを負う。MSCI、その各関連会社およびいかなるMSCI情報の編集、計算または作成に関与しまたは関連するその他の各人（総称して、以下「MSCI当事者」という。）は、当該情報に関するすべての保証（創作性、正確性、完全性、適時性、非侵害性、商品性および特定目的への適合性の保証を含むが、これらに限られない。）を明示的に否認する。上記のいずれも損なうことなく、いかなる場合も、MSCI当事者は、直接的、間接的、特別、付随的、懲罰的、派生的（逸失利益を含むが、これに限られない。）またはその他のあらゆる損害賠償について、一切責任を負わないものとする。（www.msribarra.com）

2【利害関係人との取引制限】

取締役会、管理会社、投資運用会社、保管受託銀行、管理事務代行会社および本投資法人のその他のサービス提供会社ならびに／またはそれらの関連会社、構成員、従業員もしくはこれらと関係する者は、本投資法人との関係において様々な利益相反にさらされる可能性がある。

管理会社、本投資法人、投資運用会社、管理事務代行会社および保管受託銀行は、本投資法人の利益が損なわれるリスクを最小限に抑え、それが避けられない場合に本投資法人の投資家を公正に取り扱うために、利益相反のための方針を採用し、実施し、かつ利益相反を特定、管理するための適切な組織的・事務的な措置を講じている。

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員（以下「関係者」という。）である。

関係者は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもある。そのため、関係者は、様々な事業活動を積極的に行い、本投資法人が投資を行う金融市場においてその他の直接または間接的な利害を有する可能性がある。

関係者（その子会社および支店を含む。）は、本投資法人が締結する金融デリバティブ契約に関して取引相手方として行為することができる。保管受託銀行は本投資法人にその他の商品またはサービスを提供する関係者の法人と関係しているため、潜在的な利益相反がさらに生じる可能性がある。

関係者の事業遂行における方針は、関係者の様々な事業活動と本投資法人または投資主との間に利益相反を引き起こす可能性のある行為または取引を特定し、管理し、必要な場合は禁止することである。関係者は、最高水準の健全性および公正な取引に従う方法により利益相反を管理するよう努めている。かかる目的において、関係者は、本投資法人またはその投資主の利益を害するおそれのある利益相反を伴う事業活動が適度な独立性をもって行われ、かつ、あらゆる利益相反を公正に解決することを徹底する手続きを実施している。投資家は、管理会社宛てに書面で請求することにより、管理会社および／または本投資法人の利益相反に関する方針の追加情報を無料で取得することができる。

管理会社が相当な注意および最善の努力を払ったとしても、利益相反を管理するために管理会社が講じる組織的・事務的な措置が、本投資法人またはその投資主の利益を損なうリスクを回避するとの合理的な信頼を確保するには不十分であるというリスクがある。このような場合、かかる軽減されない利益相反および下された決定が、管理会社の以下のウェブサイトにおいて投資家に報告される。

https://www.ubs.com/lu/en/asset_management/investor_information.html

各情報は、管理会社の登録事務所においても無料で入手可能である。

さらに、管理会社および保管受託銀行が同じグループの構成員であることを考慮しなければならない。したがって、両者は（i）当該関係から生じるあらゆる利益相反を特定し、（ii）かかる利益相反を回避するためにあらゆる合理的な措置を講じることを徹底する方針および手続きを導入している。

管理会社と保管受託銀行との間のグループ上の関係から生じる利益相反を回避することができない場合、管理会社または保管受託銀行は、本投資法人および投資主の利益への悪影響を防ぐため、かかる利益相反を管理、監視および開示する。

保管受託銀行により委託される保管機能の概要ならびに保管受託銀行の委託先および再委託先の一覧は、以下のウェブページで閲覧することができ、これらに関する最新情報は、請求により投資家に提供される。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

投資主が権利を本投資法人に対し直接行使するためには、投資証券名義人として登録されていなければならない。

したがって、販売取扱会社に投資証券の保管を委託している日本の投資主は、投資証券の登録名義人でないため、本投資法人に対し直接権利を行使することはできない。これらの投資主は販売取扱会社との間の外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして権利を自己のために行使させることができる。投資証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の投資主は本人の責任において権利行使を行う。

投資主の有する主な権利は次のとおりである。

(a) 配当請求権

各投資主は、本投資法人の年次投資主総会または（中間配当の場合には）取締役会が決定した当該ファンドに関する本投資法人の収益分配をその投資証券数に応じて受領する権利を有する。

(b) 買戻請求権

投資主は、本投資法人に対し、上記制限に従って投資証券の買戻しをいつでも請求することができる。

(c) 残余財産分配請求権

本投資法人またはファンドが解散される場合、投資主は本投資法人に対し、その投資証券数に応じて本投資法人の投資証券の残余財産の分配を請求する権利を有する。

(d) 損害賠償請求権

投資主は、本投資法人の取締役がルクセンブルグの法律に規定する義務に違反している場合、本投資法人の取締役に対し損害賠償を請求することができる。

(e) 投資主総会における権利

本投資法人の定時投資主総会は、毎年1月31日の午前11時から、本投資法人の登記上の事務所において開催される。1月31日がルクセンブルグにおける営業日ではない場合、定時投資主総会は、翌営業日に開催されなければならない。

(f) 報告書を受領する権利

各サブ・ファンドおよび本投資法人全体について、7月31日現在の年次報告書および1月31日現在の半期報告書が発行される。これらの報告書では、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスの明細が関連する基準通貨で記載される。本投資法人全体の資産の連結による明細は、ユーロ建てで表示される。

会計年度末から4か月以内に公表される年次報告書には、本投資法人の監査人により監査された年次計算書類が含まれる。また、半期報告書は監査されないが、報告対象の半期末から2か月以内に公表される。投資主は、本投資法人、管理会社および管理事務代行会社の登記上の事務所で年次報告書および半期報告書を入手できる。

各サブ・ファンドまたはクラスの投資証券の発行および買戻価格は、本投資法人、管理会社および管理事務代行会社のルクセンブルグにおける登記上の事務所において入手できる。

登録投資主に対する通知は、投資主名簿に記載された投資主の住所宛てに郵送される。ルクセンブルグ法で要求される場合、かかる通知はルクセンブルグの日刊紙および必要があれば海外の日刊紙においても公告される。

(2)【為替管理上の取扱い】

投資証券の配当金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、本投資法人から日本国内において、

- （a）本投資法人に対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他訴訟関係書類を受領する権限、および
- （b）日本における投資証券の公募、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されており、また関東財務局長に対する投資証券の当初の募集に関する届出および継続開示ならびに金融庁長官に対する投資証券に関する届出等の代理人は下記のとおりである。

弁護士 三浦 健

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

（４）【裁判管轄等】

日本の投資主が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを本投資法人は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（「管理会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2021年2月末日現在の株主資本総額は、13,000,000ユーロ（約17億円）

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、特に記載がない限り、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝129.80円）による。

b. 事業の内容

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、商事会社に関するルクセンブルグの1915年8月10日付法律（以下「1915年法」という。）に基づき、2010年7月1日にルクセンブルグに設立された。1915年法は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定している。投資信託に関する2010年法第15条に基づき、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託の管理会社としての資格を有している。

② ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「投資運用会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2021年2月末日現在の株主資本総額は、10,000,000スイスフラン（約12億円）

（注）スイスフランの円貨換算は、便宜上、2021年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1スイスフラン＝117.45円）による。

b. 事業の内容

主に年金プラン、財団、政府、金融機関、法人等の機関投資家および投資信託向けに株式、債券の運用を行っている。

(2)【運用体制】

A. 管理会社

定款に基づいて、管理会社は、投資主か否かに関わらず、管理会社の投資主総会において選任され、その数および報酬が決定され、適宜解任される、少なくとも3名のディレクターにより構成される取締役会により管理されるものとする。

取締役会は、そのメンバーから会長を選出し、適切とみなされる場合、1名または複数の副会長を選出するものとする。ただし、当初の会長は、投資主総会にて直接選任するものとする。

管理会社の取締役会は、会長により、または行為できない場合は副会長により、または不在の場合は年長のディレクターにより招集されるものとする。

取締役会は、管理会社の利益から招集することが要求される場合、少なくとも2名のディレクターが要求する場合に、招集されるものとする。取締役会では会長が議長を務め、または行為できない場合には副会長が、または不在の場合には年長のディレクターが議長を務めるものとする。

管理会社の取締役会は、そのメンバーの過半数が出席または代理される場合にのみ、有効に審議し、決議を行うものとする。

決議は、メンバーの単純過半数の出席または代理によりなされるものとする。同数の場合には、取締役会の議長を務める者が決定権を有するものとする。

いずれかの行為することのできない、または不在のディレクターは、書面、電信、テレックスまたはファックスにより、他の取締役会のメンバーに対し、取締役会において自己を代表し、自己の代わりに投票する権限を与えることができ、他のディレクターは1名または複数のメンバーを代表することができる。

1つまたは複数の別個の書類によるものを含む、管理会社の取締役会のメンバー全員の合意による決定は、取締役会により決定されたものと同様に有効であるものとする。当該決定の日付は、最終の署名の日付とする。

管理会社の取締役会は、会社の目的を達成するために必要または有効なすべての行為を実行する権限を有する。ただし、法律、定款または運用される投資信託に係る規則による制限にのみ服する。

B. 投資運用会社

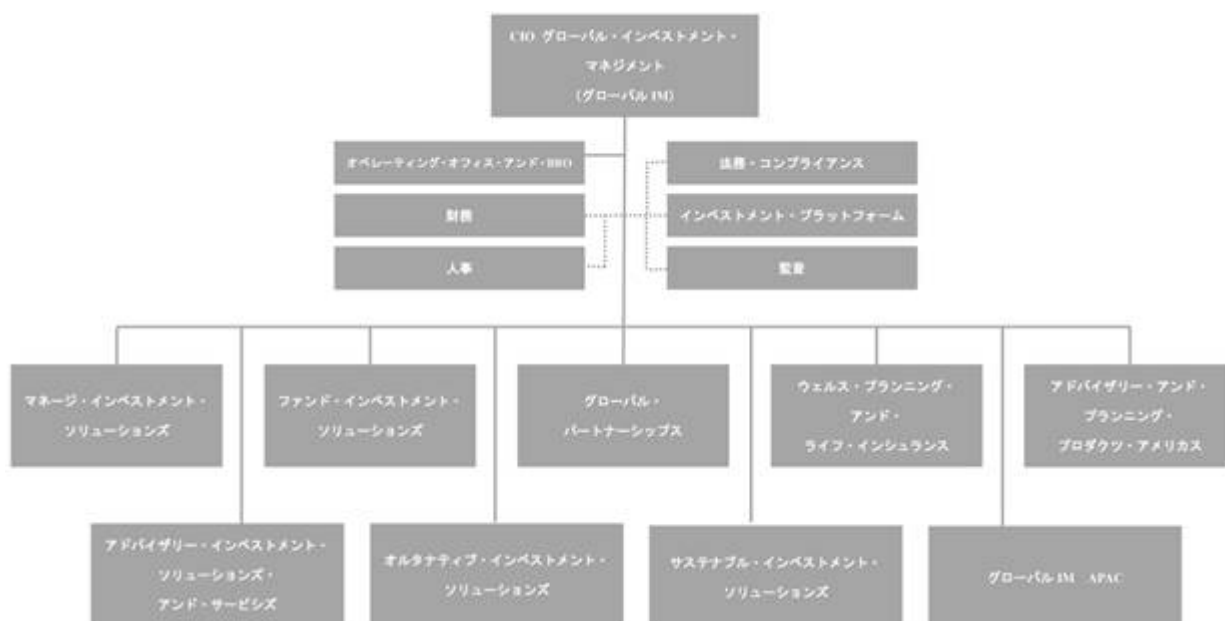
本投資法人の取締役会は、ファンドの投資方針のすべてに責任を持つ。

本投資法人は、投資運用会社と投資運用契約を締結し、当該契約により投資運用会社は、ファンドの資産の運用に責任を負う。投資運用会社は、投資運用業務をいずれの子会社または関係会社に委託する権利を有しており、また本投資法人の承認を得た場合その他の者に委託することができる。

資産運用会社の運用体制は以下のとおりである。

ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（イ）投資運用体制



（2021年3月末日現在）

2021年2月末日現在、投資プラットフォームズおよびソリューションズは、世界中で100名を超える投資スペシャリストを擁している。

（ロ）投資運用方針の意思決定プロセス

本投資法人の主な目的は、投資リスクに適切な注意を払いつつ、すべての市場サイクルを通じて元本の成長を目指すことである。本投資法人は、複数のサブ・ファンドから構成されるアンブレラ型の構造になっている。各サブ・ファンドのために異なる資産のポートフォリオを維持し、当該サブ・ファンドに適用される投資目的および投資方針に従い投資される。

投資運用会社の目的は、リスク調整ベースの長期的なパフォーマンスの計上を続けることである。投資運用会社は、統制された、厳格なプロセスを設けている。投資運用会社のビジネスの成功は、このような成果を繰り返し上げることに基づいている。

リサーチは、グローバルに統合された運用体制の根本的な要素である。投資専門家のチームは、鋭い分析とグローバルな視点を伴う質の高いファンダメンタル・リサーチを行っている。投資チームは、強固なリスク管理とポートフォリオの構築システムを通じて、実現する可能性のあるシナリオを

評価する。投資運用会社のプロセスは、投資決定段階で終了するのではなく、投資一任業務の実行やコーポレート・ガバナンスの質によってもパフォーマンスが向上すると考えている。

投資運用会社のリサーチ業務は、投資アプローチと連携し、グローバルに統合された運用体制を支えている。

サステナブル・ボンド

サステナブル・エクイティ

各サブ・ファンドは、投資運用会社によりアクティブに運用され、預金、UCITSまたはその他のUCIの投資証券または受益証券、UCITSの適格証券およびデリバティブ商品等の異なる種類の投資商品に投資することができる。投資運用会社が行う商品の銘柄選択は、定量および定性分析による評価を取り入れた、徹底したデュー・ディリジェンスのプロセスに基づいている。

リスク管理／リスク統制

管理会社のリスク管理チームの主な目的は、リスク管理の統制および定期的な報告プロセスを含む、適切な管理のメカニズムおよび手続きを行うことである。投資運用会社のすべてのリスク・モデルおよびシステムが、投資プロセスに関して開発されている。

投資運用会社のリスク管理システムは、株式、確定利付債券および複数の資産から成るポートフォリオを対象としている。毎日の営業終了時にファンドの会計システムからポジションをダウンロードし、翌朝までに処理される。

リスク管理は、責任および評判が損なわれないためにも、資産運用業務の重要な側面である。高水準のリスク認識、リスク管理およびリスク統制が、成功、評判および運用グループが継続的に強みを発揮するためには必須であり、投資運用会社の経営陣とスタッフはリスクのあるすべての業務に対して最善の市場慣行を開発し、かつ適用することを目指している。

投資運用会社のリスク管理は、職務の適切な分離を含む強固な内部統制の原則に基づいている。

法務／コンプライアンス

法務およびコンプライアンス部門は、投資顧問会社と明確に分離されている。管理会社は、任命される投資マネージャーのデュー・ディリジェンス業務を定期的に行っている。

ファンドの管理体制

管理会社

UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

投資運用会社

ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（３）【大株主の状況】

① ＵＢＳファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2021年２月末日現在）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
UBSアセット・マネジメン ト・エイ・ジー (UBS Asset Management AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001チューリッヒ、スイス	6,500	100

② ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（2021年２月末日現在）

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%)
ユービーエス・エイ・ジー (UBS AG)	バーンホフ・シュトラッセ45、 CH-8001チューリッヒ、スイス	100,000,000	100

（４）【役員の状況】

① ＵＢＳファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

（2021年２月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有株式
アンドレ・ヴァレンテ (André Valente)	チェアマン	UBSファンド・マネジメント (スイス) エイ・ジー、バーゼル、 チーフ・エグゼクティブ・ オフィサー	該当なし
フランチェスカ・ジリ・ プリム (Francesca Gigli Prym)	ディレクター／ ボード・メンバー	UBSファンド・マネジメント (ルクセンブルグ) エス・エイ、 ルクセンブルグ、チーフ・ エグゼクティブ・オフィサー	該当なし
クリスティアン・マウラー (Christian Maurer)	ディレクター／ ボード・メンバー	UBSアセット・マネジメント・ スイス・エイ・ジー、チューリッ ヒ、 プロダクト・マネジメント・ヘッド	該当なし
ギルバート・シントゲン (Gilbert Schintgen)	インディペンデ ント・ディレク ター／ ボード・メンバー	ルクセンブルグ大公国、 デュドランジュ、 インディペンデント・ディレクター	該当なし

② ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

（2021年2月末日現在）

氏名	役職名	略歴	所有ユービーエス・グループ・エイ・ジー株式 (2019年12月31日現在)
ルーカス・ゲーヴィラー (Lukas Gähwiler)	チェアマン	2017年4月21日就任	非公開
ロジャー・フォン・メント レン (Roger von Mentlen)	ディレクター／ ボード・メンバー	2020年4月24日就任	非公開
フベルト・エミル・マルク ス・アケーマン (Hubert Emil Markus Achermann)	ディレクター／ ボード・メンバー	2015年6月12日就任	非公開
ダニエル・ジェイ・クリ ティン (Daniel J. Crittin)	ディレクター／ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	非公開
クリスチャン・エッケハー ド・ブルーム (Christian Eckehard Bluhm)	ディレクター／ ボード・メンバー	2016年4月25日就任	259,745株
ガブリエラ・フーバー (Gabriela Huber)	ヴァイス・ チェアマン	2015年6月12日就任	非公開

（５）【事業の内容及び営業の概況】

① UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2021年2月末日現在、管理会社は以下のとおり、405本の投資信託／投資法人の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	364	538,555,619.52オーストラリア・ドル
			2,963,614,051.54カナダ・ドル
			14,931,265,949.26スイス・フラン
			10,382,233,353.13中国元
			715,933,910.44デンマーク・クローネ
			47,557,199,598.13ユーロ
			1,731,564,037.29英ポンド
			264,009,867.91香港ドル
			313,811,310,250.35日本円
			77,127,511.29シンガポール・ドル
			148,191,017,506.34米ドル

アイルランド	オープン・エンド型 投資信託／投資法人	41	479,726,878.25オーストラリア・ドル
			189,487,569.60スイス・フラン
			2,726,602,548.85ユーロ
			2,088,035,688.77英ポンド
			26,957,908,946.30米ドル

② ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、管理会社との間で、投資運用契約を締結している。

2021年1月末日現在、ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は以下の107本の投資信託／投資法人を運用している。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産額の合計（通貨別）
スイス （ポートフォリオ・マネジャー）	オープン・エンド型ファンド	7	24億スイスフラン
スイス （共同ポートフォリオ・マネ ジャー）	オープン・エンド型ファンド	9	40億スイスフラン
ケイマン諸島 （ポートフォリオ・マネジャー）	ヘッジ・ファンド	5	52億スイスフラン
ルクセンブルグ （ポートフォリオ・マネジャー）	オープン・エンド型ファンド	39	299億スイスフラン
ルクセンブルグ （共同ポートフォリオ・マネ ジャー）	オープン・エンド型ファンド	45	187億スイスフラン
アイルランド （ポートフォリオ・マネジャー）	ヘッジ・ファンド	2	4.8億スイスフラン

（注）一部のファンドについては、ユービーエス・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、管理会社の選定およびアセット・アロケーションについてのみ責任を負っている。

2【その他の関係法人の概況】

（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】

① UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店（「保管受託銀行」「主支払事務代行会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2021年2月末日現在 446,001,000ユーロ（約579億円）

b. 事業の内容

UBSは1973年からルクセンブルグに存在している。

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は、UBS（ルクセンブルグ）エス・エイがUBSドイツ・チェランド・アーゲーに合併され、合併と同時に、UBSヨーロッパSEの名称で欧州会社（Societas Europaea）の法的形態が採用されたことにより設立された。

同社は主にプライベート・バンキング業務および多数の投資信託に対する保管業務を提供する。

② ノーザン・トラスト・グローバル・サービスSE（「管理事務代行会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2021年2月末日現在、416,513,837ユーロ（約541億円）である。

b. 事業の内容

欧州会社（Societas Europaea）であり、1915年8月10日法、欧州会社に関する法律に係る2001年10月8日欧州理事会規則（EC）2157/2001、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）およびその定款に準拠する。同社の目的は、公衆から預金またはその他の元本返還資金を受領すること、信用を供与すること、また、ルクセンブルグ法のもとで信用機関が遂行できるその他の活動（投資会社のものを含む）に従事することである。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）（「元引受会社」）

a. 資本金の額

2021年2月末日現在、500,000スイスフラン（約5,873万円）

b. 事業の内容

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）は、スイス内外のファンドならびに機関投資家および非機関投資家のクライアントに対し、ポートフォリオ運用を提供している。UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）が提供する運用の範囲は、アクティブ株式、システムティックならびにインデックス投資、債券、インベストメント・ソリューション、不動産およびプライベート・マーケットに及ぶ。

④ UBS証券株式会社（「代行協会員」「日本における販売会社」）

a. 資本金（株主資本）の額

2021年2月末日現在、321億円

b. 事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

（2）【関係業務の概要】

① UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店

UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店は本投資法人の保管受託銀行として任命されている。保管受託銀行は本投資法人に支払代行サービスも提供する。保管受託銀行は、2010年法および保管受託契約の規定に従い、保管可能な金融商品を保管し、本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認を行い、かつ本投資法人のキャッシュフローを効果的かつ適切な監視を徹底するために任命されている。保管受託銀行が保管する資産は、2010年法により当該再利用が明示的に認められない限り、保管受託銀行または保管機能を委託される第三者により、その自己勘定で再利用してはならない。

保管受託銀行は、また、（i）投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って行われること、（ii）投資証券の価額がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って計算されること、（iii）管理会社または本投資法人の指示が、適用されるルクセンブルグ法、目論見書および／または定款に抵触しない限り、実行されること、（iv）本投資法人の資産に関わる取引において、通常の期限内に対価を本投資法人に送金すること、ならびに（v）本投資法人の収益がルクセンブルグ法、目論見書および定款に従って利用されることを徹底するものとする。

保管受託銀行は、保管受託契約および2010年法の規定の遵守において、一定の条件に従い、かつ自らの職務を効果的に遂行するために、保管受託銀行に保管目的で適式に委託されている保管可能な金融商品に関連する自らの保管職務の一部もしくは全部ならびに／または本投資法人のその他の資産の記録保持および所有権の確認に関する職務の全部もしくは一部を、保管受託銀行が随時任命する一または複数の副保管人に委託することができる。保管受託銀行は、保管受託銀行が事前に承認していない再委託先を副保管人が利用することを、認めない。

保管受託銀行は、副保管人および再委託先の任命前に、ならびに適用法令規則および自らの利益相反に関する方針に基づいて継続的に、自らの保管機能の委託から生じる可能性のある潜在的な利益相反および当該委託により発生しうる潜在的な利益相反を評価するものとする。保管受託銀行は、世界中でフルサービスを提供するプライベート・バンク、投資銀行、資産管理会社兼金融サービス会社であり、世界の金融市場における主要な参加者でもあるUBSグループの一員である。したがって、保管受託銀行およびその関連会社は、様々な事業活動を積極的に行っており、異なる直接または間接的な利害を有する可能性があるため、保管受託銀行の保管機能の委託から潜在的な利益相反が生じる可能性がある。投資家は、保管受託銀行宛てに書面により請求することにより、追加情報を無料で取得することができる。

保管受託銀行は、潜在的な利益相反を防ぐため、副保管人または再委託先の任命が投資主の利益となり、かつ、当該委託先の任命時に利益相反を確認していない場合を除き、UBSグループの一員である副保管人を任命せず、UBSグループの一員である再委託先の任命を認めない。保管受託銀行は、ある副保管人または再委託先がUBSグループの一員であるか否かにかかわらず、当該副保管人または再委託先の選定および任命と継続的な監視の双方において、同水準の正当な技量、配慮および注意を用いる。さらに、本投資法人およびその投資主の利益を確保するために、UBSグループの一員である副保管人または再委託先の任命条件を、対等な立場で交渉する。利益相反が発生し、かかる利益相反を軽減できない場合、かかる利益相反および下された決定を、投資主に開示する。保管受託銀行が委託する保管機能の最新の概要ならびにかかる委託先および再委託先の最新の一覧表は、以下のウェブページで閲覧することができる。

<https://www.ubs.com/global/en/legalinfo2/luxembourg.html>

第三国の法律が現地の事業体による金融商品の保管を義務付けているものの、2010年第34条第3段落のb)のi)の委託要件を満たす現地の事業体が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地の事業体が存在しない場合に限り、当該第三国の法律が義務付ける範囲内で、かかる機能を現地の事業体に委託することができる。保管受託銀行は、十分な保護基準を備えている副保管人のみに保管受託銀行の職務を委託することを徹底するために、その職務の一部を委託しようとする副保管人の選定および任命に対して、2010年法が義務付けるあらゆる正当な技量、配慮および注意を用いなければならない。特に、委託が可能になるのは、副保管人が2010年法に従い、自らに委託される職務の履行中常に、本投資法人の資産を保管受託銀行の資産および副保管人に帰属する資産から分別している場合に限られる。保管受託銀行の責任は、2010年法および／または保管受託契約に別段の定めがない限り、かかる委託による影響を受けないものとする。

保管受託銀行は、2010年法第35条第1項および預託機関の義務に関してUCITS通達を補足する2015年12月17日付委員会委託規則（EU）第2016/438号第12条の意味の範囲内で、保管受託銀行および／または副保管人が保管する金融商品（以下「ファンド保管資産」という。）の損失（以下「ファンド保管資産の損失」という。）につき、本投資法人またはその投資主に対して責任を負う。

保管受託銀行は、ファンド保管資産の損失が生じる場合、不当に遅滞することなく、同一種類の金融商品またはその相当額を本投資法人に返還しなければならない。保管受託銀行は、2010年法の規定に従い、ファンド保管資産の損失がその合理的な支配の及ばない外部事象により生じ、かつ、未然に防ぐためにあらゆる合理的な努力を払ったとしても、その結果が不可避であったであろう場合、かかるファンド保管資産の損失につき責任を負わない。

保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または意図的に適用法（特に2010年法）および保管受託契約に基づくその職務を適切に履行しない結果として本投資法人および投資主が被るその他一切の直接的な損失の責任を、本投資法人および投資主に対して負うものとする。

本投資法人および保管受託銀行は、3か月前に書留郵便にて通知を行うことにより、いつでも保管受託契約を終了することができる。保管受託銀行は、保管受託銀行が任意に退任するか、または本投資法人により解任される場合、本投資法人の資産が移転され、かつ保管受託銀行の機能および責任を引き継ぐ後任の預託機関と、かかる通知期限までに交替しなければならない。本投資法人が期限内にかかる後任の預託機関を指名しない場合、保管受託銀行は、当該状況についてCSSFに通知することができる。

② ノーザン・トラスト・グローバル・サービスS E

管理事務代行会社は、ルクセンブルグ法に規定されたファンドの運営に関与する一般的な管理事務業務に責任を負う。かかる管理事務業務には、主に1口当たり純資産価格の計算、ファンドの口座の維持および業務報告の実施が含まれる。

③ UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー（チューリッヒ）

ファンド資産について元引受会社として、投資証券の販売に必要な業務を行う。

④ UBS証券株式会社

日本における投資証券の代行協会員ならびに販売会社としての業務を行う。

（3）【資本関係】

該当事項なし。

第5【外国投資法人の経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス投資証券以外のクラス投資証券も存在するが、本書においては下記のクラス投資証券に関する部分のみを抜粋して日本語に記載している。
- ーサステナブル・ボンド
クラスF-acc投資証券
ーサステナブル・エクイティ
クラスF-acc投資証券
- c. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- d. 原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【2020年7月31日終了年度】

①【貸借対照表】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

純資産計算書

	2020年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	189,729,811.11	21,004,987
投資有価証券、未実現評価（損）益	9,673,191.47	1,070,919
投資有価証券合計（注１）	199,403,002.58	22,075,906
現金預金、要求払預金および預託金勘定	11,428,354.71	1,265,233
発行未収金	3,043,245.66	336,918
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注１）	4,936,932.62	546,568
資産合計	218,811,535.57	24,224,625
負 債		
有価証券購入未払金（注１）	(3,328,193.74)	(368,464)
買戻未払金	(50,105.06)	(5,547)
定率報酬引当金（注２）	(84,092.91)	(9,310)
年次税引当金（注３）	(3,921.82)	(434)
その他の手数料および報酬引当金（注２）	(19,170.36)	(2,122)
引当金合計	(107,185.09)	(11,866)
負債合計	(3,485,483.89)	(385,878)
期末現在純資産	215,326,051.68	23,838,747

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

純資産計算書

	2020年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	192,270,083.75	21,286,221
投資有価証券、未実現評価（損）益	11,620,257.16	1,286,479
投資有価証券合計（注1）	203,890,340.91	22,572,700
現金預金、要求払預金および預託金勘定	7,377,570.48	816,771
有価証券売却未収金（注1）	4,356,539.29	482,312
発行未収金	3,001,411.60	332,286
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	6,681,321.41	739,689
資産合計	225,307,183.69	24,943,758
負 債		
有価証券購入未払金（注1）	(1,232,568.22)	(136,458)
買戻未払金	(66,038.58)	(7,311)
定率報酬引当金（注2）	(88,049.14)	(9,748)
年次税引当金（注3）	(5,121.42)	(567)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(19,324.42)	(2,139)
引当金合計	(112,494.98)	(12,454)
負債合計	(1,411,101.78)	(156,223)
期末現在純資産	223,896,081.91	24,787,535

注記は当財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

運用計算書

	自2019年8月1日 至2020年7月31日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	15,367.46	1,701
その他の収益（注4）	142,801.21	15,810
収益合計	158,168.67	17,511
費 用		
定率報酬（注2）	(577,290.92)	(63,912)
年次税（注3）	(27,736.68)	(3,071)
その他の手数料および報酬（注2）	(29,375.57)	(3,252)
当座借越に係る利息	(10,620.94)	(1,176)
費用合計	(645,024.11)	(71,411)
投資純（損）益	(486,855.44)	(53,900)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	(3,474,779.02)	(384,693)
先渡為替契約に係る実現（損）益	(331,405.18)	(36,690)
為替差（損）益	1,360,734.18	150,647
実現（損）益合計	(2,445,450.02)	(270,736)
当期実現純（損）益	(2,932,305.46)	(324,636)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	9,245,191.77	1,023,535
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	5,323,946.86	589,414
未実現評価（損）益の変動合計	14,569,138.63	1,612,949
運用の結果による純資産の純増（減）	11,636,833.17	1,288,314

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

運用計算書

自2019年8月1日 至2020年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	13,757.80	1,523
その他の収益（注4）	70,386.31	7,792
収益合計	84,144.11	9,316
費 用		
定率報酬（注2）	(594,862.37)	(65,857)
年次税（注3）	(37,838.42)	(4,189)
その他の手数料および報酬（注2）	(31,561.59)	(3,494)
当座借越に係る利息	(10,100.15)	(1,118)
費用合計	(674,362.53)	(74,659)
投資純（損）益	(590,218.42)	(65,343)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	232,720.41	25,764
先渡為替契約に係る実現（損）益	2,262,607.35	250,493
為替差（損）益	968,947.67	107,272
実現（損）益合計	3,464,275.43	383,530
当期実現純（損）益	2,874,057.01	318,187
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	10,743,972.85	1,189,465
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	6,985,796.79	773,398
未実現評価（損）益の変動合計	17,729,769.64	1,962,863
運用の結果による純資産の純増（減）	20,603,826.65	2,281,050

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

純資産変動計算書

	自2019年8月1日 至2020年7月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	41,883,983.39	4,636,976
発行額	187,252,157.01	20,730,686
買戻額	(25,446,921.89)	(2,817,229)
純発行（買戻）合計	161,805,235.12	17,913,458
投資純（損）益	(486,855.44)	(53,900)
実現（損）益合計	(2,445,450.02)	(270,736)
未実現評価（損）益の変動合計	14,569,138.63	1,612,949
運用の結果による純資産の純増（減）	11,636,833.17	1,288,314
期末現在純資産	215,326,051.68	23,838,747

発行済投資証券数の変動表

	自2019年8月1日 至2020年7月31日
クラスF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	69,329.4990
期中発行投資証券数	271,311.8660
期中買戻投資証券数	(41,615.6080)
期末現在発行済投資証券数	299,025.7570

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス ーサステナブル・ボンド

最重要数値

	ISIN	2020年7月31日	2019年7月31日
純資産額（米ドル）		215 326 051.68	41 883 983.39
クラスF-acc ¹	LU1946743330		
発行済投資証券数（口）		299 025,7570	69 329,4990
1口当たり純資産価格（米ドル）		103.23	101.64
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ²		103.23	101.64

¹ 初回純資産価格計算日：2019年5月14日

² 注記1を参照

パフォーマンス

	通貨	2019年／2020年	2019年
クラスF-acc	米ドル	1.6%	—

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

本サブ・ファンドは、ベンチマークを有していない。

組入証券の構造

地域別分布表	（純資産に対する 百分率 %）	業種別分布表	（純資産に対する 百分率 %）
ルクセンブルグ	56.76	投資信託	92.61
アイルランド	35.85	合計	92.61
合計	92.61		

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

純資産変動計算書

	自2019年8月1日 至2020年7月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	42,507,045.93	4,705,955
発行額	187,042,030.96	20,707,423
買戻額	(26,256,821.63)	(2,906,893)
純発行（買戻）合計	160,785,209.33	17,800,531
投資純（損）益	(590,218.42)	(65,343)
実現（損）益合計	3,464,275.43	383,530
未実現評価（損）益の変動合計	17,729,769.64	1,962,863
運用の結果による純資産の純増（減）	20,603,826.65	2,281,050
期末現在純資産	223,896,081.91	24,787,535

発行済投資証券数の変動表

	自2019年8月1日 至2020年7月31日
クラスF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	68,094.6390
期中発行投資証券数	264,103.3590
期中買戻投資証券数	(47,094.0670)
期末現在発行済投資証券数	285,103.9310

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス ーサステナブル・エクイティ

最重要数値

	ISIN	2020年7月31日	2019年7月31日
純資産額（米ドル）		223 896 081.91	42 507 045.93
クラスF-acc ¹	LU1946742878		
発行済投資証券数（口）		285 103.9310	68 094.6390
1口当たり純資産価格（米ドル）		112.03	104.74
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ²		112.03	104.74

¹ 初回純資産価格計算日：2019年5月14日

² 注記1を参照

パフォーマンス

	通貨	2019年／2020年	2019年
クラスF-acc	米ドル	7.0%	—

過去の実績は、現在または将来のパフォーマンスの指標にはならない。

実績データは、投資証券の発行および買戻しの時に請求される手数料および費用を考慮していない。

実績データは、監査の対象ではなかった。

本サブ・ファンドは、ベンチマークを有していない。

組入証券の構造

地域別分布表	（純資産に対する 百分率 %）	業種別分布表	（純資産に対する 百分率 %）
ルクセンブルグ	45.69	投資信託	91.06
アイルランド	45.37	合計	91.06
合計	91.06		

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

財務書類に対する注記

2020年7月31日現在

注1－重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格は、当該投資証券クラスの参照通貨で表示され、営業日（以下「取引日」という。）ごとに計算される。サブ・ファンドであるグローバル・オポチュニティーズ・アクセス・キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンドに関して、取引日とは、偶数暦週（52週からなる各年の最終偶数暦週を除く。）の各水曜日（かかる水曜日が営業日でない場合は、翌営業日）とする。1口当たりの純資産価格は、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が休業している日のことである。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定され、投資証券の発行または買戻しのたびに変動する。

単一の取引日におけるサブ・ファンドの全投資証券クラスのすべてに影響する発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、該当する取引日におけるサブ・ファンドの投資証券クラスの純資産額が調整されることがある（以下「シングル・スイング・プライシング（SSP）」という。）。最大調整額は、純資産価格（調整前）の2%に相当する。サブ・ファンドに発生する可能性のある見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、調整額の算定のために考慮される。影響を受けたサブ・ファンドが純資本流入となる場合、調整は純資産額の増加を導く。影響を受けたサブ・ファンドが純資本流出となる場合、調整は純資産額の減少となる。

シングル・スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。

期末現在の純資産価額に対するシングル・スイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

b) 評価原則

ー 流動資産（現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言もしくは発生した利息の形態を問わない）は、その全額で評価される。ただし、

当該価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、この場合、その評価はその正確な価額を表すために適切とみなす控除額を勘案したものである。

- － 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。同一の証券、派生商品もしくはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の投資対象で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は、証券、派生商品およびその他の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。

- － 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券、派生商品およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。
- － O T C 派生商品の評価は、独立の値付機関を参照して行われる。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および監査人が認めた計算方法によって検証される。
- － 指令2009/65/EC（以下「UCITS指令」という。）に基づき認可されるその他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／またはその他のUCIs（以下「その他のUCIs」という。）の投資証券は、その入手可能な最終純資産価額で評価される。その他のUCITSまたはその他のUCIsの特定の受益証券もしくは投資証券は、投資対象ファンドの投資運用会社または投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（見積価格）に基づいて評価される。
- － 証券取引所に上場または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品の評価は、適切なカーブに基く。カーブに基づく評価は、金利と信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。
- － 関係するサブ・ファンドの通貨勘定以外の通貨建てで、通貨取引によるヘッジを行わない証券およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける仲値（売買価格の仲値）またはこれを入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場における仲値で評価する。
- － 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および／またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、UBS評価方針に従って決定される。

本投資法人またはその投資主の利益のために（例えば、マーケット・タイミングの実行回避）を正当化する状況下において、取締役会は、本投資法人の純資産額を調整するために公正価値の値付技法を適用するなどして適切な測定を行う。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

特別な状況のもとで、爾後に発行もしくは買戻される投資証券の価格に影響するさらなる評価は、その取引日に限り行うことができる。

c) 証券の売却に係る実現純（損）益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。2020年7月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2020年7月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.075720 スイスフラン
1 ユーロ	=	0.900952 英ポンド
1 ユーロ	=	1.182500 米ドル

i) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

j) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 一定率報酬

各サブ・ファンドおよび各サブ・ファンドの投資証券クラスは、当該投資証券クラスに帰属する平均純資産額で計算される上限定率報酬（以下「上限定率報酬」という。）を負担する。かかる報酬は、以下に表示される上限料率で、四半期ごとに支払われる。

	上限定率報酬	実効定率報酬
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	クラスF/K	クラスF/K
ーサステナブル・ボンド	60bps	50bps
ーサステナブル・エクイティ	60bps	50bps

定率報酬は、本投資法人、各サブ・ファンドならびに各クラスに関する以下の報酬、コストおよび費用をカバーする。

- ー保管受託銀行の報酬、コストおよび費用
- ー管理事務代行会社の報酬、コストおよび費用
- ー管理会社の報酬、コストおよび費用
- ー投資運用会社および投資運用会社の委託先の報酬、コストおよび費用（クラスX投資証券を除く）
- ー本投資法人の投資証券の販売活動に関連する報酬、コストおよび費用（外国の監督官庁への本投資法人の登録維持に発生するコストおよび報酬を含む）

本投資法人の運営費用および管理事務費用

定率報酬によってカバーされる報酬、コストおよび費用に加えて、本投資法人は、以下を含むがそれに限定されない運営費用および管理事務費用を含むすべての費用を負担する。

- ー本投資法人の資産および収益に関して支払うべきすべての税金（適用ある発行税を含む）
- ー本投資法人の資産の保管が委任されている銀行および金融機関の保管費用
- ー本投資法人のポートフォリオに保有される証券またはその他の資産（派生商品を含む）に関連する取引に係る通常の銀行手数料（かかる手数料は取得価格に含まれ、売却価格から控除される）
- ー本投資法人が適切に負担した手数料、費用およびすべての合理的な立替費用
- ー投資主の利益のために、本投資法人または管理会社が負担した弁護士報酬および費用（疑義を避けるための、本投資法人またはそのサブ・ファンドのリストラクチャリングに関連する弁護士報酬および費用を含む）
- ー会計、簿記および純資産の計算費用
- ー投資主（投資証券の受益者を含む）のために必要な言語での作成費用、ならびに適用のある法律または規制の下で要求される年次報告書および半期報告書、その他の報告書または文書の配布費用（印刷費用ではない）
- ー投資主への通知の作成費用および本投資法人の資産の事務管理に関するすべての取引費用（ブローカーの通常手数料、報酬、税金等）
- ールクセンブルグ内外での本投資法人の認可および監督に係る年間手数料および費用
- ー定款、目論見書、K I I Dならびに年次報告書および半期報告書の印刷費、定款ならびに本投資法人に関するその他の文書（必要とする言語で）の作成および／または届出と印刷のコストおよび費用。かかる文書には、本投資法人または本投資法人の投資証券の販売について管轄権を有するすべての監督官庁（現地証券業協会）への届出書、目論見書および説明書が含まれる。

- －投資者に対する純資産額の公表および通知の公告に関するコストおよび費用
- －証券取引所または規制市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- －投資主に対する配当の支払に関する手数料およびその他の費用
- －監査報酬、コストおよび費用（監査人に対する報酬および費用を含む）

本投資法人は、年またはその他の期間に比例した見積額に基づく定期的または経常的な性質のものに対して管理事務勘定およびその他の費用勘定において発生するものとする。

個々のサブ・ファンドおよび／または個々の投資証券クラスに正確に割当てられる費用はすべて、当該サブ・ファンドおよび当該クラスに請求される。複数またはすべてのサブ・ファンドもしくは投資証券クラスに関連する費用は、該当する純資産額に比例して、あるいは本投資法人または管理会社によって合理的に決定されるその他の基準で該当サブ・ファンドもしくは投資証券クラスに請求される。その投資方針の条項に従ってその他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産における対象ファンドの管理報酬の最高限度は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して、投資金額の最高3.5%までである。共同経営もしくは支配を通じて、または実質的な直接保有もしくは間接保有することにより、管理会社または他の関連会社によって直接的もしくは間接的に運営される投資信託の受益証券に投資を行う場合、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻手数料を請求されることはない。

サブ・ファンドの運営経費の詳細は、KIIDで参照することができる。

設立費用

本投資法人における新たなサブ・ファンドの設立に関連して生じた費用は、当該サブ・ファンドによって負担され、5年以内に償却される。

注3－年次税

現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されている。機関投資家に対して留保されるクラスに関して、料率は0.01%に減額される。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4－その他の収益

その他の収益は、おもにシングル・スイング・プライシングから生じた収益である。

注５－金融先物契約およびオプション契約

2020年7月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物契約およびオプション契約ならびに関連する通貨は、以下のように要約される。

a) 金融先物

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	指数に係る金融先物
	(購入) (売却)
該当なし	

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

b) オプション

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	指数に係るオプション、従来型（売却）
該当なし	

注６－収益の分配

当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主総会は、取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。ただし当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配を行う権利を与えた場合に限り、本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低額を下回る場合には、分配の支払は行われず、分配が行われる場合、支払は年度末後４ヶ月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注７－ソフト・ダラーの取決め

2019年8月1日から2020年7月31日までの会計年度中に、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスのために締結された「ソフト・ダラーの取決め」はなく、「ソフト・ダラー」の金額は零である。

注８－取引費用

取引費用には、期中に発生した売買委託手数料、印紙税、地方税およびその他海外での費用が含まれる。取引手数料は、購入および売却証券の費用に含まれる。

2020年7月31日に終了した会計年度に、本投資法人は、投資有価証券の購入または売却および類似取引に関する取引費用を、以下のように負担した。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	取引費用
ーサステナブル・ボンド	45 615.62 米ドル
ーサステナブル・エクイティ	32 656.75 米ドル

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各サブ・ファンドの運用成績において表示される。

注9－ポートフォリオ回転率（PTR）

ポートフォリオ回転率は、以下のとおり計算される。

$$\frac{(\text{購入合計} + \text{売却合計}) - (\text{発行合計} + \text{買戻合計})}{\text{当期中の平均純資産}}$$

当期中のポートフォリオ回転率の統計は、以下のとおりである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	PTR
－サステナブル・ボンド	119.82%
－サステナブル・エクイティ	-27.78%

注10－総費用比率（TER）

この比率は、スイス・ファンド資産運用協会（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	総費用比率（TER）
－サステナブル・ボンドF-acc	0.81%
－サステナブル・エクイティF-acc	1.07%

運用が12ヶ月未満の投資証券クラスのTERは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、TERに含まれていない。

注11－その他のUCITSおよび／またはUCIsへの投資

2020年7月31日現在、グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*は、他のUCITSおよび／またはUCIs（以下「ターゲット・ファンド」という。）への投資を行っている。報酬は、サブ・ファンドの段階およびターゲット・ファンドの段階の両方に生じることがある。ターゲットファンドに課される管理報酬の上限は以下のとおりである。

投資信託	管理報酬
AQR UCITS FUNDS-GLOBAL RISK UCITS FUND-B2-CAPITALISATION	0.35%
AQR UCITS FUNDS-GLOBAL RISK UCITS FUND-D2-CAPITALISATION	0.35%
ASHMORE SICAV-EMG MKTS CORPORATE DEBT FUND-Z-2-USD-ACC	0.95%
AXA IM FI INVESTEMENT STRATEGIES - US CORPORATE BOND-A CAP	0.30%
AXA IM FIXED INCOME INV STRG US CORP UNITS -A-CHF HEDGED-CAP	0.30%
AXA IM FIXED INCOME INVESTMENT STRATEGIES-US CORPORATE BD-A	0.30%
AXA WORLD FUNDS - US HIGH YIELD BONDS-GBP HDG(95%)-I-CAP	0.50%
AXA WORLD FUNDS - US HIGH YIELD BONDS-I CHF HDG-CAP	0.50%
AXA WORLD FUNDS - US HIGH YIELD BONDS-I EUR HDG-CAP	0.50%
AXA WORLD FUNDS SICAV - US HIGH YIELD BONDS I CAP	0.50%
BLACKROCK GLB FNDS SICAV-US DOLLAR HGH YIELD BND FD-I2-CAP	0.56%
BLACKROCK GLOBAL FUNDS SICAV-EURO MARKETS FUND SHS I2 CAP	0.75%
BLACKROCK ICS US DOLLAR LIQUIDITY FUND-ACCUM PREMIER SHS USD	0.10%
BMO ILI SDG EGE -SHS -XP ACC USD PORTFOLIO HDG-CAPITAL	0.50%
DB X-TRACKERS SWISS LARGE CAP UCITS ETF DR 1C-CAP	0.20%
DCI INVESTMENT GRADE CORP BD FD-D GBP DIS CORP IDX RATE PROF	0.00%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-A USD INC MED DUR	0.00%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-B EUR INC MED DUR	0.00%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-C CHF INC MED DUR	0.00%
DCI UMB FUND PLC-DCI INV GRADE CORP BOND FD UCITS-B-EUR-CAP	0.00%
FIDELITY FUNDS - EUROPEAN HIGH YIELD FUND-Y-CAP	0.65%
FIDELITY FUNDS - EUROPEAN HIGH YIELD FUND-Y-CHF(HDG)-CAP	0.65%
FIDELITY FUNDS - EUROPEAN -Y-USD HEDGED-ACC	0.65%
FIDELITY FUNDS - FLEXIBLE BOND FUND-Y GBP DISTRIBUTION	0.50%
FIDELITY FUNDS - US HIGH YIELD FUND-Y-ACC	0.65%
FIDELITY FUNDS SICAV US DOLLAR BOND FUND SHS -Y-USD-ACC	0.40%
FIDELITY FUNDS - US DOLLAR BOND FUND-Y-ACC-EUR(HED)-CAP	0.40%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD (CHF HEDGED) F-ACC	0.16%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD (EUR HEDGED) F-ACC	0.16%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD F-ACC	0.15%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR (USD HEDGED) F-ACC	0.16%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR-F UKDIST	0.15%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND CHF-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND EUR-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND GBP-F UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (EUR HEDGED) F-ACC	0.10%

投資信託	管理報酬
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (GBP HEDGED) F-UKDIST	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (CHF HEDGED) F-ACC	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD-F ACC	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND CHF-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND EUR-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND GBP-F UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD-F-UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD (CHF HGD) F-ACC	0.12%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD (EUR HGD) F-ACC	0.12%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD(CHF HGD) F-UKDIST	0.12%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD(GBP HGD) F-UKDIST	0.12%
FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD F-ACC	0.13%
FOCUSED SICAV - US CORPORATE BOND SUSTAIN USD F-ACC	0.19%
GOLDMAN SACHS - SICAV I - GS EMERGING MARKETS CORP BDS-I-CAP	0.70%
GOLDMAN SACHS EMER MARK DEBT PORT-I(CHF-HED)(Q-DIST)-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO-IS-DIST	0.48%
GOLDMAN SACHS GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO-R-DIST	0.60%
GOLDMAN SACHS-GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO (CHF HDG) IS-DIST	0.48%
GOLDMAN SACHS-GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO (GBP HDG) IS-DIST	0.48%
GOLDMAN SACHS - SICAV I-GS EMKTS DEBT PTF-IS (EUR-HDG)-DIS	0.45%
GOLDMAN SACHS - SICAV I-GS EMKTS DEBT PTF-IS (GBP-HDG)-DIS	0.45%
GOLDMAN SACHS - SICAV I-GS EMKTS DEBT PTF-USD-IS-DISTRIBUTION	0.45%
HERMES SDG ENGAGEMENT EQUITY FUND-SHS-X- HEDGED US-ACC	0.93%
HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH YIELD CREDIT FUND-Y-ACC-USD	0.40%
HERMES-GLOBAL EQUITY ESG FUND-F-HEDGED USD-ACC	0.75%
INVESCO EURO EQUITY FUND-PI1- CAP-EUR	0.75%
INVESCO FUNDS SICAV-BALANCED RISK ALL FD-PI1-CHF HDG-CAP	0.62%
INVESCO FUNDS SICAV-BALANCED RISK ALLOCATION FD-PI1-EUR-CAP	0.62%
INVESTEC GLOBAL STRATEGY FD SICAV-EMERG MARKET EQTY FD-J-CAP	0.80%
ISHARES GBP CORPORATE BOND UCITS ETF	0.00%
ISHARES GREEN BOND INDEX FUND IE-D-HEDGED-USD-CAP	0.22%
JO HAMBRO CAPITAL MANAGEMENT UK FUND-Y-ACCUMULATION	0.63%
JPMORGAN FD SIC-EMER MKTS DEBT FD-JPM I2 (DIST) GBP (HDG)-D	0.46%
JPMORGAN FUNDS - JPM US AGG BOND FUND SHS -JPM I2 (DIST) USD	0.26%
JPMORGAN FUNDS SICAV-EMER MKTS DEBT FD-JPM I2 (DIST) USD-DIS	0.46%

投資信託	管理報酬
JPMORGAN FUNDS SIC-EMER MK DEBT FD-JPM I2 (DIST) EUR (HDG)-D	0.46%
JPMORGAN FUNDS-JPM US AGG BOND FUND-JPM I2 (DIST)-EUR	0.26%
JPMORGAN LIQUIDITY FUNDS-GBP LIQUIDITY LVNAV FUND-E-DIST	0.06%
LEGG MASON GLOBAL FUNDS-WESTERN ASSET MACRO OPP BD-S HDG EUR	0.60%
LEGG MASON GLB FD-WESTERN ASSET US CORE PLUS BD FD-USD-CAP	0.30%
LUMYNA FD SICAV MILLBURN DIVERSIFIED UCITS FD-EUR-D-ACC	1.00%
LYXOR NEWCITS IRL PLC-LYXOR/TIEDEMANN ARBITRAGE STRAT-EUR-I	1.40%
MARSHALL WACE UCITS FUND - MW DEVELOPED EUROPE TOPS FUND-F	1.50%
MARSHALL WACE UCITS FUNDS PLC - MW LIQUID ALPHA FUND-A-ACCUM	0.00%
MARSHALL WACE UCITS FUND PLC MW LIQUID ALPHA FUND-B-EUR-ACC	1.50%
MERRILL LYNCH INV SOL - PSAM GLB EVENT UCITS FUND-EUR-CAP	1.50%
MFS MERIDIAN FUNDS-U.S. TOTAL RETURN BOND FUND-I1-CAP	0.45%
MFS MERIDIAN FUNDS-US TOTAL RETURN BOND FD-EUR HDG-I1-CAP	0.45%
MIROVA FDS GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY SHS-H-SI/A(USD)NPF-CAP	0.01%
MUL LY 3-5Y DR-SHS-ACC-ETF-CAPITALISATION	0.17%
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES (CHF HEDGED) B	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES B	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES B (USD HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - US EQUITIES B (CHF HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - US EQUITIES B (EUR HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EMERGING MARKET DEBT CHF-HED F ACC	0.76%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EMERGING MARKET DEBT EUR-HED F ACC	0.76%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT CHF-HDG F-ACC	0.53%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT EUR F-ACC	0.53%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT USD-HDG F-ACC	0.53%*
MULTI MANAGER ACCESS II - HIGH YIELD CHF-HEDGED F-ACC	0.67%*
MULTI MANAGER ACCESS II - HIGH YIELD EUR-HEDGED F-ACC	0.67%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT CHF-HEDGED F-ACC	0.48%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT EUR-HEDGED F-ACC	0.48%*

MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT GBP-HEDGED F-UKDIS	0.48% [*]
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT USD F-ACC	0.48% [*]
NORDEA 1 SICAV - EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND BI CAP	0.50%

投資信託	管理報酬
NORDEA 1 SICAV - EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND-USD CAP	0.50%
NORDEA 1-EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND (GBP)-HAI-DIST	0.50%
NORDEA 1-EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND-HBI-CHF-CAP	0.50%
PICTET - GLOBAL ENVIRONMENTAL OPPORTUNITIES-HJ-USD-CAP	0.67%
PICTET - SHORT - TERM MONEY MARKET CHF-SHS-I-CAPITALISATION	0.05%
PIMCO FUNDS GLOBAL INVESTORS SERIES PLC - EURO BOND INST ACC	0.46%
PIMCO SELECT FUNDS - EURO AGGREGATE HIGH QUALITY FUND-ACC INST	0.22%
ROBECO EURO SUSTAINABLE CREDITS-IH EUR-CAP	0.35%
SCHRODER GAIA EGERTON EQUITY-C CAP	1.25%
SCHRODER GAIA SICAV - SCHRODER GAIA CAT BOND IFC EUR	1.10%
SCHRODER GAIA SIRIOS US EQUITY-C EUR HEDGED-CAP	1.25%
SCHRODER GAIA TWO SIGMA DIVERSIFIED-C EUR HEDGED-CAP	1.40%
SCHRODER GAIA WELLINGTON PAGOSA-E-EUR HDG-CAPITALISATION	0.75%
SCHRODER GAIA WELLINGTON PAGOSA-E-EUR HEDGED- CAPITALISATION	1.25%
SCHRODER GAIA-SIRIOS US EQUITY-E-EUR HEDGED-CAPITALISATION	1.00%
SCHRODER INT SELECTION FD-EURO CORPORATE BD-Z-USD HEDGED-CAP	0.45%
SCHRODER INTERNATIONAL SELECTION FUND - SWISS EQUITY-Z-CAP	0.75%
THREADNEEDLE (LUX) SICAV - UK EQUITIES-9G-CAPITALISATION	0.75%
THREADNEEDLE LUX - UK EQUITY INCOME-GBP-9GP-DISTRIBUTION	0.75%
UBAM SICAV - SWISS EQUITY-IHC-CAPITALISATION	0.65%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI AUSTRALIA UCITS ETF-A-HEDGED USD	0.50%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA 100% HDG TO CHF UCITS ETF (CHF) A	0.19%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA 100% HDG TO EUR UCITS ETF (EUR) A	0.19%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA UCITS-ACC-A-USD-ETF	0.14%
UBS (IRL) INVEST SEL-GLOBAL EMERGING MARKETS OPP FD-F US ACC	0.65%
UBS (LUX) BOND FUND - CHF F-ACC	0.20%
UBS (LUX) BOND FUND - GLOBAL FLEXIBLE (GBP HEDGED) F-ACC	0.28%
UBS (LUX) EMERGING ECO FUND-GLOBAL BONDS (CHF HDGD) I-F-DIST	0.51%
UBS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES (USD) F-ACC	0.54%
UBS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES (USD) (USD PORTFOLIO HEDGED) F-ACC	0.56%
UBS (LUX) MEDIUM TERM BOND FUND - CHF F-ACC	0.20%
UBS (LUX) MEDIUM TERM BOND FUND - EUR F-ACC	0.27%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - CHF F-ACC	0.04%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - EUR F-ACC	0.04%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - GBP F-ACC	0.08%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD F-ACC	0.08%
UBS ETF - BLOOMBERG BARCLAYS MSCI EURO AREA LIQ CORP-A-CAP	0.20%
UBS ETF - MSCI EMERGING MARKETS UCITS ETF-A-CAPITALISATION	0.23%
UBS ETF - MSCI SWITZER 20/35 UCITS ETF-(HEDGED TO USD) A-ACC	0.30%
UBS ETF - MSCI SWITZERLAND 20/35 UCITS A-CAP	0.20%

投資信託	管理報酬
UBS ETF - MSCI SWITZERLAND 20/35 UCITS ETF-EUR HEDGED-A-ACC	0.30%
UBS ETF - SUSTAINABLE DEVELOPMENT BANK BONDS UCITS-ETF-A-ACC	0.18%
UBS ETF MSCI EMU SELECT FACTOR MIX UCITS-A SHARES-CUM-EUR	0.34%
UBS ETF MSCI UNITED KINGDOM UCITS ETF (GBP)-A	0.20%
UBS ETF SICAV - UBS ETF-MSCI SHS-(HEDGED TO CHF) A-ACC-CAP	0.28%
UBS ETF SICAV - UBS ETF-MSCI SHS-(HEDGED TO USD) A-ACC-CAP	0.28%
UBS ETF SICAV - UBS-ETF FTSE 100	0.20%
UBS ETF SICAV-MSCI CANADA UCITS ETF HDG (USD)-A-CAP	0.43%
UBS ETF SICAV-MSCI CANADA UCITS ETF HDG(EUR)-A-CAP	0.43%
UBS ETF SICAV-UBS ETF - TIPS 1-10 UCITS ETF (HDG CHF)-A-CAPT	0.20%
UBS ETF SICAV-UBS ETF-BARCLAYS TIPS 1-10 UCITS ETF-A-ACC	0.15%
UBS ETF-BARCLAYS TIPS 1-10 UCITS ETF (HDG EUR)-A-CAP	0.20%
UBS ETF-MSCI AUSTRALIA UCITS ETF (HGD EUR) A-ACC	0.50%
UBS ETF-MSCI EMU UCITS ETF (EUR) A-CAP	0.18%
UBS ETF-MSCI JAPAN UCITS-A-ETF-CAP	0.19%
UBS ETFS PLC-MSCI ACWI SF UCITS ETF-A-USD-ACC	0.21%
UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-F-DIST	0.05%
UBS IRL ETF PLC-GLOBAL GENDER EQUALITY UCITS ETF-USD HDG-ACC	0.30%
UBS IRL ETF-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL-A-HDG USD-ETF-ACC	0.48%
UBS IRL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	0.48%
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV-DIGITAL TRANSFOR THEME(USD)F-ACC	0.71%
LUMYNA FD-SICAV- MILLBURN DIVERSIFIED UCITS FD-EUR B (ACC)	1.50%
VANGUARD FUNDS PLC-VANGUARD FTSE 100 ETF	0.09%
VANGUARD INVESTMENT SERIES US TRE INFL PRO SEC IDX FD-ACCUM	0.09%
VANGUARD US TR IP-PROTECTED SEC INX FD-SELECT-HEDGED EUR-ACC	0.09%
VANGUARD US TREASURY INFLATION-PRO SEC IDX FD-SELECT-CHF-ACC	0.09%
VANGUARD US TREASURY INFLATION-PRO SEC IDX FD-SELECT-USD-ACC	0.09%

*これらのサブ・ファンドについて開示される料率は、報酬の構造上、オール・イン・フィーであり、管理報酬ではない。

保有不動産投資信託に対して、管理報酬は適用されない。

注12－当期中の重要な事象

世界保健機関は、2020年3月11日にCOVID-19の感染拡大をパンデミックと宣言した。このウイルスが世界経済に与える影響について継続的な懸念があり、この不確実性の結果、本報告書における資産の評価額がこれらの資産の実際の売却額から大きく乖離する可能性がある。市場の大幅な調整や、ここ数か月の金融市場のボラティリティの高まりは、本投資法人の資産の将来の評価に大きな影響を与える可能性がある。取締役会および投資運用会社は、ウイルスの拡大を抑える政府の取り組み、ひいてはポートフォリオおよび本投資法人自体への経済的影響を継続して注視する。

本投資法人の財務書類を作成するに当たり、取締役会によってなされた継続企業の前提が不適切

であるという証拠はない。

注13—適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および／または保管受託銀行は、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、本投資法人および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

注14—店頭派生商品

本投資法人が店頭取引を締結する場合、店頭取引相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下で店頭取引相手先が義務を果たさない（または履行できない）というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。店頭取引相手方、保管受託銀行またはサブ・カストディアン／コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、店頭取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

2020年7月31日現在、本投資法人に対する貸付証券はなかった。

店頭派生商品*

以下の担保が設定されていないサブ・ファンドの店頭派生商品は、その代わりにマージン勘定を有する。

サブ・ファンド		
取引相手方	未実現利益（損失）	受領担保
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス—サステナブル・ボンド		
ユービーエス・エイ・ジー	4 936 932.62 米ドル	0.00 米ドル
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス—サステナブル・エクイティ		
ユービーエス・エイ・ジー	6 681 321.41 米ドル	0.00 米ドル

*公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

③【金銭の分配に係る計算書】

該当なし

④【キャッシュ・フロー計算書】

該当なし

⑤【投資有価証券明細表等】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

2020年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約 ／スワップに係る 未実現（損）益 (注1)	純資産 比率 (%)
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH YIELD CREDIT FUND-Y-ACC-USD	11 944 275.00	24 942 035.06	11.58
USD ISHARES GREEN BOND INDEX FUND IE-D-HEDGED-USD-CAP	3 186 913.00	37 366 554.93	17.35
USD UBS IRL ETF-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL-A-HDG USD-ETF-ACC	544 496.00	7 398 611.65	3.44
USD UBS IRL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	641 185.00	7 481 346.58	3.48
アイルランド合計		77 188 548.22	35.85
ルクセンブルグ			
USD FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD F-ACC	56 133.00	6 212 800.44	2.89
USD FOCUSED SICAV - US CORPORATE BOND SUSTAIN USD F-ACC	283 550.00	34 329 398.50	15.94
EUR ROBECO EURO SUSTAINABLE CREDITS-IH EUR-CAP	211 468.00	36 101 293.58	16.77
EUR UBS ETF - BLOOMBERG BARCLAYS MSCI EURO AREA LIQ CORP-A-CAP	866 325.00	15 466 833.76	7.18
USD UBS ETF - SUSTAINABLE DEVELOPMENT BANK BONDS UCITS-ETF-A-ACC	2 503 670.00	30 104 128.08	13.98
ルクセンブルグ合計		122 214 454.36	56.76
投資信託、オープン・エンド型合計		199 403 002.58	92.61
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIs合計		199 403 002.58	92.61
投資有価証券合計		199 403 002.58	92.61
先渡為替契約			
先渡為替契約（購入／売却）			
USD 46 516 140.00	EUR 41 000 000.00	21.8.2020	-1 985 831.71 -0.92
GBP 12 300 000.00	USD 15 512 477.10	21.8.2020	632 871.81 0.29
CHF 90 540 361.60	USD 96 200 000.00	21.8.2020	3 378 614.43 1.57
EUR 51 539 346.70	USD 58 450 000.00	21.8.2020	2 519 754.53 1.17
GBP 5 937 901.17	USD 7 484 000.00	21.8.2020	310 267.17 0.14
USD 1 737 852.00	EUR 1 500 000.00	21.8.2020	-36 610.38 -0.02
CHF 3 785 644.80	USD 4 100 000.00	21.8.2020	63 549.35 0.03
EUR 3 700 334.84	USD 4 300 000.00	21.8.2020	77 403.31 0.04
USD 700 000.00	GBP 548 429.03	21.8.2020	-19 884.39 -0.01
USD 1 410 226.80	EUR 1 200 000.00	21.8.2020	-9 343.10 0.00
EUR 800 000.00	USD 939 858.40	4.8.2020	6 141.60 0.00
先渡為替契約（購入／売却）合計			4 936 932.62 2.29
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		11 428 354.71	5.31
その他の資産および負債		-442 238.23	-0.21
純資産総額		215 326 051.68	100.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

2020年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約 ／スワップに係る 未実現（損）益 (注1)	純資産 比率 (%)
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD HERMES SDG ENGAGEMENT EQUITY FUND-SHS-X- HEDGED US-ACC	9 655 244.00	19 629 111.05	8.77
USD HERMES-GLOBAL EQUITY ESG FUND-F-HEDGED USD-ACC	9 819 595.00	22 142 204.77	9.89
USD UBS IRL ETF PLC-GLOBAL GENDER EQUALITY UCITS ETF-USD HDG-ACC	1 392 703.00	20 464 377.88	9.14
USD UBS IRL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	3 372 537.00	39 350 761.72	17.57
アイルランド合計		101 586 455.42	45.37
ルクセンブルグ			
USD BMO ILI SDG EGE -SHS -XP ACC USD PORTFOLIO HDG-CAPITAL	1 822 163.00	19 843 355.07	8.86
USD MIROVA FDS GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY SHS-H-SI/A(USD)NPF-CAP	221 570.00	30 900 152.20	13.80
USD PICTET - GLOBAL ENVIRONMENTAL OPPORTUNITIES-HJ-USD-CAP	67 455.00	20 712 732.30	9.25
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES (USD) F-ACC	229 044.00	30 847 645.92	13.78
ルクセンブルグ合計		102 303 885.49	45.69
投資信託、オープン・エンド型合計		203 890 340.91	91.06
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計			
		203 890 340.91	91.06
投資有価証券合計		203 890 340.91	91.06
先渡為替契約			
先渡為替契約（購入／売却）			
CHF 94 267 386.88 USD 100 160 000.00 21.8.2020		3 517 692.53	1.57
EUR 53 876 032.22 USD 61 100 000.00 21.8.2020		2 633 994.89	1.18
GBP 6 206 868.10 USD 7 823 000.00 21.8.2020		324 321.23	0.14
EUR 2 587 366.75 USD 3 000 000.00 21.8.2020		60 789.97	0.03
CHF 2 789 913.00 USD 3 000 000.00 21.8.2020		68 417.95	0.03
CHF 2 777 109.00 USD 3 000 000.00 21.8.2020		54 335.78	0.02
EUR 1 561 416.28 USD 1 810 000.00 21.8.2020		37 116.30	0.02
GBP 180 841.35 USD 230 000.00 21.8.2020		7 377.78	0.00
USD 800 000.00 GBP 626 776.03 21.8.2020		-22 725.02	-0.01
先渡為替契約（購入／売却）合計		6 681 321.41	2.98
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		7 377 570.48	3.30
その他の資産および負債		5 946 849.11	2.66
純資産総額		223 896 081.91	100.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.7.2020
Investments in securities, cost	189 729 811.11
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	9 673 191.47
Total investments in securities (Note 1)	199 403 002.58
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	11 428 354.71
Receivable on subscriptions	3 043 245.66
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	4 936 932.62
Total Assets	218 811 535.57
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-3 328 193.74
Payable on redemptions	-50 105.06
Provisions for flat fee (Note 2)	-84 092.91
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-3 921.82
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-19 170.36
Total provisions	-107 185.09
Total Liabilities	-3 485 483.89
Net assets at the end of the financial year	215 326 051.68

Statement of Operations

	USD
Income	1.8.2019-31.7.2020
Interest on liquid assets	15 367.46
Other income (Note 4)	142 801.21
Total income	158 168.67
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-577 290.92
Taxe d'abonnement (Note 3)	-27 736.68
Other commissions and fees (Note 2)	-29 375.57
Interest on bank overdraft	-10 620.94
Total expenses	-645 024.11
Net income (loss) on investments	-486 855.44
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	-3 474 779.02
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-331 405.18
Realized gain (loss) on foreign exchange	1 360 734.18
Total realized gain (loss)	-2 445 450.02
Net realized gain (loss) of the financial year	-2 932 305.46
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	9 245 191.77
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	5 323 946.86
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	14 569 138.63
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	11 636 833.17

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.8.2019-31.7.2020
Net assets at the beginning of the financial year	41 883 983.39
Subscriptions	187 252 157.01
Redemptions	-25 446 921.89
Total net subscriptions (redemptions)	161 805 235.12
Net income (loss) on investments	-486 855.44
Total realized gain (loss)	-2 445 450.02
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	14 569 138.63
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	11 636 833.17
Net assets at the end of the financial year	215 326 051.68

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.8.2019-31.7.2020
Class	F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	69 329,4990
Number of shares issued	271 311,8660
Number of shares redeemed	-41 615,6080
Number of shares outstanding at the end of the financial year	299 025,7570
Class	(CHF hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	189 374,2390
Number of shares issued	899 194,7010
Number of shares redeemed	-105 161,9360
Number of shares outstanding at the end of the financial year	983 407,0040
Class	(EUR hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	123 506,6890
Number of shares issued	539 319,7530
Number of shares redeemed	-80 451,1610
Number of shares outstanding at the end of the financial year	582 375,2810
Class	(GBP hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	13 160,0000
Number of shares issued	60 283,7560
Number of shares redeemed	-17 571,4900
Number of shares outstanding at the end of the financial year	55 872,2660

Global Opportunities Access – Sustainable Bonds

Most important figures

	ISIN	31.7.2020	31.7.2019
Net assets in USD		215 326 051.68	41 883 983.39
Class F-acc¹	LU1946743330		
Shares outstanding		299 025.7570	69 329.4990
Net asset value per share in USD		103.23	101.64
Issue and redemption price per share in USD ²		103.23	101.64
Class (CHF hedged) F-acc¹	LU1946743413		
Shares outstanding		983 407.0040	189 374.2390
Net asset value per share in CHF		99.89	100.97
Issue and redemption price per share in CHF ²		99.89	100.97
Class (EUR hedged) F-acc¹	LU1946743504		
Shares outstanding		582 375.2810	123 506.6890
Net asset value per share in EUR		100.28	101.02
Issue and redemption price per share in EUR ²		100.28	101.02
Class (GBP hedged) F-acc¹	LU1946743686		
Shares outstanding		55 872.2660	13 160.0000
Net asset value per share in GBP		101.18	101.29
Issue and redemption price per share in GBP ²		101.18	101.29

¹ First NAV: 14.5.2019

² See note 1

Performance

	Currency	2019/2020	2019
Class F-acc	USD	1.6%	-
Class (CHF hedged) F-acc	CHF	-1.1%	-
Class (EUR hedged) F-acc	EUR	-0.7%	-
Class (GBP hedged) F-acc	GBP	-0.1%	-

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
Luxembourg	56.76
Ireland	35.85
Total	92.61

Economic Breakdown as a % of net assets	
Investment funds	92.61
Total	92.61

Statement of Net Assets

	USD
31.7.2020	
Assets	
Investments in securities, cost	192 270 083.75
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	11 620 257.16
Total investments in securities (Note 1)	203 890 340.91
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	7 377 570.48
Receivable on securities sales (Note 1)	4 356 539.29
Receivable on subscriptions	3 001 411.60
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	6 681 321.41
Total Assets	225 307 183.69
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-1 232 568.22
Payable on redemptions	-66 038.58
Provisions for flat fee (Note 2)	-88 049.14
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-5 121.42
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-19 324.42
Total provisions	-112 494.98
Total Liabilities	-1 411 101.78
Net assets at the end of the financial year	223 896 081.91

Statement of Operations

	USD
1.8.2019-31.7.2020	
Income	
Interest on liquid assets	13 757.80
Other income (Note 4)	70 386.31
Total income	84 144.11
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-594 862.37
Taxe d'abonnement (Note 3)	-37 838.42
Other commissions and fees (Note 2)	-31 561.59
Interest on bank overdraft	-10 100.15
Total expenses	-674 362.53
Net income (loss) on investments	-590 218.42
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	232 720.41
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	2 262 607.35
Realized gain (loss) on foreign exchange	968 947.67
Total realized gain (loss)	3 464 275.43
Net realized gain (loss) of the financial year	2 874 057.01
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	10 743 972.85
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	6 985 796.79
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	17 729 769.64
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	20 603 826.65

Statement of Changes in Net Assets

	USD
	1.8.2019-31.7.2020
Net assets at the beginning of the financial year	42 507 045.93
Subscriptions	187 042 030.96
Redemptions	-26 256 821.63
Total net subscriptions (redemptions)	160 785 209.33
Net income (loss) on investments	-590 218.42
Total realized gain (loss)	3 464 275.43
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	17 729 769.64
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	20 603 826.65
Net assets at the end of the financial year	223 896 081.91

Changes in the Number of Shares outstanding

	1.8.2019-31.7.2020
Class	F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	68 094.6390
Number of shares issued	264 103.3590
Number of shares redeemed	-47 094.0670
Number of shares outstanding at the end of the financial year	285 103.9310
Class	(CHF hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	186 522.3010
Number of shares issued	855 765.0490
Number of shares redeemed	-98 222.7740
Number of shares outstanding at the end of the financial year	944 064.5760
Class	(EUR hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	121 626.6340
Number of shares issued	517 105.1750
Number of shares redeemed	-78 915.3700
Number of shares outstanding at the end of the financial year	559 816.4390
Class	(GBP hedged) F-acc
Number of shares outstanding at the beginning of the financial year	12 980.0000
Number of shares issued	58 845.6670
Number of shares redeemed	-18 018.4900
Number of shares outstanding at the end of the financial year	53 807.1770

Global Opportunities Access – Sustainable Equities

Most important figures

	ISIN	31.7.2020	31.7.2019
Net assets in USD		223 896 081.91	42 507 045.93
Class F-acc¹	LU1946742878		
Shares outstanding		285 103.9310	68 094.6390
Net asset value per share in USD		112.03	104.74
Issue and redemption price per share in USD ²		112.03	104.74
Class (CHF hedged) F-acc¹	LU1946742951		
Shares outstanding		944 064.5760	186 522.3010
Net asset value per share in CHF		108.22	104.08
Issue and redemption price per share in CHF ²		108.22	104.08
Class (EUR hedged) F-acc¹	LU1946743090		
Shares outstanding		559 816.4390	121 626.6340
Net asset value per share in EUR		108.67	104.16
Issue and redemption price per share in EUR ²		108.67	104.16
Class (GBP hedged) F-acc¹	LU1946743173		
Shares outstanding		53 807.1770	12 980.0000
Net asset value per share in GBP		109.13	104.44
Issue and redemption price per share in GBP ²		109.13	104.44

¹ First NAV: 14.5.2019

² See note 1

Performance

	Currency	2019/2020	2019
Class F-acc	USD	7.0%	-
Class (CHF hedged) F-acc	CHF	4.0%	-
Class (EUR hedged) F-acc	EUR	4.3%	-
Class (GBP hedged) F-acc	GBP	4.5%	-

Historical performance is no indicator of current or future performance.

The performance data does not take account of any commissions and costs charged when subscribing and redeeming shares.

The performance data were not audited.

The subfund has no benchmark.

Structure of the Securities Portfolio

Geographical Breakdown as a % of net assets	
Luxembourg	45.69
Ireland	45.37
Total	91.06

Economic Breakdown as a % of net assets	
Investment funds	91.06
Total	91.06

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The Net Asset Value per share of any share class is expressed in the reference currency of the share class concerned and are calculated on every business day (the "Dealing Day"). In respect of the subfund Global Opportunities Access – Key Multi-Manager Hedge Fund, the Dealing Day is on each Wednesday of an even calendar week (except for the last even calendar week in each year consisting of 52 weeks) that is a business day, or, if such Wednesday is not a business day, on the next business day. The Net Asset Value per share is calculated by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares issued in the particular share class of the subfund.

In this context, "business day" refers to the normal bank business days (i.e. each day on which banks are open during normal business hours) in Luxembourg, with the exception of individual, non-statutory rest days as well as days on which exchanges in the main countries in which a subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued. "Non-statutory rest days" are days on which banks and financial institutions are closed.

The percentage of the Net Asset Value which is attributable to each respective share class of a subfund is determined by the ratio of the shares issued in each share class to the total number of shares in circulation in the subfund, and will change each time shares are in circulation or redeemed.

If the total subscriptions or redemptions affecting all the share classes of a subfund on a single Dealing Day result in a net capital inflow or outflow, the net asset value of the share classes of the subfund on the relevant Dealing Day may be adjusted (Single Swing Pricing, "SSP"). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value (before adjustment). Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account to determine the amount of the adjustment. The adjustment leads to an increase in net asset value in case of

net capital inflow in the affected subfund. It results in a reduction of net asset value in case of net capital outflow in the affected subfund.

For all subfunds the Single Swing Pricing methodology is applied.

If there were Single Swing Pricing adjustments to the net asset value at the end of the financial year, this can be seen from the three-year comparison figures of the net asset value information of the subfunds. The issue and redemption price per share represents the adjusted net asset value.

b) Valuation principles

- Liquid assets – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and demand notes and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to represent their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last known market price. If the same security, derivative or other investment is quoted on several stock exchanges, the last available quotation on the stock exchange that represents the major market for this investment will apply. In the case of securities, derivatives and other investments little traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments that are not listed on a stock exchange, but which are traded on another regulated market which is recognised, open to the public and operates in a due and orderly fashion, are valued at the last available price on this market.
- Securities, derivatives and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, will be valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- The valuation of OTC derivatives takes place by reference to independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation price obtained will be

verified by means of methods of calculation recognised by the Company and the Auditor, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative is derived.

- Shares of other undertakings for collective investment in transferable securities authorised under Directive 2009/65/EC (the “UCITS Directive”) (“UCITS”) and/or other UCIs (“Other UCIs”) will be valued at their last available net asset value. Certain units or shares of other UCITS or Other UCIs may be valued based on an estimate of their value provided by reliable service providers that are independent from the portfolio manager or the investment advisor of the target funds (price estimate).
- The value of money market instruments which are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market open to the public is based on the appropriate curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities and other investments that are denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and which are not hedged by means of currency transactions are valued at the middle currency rate (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Time deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available from Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

In circumstances where the interests of the Company or its shareholders so justify (avoidance of market timing practices, for example), the Board of Directors may take any appropriate measures, such as applying a fair value pricing methodology to adjust the value of the Company's assets.

The Company is authorized to apply other generally recognized and auditable valuation criteria chosen in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the Net Asset Value if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the above-mentioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In the case of extraordinary circumstances, additional valuations, which will affect the prices of the shares to be subsequently issued or redeemed, may be carried out within one Dealing Day.

c) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as of 31 July 2020 are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 July 2020:

Exchange rates		
EUR 1 =	CHF	1.075720
EUR 1 =	GBP	0.900952
EUR 1 =	USD	1.182500

i) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The position "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The position "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

Receivables and payables from foreign exchange transactions are netted.

j) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

Each subfund and each class of shares within each subfund will bear a maximum flat fee (the "Maximum Flat Fee") calculated on the average net assets attributable to this share class and at the maximum rate p.a. as listed below and paid quarterly:

	Maximum flat fee		Effective flat fee	
	P class	F/K class	P class	F/K class
Global Opportunities Access				
– Balanced CHF	210bps	110bps		50bps
– Balanced EUR	210bps	110bps		50bps
– Bond Plus USD	120bps	90bps	115bps	
– Corporate Bonds		60bps		50bps
– Corporate Bonds EUR		60bps		50bps
– Equity EUR	240bps	130bps		50bps
– Fixed Income EUR	160bps	80bps		50bps
– Global Bonds CHF		60bps		50bps
– Global Bonds EUR		60bps		50bps
– Global Bonds GBP		60bps		50bps
– Global Bonds USD		60bps		50bps
– Global Equities		65bps		61bps
– Global Equities II		65bps		59bps
– Global Equity Plus USD	155bps	105bps	150bps	
– Growth EUR	230bps	120bps		50bps
– High Yield and EM Bonds		60bps		50bps
– Income EUR	180bps	90bps		50bps
– Key Multi-Manager Hedge Fund		120bps		90bps
– Sustainable Bonds		60bps		50bps
– Sustainable Equities		60bps		50bps
– UK Equities GBP		60bps		50bps
– Yield CHF	200bps	100bps		50bps
– Yield EUR	200bps	100bps		50bps

The Flat Fee covers the following fees, costs and expenses of the Company, each subfund and class:

- fees, costs and expenses of the Depositary;
- fees, costs and expenses of the Administrative Agent;
- fees, costs and expenses of the Management Company;

- fees, costs and expenses of the Portfolio Manager and any delegate(s) of the Portfolio Manager, except for X Class Shares;
- fees, costs and expenses in relation to distribution activities relating to the shares of the Company (including the costs and fees incurred in maintaining registration of the Company in foreign countries with competent authorities).

Operation and administration expenses of the Company

In addition to the fees, costs and expenses covered by the Flat Fee, the Company bears all expenses which are operational and administrative expenses, which will include but not be limited to:

- all taxes which may be due on the assets and the income of the Company (including the applicable subscription tax);
- any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Company is entrusted;
- usual banking fees due on transactions involving securities or other assets (including derivatives) held in the portfolio of the Company (such fees to be included in the acquisition price and to be deducted from the selling price);
- the fees, expenses and all reasonable out-of-pocket expenses properly incurred by the Company;
- legal fees and expenses incurred by the Company or the Management Company while acting in the interests of the shareholders (including, for the avoidance of doubt, any legal fees and expenses relating to any re-structuring of the Company or any of its subfund(s));
- the cost of accounting, bookkeeping and calculating the net asset value;
- the costs of preparing, in such languages as are necessary for the benefit of the shareholders (including the beneficial holders of the Shares), and distributing (but not printing) annual and semi-annual reports and such other reports or documents as may be required under applicable laws or regulations;
- the cost of preparing notices to the shareholders and all costs of transactions (broker's normal commission, fees, taxes, etc.) connected with administration of the Company's assets;
- charges and costs of approvals and supervision of the Company in Luxembourg and abroad;
- costs and expenses of printing of the Articles, Prospectus, KIID(s) and annual and semi-annual reports and of preparing and/or filing and printing the Articles and all other documents concerning the Company (in such languages as are necessary), including registration statements, prospectuses and explanatory memoranda with all authorities (including local securities dealers' associations) having jurisdiction over the Company or the offering of shares of the Company;
- costs and expenses related to the publications of the net asset value and the publication of notices to investors;
- fees and expenses charged in connection with listing the Company's shares on any stock exchange or regulated market;

Global Opportunities Access

Annual report and audited financial statements as of 31 July 2020

- fees and other costs for the payment of dividends to shareholders;
- audit fees, costs and expenses (including the fees and expenses of the Auditor).

The Company may accrue in its accounts of administrative and other expenses of a regular or recurring nature based on an estimated amount rateably for yearly or other periods.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds and/or individual share classes will be charged to these subfunds and classes. Costs pertain to several or all subfunds or classes will be charged to the subfunds or classes concerned in proportion to their relative net asset values or on such other basis reasonably determined by the Company or the Management Company. In the subfunds that may invest in Other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund and at that of the relevant target fund. The upper limit for management fees of the target fund in which the assets of such are invested amounts to a maximum of 3.5%, taking into account any trail fees. In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company itself or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund's making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the running costs of the subfunds can be found in the KIIDs.

Set-up costs

Expenses incurred in connection with the creation of any additional subfund within the Company will be borne by the relevant subfund and be written off over a period not exceeding five years.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter. The rate is reduced to 0.01% in respect of classes reserved to institutional investors.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "taxe d'abonnement" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consists of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Commitments on Financial Futures and Options

Commitments on Financial Futures and Options per subfund and respective currency as of 31 July 2020 can be summarised as follows:

a) Financial Futures

Global Opportunities Access	Financial Futures on indices (bought)	Financial Futures on indices (sold)
– Global Equities	220 005 862.61 EUR	66 652 020.00 EUR
– Global Equities II	218 472 664.59 EUR	52 360 350.00 EUR

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

b) Options

Global Opportunities Access	Options on indices, classic-styled (sold)
– Global Equities	12 919 133.68 EUR
– Global Equities II	30 222 122.69 EUR

Note 6 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds or classes of shares shall decide, at the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund or share class, provided that such subfund or share class gives right to distribution payments. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 7 – Soft dollar arrangements

During the financial year from 1 August 2019 until 31 July 2020, no "soft dollar arrangements" were entered into on behalf of Global Opportunities Access and "soft dollars" amount to nil.

Note 8 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 July 2020 the Company incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

Global Opportunities Access	Transaction costs
– Balanced CHF	12 831.11 CHF
– Balanced EUR	19 916.39 EUR
– Bond Plus USD	3 090.60 USD
– Corporate Bonds	1 141.64 USD
– Corporate Bonds EUR	210.57 EUR
– Equity EUR	3 425.03 EUR
– Fixed Income EUR	765.67 EUR
– Global Bonds CHF	31 782.77 CHF
– Global Bonds EUR	40 995.80 EUR
– Global Bonds GBP	2 452.57 GBP
– Global Bonds USD	29 681.89 USD
– Global Equities	380 950.88 EUR
– Global Equities II	253 418.94 EUR
– Global Equity Plus USD	11 209.24 USD
– Growth EUR	8 484.98 EUR
– High Yield and EM Bonds	1 501.36 USD
– Income EUR	5 443.09 EUR
– Key Multi-Manager Hedge Fund	3 010.00 EUR
– Sustainable Bonds	45 615.62 USD
– Sustainable Equities	32 656.75 USD
– UK Equities GBP	3 466.88 GBP
– Yield CHF	12 566.13 CHF
– Yield EUR	19 491.99 EUR

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfund.

Note 9 – Portfolio Turnover Rate (PTR)

The portfolio turnover has been calculated as follows:

$$\frac{(\text{Total purchases} + \text{total sales}) - (\text{total subscriptions} + \text{total redemptions})}{\text{Average of net assets during the period under review}}$$

The portfolio turnover statistics are the following for the period under review:

Global Opportunities Access	PTR
– Balanced CHF	156.31%
– Balanced EUR	167.57%
– Bond Plus USD	10.81%
– Corporate Bonds	-31.57%
– Corporate Bonds EUR	-4.32%
– Equity EUR	154.87%
– Fixed Income EUR	55.06%
– Global Bonds CHF	295.48%

Global Opportunities Access	PTR
– Global Bonds EUR	340.50%
– Global Bonds GBP	316.52%
– Global Bonds USD	305.89%
– Global Equities	-39.53%
– Global Equities II	-46.35%
– Global Equity Plus USD	65.64%
– Growth EUR	183.58%
– High Yield and EM Bonds	116.99%
– Income EUR	132.13%
– Key Multi-Manager Hedge Fund	29.87%
– Sustainable Bonds	119.82%
– Sustainable Equities	-27.78%
– UK Equities GBP	83.79%
– Yield CHF	147.32%
– Yield EUR	146.90%

Note 10 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) “Guidelines on the calculation and disclosure of the TER” in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

Global Opportunities Access	Total Expense Ratio (TER)
– Balanced CHF F-acc	1.01%
– Balanced EUR F-acc	1.00%
– Balanced EUR K-acc	1.08%
– Bond Plus USD P-acc	1.22%
– Corporate Bonds F-acc	0.88%
– Corporate Bonds (CHF hedged) F-acc	0.88%
– Corporate Bonds (JPY hedged) F-acc	0.88%
– Corporate Bonds F-UKdist	0.90%
– Corporate Bonds (CHF hedged) F-UKdist	0.90%
– Corporate Bonds (GBP hedged) F-UKdist	0.89%
– Corporate Bonds EUR F-acc	0.88%
– Corporate Bonds EUR F-UKdist	0.91%
– Equity EUR F-acc	1.39%
– Fixed Income EUR F-acc	1.50%
– Global Bonds CHF F-acc	0.74%
– Global Bonds CHF F-UKdist	0.75%
– Global Bonds EUR F-acc	0.77%
– Global Bonds EUR F-UKdist	0.80%
– Global Bonds GBP F-UKdist	0.78%
– Global Bonds USD F-acc	0.73%
– Global Bonds USD (JPY hedged) F-acc	0.73%
– Global Bonds USD F-UKdist	0.74%
– Global Equities F-acc	0.65%
– Global Equities (CHF hedged) F-acc	0.65%
– Global Equities (JPY hedged) F-acc	0.65%
– Global Equities (USD hedged) F-acc	0.65%
– Global Equities F-UKdist	0.71%
– Global Equities (CHF hedged) F-UKdist	0.76%
– Global Equities (GBP hedged) F-UKdist	0.66%

Global Opportunities Access	Total Expense Ratio (TER)
– Global Equities (USD hedged) F-UKdist	0.69%
– Global Equities II F-acc	0.62%
– Global Equities II (CHF hedged) F-acc	0.62%
– Global Equities II (JPY hedged) F-acc	0.62%
– Global Equities II (USD hedged) F-acc	0.62%
– Global Equities II F-UKdist	0.67%
– Global Equities II (CHF hedged) F-UKdist	0.63%
– Global Equities II (GBP hedged) F-UKdist	0.63%
– Global Equities II (USD hedged) F-UKdist	0.64%
– Global Equity Plus USD P-acc	1.81%
– Growth EUR F-acc	1.10%
– High Yield and EM Bonds F-acc	1.14%
– High Yield and EM Bonds (CHF hedged) F-acc	1.14%
– High Yield and EM Bonds (EUR hedged) F-acc	1.14%
– High Yield and EM Bonds (JPY hedged) F-acc	1.14%
– High Yield and EM Bonds F-UKdist	1.17%
– High Yield and EM Bonds (CHF hedged) F-UKdist	1.16%
– High Yield and EM Bonds (EUR hedged) F-UKdist	1.19%
– High Yield and EM Bonds (GBP hedged) F-UKdist	1.15%
– Income EUR F-acc	1.02%
– Key Multi-Manager Hedge Fund F-acc	2.55%
– Key Multi-Manager Hedge Fund (JPY hedged) F-acc	2.53%
– Key Multi-Manager Hedge Fund (USD hedged) F-acc	2.54%
– Sustainable Bonds F-acc	0.81%
– Sustainable Bonds (CHF hedged) F-acc	0.81%
– Sustainable Bonds (EUR hedged) F-acc	0.81%
– Sustainable Bonds (GBP hedged) F-acc	0.81%
– Sustainable Equities F-acc	1.07%
– Sustainable Equities (CHF hedged) F-acc	1.07%
– Sustainable Equities (EUR hedged) F-acc	1.07%
– Sustainable Equities (GBP hedged) F-acc	1.07%
– UK Equities GBP F-UKdist	1.01%
– Yield CHF F-acc	0.97%
– Yield EUR F-acc	0.96%

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Note 11 – Investment in other UCITS and/or UCIs

As at 31 July 2020 Global Opportunities Access has investments in other UCITS and/or UCIs (“target funds”). Fees may be incurred both at the level of the subfund and at the level of the target funds. The maximum proportion of management fees charged to the target funds are as follows:

Investment Fund	Management fees
AQR UCITS FUNDS-GLOBAL RISK UCITS FUND-B2-CAPITALISATION	0.35%
AQR UCITS FUNDS-GLOBAL RISK UCITS FUND-D2-CAPITALISATION	0.35%
ASHMORE SICAV-EMG MKTS CORPORATE DEBT FUND-Z-2-USD-ACC	0.95%
AXA IM FI INVESTMENT STRATEGIES - US CORPORATE BOND-A CAP	0.30%

Investment Fund	Management fees
AXA IM FIXED INCOME INV STRG US CORP UNITS -A-CHF HEDGED-CAP	0.30%
AXA IM FIXED INCOME INVESTMENT STRATEGIES-US CORPORATE BD-A	0.30%
AXA WORLD FUNDS - US HIGH YIELD BONDS-GBP HDG(95%)I-CAP	0.50%
AXA WORLD FUNDS - US HIGH YIELD BONDS-I CHF HDG-CAP	0.50%
AXA WORLD FUNDS - US HIGH YIELD BONDS-I EUR HDG-CAP	0.50%
AXA WORLD FUNDS SICAV - US HIGH YIELD BONDS I CAP	0.50%
BLACKROCK GLB FND SICAV-US DOLLAR HGH YIELD BND FD-I2-CAP	0.56%
BLACKROCK GLOBAL FUNDS SICAV-EURO MARKETS FUND SHS I2 CAP	0.75%
BLACKROCK ICS US DOLLAR LIQUIDITY FUND-ACCUM PREMIER SHS USD	0.10%
BMO IJ SDG EGE -SHS -XP ACC USD PORTFOLIO HDG-CAPITAL	0.50%
DB X-TRACKERS SWISS LARGE CAP UCITS ETF DR 1C-CAP	0.20%
DCI INVESTMENT GRADE CORP BD FD-D GBP DIS CORP IDX RATE PROF	0.00%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-A USD INC MED DUR	0.00%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-B EUR INC MED DUR	0.00%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-C CHF INC MED DUR	0.00%
DCI UMB FUND PLC-DCI INV GRADE CORP BOND FD UCITS-B-EUR-CAP	0.00%
FIDELITY FUNDS - EUROPEAN HIGH YIELD FUND-Y-CAP	0.65%
FIDELITY FUNDS - EUROPEAN HIGH YIELD FUND-Y-CHF(HDG)-CAP	0.65%
FIDELITY FUNDS - EUROPEAN -Y-USD HEDGED-ACC	0.65%
FIDELITY FUNDS - FLEXIBLE BOND FUND-Y GBP DISTRIBUTION	0.50%
FIDELITY FUNDS - US HIGH YIELD FUND-Y-ACC	0.65%
FIDELITY FUNDS SICAV US DOLLAR BOND FUND SHS -Y-USD-ACC	0.40%
FIDELITY FUNDS - US DOLLAR BOND FUND-Y-ACC-EUR(HED)-CAP	0.40%
FOCUSSED FUND - CORPORATE BOND USD (CHF HEDGED) F-ACC	0.16%
FOCUSSED FUND - CORPORATE BOND USD (EUR HEDGED) F-ACC	0.16%
FOCUSSED FUND - CORPORATE BOND USD F-ACC	0.15%
FOCUSSED SICAV - CORPORATE BOND EUR (USD HEDGED) F-ACC	0.16%
FOCUSSED SICAV - CORPORATE BOND EUR-F UKDIST	0.15%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE BOND CHF-F ACC	0.11%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE BOND EUR-F ACC	0.11%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE BOND GBP-F UKDIST	0.11%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (EUR HEDGED) F-ACC	0.10%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (GBP HEDGED) F-UKDIST	0.10%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (CHF HEDGED) F-ACC	0.10%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD-F ACC	0.10%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND CHF-F ACC	0.11%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND EUR-F ACC	0.11%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND GBP-F UKDIST	0.11%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD-F-UKDIST	0.11%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD (CHF HDG) F-ACC	0.12%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD (EUR HDG) F-ACC	0.12%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD(CHF HDG) F-UKDIST	0.12%
FOCUSSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD(GBP HDG) F-UKDIST	0.12%
FOCUSSED SICAV - WORLD BANK BOND USD F-ACC	0.13%

Global Opportunities Access
Annual report and audited financial statements as of 31 July 2020

Investment Fund	Management fees
FOCUSSED SICAV - US CORPORATE BOND SUSTAIN USD F-ACC	0.19%
GOLDMAN SACHS - SICAV I - GS EMERGING MARKETS CORP BDS-I-CAP	0.70%
GOLDMAN SACHS EMER MARK DEBT PORT-I(CHF-HED)(Q-DIST)-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO-IS-DIST	0.48%
GOLDMAN SACHS GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO-R-DIST	0.60%
GOLDMAN SACHS-GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO (CHF HDG) IS-DIST	0.48%
GOLDMAN SACHS-GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO (GBP HDG) IS-DIST	0.48%
GOLDMAN SACHS - SICAV I-GS EMKT'S DEBT PTF-IS (EUR-HDG)-DIS	0.45%
GOLDMAN SACHS - SICAV I-GS EMKT'S DEBT PTF-IS (GBP-HDG)-DIS	0.45%
GOLDMAN SACHS - SICAV I-GS EMKT'S DEBT PTF-USO-USD-DISTRIBUTION	0.45%
HERMES SDG ENGAGEMENT EQUITY FUND-SHS-X- HEDGED US-ACC	0.93%
HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH YIELD CREDIT FUND-Y-ACC-USD	0.40%
HERMES-GLOBAL EQUITY ESG FUND-F-HEDGED USD-ACC	0.75%
INVESCO EURO EQUITY FUND-P11- CAP-EUR	0.75%
INVESCO FUNDS SICAV-BALANCED RISK ALL FD-P11-CHF HDG-CAP	0.62%
INVESCO FUNDS SICAV-BALANCED RISK ALLOCATION FD-P11-EUR-CAP	0.62%
INVESTEC GLOBAL STRATEGY FD SICAV-EMERG MARKET EQTY FD-J-CAP	0.80%
ISHARES GBP CORPORATE BOND UCITS ETF	0.00%
ISHARES GREEN BOND INDEX FUND IE-D-HEDGED-USD-CAP	0.22%
JO HAMBRO CAPITAL MANAGEMENT UK FUND-Y-ACCUMULATION	0.63%
JPMORGAN FD SIC-EMER MKTS DEBT FD-JPM I2 (DIST) GBP (HDG)-D	0.46%
JPMORGAN FUNDS - JPM US AGG BOND FUND SHS -JPM I2 (DIST) USD	0.26%
JPMORGAN FUNDS SICAV-EMER MKTS DEBT FD-JPM I2 (DIST) USD-DIS	0.46%
JPMORGAN FUNDS SIC-EMER MK DEBT FD-JPM I2 (DIST) EUR (HDG)-D	0.46%
JPMORGAN FUNDS-JPM US AGG BOND FUND-JPM I2 (DIST)-EUR	0.26%
JPMORGAN LIQUIDITY FUNDS-GBP LIQUIDITY LVNAV FUND-E-DIST	0.06%
LEGG MASON GLOBAL FUNDS-WESTERN ASSET MACRO OPP BD-S HDG EUR	0.60%
LEGG MASON GLB FD-WESTERN ASSET US CORE PLUS BD FD-USD-CAP	0.30%
LUMYNA FD SICAV MILLBURN DIVERSIFIED UCITS FD-EUR-D-ACC	1.00%
LYXOR NEWWITS IRL PLC-LYXOR/TIEDEMANN ARBITRAGE STRAT-EUR-I	1.40%
MARSHALL WACE UCITS FUND - MW DEVELOPED EUROPE TOPS FUND-F	1.50%
MARSHALL WACE UCITS FUNDS PLC - MW LIQUID ALPHA FUND-A-ACCUM	0.00%
MARSHALL WACE UCITS FUND PLC MW LIQUID ALPHA FUND-B-EUR-ACC	1.50%
MERRILL LYNCH INV SOL - PSAM GLB EVENT UCITS FUND-EUR-CAP	1.50%
MFS MERIDIAN FUNDS-U.S. TOTAL RETURN BOND FUND-I1-CAP	0.45%
MFS MERIDIAN FUNDS-US TOTAL RETURN BOND FD-EUR HDG-I1-CAP	0.45%
MIROVA FDS GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY SHS-H-S/A(USD)NPF-CAP	0.01%

Investment Fund	Management fees
MUL LY 3-5Y DR-SHS-ACC-ETF-CAPITALISATION	0.17%
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES (CHF HEDGED) B	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES B	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES B (USD HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - US EQUITIES B (CHF HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - US EQUITIES B (EUR HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EMERGING MARKET DEBT CHF-HED F-ACC	0.76%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EMERGING MARKET DEBT EUR-HED F-ACC	0.76%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT CHF-HDG F-ACC	0.53%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT EUR F-ACC	0.53%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT USD-HDG F-ACC	0.53%*
MULTI MANAGER ACCESS II - HIGH YIELD CHF-HEDGED F-ACC	0.67%*
MULTI MANAGER ACCESS II - HIGH YIELD EUR-HEDGED F-ACC	0.67%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT CHF-HEDGED F-ACC	0.48%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT EUR-HEDGED F-ACC	0.48%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT GBP-HEDGED F-UKDIS	0.48%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT USD F-ACC	0.48%*
NORDEA 1 SICAV - EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND BII CAP	0.50%
NORDEA 1 SICAV - EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND-IUSD CAP	0.50%
NORDEA 1-EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND (GBP)-HAI-DIST	0.50%
NORDEA 1-EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND-HBI-CHF-CAP	0.50%
PICTET - GLOBAL ENVIRONMENTAL OPPORTUNITIES-HU-USD-CAP	0.67%
PICTET - SHORT - TERM MONEY MARKET CHF-SHS-I-CAPITALISATION	0.05%
PIMCO FUNDS GLOBAL INVESTORS SERIES PLC - EURO BOND INST ACC	0.46%
PIMCO SELECT FUNDS - EURO AGGREGATE HIGH QUALITY FUND-ACC INST	0.22%
ROBEQ EURO SUSTAINABLE CREDITS-IH EUR-CAP	0.35%
SCHRODER GAIA EGERTON EQUITY-C CAP	1.25%
SCHRODER GAIA SICAV - SCHRODER GAIA CAT BOND IFC EUR	1.10%
SCHRODER GAIA SIRIOS US EQUITY-C EUR HEDGED-CAP	1.25%
SCHRODER GAIA TWO SIGMA DIVERSIFIED-C EUR HEDGED-CAP	1.40%
SCHRODER GAIA WELLINGTON PAGOSA-E-EUR HDG-CAPITALISATION	0.75%
SCHRODER GAIA WELLINGTON PAGOSA-E-EUR HEDGED- CAPITALISATION	1.25%
SCHRODER GAIA-SIRIOS US EQUITY-E-EUR HEDGED-CAPITALISATION	1.00%
SCHRODER INT SELECTION FD-EURO CORPORATE BD-Z-USD HEDGED-CAP	0.45%
SCHRODER INTERNATIONAL SELECTION FUND - SWISS EQUITY-Z-CAP	0.75%
THREADNEEDLE (LUX) SICAV - UK EQUITIES-9G-CAPITALISATION	0.75%
THREADNEEDLE LUX - UK EQUITY INCOME-GBP-9GP-DISTRIBUTION	0.75%
UBAM SICAV - SWISS EQUITY-IHC-CAPITALISATION	0.65%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI AUSTRALIA UCITS ETF-A-HEDGED USD	0.50%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA 100% HDG TO CHF UCITS ETF (CHF) A	0.19%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA 100% HDG TO EUR UCITS ETF (EUR) A	0.19%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA UCITS-ACC-A-USD-ETF	0.14%
UBS (IRL) INVEST SEL-GLOBAL EMERGING MARKETS OPP FD-F US ACC	0.65%

* the rates disclosed for these subfunds are All-in fees and not Management Fees, due to the fee structure.

Global Opportunities Access
Annual report and audited financial statements as of 31 July 2020

Investment Fund	Management fees
UBS (LUX) BOND FUND - CHF F-ACC	0.20%
UBS (LUX) BOND FUND - GLOBAL FLEXIBLE (GBP HEDGED) F-ACC	0.28%
UBS (LUX) EMERGING ECO FUND-GLOBAL BONDS (CHF HDGD) I-F-DIST	0.51%
UBS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES (USD) F-ACC	0.54%
UBS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES (USD) (USD PORTFOLIO HEDGED) F-ACC	0.56%
UBS (LUX) MEDIUM TERM BOND FUND - CHF F-ACC	0.20%
UBS (LUX) MEDIUM TERM BOND FUND - EUR F-ACC	0.27%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - CHF F-ACC	0.04%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - EUR F-ACC	0.04%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - GBP F-ACC	0.08%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD F-ACC	0.08%
UBS ETF - BLOOMBERG BARCLAYS MSCI EURO AREA LIQ CORP-A-CAP	0.20%
UBS ETF - MSCI EMERGING MARKETS UCITS ETF-A-CAPITALISATION	0.23%
UBS ETF - MSCI SWITZER 20/35 UCITS ETF-(HEDGED TO USD) A-ACC	0.30%
UBS ETF - MSCI SWITZERLAND 20/35 UCITS A-CAP	0.20%
UBS ETF - MSCI SWITZERLAND 20/35 UCITS ETF-EUR HEDGED-A-ACC	0.30%
UBS ETF - SUSTAINABLE DEVELOPMENT BANK BONDS UCITS-ETF-A-ACC	0.18%
UBS ETF MSCI EMU SELECT FACTOR MIX UCITS-A SHARES-CUM-EUR	0.34%
UBS ETF MSCI UNITED KINGDOM UCITS ETF (GBP)-A	0.20%
UBS ETF SICAV - UBS ETF-MSCI SHS-(HEDGED TO CHF) A-ACC-CAP	0.28%
UBS ETF SICAV - UBS ETF-MSCI SHS-(HEDGED TO USD) A-ACC-CAP	0.28%
UBS ETF SICAV - UBS-ETF FTSE 100	0.20%
UBS ETF SICAV-MSCI CANADA UCITS ETF HDG (USD)-A-CAP	0.43%
UBS ETF SICAV-MSCI CANADA UCITS ETF HDG(EUR)-A-CAP	0.43%
UBS ETF SICAV-UBS ETF - TIPS 1-10 UCITS ETF (HDG CHF)-A-CAP	0.20%
UBS ETF SICAV-UBS ETF-BARCLAYS TIPS 1-10 UCITS ETF-A-ACC	0.15%
UBS ETF-BARCLAYS TIPS 1-10 UCITS ETF (HDG EUR)-A-CAP	0.20%
UBS ETF-MSCI AUSTRALIA UCITS ETF (HDG EUR) A-ACC	0.50%
UBS ETF-MSCI EMU UCITS ETF (EUR) A-CAP	0.18%
UBS ETF-MSCI JAPAN UCITS-A-ETF-CAP	0.19%
UBS ETF PLC-MSCI ACWI SF UCITS ETF-A-USD-ACC	0.21%
UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-F-DIST	0.05%
UBS IRL ETF PLC-GLOBAL GENDER EQUALITY UCITS ETF-USD HDG-ACC	0.30%
UBS IRL ETF-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL-A-HDG USD-ETF-ACC	0.48%
UBS IRL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	0.48%
UBS (LUX) KEY SELECTION SICAV-DIGITAL TRANSFOR THEME(USD)-F-ACC	0.71%
LUMYNA FD-SICAV- MILLBURN DIVERSIFIED UCITS FD-EUR B (ACC)	1.50%
VANGUARD FUNDS PLC-VANGUARD FTSE 100 ETF	0.09%
VANGUARD INVESTMENT SERIES US TRE INFL PRO SEC IDX FD-ACCUM	0.09%
VANGUARD US TR IP-PROTECTED SEC INX FD-SELECT-HEDGED EUR-ACC	0.09%
VANGUARD US TREASURY INFLATION-PRO SEC IDX FD-SELECT-CHF-ACC	0.09%
VANGUARD US TREASURY INFLATION-PRO SEC IDX FD-SELECT-USD-ACC	0.09%

Management fees are not applicable in holdings in Real Estate funds.

Note 12 – Event during the year

On 11 March 2020, the World Health Organization declared the outbreak of COVID-19 to be a pandemic. It exists a continuing concern about the effects of this virus on the global economy and as a result of this uncertainty the valuation of assets in this report can deviate significantly from the value of actual sales of these assets. Significant corrections in the market and the increased financial market volatility in recent months could significantly affect the fund in terms of future valuations of its assets. The Board of Directors and the Investment managers continue to monitor the efforts of government to reduce the spread of the virus and hence the economic impact on the portfolios and the fund itself.

There is no evidence that the going concern assumption made by the Board of Directors when preparing the financial statements of the fund is inappropriate.

Note 13 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of Company shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognise approved translations (i.e. approved by the Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 14 – OTC-Derivatives

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

As at 31 July 2020, there were no securities lent out for this Company.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Global Opportunities Access – Balanced CHF		
UBS AG	-22 484.63 CHF	0.00 CHF
Global Opportunities Access – Balanced EUR		
UBS AG	33 385.52 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Corporate Bonds		
UBS AG	7 336 644.47 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Equity EUR		
UBS AG	2 203.41 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Fixed Income EUR		
UBS AG	1 334.39 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Global Bonds CHF		
UBS AG	606 665.12 CHF	0.00 CHF
Global Opportunities Access – Global Bonds EUR		
UBS AG	413 833.75 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Global Bonds GBP		
UBS AG	52 557.69 GBP	0.00 GBP
Global Opportunities Access – Global Bonds USD		
UBS AG	6 125 483.59 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Global Equities		
Barclays	-17 762.43 EUR	0.00 EUR
Citibank	502 899.94 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	320 182.26 EUR	0.00 EUR
HSBC	237 413.74 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-397 396.28 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	455 301.92 EUR	0.00 EUR
State Street	3 629 076.81 EUR	0.00 EUR
UBS AG	-111 541.64 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	43 833.47 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Global Equities II		
Bank of America	24 230.59 EUR	0.00 EUR
Barclays	-34 652.81 EUR	0.00 EUR
Citibank	132 620.23 EUR	0.00 EUR
Goldman Sachs	366 500.14 EUR	0.00 EUR
HSBC	336 544.56 EUR	0.00 EUR
JP Morgan	-1 508 008.41 EUR	0.00 EUR
Morgan Stanley	611 828.86 EUR	0.00 EUR
State Street	6 196 035.95 EUR	0.00 EUR
Westpac Banking Corp	-58 077.07 EUR	0.00 EUR

Global Opportunities Access
Annual report and audited financial statements as of 31 July 2020

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Global Opportunities Access – Growth EUR		
UBS AG	7 272.65 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – High Yield and EM Bonds		
UBS AG	21 162 251.85 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Income EUR		
UBS AG	6 238.47 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Key Multi-Manager Hedge Fund		
UBS AG	-378 593.10 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Sustainable Bonds		
UBS AG	4 936 932.62 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Sustainable Equities		
UBS AG	6 681 321.41 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Yield CHF		
UBS AG	-22 326.50 CHF	0.00 CHF
Global Opportunities Access – Yield EUR		
UBS AG	35 295.61 EUR	0.00 EUR

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 July 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Ireland				
USD	HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH YIELD CREDIT FUND-YACC-USD	11 944 275.00	24 942 035.06	11.58
USD	ISHARES GREEN BOND INDEX FUND E-D-HEDGED-USD-CAP	2 186 913.00	37 366 554.93	17.35
USD	UBS RL ETF-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL-A-HDG USD-ETF-ACC	544 496.00	7 390 611.65	3.44
USD	UBS RL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	461 185.00	7 481 346.58	3.48
Total Ireland			77 186 546.22	35.85

Luxembourg				
USD	FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD F-ACC	56 133.00	6 212 800.44	2.89
USD	FOCUSED SICAV - US CORPORATE BOND SUSTAIN USD F-ACC	283 550.00	34 329 398.50	15.94
EUR	ROBEQ EURO SUSTAINABLE CREDITS-IN EUR-CAP	211 468.00	36 101 293.58	16.77
EUR	UBS ETF - BLOOMBERG BARCLAYS MSCI EURO AREA LIQ CORP-A-CAP	866 325.00	15 466 833.76	7.18
USD	UBS ETF - SUSTAINABLE DEVELOPMENT BANK BONDS UCITS-ETF-A-ACC	2 509 670.00	30 104 128.08	13.98
Total Luxembourg			122 214 654.36	56.76

Total Investment funds, open end 199 403 002.58 92.51

Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010 199 403 002.58 92.51

Total Investments in securities 199 403 002.58 92.51

Forward Foreign Exchange contracts

Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)

USD	46 516 140.00	EUR	41 000 000.00	21.8.2020	-1 985 631.71	-0.92
GBP	12 300 000.00	USD	15 512 477.10	21.8.2020	632 671.81	0.29
CHF	90 540 361.60	USD	96 200 000.00	21.8.2020	3 376 614.43	1.57
EUR	51 539 346.70	USD	56 450 000.00	21.8.2020	2 519 754.53	1.17
GBP	5 937 901.17	USD	7 484 000.00	21.8.2020	310 267.17	0.14
USD	1 737 852.00	EUR	1 500 000.00	21.8.2020	-36 610.38	-0.02
CHF	3 785 644.80	USD	4 100 000.00	21.8.2020	63 549.35	0.03
EUR	3 700 394.84	USD	4 300 000.00	21.8.2020	77 403.31	0.04
USD	700 000.00	GBP	548 429.03	21.8.2020	-19 884.39	-0.01
USD	1 410 226.80	EUR	1 200 000.00	21.8.2020	-9 343.10	-0.00
EUR	800 000.00	USD	939 856.40	4.8.2020	6 141.60	0.00
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)					4 935 932.62	2.29

Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets 11 428 354.71 5.31

Other assets and liabilities -442 238.23 -0.21

Total net assets 215 325 051.58 100.00

Statement of Investments in Securities and other Net Assets as of 31 July 2020

Description	Quantity/ Nominal	Valuation in USD Unrealized gain (loss) on Futures/ Forward Exchange Contracts/ Swaps (Note 1)	as a % of net assets
-------------	----------------------	---	----------------------------

UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010

Investment funds, open end

Ireland				
USD	HERMES SDG ENGAGEMENT EQUITY FUND-SHS-X- HEDGED US-ACC	9 655 244.00	19 629 111.05	8.77
USD	HERMES-GLOBAL EQUITY ESG FUND-F-HEDGED USD-ACC	9 819 595.00	22 142 204.77	9.89
USD	URS RL ETF PLC-GLOBAL GENDER EQUALITY UCITS ETF-USD HDG-ACC	1 392 703.00	20 464 977.88	9.14
USD	URS RL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	3 372 537.00	39 350 781.72	17.57
Total Ireland			101 586 855.42	45.37

Luxembourg				
USD	BMO ILI SDG EGE-SHS-XF-ACC USD PORTFOLIO HDG-CAPITAL	1 822 163.00	19 843 355.07	8.86
USD	MIROVA FDS GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY SHS-H-SWAUSD/INR-CAP	221 570.00	30 900 152.20	13.80
USD	PCTET - GLOBAL ENVIRONMENTAL OPPORTUNITIES-HU-USD-CAP	67 455.00	20 712 732.30	9.25
USD	URS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES (USD) F-ACC	229 044.00	30 847 645.92	13.78
Total Luxembourg			102 303 885.49	45.49

Total Investment funds, open end	203 890 340.91	91.06
----------------------------------	----------------	-------

Total UCITS/Other UCIs in accordance with Article 41 (1) e) of the amended Luxembourg law of 17 December 2010	203 890 340.91	91.06
---	----------------	-------

Total Investments in securities	203 890 340.91	91.06
---------------------------------	----------------	-------

Forward Foreign Exchange contracts

Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)

CHF	94 287 365.88	USD	100 160 000.00	21.8.2020	3 517 692.53	1.57
EUR	53 876 092.22	USD	61 100 000.00	21.8.2020	2 639 994.89	1.18
GBP	6 206 868.10	USD	7 823 000.00	21.8.2020	324 321.23	0.14
EUR	2 587 365.75	USD	3 000 000.00	21.8.2020	60 789.97	0.03
CHF	2 789 593.00	USD	3 000 000.00	21.8.2020	66 417.95	0.03
CHF	2 777 109.00	USD	3 000 000.00	21.8.2020	54 335.78	0.02
EUR	1 551 416.28	USD	1 810 000.00	21.8.2020	37 116.30	0.02
GBP	180 641.35	USD	230 000.00	21.8.2020	7 977.78	0.00
USD	800 000.00	GBP	626 776.09	21.8.2020	-22 725.02	-0.01
Total Forward Foreign Exchange contracts (Purchase/Sale)					5 581 321.41	2.58

Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts and other liquid assets	7 377 570.48	3.30
--	--------------	------

Other assets and liabilities	5 945 849.11	2.65
------------------------------	--------------	------

Total net assets	223 895 081.91	100.00
------------------	----------------	--------

(2) 【2019年7月31日終了年度】

① 【貸借対照表】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

純資産計算書

	2019年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	38,835,623.64	4,299,492
投資有価証券、未実現評価（損）益	427,999.70	47,384
投資有価証券合計（注1）	39,263,623.34	4,346,876
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,530,853.25	280,191
発行未収金	1,375,820.01	152,317
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	(387,014.24)	(42,846)
資産合計	42,783,282.36	4,736,537
負 債		
有価証券購入未払金（注1）	(867,174.32)	(96,005)
定率報酬引当金（注2）	(14,896.54)	(1,649)
年次税引当金（注3）	(779.55)	(86)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(16,448.56)	(1,821)
引当金合計	(32,124.65)	(3,557)
負債合計	(899,298.97)	(99,561)
期末現在純資産	41,883,983.39	4,636,976

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

純資産計算書

	2019年7月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	38,937,908.23	4,310,816
投資有価証券、未実現評価（損）益	876,284.31	97,013
投資有価証券合計（注1）	39,814,192.54	4,407,829
現金預金、要求払預金および預託金勘定	2,599,500.92	287,791
発行未収金	1,370,791.58	151,760
先渡為替契約に係る未実現（損）益（注1）	(304,475.38)	(33,708)
資産合計	43,480,009.66	4,813,672
負 債		
投資有価証券購入未払金（注1）	(940,407.85)	(104,113)
定率報酬引当金（注2）	(15,191.30)	(1,682)
年次税引当金（注3）	(921.62)	(102)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(16,442.96)	(1,820)
引当金合計	(32,555.88)	(3,604)
負債合計	(972,963.73)	(107,717)
期末現在純資産	42,507,045.93	4,705,955

注記は当財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

運用計算書

	自2019年5月14日 至2019年7月31日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	2,619.44	290
その他の収益（注4）	41,553.12	4,600
収益合計	44,172.56	4,890
費 用		
定率報酬（注2）	(24,044.75)	(2,662)
年次税（注3）	(2,101.38)	(233)
その他の手数料および報酬（注2）	(17,353.56)	(1,921)
当座借越に係る利息	(186.94)	(21)
費用合計	(43,686.63)	(4,837)
投資純（損）益	485.93	54
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	9,047.67	1,002
先渡為替契約に係る実現（損）益	(116,113.07)	(12,855)
為替差（損）益	(15,757.73)	(1,745)
実現（損）益合計	(122,823.13)	(13,598)
当期実現純（損）益	(122,337.20)	(13,544)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	427,999.70	47,384
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(387,014.24)	(42,846)
未実現評価（損）益の変動合計	40,985.46	4,538
運用の結果による純資産の純増（減）	(81,351.74)	(9,006)

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

運用計算書

自2019年5月14日 至2019年7月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
流動資産に係る利息	2,440.47	270
その他の収益（注4）	47,910.47	5,304
収益合計	50,350.94	5,574
費 用		
定率報酬（注2）	(24,401.66)	(2,702)
年次税（注3）	(2,725.11)	(302)
その他の手数料および報酬（注2）	(17,358.42)	(1,922)
当座借越に係る利息	(147.32)	(16)
費用合計	(44,632.51)	(4,941)
投資純（損）益	5,718.43	633
実現（損）益（注1）		
先渡為替契約に係る実現（損）益	3,478.10	385
為替差（損）益	(10,714.97)	(1,186)
実現（損）益合計	(7,236.87)	(801)
当期実現純（損）益	(1,518.44)	(168)
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	876,284.31	97,013
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(304,475.38)	(33,708)
未実現評価（損）益の変動合計	571,808.93	63,305
運用の結果による純資産の純増（減）	570,290.49	63,137

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

財務書類に対する注記

2019年7月31日現在

注1－重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格は、当該投資証券クラスの参照通貨で表示され、営業日（以下「取引日」という。）ごとに計算される。サブ・ファンドであるグローバル・オポチュニティーズ・アクセス・キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンドに関して、取引日とは、偶数暦週（52週からなる各年の最終偶数暦週を除く。）の各水曜日（かかる水曜日が営業日でない場合は、翌営業日）とする。1口当たりの純資産価格は、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が休業している日のことである。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定され、投資証券の発行または買戻しのたびに変動する。

単一の取引日におけるサブ・ファンドの全投資証券クラスのすべてに影響する発行または買戻しの合計が純資本の流入または流出になる場合、該当する取引日におけるサブ・ファンドの投資証券クラスの純資産額が調整されることがある（以下「シングル・スイング・プライシング（SSP）」という。）。最大調整額は、純資産価格（調整前）の2%に相当する。サブ・ファンドに発生する可能性のある見積取引費用および課税金ならびにサブ・ファンドが投資する資産の見積呼値スプレッドは、調整額の算定のために考慮される。影響を受けたサブ・ファンドが純資本流入となる場合、調整は純資産額の増加を導く。影響を受けたサブ・ファンドが純資本流出となる場合、調整は純資産額の減少となる。

b) 評価原則

- － 流動資産（現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言もしくは発生した利息の形態を問わない）は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、この場合、その評価はその正確な価額を表すために適切とみなす控除額を勘案したものである。
- － 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。同一の証券、派生商品もしくはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の投資対象で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は、証券、派生商品および

その他の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。

- － 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券、派生商品およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。
- － O T C 派生商品の評価は、独立の値付機関を参照して行われる。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および監査人が認めた計算方法によって検証される。
- － 指令2009/65/EC（以下「UCITS指令」という。）に基づき認可されるその他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／またはその他のUCIs（以下「その他のUCIs」という。）の投資証券は、その入手可能な最終純資産価額で評価される。その他のUCITSまたはその他のUCIsの特定の受益証券もしくは投資証券は、投資対象ファンドの投資運用会社または投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（見積価格）に基づいて評価される。
- － 証券取引所に上場または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品の評価は、適切なカーブに基く。カーブに基づく評価は、金利と信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。
- － 関係するサブ・ファンドの通貨勘定以外の通貨建てで、通貨取引によるヘッジを行わない証券およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける仲値（売買価格の仲値）またはこれを入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場における仲値で評価する。
- － 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および／またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、UBS評価方針に従って決定される。

本投資法人またはその投資主の利益のために（例えば、マーケット・タイミングの実行回避）を正当化する状況下において、取締役会は、本投資法人の純資産額を調整するために公正価値の値付技法を適用するなどして適切な測定を行う。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

特別な状況のもとで、爾後に発行もしくは買戻される投資証券の価格に影響するさらなる評価は、その取引日に限り行うことができる。

c) 証券の売却に係る実現純（損）益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。2019年7月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2019年7月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.102266 スイスフラン
1 ユーロ	=	0.909306 英ポンド
1 ユーロ	=	1.113400 米ドル

i) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

j) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注2 一定率報酬

各サブ・ファンドおよび各サブ・ファンドの投資証券クラスは、当該投資証券クラスに帰属する平均純資産額で計算される上限定率報酬（以下「上限定率報酬」という。）を負担する。かかる報酬は、以下に表示される上限料率で、四半期ごとに支払われる。

	上限定率報酬	実効定率報酬
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*	クラスF/K	クラスF/K
ーサステナブル・ボンド	60bps	50bps

ーサステナブル・エクイティ

60bps

50bps

* 旧UBSグローバル・ソリューションズ

定率報酬は、本投資法人、各サブ・ファンドならびに各クラスに関する以下の報酬、コストおよび費用をカバーする。

- ー保管受託銀行の報酬、コストおよび費用
- ー管理事務代行会社の報酬、コストおよび費用
- ー管理会社の報酬、コストおよび費用
- ー投資運用会社および投資運用会社の委託先の報酬、コストおよび費用（クラスX投資証券を除く）
- ー本投資法人の投資証券の販売活動に関連する報酬、コストおよび費用（外国の監督官庁への本投資法人の登録維持に発生するコストおよび報酬を含む）

本投資法人の運営費用および管理事務費用

定率報酬によってカバーされる報酬、コストおよび費用に加えて、本投資法人は、以下を含むがそれに限定されない運営費用および管理事務費用を含むすべての費用を負担する。

- ー本投資法人の資産および収益に関して支払うべきすべての税金（適用ある発行税を含む）
- ー本投資法人の資産の保管が委任されている銀行および金融機関の保管費用
- ー本投資法人のポートフォリオに保有される証券またはその他の資産（派生商品を含む）に関連する取引に係る通常の銀行手数料（かかる手数料は取得価格に含まれ、売却価格から控除される）
- ー本投資法人が適切に負担した手数料、費用およびすべての合理的な立替費用
- ー投資主の利益のために、本投資法人または管理会社が負担した弁護士報酬および費用（疑義を避けるための、本投資法人またはそのサブ・ファンドのリストラクチャリングに関連する弁護士報酬および費用を含む）
- ー会計、簿記および純資産の計算費用
- ー投資主（投資証券の受益者を含む）のために必要な言語での作成費用、ならびに適用のある法律または規制の下で要求される年次報告書および半期報告書、その他の報告書または文書の配布費用（印刷費用ではない）
- ー投資主への通知の作成費用および本投資法人の資産の事務管理に関するすべての取引費用（ブローカーの通常手数料、報酬、税金等）
- ールクセンブルグ内外での本投資法人の認可および監督に係る年間手数料および費用
- ー定款、目論見書、K I I Dならびに年次報告書および半期報告書の印刷費、定款ならびに本投資法人に関するその他の文書（必要とする言語で）の作成および／または届出と印刷のコストおよび費用。かかる文書には、本投資法人または本投資法人の投資証券の販売について管轄権を有するすべての監督官庁（現地証券業協会）への届出書、目論見書および説明書が含まれる。
- ー投資者に対する純資産額の公表および通知の公告に関するコストおよび費用
- ー証券取引所または規制市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- ー投資主に対する配当の支払に関する手数料およびその他の費用
- ー監査報酬、コストおよび費用（監査人に対する報酬および費用を含む）

本投資法人は、年またはその他の期間に比例した見積額に基づく定期的または経常的な性質のものに対して管理事務勘定およびその他の費用勘定において発生するものとする。

個々のサブ・ファンドおよび／または個々の投資証券クラスに正確に割当てられる費用はすべて、当該サブ・ファンドおよび当該クラスに請求される。複数またはすべてのサブ・ファンドもしくは投資証券クラスに関連する費用は、該当する純資産額に比例して、あるいは本投資法人または管理会社によって合理的に決定されるその他の基準で該当サブ・ファンドもしくは投資証券クラスに請求される。その投資方針の条項に従ってその他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産における対象ファンドの管理報酬の最高限度は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して、投資金額の最高3.5%までである。共同経営もしくは支配を通じて、または実質的な直接保有もしくは間接保有することにより、管理会社または他の関連会社によって直接的もしくは間接的に運営される投資信託の受益証券に投資を行う場合、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻手数料を請求されることはない。

サブ・ファンドの運営経費の詳細は、KIIDで参照することができる。

設立費用

本投資法人における新たなサブ・ファンドの設立に関連して生じた費用は、当該サブ・ファンドによって負担され、5年以内に償却される。

注3－年次税

現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されている。機関投資家に対して留保されるクラスに関して、料率は0.01%に減額される。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4－その他の収益

その他の収益は、おもにシングル・スイング・プライシングから生じた収益である。

注5－金融先物契約

2019年7月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物契約および関連する通貨は、以下のように要約される。

債券に係る金融先物		
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*	(購入)	(売却)
該当なし		

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*	指数に係る金融先物	
	(購入)	(売却)
該当なし		

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

注６－収益の分配

当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主総会は、取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。ただし当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配を行う権利を与えた場合に限り、本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低額を下回る場合には、分配の支払は行われず、分配が行われる場合、支払は年度末後４ヶ月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注７－ソフト・ダラーの取決め

2018年８月１日から2019年７月31日までの会計年度中に、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスのために締結された「ソフト・ダラーの取決め」はなく、「ソフト・ダラー」の金額は零である。

注８－取引費用

取引費用には、期中に発生した売買委託手数料、印紙税、地方税およびその他海外での費用が含まれる。取引手数料は、購入および売却証券の費用に含まれる。

2019年７月31日に終了した会計年度に、本投資法人は、投資有価証券の購入または売却および類似取引に関する取引費用を、以下のように負担した。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*	取引費用
ーサステナブル・ボンド	8 304.56 米ドル
ーサステナブル・エクイティ	11 233.13 米ドル

* 旧UBSグローバル・ソリューションズ

すべての取引費用が個別に特定されるわけではない。固定利付証券、先渡為替契約およびその他の派生商品契約について、取引費用は投資有価証券の売買価格に含まれる。個別に特定はされないが、これらの取引費用は各サブ・ファンドの運用成績において表示される。

注９－総費用比率（TER）

この比率は、スイス・ファンド資産運用協会（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*	総費用比率（T E R）
ーサステナブル・ボンドF-acc	1.19%
ーサステナブル・エクイティF-acc	1.55%

* 旧UBSグローバル・ソリューションズ

運用が12ヶ月未満の投資証券クラスのT E Rは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、T E Rに含まれていない。

注10ーその他のUCITSおよび／またはUCIsへの投資

2019年7月31日現在、グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*は、他のUCITSおよび／またはUCIs（以下「ターゲット・ファンド」という。）への投資を行っている。報酬は、サブ・ファンドの段階およびターゲット・ファンドの段階の両方に生じることがある。ターゲットファンドに課される管理報酬の上限は以下のとおりである。（* 旧UBSグローバル・ソリューションズ）

投資信託	管理報酬
AMUNDI ETF MSCI EMU HIGH DIVIDEND FCP	0.30%
AMUNDI RESPONSIBLE INVESTING-GREEN BOND-I-USD-CAPITALISATION	0.40%
AQR UCITS FUNDS-GLOBAL RISK UCITS FUND-B2-CAPITALISATION	0.35%
AQR UCITS FUNDS-GLOBAL RISK UCITS FUND-D2-CAPITALISATION	0.35%
ASHMORE SICAV-EMG MKTS CORPORATE DEBT FUND-Z-2-USD-ACC	0.95%
AXA IM FI INVESTMENT STRATEGIES - US CORPORATE BOND-A CAP	0.30%
AXA IM FIXED INCOME INVESTMENT STRATEGIES-US CORPORATE BD-A	0.30%
AXA WORLD FUNDS SICAV - US HIGH YIELD BONDS I CAP	0.50%
BG UCITS SICAV-BOUSSARD & GAVAUDAN ABSOLUTE RETURN-Z-EUR-CAP	1.00%
BGF-EMERGING MARKETS BD-SHS -I2-CAPITALISATION	0.65%
BLACKROCK GLB FNDS SICAV-US DOLLAR HGH YIELD BND FD-I2-CAP	0.56%
BLACKROCK GLOBAL FUND-EMERG MKTS BD FD-I2-CHF-HEDGED-CAP	0.65%
BLACKROCK GLOBAL FUNDS SICAV-EURO MARKETS FUND SHS I2 CAP	0.75%
BLACKROCK GLOBAL FUNDS-EMER MARKETS BOND FD-I2-EUR-HED-CAP	0.65%
BLACKROCK GLOBAL FUNDS-EMER MARKS BOND FD-I2-GBP-HEDGED-CAP	0.65%
BMO ILI SDG EGE -SHS -XP ACC USD PORTFOLIO HDG-CAPITAL	0.50%
DB X-TRACKERS SWISS LARGE CAP UCITS ETF DR 1C-CAP	0.20%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-A USD INC MED DUR	0.25%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-B EUR INC MED DUR	0.25%

投資信託	管理報酬
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-C CHF INC MED DUR	0.25%
DCI UMB FUND PLC-DCI INV GRADE CORP BOND FD UCITS-B-EUR-CAP	0.25%
FIDELITY FUNDS - FLEXIBLE BOND FUND-Y GBP DISTRIBUTION	0.50%
FIDELITY FUNDS - US HIGH YIELD FUND-Y-ACC	0.65%
FIDELITY FUNDS SICAV US DOLLAR BOND FUND SHS -Y-USD-ACC	0.40%
FIDELITY FUNDS-US DOLLAR BOND FUND-Y-ACC- EUR(HED)-CAP	0.40%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD (CHF HEDGED) F-ACC	0.15%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD (EUR HEDGED) F-ACC	0.15%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD F-ACC	0.15%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR (CHF HEDGED)-F ACC	0.15%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR (GBP HEDGED)-F DIST	0.15%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR (USD HEDGED) F-ACC	0.15%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR-F UKDIST	0.15%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND CHF-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND EUR-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND GBP-F UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (EUR HEDGED) F-ACC	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (GBP HEDGED) F-UKDIST	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (CHF HEDGED) F-ACC	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD-F ACC	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BND USD (CHF HGD) F-UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BND USD (GBP HGD) F-UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND CHF-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND EUR-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND GBP-F UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD (CHF HGD) F-ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD (EUR HGD) F-ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD-F-UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD F-ACC	0.13%
FOCUSED SICAV - WORLD BANK LONG TERM BOND USD F-ACC	0.13%
GOLDMAN SAC FDS SICAV - GLDM SACHS EMG MRK DEBT PORTF-I-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS EMER MARK DEBT PORT-I(CHF-HED) (Q-DIST)-DIST	0.75%

投資信託	管理報酬
GOLDMAN SACHS EMER MARKETS DEBT PORTFOLIO-I (EUR-HDG)-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS EMER MARKETS DEBT PORTFOLIO-I (GBP-HEDGED)-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO-IS-DIST	0.48%
HERMES - GLOBAL EQUITY ESG FUND-F-HEDGED USD-ACC	0.55%
HERMES SDG ENGAGEMENT EQUITY FUND-SHS-X- HEDGED US-ACC	0.70%
HSBC GLOBAL INVEST FUNDS SICAV EURO HIGH YIELD BOND ICHU-CAP	0.55%
INVESCO EURO EQUITY FUND-Z-CAPITALISATION	0.75%
INVESCO FUNDS SICAV - BALANCED RISK ALL FD-I-CHF HDG-CAP	0.47%
INVESCO FUNDS SICAV - BALANCED RISK ALLOCATION FUND-I-CAP	0.47%
INVESTEC GLOBAL STRATEGY FD SICAV-EMERG MARKET EQTY FD-J-CAP	0.80%
ISHARES GBP CORPORATE BOND UCITS ETF	0.20%
ISHARES GREEN BOND INDEX FUND IE-D- HEDGED-USD-CAP	0.22%
J O HAMBRO CAPITAL MANAGEMENT UK FUND-Y-ACCUMULATION	0.63%
JPMORGAN FUNDS - EMG MARKETS CORPORATE BOND FUN-I-2 USD-DIST	0.40%
JPMORGAN FUNDS-JPM US AGGREGATE BOND FUND-C-EUR HDG-DIS	0.45%
JPMORGAN FUNDS-JPM US AGGREGATE BOND FUND-USD-C-DIST	0.45%
JPMORGAN LIQUIDITY FUNDS-GBP LIQUIDITY LVNAV FUND-E-DIST	0.06%
LEGG MASON GLB FD-WEST ASSET US CORE PLUS BD FD-EUR HDG-CAP	0.30%
LEGG MASON GLB FD-WESTERN ASSET US CORE PLUS BD FD-USD-CAP	0.30%
LEGG MASON GLOB FUNDS-WESTERN ASSET MACRO OPP BD-SHS-EUR-ACC	1.00%
LEGG MASON GLOBAL FUNDS-WESTERN ASSET MACRO OPP BD-S HDG EUR	0.60%
LYXOR NEWCITS IRL PLC-LYXOR/TIEDEMANN ARBITRAGE STRAT-EUR-I	1.40%
MARSHALL WACE UCITS FUND - MW DEVELOPED EUROPE TOPS FUND-F	1.50%
MARSHALL WACE UCITS FUND PLC MW LIQUID ALPHA FUND-B-EUR-ACC	1.50%
MARSHALL WACE UCITS FUNDS PLC - MW LIQUID ALPHA FUND-A-ACCUM	1.00%
MERRILL LYNCH INV SOL - PSAM GLB EVENT UCITS FUND-EUR-CAP	1.50%
MERRILL LYNCH INV SOL-PSAM GLOBAL EVENT UCITS-A3-EUR-CAP	1.50%
MFS MERIDIAN FUNDS-U.S. TOTAL RETURN BOND FUND-I1-CAP	0.45%
MFS MERIDIAN FUNDS-US TOTAL RETURN BOND FD-EUR HDG-I1-CAP	0.45%

投資信託	管理報酬
MILLBURN DIVERSIFIED UCITS FUND-SHS-EUR-B-CAPITALISATION	1.50%
MIROVA FDS GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY SHS-H-SI/A(USD)NPF-CAP	0.75%
MLIS MILLBURN DIVERSIF UCITS FUND-EUR-D-ACC	1.00%
MUL LY 3-5Y DR-SHS-ACC-ETF-CAPITALISATION	0.17%
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES B	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES B (USD HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - US EQUITIES B (CHF HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - US EQUITIES B (EUR HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EMERGING MARKET DEBT CHF-HED F ACC	1.25%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EMERGING MARKET DEBT EUR-HED F ACC	1.25%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EURO MULTI CREDIT GBP-HED F-UKDIST	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT CHF-HDG F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT EUR F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT USD-HDG F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - HIGH YIELD CHF-HEDGED F-ACC	1.25%*
MULTI MANAGER ACCESS II - HIGH YIELD EUR-HEDGED F-ACC	1.25%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT CHF-HEDGED F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT EUR-HEDGED F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT USD F-ACC	0.85%*
NORDEA 1 SICAV-EUROPEAN HIGH YIELD BOND FUND-USD CAP	0.50%
PICTET - GLOBAL ENVIRONMENTAL OPPORTUNITIES-HJ-USD-CAP	0.72%
PIMCO FUNDS GLOBAL INVESTORS SERIES PLC - EURO BOND INST ACC	0.46%
PIMCO SELECT FUNDS-EURO AGGREGATE HIGH QUALITY FUND-ACC INST	0.40%
POLAR CAPITAL FUNDS PLC - JAPAN FUND-CLASS I JPY	1.00%
ROBECO EURO SUSTAINABLE CREDITS-IH EUR-CAP	0.35%
SCHRODER GAIA EGERTON EQUITY-C CAP	1.25%
SCHRODER GAIA SICAV - SCHRODER GAIA CAT BOND IFC EUR	1.10%
SCHRODER GAIA TWO SIGMA DIVERSIFIED-C EUR HEDGED-CAP	1.40%
SCHRODER GAIA WELLINGTON PAGOSA-E-EUR HDG-CAPITALISATION	0.75%
SCHRODER GAIA-SIRIOS US EQUITY-E-EUR HEDGED-CAPITALISATION	1.00%
SCHRODER INT SELECTION FD-EURO CORPORATE BD-Z-USD HEDGED-CAP	0.38%

SCHRODER INTERNATIONAL SELECTION FUND - SWISS	
EQUITY-Z-CAP	0.63%
SCHRODER INTERNATIONAL SELECTION FUND SICAV-UK	
EQUITY-Z-DIST	0.63%

投資信託	管理報酬
SERVICED PLATFORM-MAVERICK FD QUANT UCITS	
FD-D (EUR) CAP	0.75%
THREADNEEDLE LUX-UK EQUITIES FUND-9UH-USD-CAP	0.75%
THREADNEEDLE UK EQUIT-9EH-EUR-CAPITALISATION	0.75%
UBAM SICAV - SWISS EQUITY-IHC-CAPITALISATION	0.65%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI AUSTRALIA UCITS	
ETF-A-HEDGED USD	0.50%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA 100% HDG TO CHF	
UCITS ETF (CHF) A	0.19%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA 100% HDG TO EUR	
UCITS ETF (EUR) A	0.19%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA UCITS-ACC-A-USD-ETF	0.14%
UBS (IRL) ETF PLC-MSCI USA SLCT FAC MIX UCITS	
ETF-CHF HDG-A-AC	0.40%
UBS (IRL) ETF PLC-MSCI USA SLCT FAC MIX UCITS	
ETF-EUR HDG-A-AC	0.40%
UBS (IRL) INVEST SEL-GLOBAL EMERGING MARKETS	
OPP FD-F US ACC	0.65%
UBS (IRL) PLC - MSCI USA SELECT FCT MIX UCITS	
ETF A-USD-ACC	0.30%
UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-F-DIST	0.00%
UBS (LUX) BOND FUND - CHF F-ACC	0.20%
UBS (LUX) BOND FUND - GLOBAL FLEXIBLE	
(GBP HEDGED) F-ACC	0.26%
UBS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES	
(USD) F-ACC	0.54%
UBS (LUX) EQUITY SICAV-USA QUANTITATIVE(USD)	
(EUR HEDGED) F-ACC	0.28%
UBS (LUX) MEDIUM TERM BOND FUND - CHF F-ACC	0.20%
UBS (LUX) MEDIUM TERM BOND FUND - EUR F-ACC	0.27%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - CHF F-ACC	0.04%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - EUR F-ACC	0.04%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD F-ACC	0.08%
UBS (LUX) SICAV 1 - EMU EQUITIES QUANTITATIVE	
(EUR) F-ACC	0.40%
UBS ETF - BLOOMBERG BARCLAYS MSCI EURO	
AREA LIQ CORP-A-CAP	0.20%
UBS ETF - MSCI EMERGING MARKETS UCITS	
ETF-A-CAPITALISATION	0.23%
UBS ETF - MSCI EMU HEDGED TO CHF UCITS ETF-A-CAPT	0.28%
UBS ETF - MSCI SWITZERLAND 20/35 UCITS A-CAP	0.20%
UBS ETF - MSCI UNITED KINGDOM HEDGED TO	
USD UCITS ETF-A	0.30%
UBS ETF - SUSTAINABLE DEVELOPMENT BANK BONDS	
UCITS-ETF-A-ACC	0.18%
UBS ETF MSCI EMU SELECT FACTOR MIX UCITS-A	
SHARES-CUM-EUR	0.34%
UBS ETF MSCI UK 100% HEDGED TO CHF UCITS ETF-A	0.30%
UBS ETF MSCI UNITED KINGDOM UCITS ETF (GBP)-A	0.20%
UBS ETF SICAV - UBS-ETF FTSE 100	0.20%
UBS ETF SICAV-FACTOR MSCI EMU QUALITY UCITS	
ETF-(EUR) A-DIST	0.28%
UBS ETF SICAV-MSCI CANADA UCITS ETF HDG	
(USD)-A-CAP	0.43%
UBS ETF SICAV-MSCI CANADA UCITS ETF	
HDG(EUR)-A-CAP	0.43%

投資信託	管理報酬
UBS ETF SICAV-UBS ETF - TIPS 1-10 UCITS ETF (HDG CHF)-A-CAPT	0.20%
UBS ETF SICAV-UBS ETF-BARCLAYS TIPS 1-10 UCITS ETF-A-ACC	0.15%
UBS ETF-BARCLAYS TIPS 1-10 UCITS ETF (HDG EUR)-A-CAP	0.20%
UBS ETF-MSCI AUSTRALIA UCITS ETF (HGD EUR) A-ACC	0.50%
UBS ETF-MSCI EMU UCITS ETF (EUR) A-CAP	0.18%
UBS ETF-MSCI JAPAN UCITS-A-ETF-CAP	0.35%
UBS ETF-MSCI SWITZERLAND 20/35 HDG TO EUR UCITS-A-CAP	0.30%
UBS ETF-MSCI SWITZERLAND 20/35 HEDGED TO USD UCITS ETF-A-CAP	0.30%
UBS ETF-MSCI UNITED KINGDOM HEDGED TO EUR UCITS ETF-A	0.30%
UBS ETFS PLC-MSCI ACWI SF UCITS ETF HEDGED-CHF-A-ACC	0.21%
UBS ETFS PLC-MSCI ACWI SF UCITS ETF HEDGED-EUR-A-ACC	0.21%
UBS ETFS PLC-MSCI ACWI SF UCITS ETF HEDGED-USD-A-ACC	0.21%
UBS IRL ETF - MSCI ACWI ESG UNIVERSAL-A-HDG USD-ETF-ACC	0.48%
UBS IRL ETF - MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE- A-HDG USD-ETF-ACC	0.48%
UBS IRL ETF PLC - GLOBAL GENDER EQUALITY UCITS ETF-USD HDG-ACC	0.30%
UNI-GLOBAL - MINIMUM VARIANCE JAPAN- CAPITALISATION	0.80%
VANGUARD FUNDS PLC-VANGUARD FTSE 100 ETF	0.09%
VANGUARD INVESTMENT SERIES US TRE INFL PRO SEC IDX FD-ACCUM	0.09%
VANGUARD US TR IP-PROTECTED SEC INX FD-SELECT-HEDGED EUR-ACC	0.09%
VANGUARD US TREASURY INFLATION-PRO SEC IDX FD-SELECT-CHF-ACC	0.09%
VANGUARD US TREASURY INFLATION-PRO SEC IDX FD-SELECT-USD-ACC	0.09%
XTRACKERS MSCI EMU MINIMUM VOLATILITY UCITS ETF-1D- EUR	0.15%

*これらのサブ・ファンドについて開示される料率は、報酬の構造上、オール・イン・フィーであり、管理報酬ではない。

保有不動産投資信託に対して、管理報酬は適用されない。

注11－名称変更

2019年4月18日付でUBSグローバル・ソリューションズからグローバル・オポチュニティーズ・アクセスに名称が変更された。

注12－当期中の重要な事象

スイスのユービーエス資産運用事業は、ユービーエス・エイ・ジーからユービーエス・グループのメンバーであるUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーに移転した。2019年6月17日付で移転の効力が生じた。

UBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーは、スイスの金融市場監督局（F I N M A）が承認した集合投資事業の資産運用者である。

注13―適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および／または保管受託銀行は、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものであり、英語版のみが監査人によって監査された。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、本投資法人および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

注14―店頭派生商品および貸付証券

本投資法人が店頭取引を締結する場合、店頭取引相手先の信用度に関連するリスクに晒される可能性がある。本投資法人が、先物契約、オプションおよびスワップ取引を締結したり、またはその他のデリバティブ技法を利用する時に、特定もしくは多数の契約の下で店頭取引相手先が義務を果たさない（または履行できない）というリスクを被る。取引相手方リスクは、保証金を預託することによって軽減できる。本投資法人が、適用契約に従って保証金を負担する場合、かかる保証金は本投資法人のために保管受託銀行によって保護預かりにされる。店頭取引相手方、保管受託銀行またはサブ・カストディアン／コルレス銀行のネットワーク内での破産および支払不能の事態またはその他の信用事由の発生が、保証金に関連する本投資法人の権利または承認の遅滞や制約または消滅を生じさせる可能性がある。かかる債務に充当するためにそれまで利用可能であった保証金を有していたにも関わらず、店頭取引の枠組みにおいて、本投資法人がその債務の履行を強いられることがある。

本投資法人は、第三者にファンドの組入証券の一部を貸付けることができる。一般的に、貸付は、クリアストリーム・インターナショナルもしくはユーロクリアのような公認の決済機関、または同種の業務を専門とする第一級の金融機関の仲介を通して、それらの機関が設定した方法に従ってのみ行われる。担保は、貸付証券に関連して受領される。担保は、一般的に借入れられた証券の少なくとも時価に相当する金額の高格付証券から構成される。

2019年7月31日現在、本投資法人に対する貸付証券はなかった。

店頭派生商品*

以下の担保が設定されていないサブ・ファンドの店頭派生商品は、その代わりにマージン勘定を有する。

サブ・ファンド		
取引相手方	未実現利益（損失）	受領担保
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス－サステナブル・ボンド		
ユービーエス・エイ・ジー	-387 014.24 米ドル	0.00 米ドル
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス－サステナブル・エクイティ		
ユービーエス・エイ・ジー	-304 475.38 米ドル	0.00 米ドル

*公認の証券取引所で取引されている派生商品は、決済機関により保証されているため、本表に含まれない。取引相手方に債務不履行が生じた場合、決済機関は損失リスクを負う。

[次へ](#)

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.7.2019
Investments in securities, cost	38 835 623.64
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	427 999.70
Total investments in securities (Note 1)	39 263 623.34
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	2 530 853.25
Receivable on subscriptions	1 375 820.01
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-387 014.24
Total Assets	42 783 282.36
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-867 174.32
Provisions for flat fee (Note 2)	-14 896.54
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-779.55
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-16 448.56
Total provisions	-32 124.65
Total Liabilities	-899 298.97
Net assets at the end of the period	41 883 983.39

Statement of Operations

	USD
Income	14.5.2019-31.7.2019
Interest on liquid assets	2 619.44
Other income (Note 4)	41 553.12
Total income	44 172.56
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-24 044.75
Taxe d'abonnement (Note 3)	-2 101.38
Other commissions and fees (Note 2)	-17 353.56
Interest on bank overdraft	-186.94
Total expenses	-43 686.63
Net income (loss) on investments	485.93
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on market-priced securities without options	9 047.67
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	-116 113.07
Realized gain (loss) on foreign exchange	-15 757.73
Total realized gain (loss)	-122 823.13
Net realized gain (loss) of the period	-122 337.20
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	427 999.70
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-387 014.24
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	40 985.46
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	-81 351.74

Statement of Net Assets

	USD
Assets	31.7.2019
Investments in securities, cost	38 937 908.23
Investments in securities, unrealized appreciation (depreciation)	876 284.31
Total investments in securities (Note 1)	39 814 192.54
Cash at banks, deposits on demand and deposit accounts	2 599 500.92
Receivable on subscriptions	1 370 791.58
Unrealized gain (loss) on forward foreign exchange contracts (Note 1)	-304 475.38
Total Assets	43 480 009.66
Liabilities	
Payable on securities purchases (Note 1)	-940 407.85
Provisions for flat fee (Note 2)	-15 191.30
Provisions for taxe d'abonnement (Note 3)	-921.62
Provisions for other commissions and fees (Note 2)	-16 442.96
Total provisions	-32 555.88
Total Liabilities	-972 963.73
Net assets at the end of the period	42 507 045.93

Statement of Operations

	USD
Income	14.5.2019-31.7.2019
Interest on liquid assets	2 440.47
Other income (Note 4)	47 910.47
Total income	50 350.94
Expenses	
Flat fee (Note 2)	-24 401.66
Taxe d'abonnement (Note 3)	-2 725.11
Other commissions and fees (Note 2)	-17 358.42
Interest on bank overdraft	-147.32
Total expenses	-44 632.51
Net income (loss) on investments	5 718.43
Realized gain (loss) (Note 1)	
Realized gain (loss) on forward foreign exchange contracts	3 478.10
Realized gain (loss) on foreign exchange	-10 714.97
Total realized gain (loss)	-7 236.87
Net realized gain (loss) of the period	-1 518.44
Changes in unrealized appreciation (depreciation) (Note 1)	
Unrealized appreciation (depreciation) on market-priced securities without options	876 284.31
Unrealized appreciation (depreciation) on forward foreign exchange contracts	-304 475.38
Total changes in unrealized appreciation (depreciation)	571 808.93
Net increase (decrease) in net assets as a result of operations	570 290.49

Notes to the Financial Statements

Note 1 – Summary of significant accounting policies

The financial statements have been prepared in accordance with the generally accepted accounting principles for investment funds in Luxembourg. The significant accounting policies are summarised as follows:

a) Calculation of the Net Asset Value

The Net Asset Value per share of any share class is expressed in the reference currency of the share class concerned and are calculated on every business day (the "Dealing Day"). In respect of the subfund Global Opportunities Access – Key Multi-Manager Hedge Fund, the Dealing Day is on each Wednesday of an even calendar week (except for the last even calendar week in each year consisting of 52 weeks) that is a business day, or, if such Wednesday is not a business day, on the next business day. The Net Asset Value per share is calculated by dividing the overall net assets of the subfund attributable to each share class by the number of shares issued in the particular share class of the subfund.

In this context, "business day" refers to the normal bank business days (i.e. each day on which banks are open during normal business hours) in Luxembourg, with the exception of individual, non-statutory rest days as well as days on which exchanges in the main countries in which a subfund invests are closed or 50% or more subfund investments cannot be adequately valued. "Non-statutory rest days" are days on which banks and financial institutions are closed.

The percentage of the Net Asset Value which is attributable to each respective share class of a subfund is determined by the ratio of the shares issued in each share class to the total number of shares in circulation in the subfund, and will change each time shares are in circulation or redeemed.

If the total subscriptions or redemptions affecting all the share classes of a subfund on a single Dealing Day result in a net capital inflow or outflow, the net asset value of the share classes of the subfund on the relevant Dealing Day may be adjusted (Single Swing Pricing, "SSP"). The maximum adjustment amounts to 2% of the net asset value (before adjustment). Estimated transaction costs and tax charges that may be incurred by the subfund as well as the estimated bid/offer spread of the assets in which the subfund invests may be taken into account to determine the amount of the adjustment. The adjustment leads to an increase in net asset value in case of

net capital inflow in the affected subfund. It results in a reduction of net asset value in case of net capital outflow in the affected subfund.

b) Valuation principles

- Liquid assets – whether in the form of cash, bank deposits, bills of exchange and demand notes and receivables, prepaid expenses, cash dividends and declared or accrued interest that has not yet been received – are valued at their full value unless it is unlikely that this value will be fully paid or received, in which case their value is determined by taking into consideration a deduction that seems appropriate in order to represent their true value.
- Securities, derivatives and other investments listed on a stock exchange are valued at the last known market price. If the same security, derivative or other investment is quoted on several stock exchanges, the last available quotation on the stock exchange that represents the major market for this investment will apply. In the case of securities, derivatives and other investments little traded on a stock exchange and for which a secondary market among securities traders exists with pricing in line with the market, the Company may value these securities, derivatives and other investments based on these prices. Securities, derivatives and other investments that are not listed on a stock exchange, but which are traded on another regulated market which is recognised, open to the public and operates in a due and orderly fashion, are valued at the last available price on this market.
- Securities, derivatives and other investments that are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market, and for which no appropriate price can be obtained, will be valued by the Company according to other principles chosen by it in good faith on the basis of the likely sales prices.
- The valuation of OTC derivatives takes place by reference to independent pricing sources. In case only one independent pricing source of a derivative is available, the plausibility of the valuation price obtained will be verified by means of methods of calculation recognised by the Company and the Auditor, based on the market value of the underlying instrument from which the derivative is derived.
- Shares of other undertakings for collective investment in transferable securities authorised under Directive 2009/65/EC (the "UCITS Directive") ("UCITS") and/or other UCIs ("Other UCIs") will be valued at their last available net asset value. Certain units or shares of other UCITS or Other UCIs may be valued based

on an estimate of their value provided by reliable service providers that are independent from the portfolio manager or the investment advisor of the target funds (price estimate).

- The value of money market instruments which are not listed on a stock exchange or traded on another regulated market open to the public is based on the appropriate curves. The valuation based on the curves refers to the interest rate and credit spread components. The following principles are applied in this process: for each money market instrument, the interest rates nearest the residual maturity are interpolated. The interest rate calculated in this way is converted into a market price by adding a credit spread that reflects the underlying borrower. This credit spread is adjusted if there is a significant change in the credit rating of the borrower.
- Securities and other investments that are denominated in a currency other than the currency of account of the relevant subfund and which are not hedged by means of currency transactions are valued at the middle currency rate (midway between the bid and offer rate) known in Luxembourg or, if not available, on the most representative market for this currency.
- Time deposits and fiduciary investments are valued at their nominal value plus accumulated interest.
- The value of swaps is calculated by an external service provider and a second independent valuation is provided by another external service provider. The calculation is based on the net present value of all cash flows, both inflows and outflows. In some specific cases, internal calculations (based on models and market data made available from Bloomberg), and/or broker statement valuations may be used. The valuation methods depend on the respective security and are determined pursuant to the UBS Valuation Policy.

In circumstances where the interests of the Company or its shareholders so justify (avoidance of market timing practices, for example), the Board of Directors may take any appropriate measures, such as applying a fair value pricing methodology to adjust the value of the Company's assets.

The Company is authorized to apply other generally recognized and auditable valuation criteria chosen in good faith in order to achieve an appropriate valuation of the Net Asset Value if, due to extraordinary circumstances, a valuation in accordance with the above-mentioned regulations proves to be unfeasible or inaccurate.

In the case of extraordinary circumstances, additional valuations, which will affect the prices of the shares to be subsequently issued or redeemed, may be carried out within one Dealing Day.

c) Net realized gains (losses) on sales of securities

The realized gains or losses on the sales of securities are calculated on the basis of the average cost of the securities sold.

d) Valuation of forward foreign exchange contracts

The unrealized gain (loss) of outstanding forward foreign exchange contracts is valued on the basis of the forward exchange rates prevailing at valuation date.

e) Valuation of financial futures contracts

Financial futures contracts are valued based on the latest available published price applicable on the valuation date. Realized gains and losses and the changes in unrealized gains and losses are recorded in the statement of operations. The realized gains and losses are calculated in accordance with the FIFO method, i.e. the first contracts acquired are regarded as the first to be sold.

f) Conversion of foreign currencies

Bank accounts, other net assets and the valuation of the investments in securities held denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates on the valuation date. Income and expenses denominated in currencies other than the currency of the different subfunds are converted at the mid closing spot rates at payment date. Gain or loss on foreign exchange is included in the statement of operations.

The cost of securities denominated in currencies other than the reference currency of the different subfunds is converted at the mid closing spot rate on the day of acquisition.

g) Accounting of securities' portfolio transactions

The securities' portfolio transactions are accounted for the bank business day following the transaction dates.

h) Combined financial statements

The combined financial statements are expressed in EUR. The various items of the combined statement of net assets and the combined statement of operations as of 31 July 2019 are equal to the sum of the corresponding items in the financial statements of each subfund.

The following exchange rates were used for the conversion of the combined financial statements as of 31 July 2019:

Exchange rates			
EUR	1 =	CHF	1.102266
EUR	1 =	GBP	0.909306
EUR	1 =	USD	1.113400

i) Receivable on securities sales,

Payable on securities purchases

The account "Receivable on securities sales" can also include receivables from foreign currency transactions. The account "Payable on securities purchases" can also include payables from foreign currency transactions.

j) Income recognition

Dividends, net of withholding taxes, are recognized as income on the date upon which the relevant securities are first listed as "ex-dividend". Interest income is accrued on a daily basis.

Note 2 – Flat fee

Each subfund and each class of shares within each subfund will bear a maximum flat fee (the "Maximum Flat Fee") calculated on the average net assets attributable to this share class and at the maximum rate p.a. as listed below and paid quarterly:

	Maximum flat fee		Effective flat fee	
	P class	F/K class	P class	F/K class
Global Opportunities Access*				
– Balanced CHF	210bps	110bps		52bps
– Balanced EUR	210bps	110bps		51bps
– Bond Plus USD	120bps	90bps	115bps	
– Corporate Bonds		60bps		50bps
– Corporate Bonds EUR		60bps		50bps
– Equity EUR	240bps	130bps		65bps
– Fixed Income EUR	160bps	80bps		73bps
– Global Bonds CHF		60bps		50bps
– Global Bonds EUR		60bps		50bps
– Global Bonds GBP		60bps		52bps
– Global Bonds USD		60bps		50bps
– Global Equities		65bps		61bps
– Global Equities II		65bps		59bps
– Global Equity Plus USD	155bps	105bps	150bps	
– Growth EUR	230bps	120bps		54bps
– High Yield and EM Bonds		60bps		50bps
– Income EUR	180bps	90bps		55bps
– Key Multi-Manager Hedge Fund		120bps		91bps
– Sustainable Bonds		60bps		50bps
– Sustainable Equities		60bps		50bps
– UK Equities GBP		60bps		52bps
– Yield CHF	200bps	100bps		52bps
– Yield EUR	200bps	100bps		51bps

* formerly UBS Global Solutions

The Flat Fee covers the following fees, costs and expenses of the Company, each subfund and class:

- fees, costs and expenses of the Depositary;
- fees, costs and expenses of the Administrative Agent;
- fees, costs and expenses of the Management Company;
- fees, costs and expenses of the Portfolio Manager and any delegate(s) of the Portfolio Manager, except for X Class Shares;
- fees, costs and expenses in relation to distribution activities relating to the shares of the Company (including the costs and fees incurred in maintaining registration of the Company in foreign countries with competent authorities).

Operation and administration expenses of the Company

In addition to the fees, costs and expenses covered by the Flat Fee, the Company bears all expenses which

are operational and administrative expenses, which will include but not be limited to:

- all taxes which may be due on the assets and the income of the Company (including the applicable subscription tax);
- any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Company is entrusted;
- usual banking fees due on transactions involving securities or other assets (including derivatives) held in the portfolio of the Company (such fees to be included in the acquisition price and to be deducted from the selling price);
- the fees, expenses and all reasonable out-of-pocket expenses properly incurred by the Company;
- legal fees and expenses incurred by the Company or the Management Company while acting in the interests of the shareholders (including, for the avoidance of doubt, any legal fees and expenses relating to any re-structuring of the Company or any of its subfund(s));
- the cost of accounting, bookkeeping and calculating the net asset value;
- the costs of preparing, in such languages as are necessary for the benefit of the shareholders (including the beneficial holders of the Shares), and distributing (but not printing) annual and semi-annual reports and such other reports or documents as may be required under applicable laws or regulations;
- the cost of preparing notices to the shareholders and all costs of transactions (broker's normal commission, fees, taxes, etc.) connected with administration of the Company's assets;
- charges and costs of approvals and supervision of the Company in Luxembourg and abroad;
- costs and expenses of printing of the Articles, Prospectus, KIID(s) and annual and semi-annual reports and of preparing and/or filing and printing the Articles and all other documents concerning the Company (in such languages as are necessary), including registration statements, prospectuses and explanatory memoranda with all authorities (including local securities dealers' associations) having jurisdiction over the Company or the offering of shares of the Company;
- costs and expenses related to the publications of the net asset value and the publication of notices to investors;
- fees and expenses charged in connection with listing the Company's shares on any stock exchange or regulated market;
- fees and other costs for the payment of dividends to shareholders;
- audit fees, costs and expenses (including the fees and expenses of the Auditor).

The Company may accrue in its accounts of administrative and other expenses of a regular or recurring nature based on an estimated amount rateably for yearly or other periods.

All costs which can be allocated accurately to individual subfunds and/or individual share classes will be charged to these subfunds and classes. Costs pertain to several or all subfunds or classes will be charged to the subfunds or classes concerned in proportion to their relative net asset values or on such other basis reasonably determined by the Company or the Management Company. In the subfunds that may invest in Other UCI or UCITS under the terms of their investment policies, fees may be incurred both at the level of the subfund and at that of the relevant target fund. The upper limit for management fees of the target fund in which the assets of such are invested amounts to a maximum of 3.5%, taking into account any trail fees. In the case of investments in units of funds managed directly or indirectly by the Management Company itself or another company related to it by common management or control, or by a substantial direct or indirect holding, the subfund's making the investment may not be charged with any of the target fund's issue or redemption commissions.

Details on the running costs of the subfunds can be found in the KIIDs.

Set-up costs

Expenses incurred in connection with the creation of any additional subfund within the Company will be borne by the relevant subfund and be written off over a period not exceeding five years.

Note 3 – Taxe d'abonnement

In accordance with the law and the regulations currently in force, the Company is subject to a subscription tax at the annual rate of 0.05%, payable quarterly and calculated on the basis of the net assets of each subfund at the end of each quarter. The rate is reduced to 0.01% in respect of classes reserved to institutional investors.

The "taxe d'abonnement" is waived for that part of the net assets invested in units or shares of other undertakings for collective investment that have already paid the "taxe d'abonnement" in accordance with the statutory provisions of Luxembourg law.

Note 4 – Other income

Other income mainly consists of income resulting from Single Swing Pricing.

Note 5 – Commitments on Financial Futures

Commitments on Financial Futures per subfund and respective currency as of 31 July 2019 can be summarised as follows:

Financial Futures

Global Opportunities Access*	Financial Futures on bonds (bought)	Financial Futures on bonds (sold)
- Global Bonds CHF	- CHF	46 697 681.25 CHF
- Global Bonds EUR	- EUR	69 902 522.68 EUR
- Global Bonds GBP	- GBP	5 778 436.24 GBP
- Global Bonds USD	- USD	70 968 468.75 USD

Global Opportunities Access*	Financial Futures on indices (bought)	Financial Futures on indices (sold)
- Global Equities	273 775 084.74 EUR	220 004 070.04 EUR
- Global Equities II	256 850 957.72 EUR	176 846 681.27 EUR

The commitments on Financial Futures on bonds or index (if any) are calculated based on the market value of the Financial Futures (Number of contracts*notional contract size*market price of the futures).

Note 6 – Income distribution

The general meeting of shareholders of the respective subfunds or classes of shares shall decide, at the proposal of the Board of Directors and after closing the annual accounts per subfund, whether and to what extent distributions are to be paid out by each subfund or share class, provided that such subfund or share class gives right to distribution payments. The payment of distributions must not result in the net assets of the Company falling below the minimum amount of assets prescribed by law. If a distribution is made, payment will be effected no later than four months after the end of the financial year.

The Board of Directors is authorized to pay interim dividends and to suspend the payment of distributions.

Note 7 – Soft dollar arrangements

During the financial year from 1 August 2018 until 31 July 2019, no "soft dollar arrangements" were entered into on behalf of Global Opportunities Access and "soft dollars" amount to nil.

Note 8 – Transaction costs

Transaction costs include brokerage fees, stamp duty, local taxes and other foreign charges if incurred during the period. Transaction fees are included in the cost of securities purchased and sold.

For the financial year ended on 31 July 2019 the Company incurred transaction costs relating to purchase or sale of investments in securities and similar transactions, as follows:

Global Opportunities Access*	Transaction costs
– Balanced CHF	7 040.66 CHF
– Balanced EUR	11 852.83 EUR
– Bond Plus USD	6 009.28 USD
– Corporate Bonds	135.55 USD
– Corporate Bonds EUR	92.89 EUR
– Equity EUR	2 024.36 EUR
– Fixed Income EUR	668.25 EUR
– Global Bonds CHF	27 934.14 CHF
– Global Bonds EUR	34 826.66 EUR
– Global Bonds GBP	13 870.12 GBP
– Global Bonds USD	37 693.30 USD
– Global Equities	160 416.13 EUR
– Global Equities II	161 156.76 EUR
– Global Equity Plus USD	13 523.22 USD
– Growth EUR	4 589.93 EUR
– High Yield and EM Bonds	773.90 USD
– Income EUR	3 096.63 EUR
– Key Multi-Manager Hedge Fund	4 172.01 EUR
– Sustainable Bonds	8 304.56 USD
– Sustainable Equities	11 233.13 USD
– UK Equities GBP	1 033.86 GBP
– Yield CHF	6 891.85 CHF
– Yield EUR	11 963.73 EUR

* formerly UBS Global Solutions

Not all transaction costs are separately identifiable. For fixed income investments, forward currency contracts and other derivative contracts, transaction costs will be included in the purchase and sale price of the investment. Whilst not separately identifiable these transaction costs will be captured within the performance of each subfund.

Note 9 – Total Expense Ratio (TER)

This ratio was calculated in accordance with the Swiss Funds & Asset Management Association (SFAMA) "Guidelines on the calculation and disclosure of the TER" in the current version and expresses the sum of all costs and commissions charged on an ongoing basis to the net assets (operating expenses) taken retrospectively as a percentage of the net assets.

TER for the last 12 months:

Global Opportunities Access*	Total Expense Ratio (TER)
– Balanced CHF F-acc	1.12%
– Balanced EUR F-acc	1.10%
– Balanced EUR K-acc	1.14%
– Bond Plus USD P-acc	1.22%
– Corporate Bonds F-acc	0.89%
– Corporate Bonds (CHF hedged) F-acc	0.90%
– Corporate Bonds (JPY hedged) F-acc	0.90%
– Corporate Bonds F-UKdist	0.91%
– Corporate Bonds (CHF hedged) F-UKdist	0.91%
– Corporate Bonds (GBP hedged) F-UKdist	0.90%
– Corporate Bonds EUR F-acc	0.87%
– Corporate Bonds EUR F-UKdist	0.90%
– Equity EUR F-acc	1.57%

Global Opportunities Access*	Total Expense Ratio (TER)
– Fixed Income EUR F-acc	1.58%
– Global Bonds CHF F-acc	0.88%
– Global Bonds CHF F-UKdist	0.89%
– Global Bonds EUR F-acc	0.89%
– Global Bonds EUR F-UKdist	0.92%
– Global Bonds GBP F-UKdist	0.91%
– Global Bonds USD F-acc	0.89%
– Global Bonds USD (JPY hedged) F-acc	0.89%
– Global Bonds USD F-UKdist	0.91%
– Global Equities F-acc	0.65%
– Global Equities (CHF hedged) F-acc	0.65%
– Global Equities (JPY hedged) F-acc	0.65%
– Global Equities (USD hedged) F-acc	0.65%
– Global Equities F-UKdist	0.72%
– Global Equities (CHF hedged) F-UKdist	0.74%
– Global Equities (GBP hedged) F-UKdist	0.67%
– Global Equities (USD hedged) F-UKdist	0.70%
– Global Equities II F-acc	0.62%
– Global Equities II (CHF hedged) F-acc	0.62%
– Global Equities II (JPY hedged) F-acc	0.62%
– Global Equities II (USD hedged) F-acc	0.62%
– Global Equities II F-UKdist	0.66%
– Global Equities II (CHF hedged) F-UKdist	0.63%
– Global Equities II (GBP hedged) F-UKdist	0.63%
– Global Equities II (USD hedged) F-UKdist	0.64%
– Global Equity Plus USD P-acc	1.90%
– Growth EUR F-acc	1.29%
– High Yield and EM Bonds F-acc	1.19%
– High Yield and EM Bonds (CHF hedged) F-acc	1.19%
– High Yield and EM Bonds (EUR hedged) F-acc	1.19%
– High Yield and EM Bonds (JPY hedged) F-acc	1.19%
– High Yield and EM Bonds F-UKdist	1.22%
– High Yield and EM Bonds (CHF hedged) F-UKdist	1.21%
– High Yield and EM Bonds (EUR hedged) F-UKdist	1.24%
– High Yield and EM Bonds (GBP hedged) F-UKdist	1.20%
– Income EUR F-acc	1.14%
– Key Multi-Manager Hedge Fund F-acc	2.55%
– Key Multi-Manager Hedge Fund (JPY hedged) F-acc	2.51%
– Key Multi-Manager Hedge Fund (USD hedged) F-acc	2.51%
– Sustainable Bonds F-acc	1.19%
– Sustainable Bonds (CHF hedged) F-acc	1.17%
– Sustainable Bonds (EUR hedged) F-acc	1.22%
– Sustainable Bonds (GBP hedged) F-acc	1.29%
– Sustainable Equities F-acc	1.55%
– Sustainable Equities (CHF hedged) F-acc	1.53%
– Sustainable Equities (EUR hedged) F-acc	1.57%
– Sustainable Equities (GBP hedged) F-acc	1.66%
– UK Equities GBP F-UKdist	0.83%
– Yield CHF F-acc	1.07%
– Yield EUR F-acc	1.05%

* formerly UBS Global Solutions

The TER for classes of units which were active less than a 12 month period are annualised.

Transaction costs and any other costs incurred in connection with currency hedging are not included in the TER.

Global Opportunities Access
Annual Report as of 31 July 2019

Note 10 – Investment in other UCITS and/or UCIs

As at 31 July 2019 Global Opportunities Access* has investments in other UCITS and/or UCIs (“target funds”). Fees may be incurred both at the level of the subfund and at the level of the target funds. The maximum proportion of management fees charged to the target funds are as follows:

Investment Fund	Management fees
AMUNDI ETF MSCI EMU HIGH DIVIDEND FCP	0.30%
AMUNDI RESPONSIBLE INVESTING-GREEN BOND-I-USD-CAPITALISATION	0.40%
AQR UCITS FUNDS-GLOBAL RISK UCITS FUND-B2-CAPITALISATION	0.35%
AQR UCITS FUNDS-GLOBAL RISK UCITS FUND-D2-CAPITALISATION	0.35%
ASHMORE SICAV-EMG MKTS CORPORATE DEBT FUND-Z-USD-ACC	0.95%
AXA IM FI INVESTMENT STRATEGIES - US CORPORATE BOND-A CAP	0.30%
AXA IM FIXED INCOME INVESTMENT STRATEGIES-US CORPORATE BD-A	0.30%
AXA WORLD FUNDS SICAV - US HIGH YIELD BONDS I CAP	0.50%
BG UCITS SICAV-BOUSSARD & GAVAUDAN ABSOLUTE RETURN-Z-EUR-CAP	1.00%
BGF-EMERGING MARKETS BD-SHS -I2-CAPITALISATION	0.65%
BLACKROCK GLB FNDS SICAV-US DOLLAR HIGH YIELD BND FD-I2-CAP	0.56%
BLACKROCK GLOBAL FUND-EMERG MKTS BD FD-I2-CHF-HEDGED-CAP	0.65%
BLACKROCK GLOBAL FUNDS SICAV-EURO MARKETS FUND SHS I2 CAP	0.75%
BLACKROCK GLOBAL FUNDS-EMER MARKETS BOND FD-I2-EUR-HED-CAP	0.65%
BLACKROCK GLOBAL FUNDS-EMER MARKS BOND FD-I2-GBP-HEDGED-CAP	0.65%
BMO ILI SDG EGE -SHS -XP ACC USD PORTFOLIO HDG-CAPITAL	0.50%
DB X-TRACKERS SWISS LARGE CAP UCITS ETF DR 1C-CAP	0.20%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-A USD INC MED DUR	0.25%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-B EUR INC MED DUR	0.25%
DCI INVESTMENT GRADE CORPORATE BOND FUND-C CHF INC MED DUR	0.25%
DCI UMB FUND PLC-DCI INV GRADE CORP BOND FD UCITS-B-EUR-CAP	0.25%
FIDELITY FUNDS - FLEXIBLE BOND FUND-Y GBP DISTRIBUTION	0.50%
FIDELITY FUNDS - US HIGH YIELD FUND-Y-ACC	0.65%
FIDELITY FUNDS SICAV US DOLLAR BOND FUND SHS -Y-USD-ACC	0.40%
FIDELITY FUNDS-US DOLLAR BOND FUND-Y-ACC-EUR(HED)-CAP	0.40%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD (CHF HEDGED) F-ACC	0.15%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD (EUR HEDGED) F-ACC	0.15%
FOCUSED FUND - CORPORATE BOND USD F-ACC	0.15%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR (CHF HEDGED)-F-ACC	0.15%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR (GBP HEDGED)-F-DIST	0.15%

* formerly UBS Global Solutions

Investment Fund	Management fees
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR (USD HEDGED) F-ACC	0.15%
FOCUSED SICAV - CORPORATE BOND EUR-F UKDIST	0.15%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND CHF-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND EUR-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND GBP-F UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (EUR HEDGED) F-ACC	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (GBP HEDGED) F-UKDIST	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD (CHF HEDGED) F-ACC	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE BOND USD-F ACC	0.10%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BND USD (CHF HGD) F-UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BND USD (GBP HGD) F-UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND CHF-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND EUR-F ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND GBP-F UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD (CHF HGD) F-ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD (EUR HGD) F-ACC	0.11%
FOCUSED SICAV - HIGH GRADE LONG TERM BOND USD-F-UKDIST	0.11%
FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD F-ACC	0.13%
FOCUSED SICAV - WORLD BANK LONG TERM BOND USD F-ACC	0.13%
GOLDMAN SAC FDS SICAV - GLDM SACHS EMG MRK DEBT PORTF-I-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS EMER MARK DEBT PORT-I-(CHF-HED) (Q-DIST)-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS EMER MARKETS DEBT PORTFOLIO-I (EUR-HDQ)-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS EMER MARKETS DEBT PORTFOLIO-I (GBP-HEDGED)-DIST	0.75%
GOLDMAN SACHS GLOBAL HIGH YIELD PORTFOLIO-IS-DIST	0.48%
HERMES - GLOBAL EQUITY ESG FUND-F-HEDGED USD-ACC	0.55%
HERMES SDG ENGAGEMENT EQUITY FUND-SHS-X-HEDGED US-ACC	0.70%
HSBC GLOBAL INVEST FUNDS SICAV EURO HIGH YIELD BOND ICHU-CAP	0.55%
INVECO EURO EQUITY FUND-Z-CAPITALISATION	0.75%
INVECO FUNDS SICAV - BALANCED RISK ALL FD-I-CHF HDG-CAP	0.47%
INVECO FUNDS SICAV - BALANCED RISK ALLOCATION FUND-I-CAP	0.47%
INVESTEC GLOBAL STRATEGY FD SICAV-EMERG MARKET EQTY FD-J-CAP	0.80%
ISHARES GBP CORPORATE BOND UCITS ETF	0.20%
ISHARES GREEN BOND INDEX FUND IE-D-HEDGED-USD-CAP	0.22%
J O HAMBRÖ CAPITAL MANAGEMENT UK FUND-Y-ACCUMULATION	0.63%
JPMORGAN FUNDS - EMG MARKETS CORPORATE BOND FLN-I-2 USD-DIST	0.40%
JPMORGAN FUNDS-JPM US AGGREGATE BOND FLND-C-EUR HDG-DIS	0.45%
JPMORGAN FUNDS-JPM US AGGREGATE BOND FLND-USD-C-DIST	0.45%

Investment Fund	Management fees
JPMORGAN LIQUIDITY FUNDS-GBP LIQUIDITY	
LVNAV FUND-E-DIST	0.06%
LEGG MASON GLB FD-WEST ASSET US CORE PLUS	
BD FD-EUR HDG-CAP	0.30%
LEGG MASON GLB FD-WESTERN ASSET US CORE PLUS	
BD FD-USD-CAP	0.30%
LEGG MASON GLOB FUNDS-WESTERN ASSET MACRO	
OPP BD-SHS-EUR-ACC	1.00%
LEGG MASON GLOBAL FUNDS-WESTERN ASSET MACRO	
OPP BD-S HDG EUR	0.60%
LYXOR NEWCITS IRL PLC-LYXOR/TIEDEMANN	
ARBITRAGE STRAT-EUR-I	1.40%
MARSHALL WACE UCITS FUND - MW DEVELOPED	
EUROPE TOPS FUND-F	1.50%
MARSHALL WACE UCITS FUND PLC MW LIQUID	
ALPHA FUND-B-EUR-ACC	1.50%
MARSHALL WACE UCITS FUNDS PLC - MW LIQUID	
ALPHA FUND-A-ACCUM	1.00%
MERRILL LYNCH INV SOL - PSAM GLB EVENT UCITS	
FUND-EUR-CAP	1.50%
MERRILL LYNCH INV SOL-PSAM GLOBAL EVENT	
UCITS-A3-EUR-CAP	1.50%
MFS MERIDIAN FUNDS-U.S. TOTAL RETURN	
BOND FUND-I1-CAP	0.45%
MFS MERIDIAN FUNDS-US TOTAL RETURN BOND	
FD-EUR HDG-I1-CAP	0.45%
MILLBURN DIVERSIFIED UCITS FUND-SHS-EUR-	
B-CAPITALISATION	1.50%
MIROVA FDS GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY	
SHS-H-SI/A(USD)NPF-CAP	0.75%
MLIS MILLBURN DIVERSIF UCITS FUND-EUR-D-ACC	1.00%
MUL LY 3-5Y DR-SHS-ACC-ETF-CAPITALISATION	0.17%
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES B	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - EMU EQUITIES B (USD HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - US EQUITIES B (CHF HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS - US EQUITIES B (EUR HEDGED)	0.90%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EMERGING MARKET DEBT	
CHF-HED F ACC	1.25%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EMERGING MARKET DEBT	
EUR-HED F ACC	1.25%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EURO MULTI CREDIT	
GBP-HED F-UKDIST	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT	
CHF-HDG F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT	
EUR F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - EUROPEAN MULTI CREDIT	
USD-HDG F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - HIGH YIELD CHF-HEDGED	
F-ACC	1.25%*
MULTI MANAGER ACCESS II - HIGH YIELD EUR-HEDGED	
F-ACC	1.25%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT CHF-HEDGED	
F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT EUR-HEDGED	
F-ACC	0.85%*
MULTI MANAGER ACCESS II - US MULTI CREDIT USD F-ACC	0.85%*
NORDEA 1 SICAV-EUROPEAN HIGH YIELD BOND	
FUND-USD CAP	0.50%
PICTET - GLOBAL ENVIRONMENTAL OPPORTUNITIES-	
HJ-USD-CAP	0.72%
PIMCO FUNDS GLOBAL INVESTORS SERIES PLC - EURO	
BOND INST ACC	0.46%

* the rates disclosed for these subfund are All-in fees and not Management Fees, due to the fee structure.

Investment Fund	Management fees
PIMCO SELECT FUNDS-EURO AGGREGATE HIGH	
QUALITY FUND-ACC INST	0.40%
POLAR CAPITAL FUNDS PLC - JAPAN FUND-CLASS I JPY	1.00%
ROBECO EURO SUSTAINABLE CREDITS-IH EUR-CAP	0.35%
SCHRODER GAIA EGERTON EQUITY-C CAP	1.25%
SCHRODER GAIA SICAV - SCHRODER GAIA CAT	
BOND IFC EUR	1.10%
SCHRODER GAIA TWO SIGMA DIVERSIFIED-C EUR	
HEDGED-CAP	1.40%
SCHRODER GAIA WELLINGTON PAGOSA-E-EUR	
HDG-CAPITALISATION	0.75%
SCHRODER GAIA-SIRIOS US EQUITY-E-EUR HEDGED-	
CAPITALISATION	1.00%
SCHRODER INT SELECTION FD-EURO CORPORATE	
BD-Z-USD HEDGED-CAP	0.38%
SCHRODER INTERNATIONAL SELECTION FUND - SWISS	
EQUITY-Z-CAP	0.63%
SCHRODER INTERNATIONAL SELECTION FUND SICAV-UK	
EQUITY-Z-DIST	0.63%
SERVICED PLATFORM-MAVERICK FD QUANT UCITS	
FD-D (EUR) CAP	0.75%
THREADNEEDLE LUX-UK EQUITIES FUND-9UH-USD-CAP	0.75%
THREADNEEDLE UK EQUIT-9EH-EUR-CAPITALISATION	0.75%
UBAM SICAV - SWISS EQUITY-IHC-CAPITALISATION	0.65%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI AUSTRALIA UCITS	
ETF-A-HEDGED USD	0.50%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA 100% HDG TO CHF	
UCITS ETF (CHF) A	0.19%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA 100% HDG TO EUR	
UCITS ETF (EUR) A	0.19%
UBS (IRL) ETF PLC - MSCI USA UCITS-ACC-A-USD-ETF	0.14%
UBS (IRL) ETF PLC-MSCI USA SLCT FAC MIX UCITS	
ETF-CHF HDG-A-ACC	0.40%
UBS (IRL) ETF PLC-MSCI USA SLCT FAC MIX UCITS	
ETF-EUR HDG-A-ACC	0.40%
UBS (IRL) INVEST SEL-GLOBAL EMERGING MARKETS	
OPP FD-F US ACC	0.65%
UBS (IRL) PLC - MSCI USA SELECT FCT MIX UCITS	
ETF A-USD-ACC	0.30%
UBS (IRL) SELECT MONEY MARKET FUND-EUR-F-DIST	0.00%
UBS (LUX) BOND FUND - CHF F-ACC	0.20%
UBS (LUX) BOND FUND - GLOBAL FLEXIBLE	
(GBP HEDGED) F-ACC	0.26%
UBS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES	
(USD) F-ACC	0.54%
UBS (LUX) EQUITY SICAV-USA QUANTITATIVE(USD)	
(EUR HEDGED) F-ACC	0.28%
UBS (LUX) MEDIUM TERM BOND FUND - CHF F-ACC	0.20%
UBS (LUX) MEDIUM TERM BOND FUND - EUR F-ACC	0.27%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - CHF F-ACC	0.04%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - EUR F-ACC	0.04%
UBS (LUX) MONEY MARKET FUND - USD F-ACC	0.08%
UBS (LUX) SICAV 1 - EMU EQUITIES QUANTITATIVE	
(EUR) F-ACC	0.40%
UBS ETF - BLOOMBERG BARCLAYS MSCI EURO	
AREA LIQ CORP-A-CAP	0.20%
UBS ETF - MSCI EMERGING MARKETS UCITS	
ETF-A-CAPITALISATION	0.23%
UBS ETF - MSCI EMU HEDGED TO CHF UCITS ETF-A-CAPT	0.28%
UBS ETF - MSCI SWITZERLAND 20/35 UCITS A-CAP	0.20%

Global Opportunities Access
Annual Report as of 31 July 2019

Investment Fund	Management fees
UBS ETF - MSCI UNITED KINGDOM HEDGED TO USD UCITS ETF-A	0.30%
UBS ETF - SUSTAINABLE DEVELOPMENT BANK BONDS UCITS-ETF-A-ACC	0.18%
UBS ETF MSCI EMU SELECT FACTOR MIX UCITS-A SHARES-CUM-EUR	0.34%
UBS ETF MSCI UK 100% HEDGED TO CHF UCITS ETF-A	0.30%
UBS ETF MSCI UNITED KINGDOM UCITS ETF (GBP)-A	0.20%
UBS ETF SICAV - UBS-ETF FTSE 100	0.20%
UBS ETF SICAV-FACTOR MSCI EMU QUALITY UCITS ETF-(EUR)-A-DIST	0.28%
UBS ETF SICAV-MSCI CANADA UCITS ETF HDG (USD)-A-CAP	0.43%
UBS ETF SICAV-MSCI CANADA UCITS ETF HDG(EUR)-A-CAP	0.43%
UBS ETF SICAV-UBS ETF - TIPS 1-10 UCITS ETF (HDG CHF)-A-CAPT	0.20%
UBS ETF SICAV-UBS ETF-BARCLAYS TIPS 1-10 UCITS ETF-A-ACC	0.15%
UBS ETF-BARCLAYS TIPS 1-10 UCITS ETF (HDG EUR)-A-CAP	0.20%
UBS ETF-MSCI AUSTRALIA UCITS ETF (HDG EUR)-A-ACC	0.50%
UBS ETF-MSCI EMU UCITS ETF (EUR)-A-CAP	0.18%
UBS ETF-MSCI JAPAN UCITS-A-ETF-CAP	0.35%
UBS ETF-MSCI SWITZERLAND 20/35 HDG TO EUR UCITS-A-CAP	0.30%
UBS ETF-MSCI SWITZERLAND 20/35 HEDGED TO USD UCITS ETF-A-CAP	0.30%
UBS ETF-MSCI UNITED KINGDOM HEDGED TO EUR UCITS ETF-A	0.30%
UBS ETF PLC-MSCI ACWI SF UCITS ETF HEDGED-CHF-A-ACC	0.21%
UBS ETF PLC-MSCI ACWI SF UCITS ETF HEDGED-EUR-A-ACC	0.21%
UBS ETF PLC-MSCI ACWI SF UCITS ETF HEDGED-USD-A-ACC	0.21%
UBS IRL ETF - MSCI ACWI ESG UNIVERSAL-A-HDG USD-ETF-ACC	0.48%
UBS IRL ETF - MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	0.48%
UBS IRL ETF PLC - GLOBAL GENDER EQUALITY UCITS ETF-USD HDG-ACC	0.30%
UNI-GLOBAL - MINIMUM VARIANCE JAPAN-CAPITALISATION	0.80%
VANGUARD FUNDS PLC-VANGUARD FTSE 100 ETF	0.09%
VANGUARD INVESTMENT SERIES US TRE INFL PRO SEC IDX FD-ACCUM	0.09%
VANGUARD US TR IP-PROTECTED SEC INX FD-SELECT-HEDGED EUR-ACC	0.09%
VANGUARD US TREASURY INFLATION-PRO SEC IDX FD-SELECT-CHF-ACC	0.09%
VANGUARD US TREASURY INFLATION-PRO SEC IDX FD-SELECT-USD-ACC	0.09%
XTRACKERS MSCI EMU MINIMUM VOLATILITY UCITS ETF-1D- EUR	0.15%

Management fees are not applicable in holdings in Real Estate funds.

Note 11 – Name Change

The name of the Company was changed from UBS Global Solutions to Global Opportunities Access as per 18 April 2019.

Note 12 – Significant event during the period

The Swiss UBS asset management business was transferred from UBS AG to UBS Asset Management Switzerland AG, a member of UBS Group. The transfer became effective on 17 June 2019.

UBS Asset Management Switzerland AG is a FINMA approved asset manager of collective investment schemes.

Note 13 – Applicable law, place of performance and authoritative language

The Luxembourg District Court is the place of performance for all legal disputes between the shareholders, the Company and the Depositary. Luxembourg law applies. However, in matters concerning the claims of investors from other countries, the Company and/or the Depositary can elect to make themselves subject to the jurisdiction of the countries in which Company shares were bought and sold.

The English version of these financial statements is the authoritative version and only this version was audited by the auditor. However, in the case of Company shares sold to investors from the other countries in which Company shares can be bought and sold, the Company and the Depositary may recognise approved translations (i.e. approved by the Company and the Depositary) into the languages concerned as binding upon itself.

Note 14 – OTC-Derivatives and Securities Lending

If the Company enters into OTC transactions, it may be exposed to risks related to the creditworthiness of the OTC counterparties: when the Company enters into futures contracts, options and swap transactions or uses other derivative techniques it is subject to the risk that an OTC counterparty may not meet (or cannot meet) its obligations under a specific or multiple contracts. Counterparty risk can be reduced by depositing a security. If the Company is owed a security pursuant to an applicable agreement, such security shall be held in custody by the Depositary in favour of the Company. Bankruptcy and insolvency events or other credit events with the OTC counterparty, the Depositary or within their subdepository/correspondent bank network may result in the rights or recognition of the Company in connection with the security to be delayed, restricted or even eliminated, which would force the Company to fulfill its obligations in the framework of the OTC transaction, in spite of any security that had previously been made available to cover any such obligation.

The Company may lend portions of its securities portfolio to third parties. In general, lendings may only be effected via recognized clearing houses such as Clearstream International or Euroclear, or through the intermediary of prime financial institutions that specialise in such activities and in the modus specified by them. Collateral is received in relation to securities lent. Collateral is composed of high quality securities in an amount typically at least equal to the market value of the securities loaned.

As at 31 July 2019, there were no securities lent out for this Company.

OTC-Derivatives*

The OTC-derivatives of the below subfunds with no collateral have margin accounts instead.

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Global Opportunities Access – Balanced CHF		
UBS AG	-20 868.42 CHF	0.00 CHF
Global Opportunities Access – Balanced EUR		
UBS AG	-207 161.60 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Corporate Bonds		
UBS AG	-2 610 817.94 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Equity EUR		
UBS AG	-14 535.14 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Fixed Income EUR		
UBS AG	-9 044.51 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Global Bonds CHF		
UBS AG	-1 227 693.50 CHF	0.00 CHF
Global Opportunities Access – Global Bonds EUR		
UBS AG	-1 570 164.93 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Global Bonds GBP		
UBS AG	-106 952.87 GBP	0.00 GBP
Global Opportunities Access – Global Bonds USD		
UBS AG	-2 670 509.05 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Global Equities		
Bank of America	89 793.30 EUR	0.00 EUR
Barclays	87 284.81 EUR	0.00 EUR
HSBC	-721 554.86 EUR	0.00 EUR
UBS AG	33 530.66 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Global Equities II		
Bank of America	199 222.46 EUR	0.00 EUR
Barclays	136 738.53 EUR	0.00 EUR
HSBC	-1 768 385.83 EUR	0.00 EUR
UBS AG	76 536.56 EUR	0.00 EUR

Global Opportunities Access
Annual Report as of 31 July 2019

Subfund Counterparty	Unrealized gain (loss)	Collateral received
Global Opportunities Access – Growth EUR		
UBS AG	-48 922.54 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – High Yield and EM Bonds		
UBS AG	-5 237 264.04 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Income EUR		
UBS AG	-45 009.99 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Key Multi-Manager Hedge Fund		
UBS AG	127 293.99 EUR	0.00 EUR
Global Opportunities Access – Sustainable Bonds		
UBS AG	-387 014.24 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Sustainable Equities		
UBS AG	-304 475.38 USD	0.00 USD
Global Opportunities Access – Yield CHF		
UBS AG	-18 994.81 CHF	0.00 CHF
Global Opportunities Access – Yield EUR		
UBS AG	-244 527.52 EUR	0.00 EUR

* Derivatives traded on an official exchange are not included in this table as they are guaranteed by a clearing house. In the event of a counterparty default the clearing house assumes the risk of loss.

中間財務書類

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。なお、各サブ・ファンドには下記のクラス投資証券以外のクラス投資証券も存在するが、本書においては下記のクラス投資証券に関する部分のみを抜粋して日本語に記載している。
- ーサステナブル・ボンド
クラスF-acc投資証券
ーサステナブル・エクイティ
クラスF-acc投資証券
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- d. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝110.71円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

純資産計算書

	2021年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	419,174,492.05	46,406,808
投資有価証券、未実現評価（損）益	21,747,094.55	2,407,621
投資有価証券合計（注1）	440,921,586.60	48,814,429
現金預金、要求払預金および預託金勘定	34,887,217.49	3,862,364
発行未収金	7,058,918.33	781,493
先渡為替契約に係る未実現利益（注1）	178,561.79	19,769
資産合計	483,046,284.21	53,478,054
負 債		
有価証券購入未払金（注1）	(9,246,062.04)	(1,023,632)
買戻未払金	(47,755.39)	(5,287)
定率報酬引当金（注2）	(172,662.24)	(19,115)
年次税引当金（注3）	(9,157.94)	(1,014)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(14,756.64)	(1,634)
引当金合計	(196,576.82)	(21,763)
負債合計	(9,490,394.25)	(1,050,682)
期末現在純資産	473,555,889.96	52,427,373

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

純資産計算書

	2021年1月31日現在	
	(米ドル)	(千円)
資 産		
投資有価証券、取得価額	393,302,886.21	43,542,563
投資有価証券、未実現評価（損）益	65,766,065.50	7,280,961
投資有価証券合計（注1）	459,068,951.71	50,823,524
現金預金、要求払預金および預託金勘定	30,440,384.82	3,370,055
発行未収金	6,619,131.05	732,804
先渡為替契約に係る未実現利益（注1）	57,705.31	6,389
資産合計	496,186,172.89	54,932,771
負 債		
有価証券購入未払金（注1）	(7,628,583.56)	(844,560)
買戻未払金	(102,157.93)	(11,310)
定率報酬引当金（注2）	(183,360.11)	(20,300)
年次税引当金（注3）	(10,640.30)	(1,178)
その他の手数料および報酬引当金（注2）	(15,242.18)	(1,687)
引当金合計	(209,242.59)	(23,165)
負債合計	(7,939,984.08)	(879,036)
期末現在純資産	488,246,188.81	54,053,736

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

運用計算書

	自2020年8月1日 至2021年1月31日	
	(米ドル)	(千円)
収 益		
収益合計	0.00	0
費 用		
定率報酬（注2）	(779,315.45)	(86,278)
年次税（注3）	(44,839.42)	(4,964)
その他の手数料および報酬（注2）	(23,064.05)	(2,553)
当座借越に係る利息	(23,143.00)	(2,562)
費用合計	(870,361.92)	(96,358)
投資純（損）益	(870,361.92)	(96,358)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	191,247.18	21,173
先渡為替契約に係る実現（損）益	8,409,214.64	930,984
為替差（損）益	388,479.08	43,009
実現（損）益合計	8,988,940.90	995,166
当期実現純（損）益	8,118,578.98	898,808
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	12,073,903.08	1,336,702
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(4,758,370.83)	(526,799)
未実現評価（損）益の変動合計	7,315,532.25	809,903
運用の結果による純資産の純増（減）	15,434,111.23	1,708,710

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

運用計算書

自2020年8月1日 至2021年1月31日

	(米ドル)	(千円)
収 益		
収益合計	0.00	0
費 用		
定率報酬（注2）	(823,008.49)	(91,115)
年次税（注3）	(51,852.52)	(5,741)
その他の手数料および報酬（注2）	(23,552.78)	(2,608)
当座借越に係る利息	(19,965.83)	(2,210)
費用合計	(918,379.62)	(101,674)
投資純（損）益	(918,379.62)	(101,674)
実現（損）益（注1）		
無オプション市場価格証券に係る実現（損）益	547,520.71	60,616
先渡為替契約に係る実現（損）益	12,718,203.32	1,408,032
為替差（損）益	152,797.69	16,916
実現（損）益合計	13,418,521.72	1,485,565
当期実現純（損）益	12,500,142.10	1,383,891
未実現評価（損）益の変動（注1）		
無オプション市場価格証券に係る未実現評価（損）益	54,145,808.34	5,994,482
先渡為替契約に係る未実現評価（損）益	(6,623,616.10)	(733,301)
未実現評価（損）益の変動合計	47,522,192.24	5,261,182
運用の結果による純資産の純増（減）	60,022,334.34	6,645,073

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

純資産変動計算書

	自2020年8月1日 至2021年1月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	215,326,051.68	23,838,747
発行額	255,336,432.13	28,268,296
買戻額	(12,540,705.08)	(1,388,381)
純発行（買戻）合計	242,795,727.05	26,879,915
投資純（損）益	(870,361.92)	(96,358)
実現（損）益合計	8,988,940.90	995,166
未実現評価（損）益の変動合計	7,315,532.25	809,903
運用の結果による純資産の純増（減）	15,434,111.23	1,708,710
期末現在純資産	473,555,889.96	52,427,373

発行済投資証券数の変動表

	自2020年8月1日 至2021年1月31日
クラスF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	299,025.7570
期中発行投資証券数	574,444.0640
期中買戻投資証券数	(19,320.3570)
期末現在発行済投資証券数	854,149.4640

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

最重要数値

	ISIN	2021年1月31日	2020年7月31日	2019年7月31日
純資産額（米ドル）		473 555 889.96	215 326 051.68	41 883 983.39
クラスF-acc	LU1946743330			
発行済投資証券数（口）		854 149.4640	299 025.7570	69 329.4990
1口当たり純資産価格（米ドル）		106.49	103.23	101.64
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ¹		106.49	103.23	101.64

¹ 注記1を参照

組入証券の構造

地域別分布表	（純資産に対する 百分率 %）	業種別分布表	（純資産に対する 百分率 %）
ルクセンブルグ	51.99	投資信託	93.11
アイルランド	41.12	合計	93.11
合計	93.11		

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

純資産変動計算書

	自2020年8月1日 至2021年1月31日	
	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産	223,896,081.91	24,787,535
発行額	239,268,219.53	26,489,385
買戻額	(34,940,446.97)	(3,868,257)
純発行（買戻）合計	204,327,772.56	22,621,128
投資純（損）益	(918,379.62)	(101,674)
実現（損）益合計	13,418,521.72	1,485,565
未実現評価（損）益の変動合計	47,522,192.24	5,261,182
運用の結果による純資産の純増（減）	60,022,334.34	6,645,073
期末現在純資産	488,246,188.81	54,053,736

発行済投資証券数の変動表

	自2020年8月1日 至2021年1月31日
クラスF-acc	(口)
期首現在発行済投資証券数	285,103.9310
期中発行投資証券数	457,480.7830
期中買戻投資証券数	(45,119.0080)
期末現在発行済投資証券数	697,465.7060

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

最重要数値

	ISIN	2021年1月31日	2020年7月31日	2019年7月31日
純資産額（米ドル）		488 246 188.81	223 896 081.91	42 507 045.93
クラスF-acc	LU1946742878			
発行済投資証券数（口）		697 465.7060	285 103.9310	68 094.6390
1口当たり純資産価格（米ドル）		132.71	112.03	104.74
1口当たり発行・買戻価格（米ドル） ¹		132.71	112.03	104.74

¹ 注記1を参照

組入証券の構造

地域別分布表	（純資産に対する 百分率 %）	業種別分布表	（純資産に対する 百分率 %）
アイルランド	48.13	投資信託	94.02
ルクセンブルグ	45.89	合計	94.02
合計	94.02		

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス

財務書類に対する注記

2021年1月31日現在

注1－重要な会計方針の要約

財務書類は、ルクセンブルグにおける投資信託に関する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成されている。重要な会計方針は、以下のように要約される。

a) 純資産額の計算

投資証券クラスの投資証券1口当たりの純資産価格は、当該投資証券クラスの参照通貨で表示され、営業日（以下「取引日」という。）ごとに計算される。サブ・ファンドであるグローバル・オポチュニティーズ・アクセス－キー・マルチマネジャー・ヘッジ・ファンドに関して、取引日とは、偶数暦週（52週からなる各年の最終偶数暦週を除く。）の各水曜日（かかる水曜日が営業日でない場合は、翌営業日）とする。1口当たりの純資産価格は、各投資証券クラスに帰属するサブ・ファンドの純資産総額を当該サブ・ファンドの投資証券クラスの発行済投資証券数で除することにより計算される。

この場合の「営業日」は、ルクセンブルグの通常の銀行営業日（即ち、銀行が通常の営業時間に営業を行っている各日）を指し、個々の法定外休日およびサブ・ファンドが投資する主要各国の取引所の休業日またはサブ・ファンドの投資対象の50%以上を適切に評価することができない日等を含まない。「法定外休日」とは、銀行および金融機関が休業している日のことである。

サブ・ファンドの各投資証券クラスに帰属する純資産価額の百分率は、サブ・ファンドの発行済投資証券総数に対する各投資証券クラスの発行済投資証券の比率によって決定され、投資証券の発行または買戻しのたびに変動する。

b) 評価原則

- － 流動資産（現金、銀行預金、為替手形および要求払約束手形ならびに未収金、前払費用、現金配当および未受領の宣言もしくは発生した利息の形態を問わない）は、その全額で評価される。ただし、当該価額が全額支払われるか受領される可能性が低い場合はこの限りではなく、この場合、その評価はその正確な価額を表すために適切とみなす控除額を勘案したものである。
- － 証券取引所に上場されている証券、派生商品およびその他の投資対象は、その最終市場価格で評価される。同一の証券、派生商品もしくはその他の投資対象が複数の証券取引所に上場されている場合には、当該投資対象の主要市場である証券取引所における入手可能な最新の価格が適用される。

証券取引所における取引がごく僅かな証券、派生商品およびその他の投資対象で、証券トレーダー間に市場と一致する値付が行われる流通市場が存在する場合、本投資法人は、証券、派生商品およびその他の投資対象をそれらの価格に基づき評価できる。証券取引所に上場されていないが、定期的に運営され、認知され、公開されている他の規制ある市場で取引されている証券、派生商品およびその他の投資対象商品は、当該市場における入手可能な最終価格で評価される。
- － 証券取引所に上場されておらずまたは他の規制ある市場でも取引されていない、適正価格を入手することができない証券、派生商品およびその他の投資対象は、本投資法人が誠実に選択するその他の原則に従って予想売買価格に基づき本投資法人が評価する。

- － OTC派生商品の評価は、独立の値付機関を参照して行われる。派生商品に利用可能である独立の値付機関が1社のみの場合、得られた評価の妥当性は、派生商品が由来する対象商品の市場価格に基づき本投資法人および監査人が認めた計算方法によって検証される。
- － 指令2009/65/EC（以下「UCITS指令」という。）に基づき認可されるその他の譲渡性証券集合投資事業（UCITS）および／またはその他のUCIs（以下「その他のUCIs」という。）の投資証券は、その入手可能な最終純資産価額で評価される。その他のUCITSまたはその他のUCIsの特定の受益証券もしくは投資証券は、投資対象ファンドの投資運用会社または投資顧問会社から独立した、信頼できるサービス・プロバイダーによって提供される見積評価額（見積価格）に基づいて評価される。
- － 証券取引所に上場または公開されている他の規制市場で取引されていない短期金融商品の評価は、適切なカーブに基づく。カーブに基づく評価は、金利と信用スプレッドの要素を参照する。このプロセスには次の原則が適用される。各短期金融商品には、残余期間が最も近い金利が補間される。このように計算された金利は、裏付けとなる借り手を反映する信用スプレッドを加えることによって市場価格に転換される。この信用スプレッドは、借り手の信用格付に重大な変更がある場合には調整される。
- － 関係するサブ・ファンドの通貨勘定以外の通貨建てで、通貨取引によるヘッジを行わない証券およびその他の投資対象は、ルクセンブルグにおける仲値（売買価格の仲値）またはこれを入手できない場合には当該通貨の最も代表的な市場における仲値で評価する。
- － 定期預金および信託投資資産は、額面価額に累積利息を付して評価される。
- － スワップの価値は、外部のサービス提供会社によって計算され、また別の外部サービス提供会社による第二の独立した評価も利用される。かかる計算は、流入および流出の両方のすべてのキャッシュ・フローの正味現在価値に基づいている。特定の場合に、（ブルームバーグより入手可能なモデルと市場データに基づいた）内部での算出額、および／またはブローカー・ステイトメントの評価を利用することもできる。評価方法は、各有価証券によって異なり、UBS評価方針に従って決定される。

本投資法人またはその投資主の利益のために（例えば、マーケット・タイミングの実行回避）を正当化する状況下において、取締役会は、本投資法人の純資産額を調整するために公正価値の値付技法を適用するなどして適切な測定を行う。

特別な状況に起因して、上記の規則による評価が実行不可能または不正確になった場合、本投資法人は、誠実に純資産額の適切な評価を遂行するために他の一般に認められておりかつ精査が可能な評価基準を用いる権限を付与されている。

特別な状況のもとで、爾後に発行もしくは買戻される投資証券の価格に影響するさらなる評価は、その取引日に限り行うことができる。

報酬および手数料ならびに投資先の投資対象の売買スプレッドにより、サブ・ファンドの資産および投資対象の売買に係る実際の費用が入手可能な最新の価格または該当する場合は投資証券1口当たり純資産価格を計算するために用いられる純資産価額とは異なることがある。当該費用は、サブ・ファンドの価値にマイナスの影響を及ぼすものであり「希薄化」と称される。希薄化による影響を軽減するために、取締役会はその裁量により、投資証券1口当たり純資産価格に対して希薄化調整を行うことができる（以下「スイング・プライシング」という。）。

投資証券は通常、単一の価格である投資証券1口当たり純資産価格に基づいて発行され、買い戻される。しかしながら、希薄化による影響を軽減するために、投資証券1口当たり純資産価格は、以下に記載するとおり評価日に調整される。これは、サブ・ファンドが関連する評価日において正味申込ポジションにあるかまたは正味買戻ポジションにあるかに関係なく行われる。ある評価日において、いずれかのサブ・ファンドまたはサブ・ファンドのクラスにおいて取引が行われない場合、未調整の投資証券1口当たり純資産価格が適用される。かかる希薄化調整が行われる状況に関しては取締役会が裁量権を有している。一般的なルールとして、希薄化調整を実行するための要件は関連するサブ・ファンドにおける投資証券の申込みまたは買戻しの規模に基づいている。取締役会は、既存の投資主（申込みの場合）または残存する投資主（買戻しの場合）が損害を被る可能性があると判断する場合に希薄化調整を行うことができる。特に、希薄化調整は以下の場合に行われることがあるが、これらに限定されない。

- (a) サブ・ファンドが継続的に下落している場合（すなわち買戻しによる純流出）。
- (b) サブ・ファンドがその規模に比べて大量の正味申込みを受けている場合。
- (c) サブ・ファンドの特定の評価日におけるポジションが正味申込みまたは正味買戻しになっている場合。または、
- (d) 投資主の利益のために希薄化調整が必要であると取締役会が判断するその他のあらゆる場合。

希薄化調整においては、報酬および手数料ならびに売買価格のスプレッドに十分に見合う適切な数値であると取締役会が判断する金額が、サブ・ファンドが正味申込ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格に加算され、正味買戻ポジションにある場合は投資証券1口当たり純資産価格から控除される。特に、該当サブ・ファンドの投資証券1口当たり純資産価格は、(i) 見積もり財務費用、(ii) サブ・ファンドが負担する可能性がある取引費用および(iii) サブ・ファンドが投資する資産の想定売買スプレッドを反映する金額分だけ（上方または下方に）調整される。一部の株式市場および法域ではバイサイドおよびセルサイドが異なる手数料体系を有することがあるため、最終的な調整額が純流入と純流出とで異なることがある。ただし、調整は基本的に、当該時に適用される投資証券1口当たり純資産価格の最大2%を上限とする。例外的な状況（例えば、市場のボラティリティの上昇および／または流動性の低下、例外的な市況、市場の混乱等）においては、これが実勢市場の状況を示すものであり、投資主の最大の利益であることを取締役会が正当化できるのであれば、取締役会は各サブ・ファンドおよび／または各評価日に関連する該当ある1口当たり純資産価格の2%を超える希薄化調整を一時的に適用することを決定することができる。このような希薄化調整は取締役会が定める手順に従い算出されるものとする。投資主は一時的な手続きが導入される度に、かつ一時的な手続きが終了した直後に、通常の連絡手段を通じて通知を受けるものとする。

サブ・ファンドの各投資証券クラスの純資産価額は個別に計算されるが、希薄化調整はパーセンテージで見ると各クラスの純資産価額に対して同一の影響を及ぼすことになる。希薄化調整はサブ・ファンドの水準において元本に対して適用されるもので、各個人投資者の取引における特定の状況に関連するものではない。

スイング・プライシングの技法は、すべてのサブ・ファンドに適用される。期末現在の純資産価額に対するスイング・プライシングの調整があった場合、サブ・ファンドの3年度比較数値の純資産価額の情報から参照することができる。1口当たり発行・買戻価格は調整済みの純資産価格を表す。

c) 証券の売却に係る実現純（損）益

証券の売却に係る実現損益は、売却証券の平均原価に基づいて計算される。

d) 先渡為替契約の評価

未決済の先渡為替契約の未実現（損）益は、評価日の実勢先渡為替レートに基づいて評価される。

e) 金融先物契約の評価

金融先物契約は、評価日に適用される直近の入手可能な公表価格に基づいて評価される。実現損益および未実現損益の変動は、運用計算書に記帳される。実現損益は、先入先出法に従って計算される。すなわち、最初の取得契約が最初に売却されるものと考えられる。

f) 外貨換算

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て保有される銀行勘定、その他の純資産および投資有価証券評価額は、評価日の最終現物相場の仲値で換算される。個々のサブ・ファンドの通貨以外の通貨建て収益および費用は、支払日の最終現物相場の仲値で換算される。為替差損益は運用計算書に計上される。

個々のサブ・ファンドの基準通貨以外の通貨建て証券の取得原価は、取得日の最終現物相場の仲値で換算される。

g) 組入証券取引の会計処理

組入証券取引は、取引日の翌銀行営業日に会計処理される。

h) 連結財務書類

連結財務書類は、ユーロで表示される。2021年1月31日現在の連結純資産計算書および連結運用計算書の各種科目は、各サブ・ファンドの財務書類の対応する科目の合計に等しい。

以下の為替レートが、2021年1月31日現在の連結財務書類の換算に用いられた。

為替レート

1 ユーロ	=	1.080775 スイスフラン
1 ユーロ	=	0.884722 英ポンド
1 ユーロ	=	1.214900 米ドル

i) 有価証券売却未収金、有価証券購入未払金

「有価証券売却未収金」の勘定科目には、外貨取引による未収金が含まれる。また「有価証券購入未払金」の勘定科目には、外貨取引による未払金が含まれる。

外国為替取引による未収金および未払金は相殺される。

j) 収益の認識

源泉税控除後の配当金は、当該証券が「配当落ち」として最初に記載される日に収益として認識される。受取利息は、日々ベースで発生する。

注２－定率報酬

各サブ・ファンドおよび各サブ・ファンドの投資証券クラスは、当該投資証券クラスに帰属する平均純資産額で計算される上限定率報酬（以下「上限定率報酬」という。）を負担する。かかる報酬は、以下に表示される上限料率で、四半期ごとに支払われる。

	上限定率報酬	実効定率報酬
グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	クラスF/K	クラスF/K
－サステナブル・ボンド	60bps	50bps
－サステナブル・エクイティ	60bps	50bps

定率報酬は、本投資法人、各サブ・ファンドならびに各クラスに関する以下の報酬、コストおよび費用をカバーする。

- －保管受託銀行の報酬、コストおよび費用
- －管理事務代行会社の報酬、コストおよび費用
- －管理会社の報酬、コストおよび費用
- －投資運用会社および投資運用会社の委託先の報酬、コストおよび費用（クラスX投資証券を除く）
- －本投資法人の投資証券の販売活動に関連する報酬、コストおよび費用（外国の監督官庁への本投資法人の登録維持に発生するコストおよび報酬を含む）

本投資法人の運営費用および管理事務費用

定率報酬によってカバーされる報酬、コストおよび費用に加えて、本投資法人は、以下を含むがそれに限定されない運営費用および管理事務費用を含むすべての費用を負担する。

- －本投資法人の資産および収益に関して支払うべきすべての税金（適用ある発行税を含む）
- －本投資法人の資産の保管が委任されている銀行および金融機関の保管費用
- －本投資法人のポートフォリオに保有される証券またはその他の資産（派生商品を含む）に関連する取引に係る通常の銀行手数料（かかる手数料は取得価格に含まれ、売却価格から控除される）
- －本投資法人が適切に負担した手数料、費用およびすべての合理的な立替費用
- －投資主の利益のために、本投資法人または管理会社が負担した弁護士報酬および費用（疑義を避けるための、本投資法人またはそのサブ・ファンドのリストラクチャリングに関連する弁護士報酬および費用を含む）
- －会計、簿記および純資産の計算費用
- －投資主（投資証券の受益者を含む）のために必要な言語での作成費用、ならびに適用のある法律または規制の下で要求される年次報告書および半期報告書、その他の報告書または文書の配布費用（印刷費用ではない）
- －投資主への通知の作成費用および本投資法人の資産の事務管理に関するすべての取引費用（ブローカーの通常手数料、報酬、税金等）
- －ルクセンブルグ内外での本投資法人の認可および監督に係る年間手数料および費用
- －定款、目論見書、K I I Dならびに年次報告書および半期報告書の印刷費、定款ならびに本投資法人に関するその他の文書（必要とする言語で）の作成および／または届出と印刷のコストおよび費用。かかる文書には、本投資法人または本投資法人の投資証券の販売について管轄権を有するすべての監督官庁（現地証券業協会）への届出書、目論見書および説明書が含まれる。
- －投資者に対する純資産額の公表および通知の公告に関するコストおよび費用
- －証券取引所または規制市場への本投資法人の投資証券の上場に関連して請求される手数料および費用
- －投資主に対する配当の支払に関する手数料およびその他の費用

一 監査報酬、コストおよび費用（監査人に対する報酬および費用を含む）

本投資法人は、年またはその他の期間に比例した見積額に基づく定期的または経常的な性質のものに対して管理事務勘定およびその他の費用勘定において発生するものとする。

個々のサブ・ファンドおよび／または個々の投資証券クラスに正確に割当てられる費用はすべて、当該サブ・ファンドおよび当該クラスに請求される。複数またはすべてのサブ・ファンドもしくは投資証券クラスに関連する費用は、該当する純資産額に比例して、あるいは本投資法人または管理会社によって合理的に決定されるその他の基準で該当サブ・ファンドもしくは投資証券クラスに請求される。その投資方針の条項に従ってその他のUCIまたはUCITSに投資するサブ・ファンドの場合、サブ・ファンドおよび当該対象ファンドの両段階で支払が生じる。サブ・ファンドの資産における対象ファンドの管理報酬の最高限度は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して、投資金額の最高3.5%までである。共同経営もしくは支配を通じて、または実質的な直接保有もしくは間接保有することにより、管理会社または他の関連会社によって直接的もしくは間接的に運営される投資信託の受益証券に投資を行う場合、投資を行うサブ・ファンドは、対象ファンドの発行または買戻手数料を請求されることはない。

サブ・ファンドの運営経費の詳細は、KIIDで参照することができる。

設立費用

本投資法人における新たなサブ・ファンドの設立に関連して生じた費用は、当該サブ・ファンドによって負担され、5年以内に償却される。

注3 一年次税

現行法規に準拠して、本投資法人は、四半期毎に支払われ各四半期末日の各サブ・ファンドの純資産額に基づいて計算される年率0.05%の年次税を課されている。機関投資家に対して留保されるクラスに関して、料率は0.01%に減額される。

ルクセンブルグ法の法定条項に準拠して、既に年次税を支払っている他の投資信託の受益証券もしくは投資証券に投資されている純資産の部分に関して、年次税は課されない。

注4 その他の収益

その他の収益は、おもにスイング・プライシングから生じた収益である。

注5 金融先物契約およびオプション契約

2021年1月31日現在、サブ・ファンドごとの金融先物契約およびオプション契約ならびに関連する通貨は、以下のように要約される。

a) 金融先物

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	債券に係る金融先物	
	(購入)	(売却)

該当なし

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	指数に係る金融先物	
	(購入)	(売却)

該当なし

債券または指数に係る金融先物契約（もしあれば）は、当該金融先物の時価（契約数×想定取引規模×当該先物の市場価格）に基づき計算される。

b) オプション

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	指数に係るオプション、従来型（売却）
----------------------	--------------------

該当なし

注6－収益の分配

当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスの投資主総会は、取締役会の提案によりサブ・ファンドの年次決算の終了後に、各サブ・ファンドまたは投資証券クラスから分配を行うかおよび支払われる分配金の程度を決定する。ただし当該サブ・ファンドまたは投資証券クラスが分配を行う権利を与えた場合に限る。本投資法人の純資産額が法律に規定されている最低額を下回る場合には、分配の支払は行われない。分配が行われる場合、支払は年度末後4ヶ月以内に行われる。

取締役会は、中間分配金を支払い、また分配金支払を停止する権限を有している。

注7－ソフト・コミッションの取決め

2020年8月1日から2021年1月31日までの期間中に、グローバル・オポチュニティーズ・アクセスのために締結された「ソフト・コミッションの取決め」はなく、「ソフト・コミッションの取決め」の金額は零である。

注8－総費用比率（TER）

この比率は、スイス・アセット・マネジメント協会（AMAS）およびスイス・ファンド資産運用協会（SFAMA）の「TERの計算ならびに開示に関するガイドライン」現行版に従って計算された。比率はまた、純資産の百分率として遡及的に計算され、純資産（運用費用）に対し継続ベースで請求されるすべての費用および手数料の合計を表す。

過去12ヶ月のTERは、以下のとおりである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス	総費用比率（TER）
ーサステナブル・ボンドF-acc	0.84%
ーサステナブル・エクイティF-acc	1.08%

運用が12ヶ月未満の投資証券クラスのT E Rは、年率換算されている。

通貨ヘッジに関連して発生した取引費用およびその他の費用は、T E Rに含まれていない。

注9－制御不能な事象

2020年3月、世界保健機関はCOVID-19の感染拡大をパンデミックと宣言した。ワクチンの継続的な開発を含め、パンデミックに対する措置については2020年末に向けて進展が見られたものの、このパンデミックが世界的にも地域的にもどの程度の期間や深刻さで経済に影響を与えるかは依然として不透明である。このことは、本投資法人の資産価格のボラティリティや、本報告書で取り上げる資産の評価に関し、継続的な不確実性を引き起こしている。

取締役会および投資運用会社は、政府によるパンデミックに対する措置、ひいてはポートフォリオおよび本投資法人自体への経済的影響を継続して注視する。本投資法人の財務書類を作成するに当たり、取締役会によってなされた継続企業の前提が不適切であるという証拠はない。

注10－適用法、業務地および公認言語

ルクセンブルグ地方裁判所は、投資主、本投資法人および保管受託銀行との間ですべての法的紛争処理を行う場所である。ルクセンブルグ法が適用される。しかし、他の国の投資者の賠償請求に関する件については、本投資法人および／または保管受託銀行は、本投資法人投資証券が売買された国の裁判管轄権に自らを服することを選択することができる。

当財務書類については英語版が公認されたものである。しかし、本投資法人投資証券の購入および売却が可能なその他の国の投資者に対して投資証券が販売される場合、本投資法人および保管受託銀行は、当該国の言語への承認された翻訳（すなわち、本投資法人および保管受託銀行によって承認されたもの）に自らが拘束されるものと認めることができる。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド

2021年1月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約 ／スワップに係る 未実現（損）益 (注1)	純資産 比率 (%)
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD HERMES SDG ENGAGEMENT HIGH YIELD CREDIT FUND-Y-ACC-USD	24 680 254.00	55 259 088.71	11.67
USD ISHARES GREEN BOND INDEX FUND IE-D-HEDGED-USD-CAP	7 019 092.00	83 365 755.68	17.60
USD UBS IRL ETF-MSCI ACWI ESG UNIVERSAL-A-HDG USD-ETF-ACC	1 175 900.00	18 760 308.60	3.96
USD UBS IRL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	2 695 942.00	37 349 580.47	7.89
アイルランド合計		194 734 733.46	41.12
ルクセンブルグ			
USD FOCUSED SICAV - WORLD BANK BOND USD F-ACC	121 174.00	13 403 056.14	2.83
USD FOCUSED SICAV-US CORPORATE BOND SUSTAIN USD F-ACC	603 394.00	73 662 339.52	15.56
EUR ROBECO EURO SUSTAINABLE CREDITS-IH EUR-CAP	432 261.00	77 575 732.47	16.38
EUR UBS ETF - BLOOMBERG BARCLAYS MSCI EURO AREA LIQ CORP-A-CAP	1 814 036.00	34 111 536.03	7.20
USD UBS ETF - SUSTAINABLE DEVELOPMENT BANK BONDS UCITS-ETF-A-ACC	3 953 508.00	47 434 188.98	10.02
ルクセンブルグ合計		246 186 853.14	51.99
投資信託、オープン・エンド型合計		440 921 586.60	93.11
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定された UCITS/その他のUCIs合計		440 921 586.60	93.11
投資有価証券合計		440 921 586.60	93.11
先渡為替契約			
購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日（日-月-年）			
USD 99 816 386.00	EUR 82 000 000.00	19.2.2021	155 873.13 0.03
CHF 140 437 523.20	USD 157 900 000.00	19.2.2021	49 678.69 0.01
EUR 118 021 827.96	USD 143 640 000.00	19.2.2021	-199 562.15 -0.04
GBP 10 820 082.74	USD 14 584 000.00	19.2.2021	275 417.14 0.05
EUR 5 838 868.61	USD 7 100 000.00	19.2.2021	-3 601.95 0.00
CHF 15 117 063.00	USD 17 000 000.00	19.2.2021	2 117.31 0.00
GBP 147 069.20	USD 200 000.00	19.2.2021	1 972.82 0.00
USD 4 854 260.00	EUR 4 000 000.00	19.2.2021	-7 228.43 0.00
USD 4 358 588.40	EUR 3 600 000.00	19.2.2021	-16 751.19 0.00
EUR 9 041 294.06	USD 11 000 000.00	19.2.2021	-11 463.38 0.00
CHF 13 462 716.00	USD 15 200 000.00	19.2.2021	-58 522.01 -0.01
USD 4 359 812.40	EUR 3 600 000.00	19.2.2021	-15 527.19 0.00
EUR 3 000 000.00	USD 3 638 541.00	2.2.2021	6 159.00 0.00
先渡為替契約合計			178 561.79 0.04
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		34 887 217.49	7.37
その他の資産および負債		-2 431 475.92	-0.52
純資産総額		473 555 889.96	100.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・エクイティ

2021年1月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表

銘柄	数量／ 額面	米ドル建評価額 先物／先渡為替契約 ／スワップに係る 未実現（損）益 （注1）	純資産 比率 （％）
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs			
投資信託、オープン・エンド型			
アイルランド			
USD HERMES SDG ENGAGEMENT EQUITY FUND-SHS-X- HEDGED US-ACC	17 861 926.00	43 238 364.27	8.85
USD HERMES-GLOBAL EQUITY ESG FUND-F-HEDGED USD-ACC	10 898 521.00	28 838 576.42	5.91
USD ROCKEFELLER GLOBAL ESG EQUITY UCITS-U4-USD HDG-ACC	216 372.00	29 037 122.40	5.95
USD UBS IRL ETF PLC-GLOBAL GENDER EQUALITY UCITS ETF-USD HDG-ACC	2 690 127.00	46 022 692.72	9.43
USD UBS IRL ETF-MSCI ACWI SOCIALLY RESPONSIBLE-A-HDG USD-ETF-ACC	6 341 755.00	87 858 673.77	17.99
アイルランド合計		234 995 429.58	48.13
ルクセンブルグ			
USD BMO ILI SDG EGE -SHS -XP ACC USD PORTFOLIO HDG-CAPITAL	3 171 097.00	43 539 161.81	8.92
USD MIROVA FDS GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY SHS-H-SI/A(USD)NPF-CAP	420 346.00	68 331 445.76	13.99
USD PICTET - GLOBAL ENVIRONMENTAL OPPORTUNITIES-HJ-USD-CAP	117 074.00	44 429 583.00	9.10
USD UBS (LUX) EQUITY SICAV - LONG TERM THEMES (USD) F-ACC	404 279.00	67 773 331.56	13.88
ルクセンブルグ合計		224 073 522.13	45.89
投資信託、オープン・エンド型合計		459 068 951.71	94.02
ルクセンブルグ2010年12月17日法（改訂済）の第41条(1)e)に規定されたUCITS/その他のUCIs合計			
		459 068 951.71	94.02
投資有価証券合計		459 068 951.71	94.02
先渡為替契約			
購入通貨／購入額／売却通貨／売却額／満期日（日-月-年）			
EUR 122 039 697.21 USD 148 530 000.00 19.2.2021		-206 355.92	-0.04
CHF 156 855 994.88 USD 176 360 000.00 19.2.2021		55 486.59	0.01
GBP 11 939 631.89 USD 16 093 000.00 19.2.2021		303 914.43	0.06
EUR 10 675 592.56 USD 13 000 000.00 19.2.2021		-25 182.56	-0.01
CHF 8 431 193.00 USD 9 500 000.00 19.2.2021		-17 461.47	0.00
EUR 8 217 581.85 USD 10 000 000.00 19.2.2021		-12 580.22	0.00
CHF 14 101 471.50 USD 15 900 000.00 19.2.2021		-40 115.54	-0.01
先渡為替契約合計		57 705.31	0.01
現金預金、要求払預金および預託金勘定その他の流動資産		30 440 384.82	6.23
その他の資産および負債		-1 320 853.03	-0.26
純資産総額		488 246 188.81	100.00

注記は当財務書類と不可分のものである。

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(サステナブル・ボンド)

(2021年2月末日現在)

		米ドル	千円 (d. および e. を除く。)
a. 資産総額		558,167,058.15	61,794,675,008
b. 負債総額		10,265,713.49	1,136,517,140
c. 純資産総額 (a. - b.)		547,901,344.66	60,658,157,867
d. 発行済株式総数	(クラスF-acc投資証券)	1,000,025.9050口	
e. 1口当たり純資産価格	(クラスF-acc投資証券)	105.61	11,692円

(サステナブル・エクイティ)

(2021年2月末日現在)

		米ドル	千円 (d. および e. を除く。)
a. 資産総額		570,530,654.80	63,163,449
b. 負債総額		4,290,301.02	474,979
c. 純資産総額 (a. - b.)		566,240,353.78	62,688,470
d. 発行済株式総数	(クラスF-acc投資証券)	806,138.8260口	
e. 1口当たり純資産価格	(クラスF-acc投資証券)	134.71	14,914円

第6【販売及び買戻しの実績】

（サステナブル・ボンド）

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2019年7月末日に 終了する会計年度末	クラスF-acc 投資証券	69,410.4990 (0)	81.0000 (0)	69,329.4990 (0)
2020年7月末日に 終了する会計年度末	クラスF-acc 投資証券	271,311.8660 (0)	41,615.6080 (0)	299,025.7570 (0)

（サステナブル・エクイティ）

		販売口数	買戻し口数	発行済口数
2019年7月末日に 終了する会計年度末	クラスF-acc 投資証券	68,186.6390 (0)	92.0000 (0)	68,094.6390 (0)
2020年7月末日に 終了する会計年度末	クラスF-acc 投資証券	264,103.3590 (0)	47,094.0670 (0)	285,103.9310 (0)

（注1）（ ）内の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数であり、受渡し日を基準として算出している。

一方、（ ）の上段の数字は約定日を基準として算出している。

（注2）サブテナブル・ボンドは2019年5月13日に運用が開始され、クラスF－a c c投資証券は2019年5月13日に運用が開始された。

（注3）サブテナブル・エクイティは2019年5月13日に運用が開始され、クラスF－a c c投資証券は2019年5月13日に運用が開始された。

第四部【特別情報】

第1【投資法人制度の概要】

（2020年5月付）

定 義

1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法（随時改正および補足済）
2002年法	投資信託に関する2002年12月20日法（随時改正および補足済）
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法（随時改正および補足済）
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正および補足済）
1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法
A I F	通達2011／61／E U第4条第1項（a号）に記載される投資信託（その投資コンパートメントを含む。）であり、以下に該当するオルタナティブ投資ファンドをいう。 （a）多数の投資家から資本を調達し、当該投資家の利益のために定められた投資方針に従って当該資本を投資することを目的とする。 （b）通達2009／65／E C第5条に基づく許認可を要しない。
A I F M	ルクセンブルグにおいて、この用語は、2013年法第1条第39項に規定するオルタナティブ投資ファンドを意味する。
C S S F	その通常の事業活動として一または複数のA I Fを運用する法人であるオルタナティブ投資ファンド運用者をいう。
E C	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
E E C	欧州共同体
E S M A	欧州経済共同体（現在はE Cが継承）
E U	欧州証券市場監督局
F C P	欧州連合（特に、E Cにより構成）
加盟国	契約型投資信託
メモリアル	E U加盟国または欧州経済地域を形成する契約の当事者であるその他の国
パートIファンド	ルクセンブルグの官報であるメモリアルA
パートIIファンド	2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（通達2009／65／E Cをルクセンブルグ法に導入）。かかるファンドは、一般に「U C I T S」と称する。
R C S	2010年法パートIIに基づく投資信託
R E S A	ルクセンブルグ大公国の商業および法人登記所 （Registre de Commerce et des Sociétés）
S I C A F	ルクセンブルグ大公国の中央電子プラットフォームである会社公告集 （Recueil Electronique des Sociétés et des Associations）
S I C A V	固定資本を有する投資法人
U C I	変動資本を有する投資法人
U C I T S	投資信託
	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

I. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要および統計

ルクセンブルグにおいて契約型の投資信託は1959年に初めて設定された。2020年3月31日現在、規制を受ける契約型UCIは1,334存在し¹、純資産総額は、7,696億5,700万ユーロ²である。投資法人型のファンドは1959年から1960年にかけて初めて設定され、このタイプの代表的なファンドとして、パン・ホールディング（Pan-Holding）、セレクトッド・リスクス・インベストメント（Selected Risks Investments）およびコモンウェルス・アンド・ヨーロピアン・インベストメント・トラスト（Commonwealth and European Investment Trust）があげられる。オープン・エンドの仕組みを有する投資法人型のファンドは1967年から1968年にかけて初めて設立された。その最初のファンドはユナイテッド・ステイツ・トラスト・インベストメント・ファンド（United States Trust Investment Fund）である。2020年3月31日現在、規制を受けるSICAV型およびSICAR型のUCIは2,322存在し、純資産総額は、3兆3,485億8,500万ユーロ³である。

2020年3月31日現在、ルクセンブルグ籍のファンドが運用する純資産の総額は4兆6,687億1,300万ユーロ⁴に達している。

¹ この数値は、UCITS、パートIIファンドであるUCI、SIFおよびSICARを含む。

² CSSFウェブサイト（<http://www.cssf.lu/en/supervision/ivm/ucits/statistics/>）上で入手可能な最新の統計を参照のこと。

³ Idem

⁴ ALFIウェブサイト
（https://www.alfi.lu/Alfi/media/Statistics/Luxembourg/ouverture_section_statistique_chiffres_du_mois.pdf）
上で入手可能な最新の統計を参照のこと。

II. ルクセンブルグの投資信託の監督

ルクセンブルグの投資信託の監督は、公的機関によって行われている。これは、当初は、銀行および信用取引ならびに有価証券の発行を規制する1965年6月19日付の大公令、その後は、投資信託の監督に関する1972年12月22日付の大公令に基づく管轄権を有する銀行監督官であった。

監督機関の機能は、その後、1983年5月20日法によりルクセンブルグ金融庁（以下「IML」という。）（同法第30条に基づき銀行監督官の継承者となり、1998年4月22日法に基づきルクセンブルグ中央銀行（以下「BCL」という。）になった。）に委譲された。

1999年1月1日以降、監督機能は、BCLとは分離されており、1998年12月23日法により新たに創設された公的機関である金融監督委員会（以下「CSSF」という。）によって行使されている。CSSFは、銀行、金融セクターで業務を行っているその他の機関および投資信託の監督に関し以前はBCLに委託されていたあらゆる規制に関する権限、ならびにルクセンブルグ証券取引所およびルクセンブルグ証券取引所での有価証券の公募および有価証券の上場に関し証券取引委員会に委託されていたあらゆる規制に関する権限を行使している。

II. ルクセンブルグの投資信託の形態

1. 前書き

1.1 一般⁵

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、商事会社に関する1915年8月10日法（随時改正および補足済）（以下「1915年法」という。）ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

5

ルクセンブルグの投資信託制度は、特に欧州連合の法律に基づいており、かかる法律は現時点の概要において適宜考慮されているが、必ずしもすべての欧州連合の法律が現時点の概要に反映されているとは限らないこと（特にその射程が投資信託以外に及ぶ場合）に留意されたい。

1.2 UCITS/UCI

1983年8月25日法は廃止され、これに代わり投資信託に関する1988年3月30日法（改正済）（以下「1988年3月30日法」という。）が制定された。1988年3月30日法は、通達85/611/EEC（以下「UCITS通達」という。）の規定をルクセンブルグ国内法として制定し、また、ルクセンブルグの投資信託制度についてのその他の改正を盛り込んだものである。

投資信託に関する2002年12月20日法（以下「2002年法」という。）により、ルクセンブルグは、UCITS通達を改正する通達2001/107/ECおよび通達2001/108/ECを実施した。2002年法は、2002年12月31日にメモリアルに公告され、2003年1月1日から施行された。

経過規定に従い、2002年法は、直ちに1988年3月30日法に代わるものではなく、1988年3月30日法は2004年2月13日まで全体として効力を有し、UCITSに適用される経過規定として2007年2月13日まで効力を有していた。

投資信託に関する2010年12月17日法（以下「2010年法」という。）により、ルクセンブルグは、2009年7月13日付通達2009/65/EC（以下「UCITS IV通達」という。）を実施した。2010年法は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。2002年法パートIIに基づくUCIについては、2011年1月1日より2010年法が法律上適用された。

2010年法は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2013年7月12日法（以下「2013年法」という。）により改正された。2013年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行され、近時、預託業務、報酬方針および制裁に関する2014年7月23日付欧州議会および理事会通達2014/91/EU（以下「UCITS V通達」という。）をルクセンブルグ法に適用する2016年5月10日法により改正された。2016年5月10日法は、2016年5月12日にメモリアルに公告され、2016年6月1日付で施行された。

2010年法の最後の改正は、2019年4月11日にメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

1.3 専門投資信託

その証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に関する1991年7月19日法（以下「1991年法」という。）は、ルクセンブルグの成文法に基づく、機関投資家に限定される規制UCIを導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法は、2007年2月13日より1991年法を廃止し、これに取って代わった（以下、併せて「2007年法」という。）。これによりその証券が一般に募集されることを予定しない投資信託に代わり、専門投資信託（以下「SIF」という。）が導入された。

2007年法は、2013年法により改正された。改正済の2007年法は、2013年7月15日にメモリアルに公告され、同日付で施行された。2007年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

SIFは、かかるピークルへの投資に係るリスクを正確に評価できる情報に精通した投資家に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってUCIに区分されている。SIFは企業構造および投資規則の点でより柔軟性が高いだけでなく、監督義務がより緩やかである。このことは、いかなるプロモーターもCSFの承認を得る必要がないという事実からも明らかである。適格投資家には機関投資家およびプロの投資家のみならず、十分な知識を有する個人投資家も含まれる。

1.4 リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法（以下「RAIF法」という。）は、2013年法および2010年法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、認可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。よって、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で（直接的で）慎重な監督に服するものでもない。RAIFは、CSSFの監督に服することなく、SIF制度およびSICAR制度の法律上および税務上の特徴を併せて有する。

RAIF法の最後の改正は、2019年7月18日のメモリアル第514号において公告されたEuVECA、EuSEF、MMF、ELTIFおよび証券化STSの規則の適切な適用に関する規則を制定する2019年7月16日法により行われた。

2. 投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）

2.1. 一般規定とその範囲

2.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パートI UCITS（以下「パートI」という。）

パートII その他のUCI（以下「パートII」という。）

パートIII 外国のUCI（以下「パートIII」という。）

パートIV 管理会社（以下「パートIV」という。）

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定（以下「パートV」という。）

2010年法は、パートIが適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」（以下「UCITS」という。）とパートIIが適用される「その他の投資信託」（以下「UCI」という。）を区分して取り扱っている。2010年法パートIIに基づくUCIは、2013年法に規定するAIFとしての資格を有するのに対して、UCITSは、2013年法の範囲から除外されている。

2.1.2. 欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国内に登録され、2010年法パートIに基づき譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「パートIファンド」という。）としての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その株式または受益証券を自由に販売することができる。

2.1.3. 2010年法第2条第2項は、同法第3条に従い、パートIファンドとみなされるファンドを、以下のよう定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資すること、および/またはリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とするファンド、ならびに
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買い戻されるファンド（受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。）。

2.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条第2項のUCITSの定義に該当するが、パートIファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- a) クローズド・エンド型のUCITS
- b) EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- c) 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売するUCITS
- d) 2010年法第5章によりパートIファンドに課される投資方針がその投資および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.5. 上記d) の分類は、2003年1月22日付C S S F通達03/88（2002年法に関連して示達されたものだが、2010年法に関しても有効である。）によって以下のとおり定義されている。

- a) 2002年法第41条第1項（現2010年法第41条第1項）に規定されている譲渡性のある証券以外の証券および／またはその他の流動性のある金融資産に、純資産の20%以上を投資することができる投資方針を有する投資信託
- b) 純資産の20%以上をハイリスク・キャピタルに投資することができる投資方針を有する投資信託。ハイリスク・キャピタルへの投資とは、設立間もない会社またはまだ発展途上にある会社の証券に対する投資を意味する。
- c) 投資目的で純資産の25%以上を継続的に借り入れることができるという投資方針を有する投資信託
- d) 複数のコンパートメントから成り、その一つが投資または借入方針を理由に、2002年法のパートI（現在は2010年法のパートI）の条項を充足していない投資信託

2.1.6. 2010年法は、他の条項と共にU C I T Sの投資方針および投資制限について特別の要件を規定しているが、投資信託としての可能な法律上の形態は、パートIファンドおよびパートIIファンドのいずれについても同じである。

投資信託には以下の形態がある。

- 1) 契約型投資信託（fonds commun de placement (FCP) , common fund)
- 2) 投資法人（investment companies）、これは
 - － 変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）である場合と、
 - － 固定資本を有する投資法人（以下「S I C A F」という。）である場合がある。

上記の種類の投資信託は、2010年法、1915年法ならびに共有および一般契約法に関する民法の一部の規定に従って設定されている。

2.2. それぞれの型の投資信託の主要な特性の概要

以下に記載される特徴に加え、2010年法第9条、第11条、第23条、第27条、第28条、第66条、第91条、第94条、第96条、第98条、第99条および第125－1条は、特定の特性を規定しており、または、C S S F規則によって特定の追加要件が定められる可能性を規定している。

（注）本書の日付において、この点に関して、C S S F規則は制定されていない。

2.2.1. 契約型投資信託

契約型の投資信託は、F C Pそれ自体、管理会社および保管受託銀行の三要素から成り立っている。

ファンドの概要

F C Pは法人格を持たず、投資家の複合投資からなる、2010年法第41条第1項に規定される譲渡性のある証券およびその他の金融資産の分割できない集合体である。投資家はその投資によって平等に利益および残余財産の分配に参加する権利を有する。F C Pは会社として設立されていないため、個々の投資家は株主ではなく、その権利は投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、第1710条、第1779条、第1787条および第1984条、ただし、これらに限られない。）および2010年法に従っている。

投資家は、F C Pに投資することにより投資家自らと管理会社の間に確立される契約上の関係に同意する。かかる関係は、F C Pの約款（以下を参照のこと。）に基づく。投資家は、投資を行ったことにより、F C Pの受益証券（以下「受益証券」という。）を受領することができ、当該投資家を「受益者」と称する。

受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定される。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券の買戻請求は、いつでも行うことができるが、約款に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、2010年法第12条に従い買戻請求が停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づいている。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

分配方針は約款の定めに従う。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はF C Pとしての許可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、C S S F規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に定められている範囲内で執行すること。
- 発行価格および買戻価格は、パート I ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算されること。また、パート II が適用されるその他のすべての投資信託の場合は、少なくとも1か月に1度は計算されること。しかしながら、C S S Fは、頻度の減少が受益者の利益を毀損しないことを条件として、U C I T Sがこの頻度を1か月に1度に減らすことを許可することができ、また、適時かつ適正な請求により、パート II が適用されるその他の投資信託に対してもかかる減少を許可することができる。
- 約款には以下の事項が記載されること。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている特定の目的に従った投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計期間
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 2010年法パート I に基づくFCPに関し、管理会社は、状況により必要とされる例外的な場合、および受益者の利益を考慮した上で停止することが妥当であると認められる場合、受益証券の買戻しを一時的に停止することができる。いかなる場合も、純資産価額の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が全体として受益者の利益となる場合、（特に、FCPの業務および運営に関する法律、規則または契約の規定が遵守されていない場合）、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

2.2.1.1. 投資制限

F C Pに適用される投資制限に関しては、2010年法は、パート I ファンドの資格を有する投資信託に適用される制限とその他のU C I に適用される制限とを明確に区別している。

A) パート I ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されており、主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) U C I T Sは、証券取引所に上場されていないまたは定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%まで投資することができる。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がE U加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるU C I T Sの設立文書に規定されていなければならない。

(2) UCITSは、UCITS IV通達に従い認可されたUCITSまたは同通達第1条第2項第1号および／または第2号に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に（設立国がEU加盟国であるか否かにかかわらず）投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- － かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度であると判断する監督に服すること、および監督機関間の協力が十分に確保されることが定められている法律に基づき認可されたものであること。
- － かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分離保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS IV通達の要件と同等であること。
- － かかるUCIの業務が、報告期間の資産、債務、収益および運用の評価が可能であるような形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
- － 取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIが、その設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でその資産の10%超を投資しないこと。

その他のUCIに関して、CSSFは、2018年1月5日付CSSFプレスリリース18/02で公表されるとおり、UCITSの商品として適格性を有するために遵守すべき追加の基準を設けている。したがって、その他のUCIは、以下の基準を遵守しなければならない。

- (i) その他のUCIは、UCITS通達第1条第2項(a)に従い、非流動資産（商品および不動産など）に投資することを禁止される。
- (ii) その他のUCIは、UCITS通達第50条第1項(e)(ii)に従い、UCITS通達の要件と同等の、資産の分別保有、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則に服する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。
- (iii) ファンドの規則または設立文書において、UCITS通達第50条第1項(e)(iv)に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に、合計でUCIの資産の10%を超えて投資することができない旨の制限を記載する。なお、単に実務上遵守するだけでは足りないものとする。

(3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引きおろすことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関がEU加盟国に登録事務所を有するか、非加盟国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品（現金決済商品と同等のものを含む。）および／または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品（以下「OTCデリバティブ」という。）に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- － UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- － OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- － OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

デリバティブ商品を利用するUCITSに適用される条件および制限について、CSSFは、リスク管理ならびにリスク管理手続の内容および形式に関する2011年5月30日付通達11/512（改正済）を發布した。通達11/512は、特に2010年7月28日および2011年4月14日付CESR/ESMAガイドラインならびに2010年12月22日付CSSF規則10-4をもってリスク管理に係る法的枠組みに関して行われた主な変更を記載している。CSSF通達11/512は、洗練されたUCITSと洗練されていないUCITSの従前の区別および関連するデリバティブ商品の利用の違いを克服するものである。全体的エクスポージャーの適切な計算方法を選択する目的において、管理会社は、金融デリバティブ商品の利用を含め、投資方針および投資戦略を基準として各UCITSのリスク特性を評価するものとする。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条（すなわち上記（1））に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 1) 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 2) 上記（1）に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- 3) EC法が規定する基準に従った慎重な監督に服している発行体またはEC法が規定する基準と少なくとも同程度の厳格さを有しているとCSSFが判断する慎重なルールに服しかつこれを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- 4) CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、1)ないし3)項に規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、その発行体は、資本および準備金が少なくとも10,000,000ユーロあり、通達2013/34/EUに従い年次財務書類を公表する会社であるか、または一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従するもしくは銀行の与信ラインを享受する証券化目的のビークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) UCITSは、常時、ポートフォリオのポジション・リスクおよび全体的リスク状況への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブ商品の価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプ、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。かかる運用においてデリバティブ商品が使用される場合、かかる条件および制限は、2010年法に定められている規定に従うものとする。いかなる状況においても、かかる運用により、UCITSが、UCITSの約款または目論見書に定められている投資目的から逸脱することになってはならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

- (c) UCITSは、デリバティブ商品に関する全体的エクスポージャーが、ポートフォリオの総資産価額を超過しないよう確保しなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、市場動向の可能性およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)、(12)および(13)に規定する投資制限を超過してはならない。UCITSが指数ベースの金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する制限と合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブを内包する場合は、本項の要件への適合については、かかるデリバティブも勘案しなければならない。

- (10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてならない。

- (b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、一つの機関について、かかる機関が発行した譲渡性のある証券または短期金融商品、かかる機関への預金および／またはかかる機関と行ったOTCデリバティブ取引において発生するエクスポージャーの総額が、その純資産の20%を超える投資を行ってはならない。

- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、EU加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所がEU加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、これらの債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の有効全期間中、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払に充てられる、債券に付随する請求をカバーできる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

CSSFは、本(10)に定める基準に適合した債券の発行に関する本(10)(d)の第1項で言及される法律および監督上の取決めに従い、本(10)(d)の第1項に記載する債券の種類ならびに承認済みの発行銘柄の種類のリストを欧州証券市場監督局（以下「ESMA」という。）に送付するものとする。

- (e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、本項に記載される40%の制限の計算には含まれない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投

資、上記（a）、（b）、（c）および（d）に従って行われる当該機関への預金またはデリバティブ商品への投資は、当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達2013/34/EUまたは公認の国際会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては一発行体とみなされる。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%まで投資することができる。

- (11) 以下の（15）に記載される制限に反することなく、（10）に記載する制限は、UCITSの設立文書に従って、その投資方針の目的が（以下のベースで）CSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および／または債券への投資については、20%まで引き上げることができる。

- － 指数の構成が十分多様化していること
- － 指数が関連する市場のベンチマークとして適切であること
- － 指数は適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、一発行体にのみ許される。

- (12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、EU加盟国、その地方自治体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する、異なる譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、（10）および（11）に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、一銘柄が全額の30%をこえることはできない。

- (b) (a)に記載するUCITSは、その設立文書において、明示的に、その純資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関につき説明しなければならない。

- (c) さらに、（a）に記載するUCITSは、その目論見書および販売文書の中に、かかる許可に注意を促し、その純資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を示す明確な説明を記載しなければならない。

- (13) (a) UCITSは、（2）に記載するUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその純資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用目的のため、2010年法第181条に定める複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、当該UCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は（10）記載の制限において合計する必要はない。

- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されているその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかるその他のUCITSおよび／またはUCIの受益証券への当該UCITSの投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

その他のUCITSおよび／またはその他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、その目論見書において、当該UCITS自身ならびに投資を予定するその他のUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。また、その年次報告書において、当該UCITS自身ならびに投資するUCITSおよび／またはその他のUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追従する投資を行う場合、目論見書および必要な場合その他の販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合はその他の販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パートIに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - (ii) 同一発行体の債務証券の10%
 - (iii) 2010年法第2条第2項の趣旨内の同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - (iv) 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記(ii)ないし(iv)の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) EU加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品

- 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
- 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
- 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が存在する国における管理、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本章の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの監督の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (c) 発行体が複数のコンパートメントを有する法主体であって、コンパートメントの資産が、当該コンパートメントの投資家ならびに当該コンパートメントの創設、運用および解散に関し生ずる請求権を有する債権者に排他的に留保される場合、各コンパートメントは、(10)、(11)および(13)に記載されるリスク分散規定の適用上、個別の発行体とみなされる。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的な場合は、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。この場合、この借入れと1)による借入れの合計は、UCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(8)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品で一部払込済のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) UCITSのコンパートメントは、UCITSのフィーダー・ファンド（以下「フィーダー」という。）またはかかるUCITS（以下「マスター」という。）のコンパートメントのフィーダー・ファンドとなることができるが、かかるUCITS自体はフィーダー・ファンドとなったりまたはフィーダー・ファンドの受益証券を保有したりしてはならない。かかる場合、フィーダーは、その資産の少なくとも85%をマスターの受益証券に投資するものとする。

フィーダーは、15%を超える資産を以下の一または複数のものに投資することができない。

- － 2010年法第41条第2項第2段落に従う補助的な流動資産
 - － 2010年法第41条第1項g）および第42条第2項および第3項に従う金融デリバティブ商品（ヘッジ目的のためにのみ利用可能）
 - － フィーダーが投資法人である場合は、その事業を直接行う上で必須の動産および不動産
- フィーダーとしての資格を有するUCITSのコンパートメントが、マスターの受益証券に投資する場合、フィーダーは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

コンパートメントがフィーダーとしての資格を有する場合、フィーダーがマスターの受益証券への投資を理由に支払うコストのすべての報酬および償還（ならびにフィーダーおよびマスター双方の手数料合計）の記載が、目論見書において開示されるものとする。年次報告書において、UCITSは、フィーダーおよびマスターの双方の手数料合計についての明細を記載するものとする。

UCITSのコンパートメントが、別のUCITSのマスター・ファンドとしての資格を有する場合、フィーダーであるUCITSは、マスターから、申込手数料、償還手数料、または後払販売手数料、転換手数料を一切請求されない。

(21) UC Iのコンパートメントが、目論見書だけでなく約款または設立証書に規定されている条件に従って、以下の条件に基づき同一のUC I（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行される予定のまたは発行された証券を申し込み、取得し、および／または保有する場合がある。

- － 対象ファンドが、反対に、対象ファンドの投資先であるコンパートメントに投資することはない。
- － 合計で対象ファンドの10%を超える資産を、その他の対象ファンドの受益証券に投資することはできない。
- － 対象ファンドの譲渡可能証券に付随する議決権は、投資期間中は停止される。
- － いかなる場合も、これらの証券がUC Iに保有されている限り、それらの価額は、2010年法により課されている純資産の最低値を確認する目的でのUC Iの純資産の計算について考慮されない。
- － 対象ファンドに投資しているUC Iのコンパートメントの段階と対象ファンドの段階の間で、管理報酬、買付手数料および／または償還手数料の重複はない。

2010年法に加えて、以下の法的文書が特に考慮されなければならない。

- － 純資産価格の計算の誤りの場合における投資家の保護および投資信託に適用される投資規則の不遵守により生じる影響の是正に関する1997年1月21日付C S S F通達02/77
- － 一定の定義の明確化に関するUCITS通達およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/CE（以下「2007/16通達」という。）を、ルクセンブルグにおいて実施する、2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則（以下「大公規則」という。）

- ― 大公規則を参照してかかる大公規則の条文を明確化する2008年11月26日付C S S F 通達08/380により改正済である、2008年2月19日に示達されたC S S F 通達08/339。

C S S F 通達08/339は、2002年法の関連規定の意味の範囲内で、かつ大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産とみなせるか否かを評価するに当たり、U C I T S がこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。

- ― 特定の証券貸付取引においてU C I T S（および原則としてU C I も）が利用することのできる譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と商品の詳細について示した、2008年6月4日に示達されたC S S F 通達08/356（C S S F 通達11/512（改正済）により改正済である。）

C S S F 通達08/356は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。通達は、U C I T S（U C I）のカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどう保管すべきか定めている。通達は、証券貸借取引によってU C I T S（U C I）のポートフォリオ管理業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨に再度言及している。最後に、通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

- ― 2008年11月26日にC S S Fは、U C I T Sによる投資の対象となる適格資産に関するC E S Rのガイドラインを規定するC S S F 通達08/380を示達した。同通達は、U C I T Sによる投資の対象となる適格資産に関するC E S Rのガイドラインであり、委員会によってC S S F 通達08/339により公布された2007年3月付のC E S R/07-044を取消し、これに取って代わった。

このC S S F 通達08/380は、効率的なポートフォリオ管理を目的とする技法および商品に関する、U C I T Sによる投資の対象となる適格資産に関するC E S Rのガイドラインの変更のみに焦点を当てたものである。この通達には、U C I T S 通達第21条の規定に従わなくてはならないという要件は、特に、U C I T S が買戻条件付き売買契約または証券貸付を使用することを許可された場合、かかる取引は、U C I T S のグローバル・エクスポージャーを算定するために配慮されなければならないことを含意していることが記載されている。

- ― 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付C E S Rガイドライン10-049（改定済）
- ― 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理および預託機関と管理会社の間の契約の内容に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/43/EUを置換する2010年12月22日付C S S F 規則10-4
- ― ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定に関する通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付欧州委員会通達2010/44/EUを置換する2010年12月22日付C S S F 規則10-5（改正済）
- ― 他の欧州連合加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うU C I T S およびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他の欧州連合加盟国のU C I T S が踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付C S S F 通達11/509
- ― C S S F 規則10-4およびE S M Aによる明確化の公表後のリスク管理における主要な規制変更の発表、リスク管理ルールに関するC S S Fによるさらなる明確化ならびにC S S F に対して連絡されるべきリスク管理プロセスの内容およびフォーマットの定義に関する2011年5月30日C S S F 通達11/512。C S S F 通達11/512は、C S S F 通達18/698によって改正された。

- － 運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関する2012年7月9日付C S S F通達12/540
 - － オープン・エンド型投資信託に重大な変更が生じた場合における投資家保護に関する2014年7月22日付C S S F通達14/591
 - － E T Fおよびその他のU C I T Sに関するE S M Aガイドライン2014/937(改定済)に言及する2014年9月30日付C S S F通達14/592(同通達は、C S S F通達13/559により実施された、2012年公告の関連するE S M Aガイドライン(E S M A/2012/832)に取って代わった。)
- このC S S F通達14/592は、主に、U C I T S、インデックスストラッキングU C I T S、レバレッジU C I T Sおよび逆レバレッジU C I T S、証券貸付などの担保を利用するU C I T S、レポおよび逆レポ契約を扱う。この点に関して、E U規則2015/2365も考慮しなければならない。
- － ヨーロッパのマネー・マーケット・ファンドの共通定義に関するC E S Rのガイドライン(C E S R/10-049)のレビューに関するE S M Aの意見に関する2014年12月2日付のC S S F通達14/598
 - － 税務情報の自動的交換および税務事項におけるマネーロンダリング防止の動向に関する2015年3月27日付C S S F通達15/609
 - － 管理委員会/戦略に関する文書の調製、交付および協議の外部委託システムに関するリスク管理に関する2015年4月16日付のC S S F通達15/611
 - － C S S Fに対する新たな月次報告に関する2015年12月3日付C S S F通達15/627
 - － 休眠または不活動口座に関する2015年12月28日付C S S F通達15/631－ 投資信託に関する2010年法パート I に服するU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S(該当する場合)に適用される規定に関する2016年10月11日付C S S F通達16/644。C S S F通達16/644は、2018年8月23日付C S S F通達18/697により改正済である。
 - － ルクセンブルグ法により規制される投資ファンド運用者の認可および規制に関する2018年8月23日付C S S F通達18/698
 - － 証券(E S M A)および銀行(E B A)セクターの苦情処理に関する2018年10月4日付ガイドラインの採択に関する2019年4月30日付C S S F通達19/718
 - － 非A B C P証券化のS T S基準およびA B C P証券化のS T S基準に関するE B Aガイドラインの実施に関する2019年5月15日付C S S F通達19/719
 - － オープン・エンド型の投資信託の流動性リスク管理に関するI O S C Oの勧告に関する2019年12月20日付通達19/733
 - － 新型コロナウイルスの世界的流行下における金融犯罪およびA M L/C F Tへの影響に関する2020年4月10日付C S S F通達20/740

(注) 2002年法に関連して示達された上記のC S S F通達および大公規則は、2010年法上でも引き続き適用される。

上記に定められた投資の制限および制約の適切な実施という文脈において、ルクセンブルグの管理会社およびS I C A Vは、常時、ポートフォリオの自己のポジション・リスクおよび全体的リスク状況への自己の寄与度を監視・測定することを可能とし、かつO T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価することを可能とするリスク管理プロセスを採用しなければならない。かかるリスク管理プロセスは、2011年5月30日に出されたC S S F通達11/512(C S S F通達18/698により改正済みである。)、に基づき定められた要件を遵守するものとし、当該通達は、リスク管理における主要な規制変更を示し、リスク管理ルールに関してC S S Fよりさらに明確化しており、かつC S S Fに対して連絡されるべきリスク管

理プロセスの内容およびフォーマットを定義している。この通達により、UCITSの目論見書は、遅くとも2011年12月31日の時点で以下の情報が記載されていなければならない。

- － コミットメント・アプローチ、レラティブVaRまたは絶対的VaRアプローチの間を区別する、グローバル・エクスポージャー決定方法
- － 予想されるレバレッジ・レベル、ならびにそれより高いレバレッジ・レベルの可能性（VaRアプローチを用いるUCITSについて）
- － レラティブVaRアプローチを用いるUCITSについての参照ポートフォリオに関する情報

また、CSSF通達14/592により実施された、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン2014/937（改定済）も、同文脈の中で考慮されるべきである。

当該ガイドラインの目的は、インデックスストラッキングUCITSおよびUCITS ETFに関して伝達されるべき情報に関するガイドラインを、UCITSが店頭市場において金融デリバティブ取引を行う時および効率的なポートフォリオ管理を行う時に利用する一定の規則とともに提供することにより、投資家を保護することである。

B) パートIIファンドに該当するFCPに適用される投資制限に関して、2010年法パートIIには、UCIの投資規則または借入規則についての規定はない。パートIファンドに該当しないFCPに適用される制限は、2010年法第91条第1項に従い、CSSF規則によって決定され得る。

（注）かかるCSSF規則は未だ出されていない。

ただし、2010年法パートIIに準拠するUCIに適用される投資制限は、1991年1月21日付IML通達91/75およびオルタナティブ投資戦略を実行するUCIに関する通達02/80において定められている。

2.2.1.2. 管理会社

パートIファンドを管理する管理会社は、2010年法第15章に定められる要件を遵守しなければならない（以下を参照のこと。）。

パートIIファンドのみを管理する管理会社は、2010年法第16章によって規制される。

パートIIファンドの資格を有するFCPの管理は、ルクセンブルグに登録上の事務所を有し、2010年法第16章または第15章のいずれかに定められる条件を遵守する管理会社によって行われる。

2.2.1.2.1. 2010年法第16章

同法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。2010年法は、同法第125-1条に服する管理会社と同法第125-2条に従う管理会社とを区別している。

（1）2010年法第125-1条に服する管理会社

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってそのウェブサイト上で入手可能なオフィシャル・リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。

2010年法第125-2条の適用を損なうことなく、本（1）に従い認可を受ける管理会社は、以下の活動にのみ従事することができる。

（a）通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルの管理を確保すること

（b）通達2011/61/EUに規定するAIFとしての資格を有する、一または複数の契約型投資信託または変動資本を有する一または複数の投資法人もしくは固定資本を有する投

資法人について、2010年法第89条第2項に規定する管理会社の機能を確保すること。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および／または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人（いずれも、単数か複数かを問わない。）のために、2010年法第88－2条第2項a）に従い外部AIFMを任命しなければならない。

(c) 自らの資産が管理下に置かれる一または複数のAIFの管理が、2013年法第3条第2項に規定される閾値の1つを上回らないよう確保すること。かかる場合、当該管理会社は、以下を行わなければならない。

- －自らが管理するAIFについてCSSFに確認すること
- －自らが管理するAIFの投資戦略に関する情報を、CSSFに提供すること
- －CSSFが体系的なリスクを効果的に監視できるようにするため、自らが取引する主要商品ならびに自らが管理するAIFの元本エクスポージャーおよび最も重要な集中的投資対象に係る情報を、CSSFに定期的に提供すること

前記の閾値条件を充足しなくなった場合および当該管理会社が2010年法第88－2条第2項a）に規定する外部AIFMを任命しなかった場合、または管理会社が2013年法に従うことを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内に、CSSFに認可を申請しなければならない。通達2011/61/EUに規定するAIF以外の投資ビークルが当該ビークルに関する特定セクターに係る法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる状況においても、上記(b)または(c)に記載される業務を遂行することなく、上記(a)に記載される業務のみを遂行することを認可されないものとする。管理会社自身の資産の管理事務については、付随的な性質のものに限定されなければならない。管理会社は、UCIの管理以外の活動に従事してはならない（ただし、自らの資産の運用は付随的に行うことができる）。当該投資信託の少なくとも一つはルクセンブルグ法に準拠するUCIでなければならない。

当該管理会社の本店（中央管理機構）および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

第16章の規定に服する管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの機能のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが管理されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが慎重な監督に服している国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) c) またはd) の条件が充足されない場合、当該委託は、CSSFによる事前承認が得られた後にのみ、効力を有することができる。
- f) 投資運用の中核的機能に関わる権限は、預託機関に付与されてはならない。

本(1)の範囲内に該当し、本(1)第4段落目(b)において記載される活動を遂行する管理会社は、当該管理会社による任命を受けた外部AIFM自身が、前記の機能を引き受けていない範囲において、事業のより効率的な運営のため、管理事務および販売に係

る自らの一または複数の機能をかかると管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資家の最善の利益のために行為し、または契約型投資信託、変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人が管理されることを妨げてはならない。

C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在にかかる規則は存在しない。

- b) a) に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に充たし、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照株主または参照メンバーの身元情報がC S S Fに提供されなければならない。C S S Fは、管理会社が適用法（特に、自己資金に関する要件に関する法）により課された健全性要件を遵守することを約束する受益者に関連するスポンサーシップ・レターを要求することができる。
- e) 申請書に管理会社の組織、統制および内部手続が記載されなければならない。

完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、以下の場合、第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。

- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。

管理会社は、自らのために、管理するUCIの資産を使用してはならない。

管理するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(2) 2010年法第125-2条に服する管理会社

2010年法第88-2条第2項a)に規定する外部AIFMを任命することなく、任命を受けた管理会社として、通達2011/61/EUに規定する一または複数のAIFを管理し、2010年法第125-2条に基づき認可を受けた管理会社は、管理下にある資産が2013年法第3条第2項

に規定される閾値の1つを上回った場合、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。

当該管理会社は、2013年法第5条第4項に記載される付随的業務および同法別紙Iに記載される活動にのみ従事できる。

自らが管理するAIFに関し、管理会社は、任命を受けた管理会社として、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

2010年法第16章に該当する管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有する、一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人に関する変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。2010年法第104条が適用される（下記2.2.1.2.2.の（17）および（18）を参照のこと。）。

2.2.1.2.2. 2010年法第15章

同法第101条ないし第124条は、第15章に基づき存続する管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

A. 業務を行うための条件

- （1）第15章の意味における管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない限り、2010年法第15章に服する管理会社に対し適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってそのウェブサイト上で入手可能なオフィシャル・リストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。

- （2）管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの管理以外の活動に従事してはならない。ただし、通達に定められていないその他のUCIの管理であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの管理のための活動は、2010年法別表IIに記載されているが、すべてが列挙されているものではない。

（注）当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売が含まれている。

- （3）上記（2）とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

（a）投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの管理（年金基金が保有するものも含む）で、かかるポートフォリオが、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の付属書類IIセクションBに記載されている一または複数の金融商品を含む場合

（b）付随的業務としての、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）の付属書類IIセクションBに記載されている一または複数の金融商品に関する投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、本章に基づき本項に記載された業務のみの提供または（a）の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

- （4）上記（2）からの一部修正として、通達2011/61/EUに規定するAIFのAIFMとして任命され、ルクセンブルグに自らの登記上の事務所を有し、かつ、第15章に基づき認可を受けた管理会社はまた、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとして、CSSFによる事前認可も得なければならない。管理会社が当該認可を申請する場合、当該管理会社は、本

項(7)に基づき認可を申請するに際し、自らがC S S Fに対して既に提供済みである情報または書類の提供が免除される。ただし、当該情報または書類が最新のものであることを条件とする。関連する管理会社は、2013年法別紙Iに記載される活動および2010年法第101条に基づき認可に服するU C I T Sの追加的な管理活動にのみ従事することができる。運用するA I Fの管理活動の趣旨において、かかる管理会社は、金融商品に関連する注文の受領および伝達を構成する2013年法第5条第4項に規定する付随的業務を行うこともできる。本(4)に規定するA I FのA I F Mとして任命を受けた管理会社は、自らに適用される範囲で、2013年法により規定されるすべての規則に従う。

- (5) 金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

上記(3)(a)で定める業務を提供する管理会社は、さらに、投資会社および金融機関の資本の十分性に関するE U規則575/2013の規定および金融機関の業務および金融機関および投資会社の慎重な監督へのアクセスに関する2006年6月26日付欧州議会および理事会通達2013/36/E Uを施行するルクセンブルグの規則を遵守しなければならない。

- (6) 管理会社が支払不能となった場合、上記(2)および(3)の申請に基づき管理される資産は、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

- (7) C S S Fは、管理会社を以下の条件の下に認可する。

- (a) 管理会社の当初資本金は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロなければならない。

— 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える額について、かかる額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しない。

— 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

(i) 管理会社が運用するF C P(管理会社が運用機能を委託したかかるF C Pのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

(ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

(iii) 管理会社が運用するU C I(管理会社が運用機能を委託したかかるU C Iのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

— これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、E U規則575/2013第92条ないし第95条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%を限度にのみ追加することができる。信用機関または保険機関は、E U加盟国またはC S S FがE C法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、良好な評価を十分に充たし、管理会社が管理するU C I T Sに関し十分な経験を有していなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者は、C S S Fに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも二名により決定されなければならない。

- (d) 認可の申請は、管理会社の組織、統制および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。

(e) 中央管理機構と登録事務所はルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 管理会社の業務を遂行する者は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な経験を有する者でなければならない。

(8) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合のみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(9) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(10) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

(11) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2013/36/EUの施行の結果である金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に適合しない場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

(12) 管理会社が、（2010年法第116条に従い）集合的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) CSSFは、一定の適格参加権を有する株主またはメンバー（直接か間接か、自然人か法人かを問わない。）の身元情報またはかかる参加の金額が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社への参加資格は、上記金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条の規定と同様の規定に服する。

CSSFは、管理会社の健全で慎重な管理の必要性を勘案し、上記の株主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

以下に該当する管理会社の認可については、事前に、関係する他の加盟国の管轄官庁と協議しなければならない。

(a) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の子会社

(b) 他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社の親会社の子会社、または

（c）他の加盟国において認可されている他の管理会社、投資会社、金融機関または保険会社を管理している自然人または法人と同一の自然人または法人によって管理されている管理会社

（14）管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有する一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。

（15）承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

（16）1915年法および同法第140条により定められる監督監査人の規定は、2010年法第15章に従い、管理会社に対しては適用されない。

（17）C S S Fは、承認された法定監査人の権限付与および管理会社の年次会計書類に関する監査報告書の内容について範囲を定めることができる。

（18）承認された法定監査人は、管理会社の年次報告書に記載される会計情報の監査または管理会社もしくはUC Iに関するその他の法的作業を行う際に認識した一切の事実または決定が、以下の事項に該当する可能性がある場合、C S S Fに対し速やかに報告しなければならない。

— 2010年法または2010年法の施行のために導入される規則の重大な違反を構成する場合

— 管理会社の継続的な機能を阻害するか、または管理会社の事業活動に出資する主体の継続的な機能を阻害する場合

— 会計書類の証明の拒否またはかかる証明に対する留保の表明に至る場合

承認された法定監査人はまた、（16）に記載される管理会社に関する義務の履行において、年次報告書に記載される会計情報の監査または支配関係により管理会社と親密な関係を有するその他の主体に関するか、もしくは管理会社の事業活動に出資する主体と親密な関係を有するその他の主体に関してその他の法的作業を行う際に認識した、（16）に列挙した基準を満たす管理会社に関する一切の事実または決定をC S S Fに対し速やかに報告する義務を有する。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、管理会社の報告書またはその他の書類において投資家またはC S S Fに提供された情報が管理会社の財務状況および資産・負債を正確に記載していないと認識した場合には、監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。

承認された法定監査人は、C S S Fに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてのC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

承認された法定監査人がC S S Fに対し誠実に行う本項に記載される事実または決定の開示は、契約によって課される職業上の守秘義務または情報開示に対する制限の違反を構成せず、かつ承認された法定監査人のいかなる責任をも発生させるものではない。

C S S Fは、承認された法定監査人に対し、管理会社の活動および運営の一または複数の特定の側面の管理を行うよう求めることができる。かかる管理は、当該管理会社の費用負担において行われる。

B. ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

（1）管理会社は、常に上記（1）ないし（8）に記載される条件に適合しなければならない。

管理会社の自己資本は（7）（a）に特定されるレベルを下回ってはならない。その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

管理会社に関する慎重な監督は、管理会社が2010年法第1条において定義されている支店を設立しているか、または他の加盟国において業務を提供しているかにかかわらず、投資先の加盟国の機関に責任を課すUC I T S通達の規定を毀損することなく、C S S Fの責任である。

管理会社の適格ポジションは、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条において投資会社に関し定められている規則と同一の規則に服する。

2010年法の趣旨上、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第18条に記載されている「会社/投資会社」という用語は、「管理会社」と解釈されるものとする。

- (2) 管理会社が管理するUCITSの性質に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき健全性規制の強化にあたり、管理会社は、UCITS IV通達に従い、以下を義務づけられる。

(a) 健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するUCITSの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

- (3) 2.2.1.2.2.のA. (3) (a) に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている各管理会社は、

(i) 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が管理するUCITSの受益証券に投資してはならない。

(ii) (3) の業務に関し、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件のすべてに適合しなければならない。

(a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

(b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、管理会社が投資家の最善の利益のために活動し、UCITSがそのように管理されることを妨げてはならない。

(c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。

(d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。

(e) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関または受益者の管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。

(f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。

(g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、機能が委託された者に常に追加的指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。

(h) 委託される機能の性格を勘案し、機能が委託される者は、当該機能を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。

(i) UCITSの目論見書は、管理会社が委託した機能を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に機能を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが郵便受けとなるような形の機能委託をしてはならない。

(5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範の遵守にあたり、以下を行う。

(a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。

(b) 管理会社が管理するUCITSの最善の利益および市場の誠実性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。

(c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保有し、効率的に使用しなければならない。

(d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が管理するUCITSが公正に取り扱われるよう確保しなければならない。

(e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務に適合し、投資家の最善の利益および市場の誠実性を促進しなければならない。2010年法は、管理会社が以下のすべてを満たす報酬に関する方針および実務を策定しなければならない旨を定めている。

- UCITSの健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであること。
- 該当するUCITSのリスク特性または該当するUCITSについて規定するファンド・ルールと矛盾するリスク・テイクングを奨励しないものであること。
- UCITSの最善の利益に適うよう行為するUCITS運用者の義務の遵守を阻害しないものであること。

報酬に関する方針および実務は、給与および裁量的年金給付の固定および変動の構成要素を含むものとする。

報酬に関する方針および実務は、経営幹部、リスク・テーカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部の報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員およびその専門的業務が管理会社またはかかる者が管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすリスク・テーカーを含むスタッフに適用される。

(6) 上記(5)において言及される報酬に関する方針を策定および適用する際、管理会社は、その規模、内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性に照らして適切である方法で、かつ、適切である限りにおいて、以下の原則を遵守するものとする。

(a) 報酬に関する方針は、健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進し、管理会社が管理するUCITSのリスク特性、規則または設立文書と矛盾するリスク・テイクングを奨励しない。

(b) 報酬に関する方針は、管理会社およびこれが管理するUCITSならびに当該UCITSの投資家の事業戦略、目的、価値および利益に沿ったものであり、利益相反を回避するための措置を含んでいる。

(c) 報酬に関する方針は、管理会社の経営体によりその監督職務において採択され、当該経営体は、報酬に関する方針の一般原則を採択し、少なくとも年に一度再検討し、その実施について責任を負い、これを監督する。本(c)において言及される職務は、当該管理会社において業務執行職務を遂行せず、かつ、リスク管理および報酬について専門知識を有する経営体のメンバーによってのみ行われるものとする。

(d) 報酬に関する方針の実施は、少なくとも年に一度、経営体によりその監督職務において採択された報酬に関する方針および手続の遵守について中心的かつ独立した内部調査に服する。

- (e) コントロール・ファンクションに従事するスタッフは、これがコントロールする事業分野の業績に関係なく、その職務に関連する目的の達成に応じて報酬を受領する。
- (f) リスク管理および遵守職務に従事する上級役員の報酬は、報酬委員会（かかる委員会が存在する場合）によって直接監督される。
- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬の総額は、財務基準および財務以外の基準を考慮した上で、個人の業績および事業部門または該当するUCITSの業績に関する評価ならびにこれらのリスクに関する評価と、個人の業績を評価する際の管理会社の全体的な業績の組み合わせに基づく。
- (h) 評価プロセスがより長期にわたるUCITSの業績およびその投資リスクに基づき、かつ、業績に連動する報酬の構成要素の実際の支払が同期間にわたって分散されることを確保するために、業績の評価は、管理会社が管理するUCITSの投資家に推奨される保有期間に照らして適切な複数年の枠組みにおいて設定される。
- (i) 保証される変動報酬は、例外的であり、新たなスタッフを雇用するという状況下においてのみ発生し、かつ、雇用の最初の年に限定される。
- (j) 報酬総額の固定および変動の構成要素は、適切にバランスを保ち、また、報酬の固定の構成要素は、報酬の変動の構成要素を一切支払わない可能性を含め、変動の構成要素に関する十分に柔軟な方針の運用を可能にするために、報酬総額の十分に高い割合を占める。
- (k) 契約の早期終了に関連する支払は、時を経て達成された業績を反映し、不履行に報酬を与えないように意図される。
- (l) 報酬の変動の構成要素または報酬の変動の構成要素のプールを計算するために用いられる業績の測定方法は、すべての関連する種類の現在および将来のリスクを統合するための包括的な調整メカニズムを含む。
- (m) UCITSの法的構造およびそのファンド規則またはその設立文書に従い、報酬の変動の構成要素の大部分（いかなる場合も50%以上）は、当該UCITSの受益証券、同等の所有持分または株式関連商品もしくは本（m）において言及されるあらゆる商品と同等に有効なインセンティブを有する同等の非現金商品により構成される。ただし、UCITSの経営幹部が占める割合が、管理会社が管理するポートフォリオ全体の50%未満である場合は、50%の最低基準は適用されない。本（m）において言及される商品は、インセンティブを管理会社およびこれが管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の利益と調整することを目的とする適切な保有方針に従うものとする。本（m）は、報酬の変動の構成要素のうち（n）に従って繰り延べられる部分および報酬の変動の構成要素のうち繰り延べられない部分の両方に適用されるものとする。
- (n) 報酬の変動の構成要素の大部分（いかなる場合も40%以上）は、関連するUCITSの投資家に対して推奨される保有期間の点において適切な期間にわたって繰り延べられ、当該UCITSのリスクの性質と正しく調整される。本（n）において言及される期間は、少なくとも3年とする。繰り延べの取決めに基づき支払うべき報酬は、比例按分ベースより早く付与されない。報酬の変動の構成要素が特に高額である場合、当該金額の60%以上が繰り延べられるものとする。
- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分を含め、管理会社全体の財政状態に照らして持続可能であり、かつ、事業部門、UCITSおよび該当する個人の業績に応じて正当化される場合にのみ支払われまたは付与される。変動報酬の総額は、管理会社または該当するUCITSの財務業績が低迷またはマイナスとなった場合、マルスまたはクローバックの取決めを含め、現行の報酬および以前に獲得した金額の支払金の削減の両方を考慮した上で、通常、かなり縮小されるものとする。

(p) 年金に関する方針は、管理会社およびこれが管理するUCITSの事業戦略、目的、価値および長期的な利益に合致する。従業員が定年の前に管理会社を退職する場合、裁量的年金給付は、(m)において定義される商品の形式で、管理会社により5年間保有されるものとする。定年に達する従業員の場合、裁量的年金給付は、5年間の保有期間を条件として、(m)において定義される商品の形式で従業員に支払われるものとする。

(q) スタッフは、その報酬の取決めに内包されるリスク調整効果を弱めるために、報酬および責任に関連する保険の個人的なヘッジ戦略を用いないことを約束することを要求される。

(r) 変動報酬は、2010年法の要件の回避を助長する手段または方法によって支払われない。

第1項に定める原則は、管理会社により支払われるあらゆる種類の給付、UCITS自体により直接支払われる業績報酬を含む金額、ならびに、経営幹部、リスク・テカー、コントロール・ファンクションおよび経営幹部およびリスク・テカーの報酬区分に該当する報酬総額を受け取る従業員を含め、その専門的業務がこれらのリスク特性またはこれらが管理するUCITSのリスク特性に重大な影響を及ぼすスタッフのために行われるUCITSの受益証券または投資証券の譲渡に適用されるものとする。

その規模、これが管理するUCITSの規模、その内部組織ならびにその活動の性質、範囲および複雑性の点において重要である管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務ならびにリスクを管理するために創出されるインセンティブに関して適当かつ独立した判断を行うことが可能になる形で構成されるものとする。適切な場合には、通達2009/65/EC第14a条(4)において言及される欧州証券市場監督局のガイドラインに従って設置される報酬委員会は、管理会社または該当するUCITSのリスクおよびリスク管理に関係する決定ならびに経営体によりその監督職務において行われるべき決定を含め、報酬に関する決定の準備について責任を負うものとする。該当する管理会社において業務執行職務を遂行しない経営体のメンバーが報酬委員会の議長を務めるものとする。該当する管理会社において業務執行職務を遂行しない経営体のメンバーが報酬委員会のメンバーとなるものとする。経営体に従業員代表を入れることが労働法典により規定されている管理会社において、報酬委員会は、一または複数の従業員代表を含むものとする。その決定を準備する際、報酬委員会は、投資家およびその他の利害関係者の長期的な利益ならびに公益を考慮するものとする。

(7) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを管理する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

(8) 管理会社は、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第1条第1項に規定する専属代理人を任命する権限を付与される。管理会社が専属代理人を任命する場合、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される活動の制限内において、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第37－8条に基づく投資会社に適用される規則と同一の規則を遵守しなければならない。本段落を適用する目的において、同法第37－8条における「投資会社」の文言は、「管理会社」として読まれるものとする。

C. 設立の権利および業務提供の自由

- (1) U C I T S IV通達に従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。上記に記載される支店の設置または業務提供は、いかなる認可要件または寄付による資本の提供要件もしくはこれと同等の効力を有するその他の手段の提供要件にも服さない。

上記に規定される制限の範囲内において、ルクセンブルグにおいて設定されたU C I T Sは、U C I T S IV通達第16条第3項の規定に従い、管理会社を自由に指定することができ、またはU C I T S IV通達に基づき他の加盟国において許認可を受けた管理会社により、自由に管理されることができる。

- (2) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店を設置または業務提供の自由に基づき、他のE U加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

管理会社に関して適用される規制は、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年8月23日付C S S F通達18/698によりさらに処理される。C S S F通達18/698の目的は、オルタナティブ投資ファンドに関する法律情勢を考慮するために、また、C S S F通達18/698が適用されるルクセンブルグ法に基づき設立されたすべての投資ファンド運用者（以下「I F M」という。）、すなわち、2010年法第15章に服するルクセンブルグ法に基づくすべての管理会社、2010年法第16章第125—1条または第125—2条に服するルクセンブルグ法に基づく管理会社、2010年法第17条に服するI F Mのルクセンブルグ支店、2010年法第27条の意味における自己管理投資法人（S I A G）、2013年法第2章に基づき認可されるオルタナティブ投資ファンド運用者、2013年法第4条（1）（b）の意味における内部管理オルタナティブ投資ファンド（F I A A G）の認可の取得および維持に係る条件を単一の通達に明記するために、2012年10月24日付C S S F通達12/546（改正済）に取って代わることである。C S S F通達18/698はまた、I F Mがルクセンブルグおよび／または国外において設立した支店および代表事務所にも適用される。C S S F通達18/698は、特に、株式保有構造、資本要件、経営体、中央管理事務および内部統治の取決めならびに委任の管理に関する規則を含む一定の認可条件に関してさらなる説明を提示することを目的としている。さらに、同通達は、登録事務代行会社の活動を行う投資ファンド運用者に適用されるマネー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に対抗するための特定の規定を含んでいる。

2.2.1.3. 保管受託銀行

C S S Fにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款およびF C Pのために行う管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がF C Pの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。関連する適用法の規定により、契約上の規定は保管受託契約に盛り込まれなければならない。保管受託銀行は、F C Pの資産の日々の管理に関するすべての業務を行う。

保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること（U C I T Sに関してのみ）。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って充当されるようにすること。

U C I T S V通達（以下に定義される。）により、保管受託銀行は、保管受託銀行または保管される金融商品の保管を委託した第三者による紛失について、ファンドおよび受益者に対し責任を負

うものとする。保管された金融商品を紛失した場合、保管受託銀行は、不当に遅延することなく、ファンドまたはファンドに代わって行為する管理会社に対し同一タイプの金融商品または同等の金額を返還するものとする。保管受託銀行は、紛失が、保管受託銀行が合理的にコントロールすることのできない外部の事象により生じたものであること、保管受託会社が紛失しないためのあらゆる合理的努力を尽くしたにもかかわらず、かかる結果を回避することができなかったことを証明することができる場合は、責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、また、適用規制に対する自身の義務を適正に履行することを自身の過失により、もしくは故意に怠った場合、ファンドおよびファンドの受益者に対し、かかる者が被ったその他のすべての損失について責任を負うものとする。

受益者に対する保管受託銀行の債務は、直接的に、または受益者に対する補償の重複もしくは受益者に対する不平等な措置にならないことを条件に間接的に管理会社を介して履行されることができる。

保管受託銀行の債務は、保管受託銀行が保管している資産のすべてもしくは一部を副保管受託銀行に委託したという事実により影響を受けることはない。

保管受託銀行は、その登記上の事務所をルクセンブルグに置くか、または外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。後者の場合において、保管受託銀行がUCITSである場合、その登記上の事務所は、他の加盟国に所在していなければならない。預託機関は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法（改正済）に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役および業務を遂行する者は、十分良好な評価および十分な経験ならびに該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびそのすべての後任の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

預託機関は、要請があった場合、預託機関がその債務の履行において得たもので、コモン・ファンドが2010年12月17日法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するように求められる。

保管受託銀行に関して、UCITSに関する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/ECを改正する欧州議会および理事会通達が示達されることを予想し、CSSFは、2014年7月11日に、UCITSの保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関に適用される規定を明確にすることを目的とするCSSF通達14/587（以下「通達14/587」という。）を公表した⁶。原則に基づくアプローチを変更し、CSSFは、UCITSの保管受託銀行の機能について定める、より詳細な規則を制定した。通達14/587により、IML通達91/75のE章は、UCITSには適用されなくなるが、AIFMDの範囲に該当しないすべてのファンドに引き続き適用される。現在、UCITSの保管受託銀行として行為しているルクセンブルグの金融機関は、その業務の仕組みをCSSFの新たな要件に適合しなくてはならなかった。

⁶ CSSF通達14/587は、以下において詳細に説明されるとおり、CSSF通達16/644により廃止された。

2014年7月23日に、欧州理事会は、2016年3月18日までに加盟国によって施行されなければならないことになっていたUCITS V通達の最終版を正式に採択した。UCITS V通達は、UCITSの預託機関の機能および義務を明確にしており、過度なリスク・テイクを制限するための管理会社の報酬に関する方針のパラメーターを定めており、また、国の規定の違反に関する行政上の制裁の最低基準の調整について定めている。

UCITS V レベル2 措置が2015年12月17日に公表された（効力発生日は、2016年10月13日）。

2016年5月10日に、ルクセンブルグの立法機関は、2010年12月17日法およびAIFM法を改正することによりUCITS通達をルクセンブルグ法に置き換える法律を採択した。

2016年10月11日に、C S S Fは、U C I T Sのために保管受託銀行として行為するルクセンブルグの金融機関およびルクセンブルグのすべてのU C I T SならびにU C I T Sのために行為する管理会社に対するC S S F通達16/644を公表した。このC S S F通達16/644は、U C I T S V レベル2措置と矛盾していた通達14/587の規定を廃止し、2010年12月17日法およびU C I T S V レベル2措置に定められていた保管受託銀行に関する規則を明確にした。特に、同通達は、チェーン・オブ・カストディ（証拠保全）および特定の状況（U C I T Sがデリバティブ（金融派生商品）に投資する、担保を受け取るなどの場合）に関する組織としての要件を明確にするものであった。

2018年8月23日、C S S Fは、投資信託に関する2010年12月17日法パートIに服しないファンドの保管受託銀行および適切な場合はその支店に適用される組織上の取決めに係るC S S F通達18/697を公表した。C S S F通達18/697は、適切な場合には管理会社により代表される2010年法パートIに服するU C I T Sの保管受託銀行として行為する金融機関に適用される規定に係るC S S F通達16/644ならびに投資信託に関する1998年3月30日法に準拠するルクセンブルグの事業体が服する規則の改正および再編成に関するI M L通達91/75（C S S F通達05/177により改正済）を変更するものである。

A) 保管受託銀行は、パートIファンドの資格を有するF C Pについて以下の業務を行わなければならない。

- F C Pのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価額が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に送金されるようにすること。
- F C Pの収益が約款に従って充当されるようにすること。

管理会社所在加盟国が、F C Pの所在加盟国と同一でない場合、預託機関は、2010年法第17条、第18条、第18条の2ならびに第19条、前項ならびに預託機関に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行することを認めるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行は、F C PおよびF C Pの受益者に対し、保管受託銀行または2010年法第18条第4項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、F C Pのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、F C Pおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりF C Pおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

上記の責任を排除または制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

保管受託銀行のF C Pの受益者に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定

められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、(ii) 保管、(iii) デューデリジェンス、(iv) 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。保管受託銀行がパート I ファンドの保管受託銀行である場合は、その登録事務所は他のEU加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、金融セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改正済)に定める信用機関でなければならない。

保管受託銀行の業務を遂行する者は、十分良好な評価および該当するUCITSに関する経験を有していなければならない。このため、業務を遂行する者およびその後継者の身元情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。

「業務を遂行する者」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を事実上決定する者をいう。

保管受託銀行は、要請があった場合、保管受託銀行がその義務の履行にあたり得たもので、FCPが2010年法を遵守しているかをCSSFが監視するために必要であるすべての情報を、CSSFに対し提供するよう求められる。

CSSFは、2016年10月11日に、UCITSの保管受託銀行を務めるルクセンブルグの信用機関に適用される規定を明確化することを目的としたCSSF通達16/644を出した。原則に基づいたアプローチとは一線を画し、CSSFは、UCITSの保管受託銀行の機能を規制する、より命令的かつ詳細な規則を発布した。

CSSF通達16/644は、上により詳細に記載されるとおり、CSSF通達18/697により改正済である。

B) パートIIファンドの資格を有するFCPについては、以下のとおりである。

2010年法は、2013年法第2章に基づき認可されるAIFMが管理するFCPと、2013年法第3条に規定される一部修正により利益を受けかつかかる修正を利用するAIFMが管理するFCPとを区別している。

FCP(パートIIファンド)に関しては、UCIの資産は、2010年法第88-3条の規定に従い、一つの保管受託銀行にその保管を委託されなければならない。

UCITSの保管受託体制は、2010年法パートIIファンドの預託機関に適用される。2018年2月27日に法(2018年3月1日にメモリアルに公告され、2018年3月5日に施行された。)が採択されたことにより、UCITSの保管受託体制の適用は、ルクセンブルグの小口投資家に対しても販売される2010年法パートIIファンドの保管受託銀行にのみ限定される一方で、その他すべての2010年法パートIIファンドの預託機関にはAIFMの保管受託体制が適用される(2016年5月に2010年法が改正される前と同様である。))。

2.2.1.4. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

管理会社による委託または投資運用会社の中核的機能は上記2.2.1.2.2のB.(4)に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。))。

現行のFCPの目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

2.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、通常、公開有限責任会社（sociétés anonymes）として設立されてきた。

公開有限責任会社の主な特徴は以下のとおりである。

この形態で設立された投資法人のすべての株式は同一の額面金額を有し、株主は、一定の株主カテゴリーまたは1人の者が保有し得る投資法人の株式の割合について記載される定款に記載される議決権の制限に服し、1株につき株主総会における1議決権を付与される。1915年8月10日法は、また、公開有限責任会社が議決権のない株式を発行する可能性、または複数の議決権を有する株式を発行する可能性について定めている。

会社の資本金は、定額であることを要し、会社設立時に全額引き受けられることが必要であり、資本金は、取締役会によって、株主が承認し、定款に記載された金額まで引き上げられることができる。かかる増資は、定款に記載された株主総会による授權の枠内で取締役会の決定に従い、1度に行うこともできるし、随時、一部を行うこともできる。通常、発行は、額面金額に発行差金（プレミアム）を加えた価格で行われ、その合計額はその時点における純資産価格を下回ることとはできない。また、株主総会による当初の授權資本の公告後5年以内に発行されなかった授權資本部分については、株主総会による再授權が必要となる。株主は、株主総会が上記再授權毎に行う特定の決議により放棄することのできる優先的新株引受権を有する。

ただし、上記の特徴は、2010年法に従うすべての会社型投資信託に完全に適用されるものではない。実際、かかる特徴は、固定資本を有する投資法人には適用されるが、変動資本を有する投資法人については、以下に定めるとおり完全には適用されない。

2.2.2.1. 変動資本を有する投資法人（S I C A V）

2010年法に従い変動資本を有する投資法人（société d'investissement à capital variable。以下「S I C A V」という。）の形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

S I C A Vは、株主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、株式を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した定款を有する公開有限責任会社（société anonyme）として定義されている。

S I C A Vは、公開有限責任会社の特別な形態であるため、1915年8月10日法の規定は、2010年12月17日法が委任を受けていない範囲でのみ適用される。

S I C A Vの定款およびその変更は、出席当事者の決定により、フランス語、ドイツ語または英語で記載される特別な公正証書で記録される。フランス革命歴11年プレーリアル24の法令（Decree of 24 Prairial, year XI）の規定を一部修正し、かかる証書が英語で記載された場合は、かかる証書が登録機関に提出される際、かかる証書の公用語の訳文が添付されなければならないという義務は、適用されない。かかる義務は、S I C A Vの株主総会の議事録またはS I C A Vの合併案に関する集会の議事録を記録した公正証書を含む公正証書の形式で記録されなければならないその他の証書にも適用されない。

1915年8月10日を一部修正し、S I C A Vは、年次総会の招集通知と同時に年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会による登録株主に対するコメント（該当する場合）を送付することを義務付けられていない。招集通知には、株主に対してかかる文書が提供される場所およびその実務的手配に関する記載がなされており、また、各株主が、年次決算書、独立監査人の報告書、運用報告書および監督委員会によるコメント（該当する場合）が送付されるよう要求することができる旨が記載されている。

株主総会の招集通知には、総会の定足数および過半数は、総会の5日前（以下「基準日」という。）の24時（ルクセンブルグ時間）に発行済みの株式に従って決定される旨が記載される。総会

に出席し、自身の株式に付されている議決権を行使する株主の権利は、基準日において当該株主によって保有されている株式に従って決定される。

S I C A Vは次の仕組みを有する。

株式は、定款に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にS I C A Vによって発行され、また買い戻される。発行株式は無額面で全額払い込まなければならない。資本は株式の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。新株の発行の場合、新株引受権は、定款にかかる権利が明示的に定められていない限り、既存の株主によって請求されることはできない。

2010年法は、特定の要件を規定しているが、その中でも重要な事項は以下のとおりである。

- － 管理会社を指定しないS I C A Vの最低資本金は認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したS I C A Vを含めすべてのS I C A Vの資本金は、認可後6か月以内に1,250,000ユーロに達しなければならない。C S S F規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる（注：本書の日付において、かかるC S S F規則は発行されていない。）。
- － 取締役および監査人ならびにそれらの変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とすること。
- － 定款中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも株式を発行することができること。
- － 定款に定める範囲で、S I C A Vは、株主の求めに応じて株式を買い戻すこと。
- － 株式は、S I C A Vの純資産総額を発行済株式数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻されること。この価格は、費用および手数料を加えることによって、株式発行の場合増額し、株式買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額はC S S F規則により決定することができる（このような最高限度額の割合は決定されていないので、かかる費用および手数料の妥当性および慣行に従いC S S Fが決定する。）。
- － 通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限りS I C A Vの株式を発行しないこと。
- － 定款中に発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定すること。
- － 定款中に、法律上の原因による場合に反しないよう発行および買戻しが停止される場合の条件を特定すること。
- － 定款中に発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定すること（パート I ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート I 以外のファンドについては最低1か月に1回とする。）。
- － 定款中にS I C A Vが負担する費用の性質を規定すること。
- － S I C A Vの株式は、全額払込済でなければならない、その価値を表示してはならない。

2.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

過去においては、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられてきた。

しかしながら、買戻会社の株式買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の株式は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

最近では、買戻会社を有しない投資法人が設立されているが、その定款に、株主の請求があれば株式を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

ファンドによるファンド自身の株式の買戻しは、通常、純資産価格に基づき（買戻手数料を課され、または課されずに）販売目論見書に記載されかつ定款に定められた手続に従って買い戻される。ただし、純資産価格の計算が停止されている場合は、買戻しも停止される。

ファンドによって買い戻され、所有されているファンドの株式には議決権および配当請求権がなく、また、ファンドの解散による残余財産請求権もない。ただし、これらの株式は発行されているものとして取扱われ、再販売することもできる。

オープン・エンド型の会社型の投資法人においては、株主総会で決議された増資に関する授權に従い、取締役会が定期的に株式を発行することができる。株式の発行は、ファンド株式の募集終了後1か月以内にまたは株式募集開始から遅くとも3か月以内に、取締役会またはその代理人によってルクセンブルグの公証人の面前で陳述され、さらに1か月以内にRCSに公告するため地方裁判所の公記録保管庁に届出られなければならない。

（注）SICAVは、会社の資本金の変更を公告する義務を有しない。

2.2.2.3. 投資制限

上記2.2.1.1.記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、会社型投資信託にほぼ同様に適用される。

2.2.2.4. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行の業務は以下のとおりである。

- SICAVの株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAVの定款に従って執行されるようにすること。
- SICAVの株式の価額が法律およびSICAVの定款に従って計算されるようにすること。
- SICAVまたはSICAVのために行為する管理会社の指示を実行すること（ただし、かかる指示が法律またはSICAVの定款と相反するはこの限りではない。）。
- SICAVの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAVの収益が法律または定款に従って使用されるようにすること。

SICAVが管理会社を指定した場合において、管理会社所在加盟国が、SICAVの所在加盟国と同一でない場合、保管受託銀行は、保管受託銀行が2010年法第33条第1項、第2項および第3項、前項ならびに保管受託銀行に関連するその他の法律、規則または行政規定に記載される機能を遂行しうるために必要とみなされる情報の流出を制限する書面契約を管理会社と締結しなければならない。

保管受託銀行は、SICAVのキャッシュフローが適切に監視されることを確保するものとする。

保管受託銀行のSICAVの株主に対する責任は、直接的にまたは管理会社を通じて間接的に追及される。ただし、これが受益者に対する補償の重複または受益者に対する不平等な措置にならないことを条件とする。

保管受託銀行は、SICAVおよびSICAVの株主に対し、保管受託銀行または2010年法第34条第3項a)に従い保管される金融商品の保管が委託されている第三者による損失につき責任を負うものとする。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、不当に遅滞することなく、SICAVのために行為する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わないものとする。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび株主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび株主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の責任を排除または制限するあらゆる契約は無効となるものとする。

上記の保管受託銀行の責任は、委託に影響されることはないものとする。

U C I T S V通達がルクセンブルグ法に導入されることに伴い、預託機関の役割および責任は、より詳細に定義される。法律には、保管受託契約に盛り込まなければならない契約上の規定が定められている。これらは、とりわけ、(i) 一般的な保管受託義務、(ii) 保管、(iii) デューデリジェンス、(iv) 支払不能保障および(v) 独立性に関係するものである。S I C A Vはまた、客観性のある所定の基準に基づき、S I C A VおよびS I C A Vの投資家の利益のみに一致する、保管受託銀行の選定および任命に係る意思決定プロセスを導入することが義務付けられる。

2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mにより管理されるS I C A Vの場合には、特別規定が適用される（2010年法第95条を参照のこと。）。

保管受託銀行としての任務を履行する際、保管受託銀行は、受益者の利益のためのみに行為しなければならない。

2.2.2.5. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記2.2.1.4.「関係法人」中の記載事項は、実質的に、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

2.2.2.6. パートIファンドである会社型投資信託の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パートIファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、U C I T S IV通達に従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、S I C A Vの組織および内部手続を記載した活動計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務を遂行する者は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、業務を遂行する者およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務を遂行する者」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代理するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督機能の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督機能を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合。

(e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 上記2.2.1.2.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」をSICAVと読み替える。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、ルクセンブルグ法に基づき設立された投資ファンド運用者の認可および組織に関する2018年8月23日付CSSF通達18/698に基づいて記載される適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な管理上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部管理メカニズム（特に、当該SICAVの従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。）を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が管理するSICAVの資産が設立文書および現行の法規定に従い投資されていることを確保するものとする。

2.3. ルクセンブルグにおける投資信託に関する追加の法規定

1983年より前においては、投資信託に関する特別法は制定されていなかったが、一部の大公規則は、政府に投資信託を監督する権限を与えた法律に基づくものであり、これらの大公規則は法律と同じ拘束力を持っていた。また、政府および銀行監督官の通達により、投資信託に関する開示、財務状況報告および運営の監督に関して既存の法律の解釈が積み重ねられ、制限規定がおかれ、また、行政指導がなされてきた。

これら一連の大公規則および政府通達は、投資信託に関する準拠法とみなされていた。

以上の状況は、投資信託に関する1983年8月25日法施行後変化した。その後1983年法は廃止され、投資信託に関する1988年3月30日法が施行された。2003年1月1日には投資信託に関する2002年法が施行され、2002年法は2007年2月13日に1988年3月30日法を完全に廃止した。

2011年1月1日付で、投資信託に関する2010年法が施行されたが、2012年7月1日より2002年法を完全に置き換えた。

2.3.1. 設立に関する法律および法令

2.3.1.1. 1915年法

1915年法は、（FCPおよび／または非セルフ・マネージドSICAV）の管理会社、および（2010年法により明確に適用除外されていない限り）SICAVの形態をとるか公開有限責任会社（société anonyme）の形態をとるかにかかわらず投資法人自身（および会社型投資信託における買戻子会社（もしあれば））に対し適用される。

以下は、公開有限責任会社の形態をとった場合についてのものであるが、SICAVにもある程度適用される。

2.3.1.1.1. 会社設立の要件（1915年法第420条の1）

最低1名の株主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000.00ユーロ相当額である。

2.3.1.1.2. 定款の必要的記載事項（1915年第420条の15）

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 定款が自然人もしくは法人またはその代理人により署名された場合における当該自然人または法人の身元
- (ii) 会社の形態および名称
- (iii) 登録事務所の所在地
- (iv) 会社の目的
- (v) 発行済資本および授權資本（もしあれば）の額
- (vi) 当初払込済の発行済資本の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記載
- (viii) 記名式または無記名式の株式の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (ix) 現物出資の内容および条件、出資者の氏名ならびに監査人の報告書の結論
 - (注) 1915年法に基づき、現物出資については、通常、会社設立証書または資本金増加証書と共に結論が公表される特別監査報告書の中に記載されるものとする。
- (x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x i) 資本の一部を構成しない株式（もしあれば）およびかかる株式に付随する権利に関する記載
- (x ii) 取締役および監査役の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x iii) 会社の存続期間
- (x iv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬（その種類を問わない。）の見積

2.3.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件（1915年法第420条の17）

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立定款案を公正証書の形式で作成し、これをR C Sに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立定款案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.3.1.1.4. 発起人および取締役の責任（1915年法第420条の19（2）および第420条の23（2））

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.3.1.2. 2010年法

投資信託に関する2010年法には、契約型投資信託の設定および運用、会社型投資信託の設立ならびにルクセンブルグの投資信託の登録に関する要件についての規定がある。

2.3.1.2.1. 設定および設立のための要件

上記に記載された株式の全額払込みに関する特定要件が必要とされている。

2.3.1.2.2. 定款の必要的記載事項

この点に関する主要な要件は上記2.3.1.1.2.に記載されている。

2.3.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのC S S Fから正式な認可を受けることを要する。

— 2010年法第2条および第87条に服するルクセンブルグの投資信託は、認可を受けること。

- 一 EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

かかる認可は、2013年法第58条第5項に従うことを条件として、ルクセンブルグのプロの投資家に対する外国法AIFの受益証券または株式の販売が、ルクセンブルグで設立されたAIFMにより行われる場合において2013年法第6章および第7章の規定に従って行われる場合、または別の加盟国もしくは第三国で設立されたAIFMにより行われる場合において通達2011/61/EU第6章および第7章の規定に従って行われる場合には、免除される。

- i 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。2010年法第2条および第87条に記載されるUCIについては、リストへの登録の申請は、設立または設定の日から1か月以内にCSSFに対しなされなければならない。
- ii ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所（tribunal administratif）に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

2.3.1.3.1. 1972年12月22日付大公規則に規定する投資信託（fonds d'investissement）の定義は、1991年1月21日付IML通達91/75の中の一定の基準により解釈の指針を与えられている。なお、上記定義によれば、投資信託とは、「その法的形態の如何にかかわらず、すべての契約型ファンド、すべての投資法人およびその他の同様の実体を有し、証券または譲渡性の有無を問わずその他の証書、およびかかる証券もしくは証書を表章しまたはその取得権を与える一切の証書の公募または私募によって公衆から調達した資金を集散的に投資することを目的とするもの」とされている。上記の定義は、2010年法の第5条、第25条、第38条、第89条、第93条および第97条の規定と本質的に同様である。

2.3.1.3.2. 1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって創立された金融庁（Institut Monétaire Luxembourgeois）（IML）によりとってかわられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移転された。

2010年法に規制される投資信託に関連するCSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2.3.1.3.3. 2010年法第21章は、投資法人（または、FCPの場合は管理会社）に、投資家に提供されるべき情報という観点から義務を課している。

従って、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、目論見書、年次報告書および半期報告書を公表しなければならない（監査済年次報告書および監査済または未監査の半期報告書が、それぞれ4か月および2か月以内に公表されなければならない。）。パートIIファンドについては、年次報告書の公表に関する期限が4か月から6か月に延長され、かつ、半期報告書の公表に関する期限が3か月に延長される（2010年法第150条第2項）。

パートIファンドに関しては、投資法人／管理会社（FCPの場合）は、投資家向けの重要投資家情報の記載を含む文書（ルクセンブルグ語、フランス語、ドイツ語または英語）（以下「K

「I I」という。）を作成しなければならない（2010年法の第159条を参照のこと。）。K I Iは、該当するU C I T Sの本質的な特徴について適切な情報を含んでいなければならない、募集される投資商品の性質およびリスクについて投資家が合理的に理解することができ、結果として、提供された情報に基づき投資決定ができるように記載されなければならない。

K I Iは、該当するU C I T Sについて、以下の必須要素に関する情報を提供する。

- (a) U C I T Sの識別情報
- (b) 投資目的および投資方針の簡単な説明
- (c) 過去の運用実績の提示、または該当する場合は運用実績のシナリオ
- (d) 原価および関連手数料
- (e) 関連するU C I T Sへの投資に伴うリスクに関連する適切な指針および警告を含む、投資についてのリスク／利益プロファイル。

これらの必須要素は、他の文書を参照することなく投資家にとって理解しやすいものでなければならない。

K I Iは、提案されている投資に関する追加情報の入手場所および入手方法（請求に応じていつでも無料により、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を入手できる場所および方法、ならびにかかる情報を投資家が入手できる言語を含むが、それらに限らない。）を明示する。

K I Iは、簡潔に、かつ、非専門用語により記載される。比較できるように共通の形式により作成され、かつ、小口投資家が理解しやすいように提示される。

K I Iは、当該U C I T Sが2010年法第54条に従いその受益証券を販売する旨通知されている場合は、すべての加盟国において、翻訳以外の変更または追補なしに使用される。

2010年法第21章は、さらに以下の要件を定めている（2010年法第155条および第156条）。

- U C Iはその目論見書および目論見書の変更ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない。
- 目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書は、請求により無料で投資家に提供されなければならない。
- 目論見書は、耐久性ある媒体またはウェブサイトで交付することができる。ハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。
- 年次報告書および半期報告書は、目論見書およびU C I T Sに関するK I Iに指定された方法により投資家が入手できる。年次報告書および半期報告書のハード・コピーは、いずれの場合も、投資家の請求により無料で提供される。

欧州連合理事会は、2014年10月24日に、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品（P R I I P）の重要情報文書に関する新たなE U規則（E U規則1286／2014）を採択した。当該E U規則は、小口投資家に対する投資商品の開示に関する統一規則を定めており、かかる投資家が小口投資家向け投資商品の重要な性質およびリスクを理解し、異なる商品の性質を比較できるようにすることを目的としている。K I Iを作成する義務は、P R I I P（投資信託を含む。）が小口投資家にとって利用可能となる場合に適用される。

U C I T Sは、P R I I Pの定義を満たす投資信託であるが、同E U規則は、U C I T Sの販売者に対して施行から5年間の移行期間を認め、かかる販売者は、当該期間中は同規則の条件を免除される。

同E U規則は、E U官報での公告から20日後に施行される。同規則は、2016年12月31日から加盟国において適用される。

2.3.1.4. 2010年法によるその他の要件

- (i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドはその活動を行うためにはC S S Fの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S Fが設立文書および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。これらの条件のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法パートIIに服するU C Iは、2010年法第88-2条第2項a)に従い任命を受ける外部A I F Mが同条に基づき事前に認可を受けた場合にのみ認可されるものとする。2010年法パートIIに服する、同法第88-2条第2項b)に規定する内部的に管理されるU C Iは、同法第129条第1項に基づき要求される認可のほか、かつ、2013年法第3条に規定される一部修正に従い、2010年法第88-2条第2項b)に従い認可を受けなければならない。

(iii) 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてC S S Fに提出された場合の事前の意見確認

C S S Fの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、C S S Fに事前の意見確認を得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付C S S F通達05/177（2002年法体制において発令されているが2010年法の下でも適用される。）に基づき、販売用資料、それが利用される外国の権限ある当局によって監督されていない場合であっても、意見を求めるために、かかる文書をC S S Fに提出する必要はない。ただし、C S S Fの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような宣伝資料を発行してはならず、および必要に応じてこれらの業務に固有の特定のリスクにつき言及することにより、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を引き続き遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

(iv) 目論見書の記載内容

目論見書は、投資家に提案された投資について投資家が知識に基づいた判断を行えるようにするための必要な情報、特に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資商品の如何にかかわらず、投資信託のリスク面について明確かつ容易に理解できる説明を含むものでなければならない。この目論見書は、少なくとも2010年法添付スケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤導的な表示の禁止

2010年法第153条は、目論見書の必須要素は常に更新されなければならない旨規定している。

(vi) 財務状況の報告および監査

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は前営業年度の貸借対照表、損益計算書を毎年株主に提出し、かつ貸借対照表および損益計算書がR C Sに提出されている旨をR E S Aに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、投資信託が年次報告書に記載される財務情報は承認された法定監査人（réviseur d'entreprises agréé）による監査を受けなければならない旨規定している。監査人は、その義務の遂行にあたり、U C Iの報告書またはその他の書類に投資家またはC S S F向けに提供された情報が当該U C Iの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、監査人は直ちにC S S Fに報告する義務を負う。監査人は、C S S Fに対して、監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての点についてC S S Fが要求するすべての情報または証明を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なC S S F通達02/81に基づき、C S S Fは、監査人（réviseur d'entreprises agréé）に対し、各U C Iについて毎年、前会計年度中のU C Iの業務に関するいわゆる「長文報告書」を作成するよう求めている。C S S F通達02/81により、監査人はかかる長文報告書において、U C Iの運用（その中央管理事務および預託機関を含む。）および（資金洗浄防止規則、評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について）監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、U C Iの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はU C Iの状況を全体的にみることでありと述べている。

（vii）財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をC S S Fに提出しなければならない旨規定する。さらに、ファンドは、請求に応じて、管理会社の所在加盟国の管轄当局にこれらの文書を提出しなければならない。

I M L通達97/136（C S S F通達08/348により改正）およびC S S F通達15/627に基づき、2002年法（現在の2010年法）に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をC S S Fに提出しなければならない。

（viii）違反に対する罰則規定

ルクセンブルグの1915年法および2010年法に基づき、投資信託の管理・運営に対して形式を問わず責任を有する1人または複数の取締役もしくはその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および／または罰金刑に処される。

2.4. 合併

2010年法によれば、ルクセンブルグで設立されたU C I T Sは、吸収される側のU C I T Sとしてもまたは吸収する側のU C I T Sとしても、U C I T SまたはU C I T Sのその他のコンパートメントとの、国境を越える合併または国内合併の対象となる可能性がある。

合併には3種類ある。

- U C I T S（またはそのうちの一または複数のコンパートメント）（以下「吸収される側のU C I T S」という。）が、清算することなく、資産および負債の全部を別の既存のU C I T S（以下「吸収する側のU C I T S」という。）に移転する場合
- 2つ以上のU C I T S（またはその／それらの一または複数のコンパートメント）が、清算することなく、資産および負債の全部を、設立した新たなU C I T Sに移転する場合
- 負債が消滅するまで存続する一または複数のU C I T S（またはコンパートメント）が、自らが設立した同一のU C I T Sの別のコンパートメントまたは別のU C I T S（またはコンパートメント）に資産を移転する場合

吸収される側のU C I T S（一部または全部が吸収される）がルクセンブルグで設立された場合、合併はC S S Fから事前の承認を受ける。

吸収する側のU C I T Sがルクセンブルグで設立された場合、C S S Fの役割は、吸収される側のU C I T Sの所在国規制機関と緊密に共同して、当該U C I T Sの投資家の利益を保護することである。

吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T S双方の預託機関（複数の場合もある。）は、合併の条件のドラフト（特に、合併の種類、合併日付、および移転される資産を記載しているもの）がU C I T S文書だけでなく2010年法を遵守していることを、声明書において個別に確認しなければならない。

吸収される側のU C I T Sがルクセンブルグにある場合、2010年法第67条は、C S S Fは以下の一連の情報を提供されなければならないと定めている。

- a) 吸収される側のU C I T Sおよび吸収する側のU C I T Sにより正式に承認された、合併案の共通の条件のドラフト

- b) 目論見書および吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、通達2009/65/EC第78条において言及されている、目論見書および重要投資家情報の最新情報
- c) 2010年法第70条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載されている詳細が2010年法および約款またはそれぞれのUCITSの設立証書の要件を遵守していることを立証したという、吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSの各預託機関による声明書。吸収する側のUCITSが別の加盟国で設立された場合、吸収する側のUCITSの預託機関により発行されたこの声明書は、通達2009/65/EC第41条に従い、2010年法第69条第1項a)、f) およびg) に記載された詳細が、通達2009/65/ECおよびUCITSの約款または設立証書の要件を遵守していることが立証されていることを確認するものである。
- d) 吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがそれぞれの受益者に提供することを予定している、合併案に関する情報

ファイルの記入が完了すると、CSSFは吸収する側のUCITSの規制機関と連絡を取り、20就業日以内に承認される。

吸収される側のUCITSおよび吸収する側のUCITSがルクセンブルグにある場合、それらの受益者は、自己の投資対象に関する影響可能性に対し説明を受けた上で決定し、ならびに2010年法第66条第4項および第73条に基づく自己の権利を行使することを可能にする等の、合併案に関する適切かつ正確な情報を提供されるものとする。

2010年法第73条（1）によれば、吸収される側のUCITSおよび／または吸収する側のUCITSがルクセンブルグで設立された場合、受益者は、投資回収費用に応じるためにUCITSにより留保されるものを除き、手数料なしに、自己の受益証券の買戻しまたは償還を請求する権利、または可能な場合には、類似する投資方針を有し、かつ同じ管理会社により管理されている別のUCITSの受益証券、または当該管理会社が共通の経営陣もしくは支配権により関連しもしくは実質的に直接もしくは間接保有により関連しているその他の会社により管理されている別のUCITSの受益証券に転換することを請求する権利を有する。この権利は、吸収される側のUCITSの受益者および吸収する側のUCITSの受益者が2010年法第72条に従い合併案につき情報を提供された時点から有効となるものとし、2010年法第75条第1項で言及されている交換率を計算する日付の5就業日前に消滅するものとする。

以下の項を損なうことなく、ルクセンブルグで法人形態で設立されたUCITSの設立文書は、受益者総会または取締役会または重役会（該当する場合）のうちの誰が、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有するかを予定しておかなければならない。ルクセンブルグで設立されたFCPの法的形態を有するUCITSについては、これらのUCITSの管理会社は、約款で別途規定されていない限り、別のUCITSとの合併の発効日を決定する資格を有する。約款または設立証書が受益者総会による承認を規定している場合、これらの文書は、適用される定足数要件および多数要件を規定しなければならない。ただし、受益者による合併の共通の条件のドラフトの承認については、かかる承認は、総会に出席または代理出席している受益者による投票総数の75%を超えることまでは必要としないが、少なくとも単純過半数により採用されなければならない。

約款または設立証書に特定の規定がない場合、合併は、コモン・ファンドの法的形態を有する吸収される側のUCITSの管理会社により、および法人形態の吸収される側のUCITSの総会に出席または代理出席している受益者の投票総数の単純過半数により決定する受益者総会により、承認されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅する投資法人である場合の合併については、合併の発効日は、定款（本項の規定が適用されることが了解されている。）に規定されている定足数要件および多数要件に従い決定を行う吸収される側のUCITSの受益者総会により決定されなければならない。

消滅する吸収される側の投資法人については、合併の発効日は、公正証書により記録されなければならない。

吸収される側のUCITSが消滅するFCPである場合の合併については、合併の発効日は、約款で別途規定されていない限り、当該UCITSの管理会社により決定されなければならない。吸収される側の消滅するコモン・ファンドについては、合併の発効日についての決定は、1915年法の規定に従って、商業および法人登録所に預託されなければならない、かつ商業および法人登録所への当該決定の預託通知として、RESAに公告されなければならない。

合併が上記規定により受益者の承認を要求する限りにおいて、当該UCITSの約款または設立証書が別途規定していない限り、合併に関係するコンパートメントの受益者の承認のみが必要であるものとする。

2.5. 清算

2.5.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法の下で設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または株主決議によって会社型投資信託が解散された場合には、定款または約款の規定に基づいて清算が行われる。以下の特別な場合には法の規定が適用される。

2.5.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 約款で定められていた期間が満了した場合。
- b. 管理会社または保管受託銀行がその機能を停止し、その後2か月以内にそれらが代替されない場合。
- c. 管理会社が破産宣告を受けた場合。
- d. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合。

（注）純資産価額が最低額の3分の2を下回っても自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、管理会社が清算を行う。

2.5.1.2. SICAVについては以下の場合には特別株主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数は特になく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数は特になく、当該投資信託の解散の決定はかかる総会に出席した株主の株式数の4分の1をもって決定される。

総会は、純資産が最低資本金の3分の2または4分の1（場合に依じて）を下回ったことが確認された日から40日以内に開催されるよう、招集されなければならない。

2.5.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

2.5.2. 清算の方法

2.5.2.1. 裁判所によって命令されていない通常の清算

清算は、通常次の者により行われる。

a) F C P

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定（もしあれば）に基づき受益者によって選任された清算人。

b) 会社型投資信託

株主総会によって選任された清算人。

清算は、C S S Fがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする（2010年法第145条第1項）。

清算人がその就任を拒否し、またはC S S Fが提案された清算人の選任を承認しない場合は、C S S Fを含む利害関係者は、他の清算人の選任を地方裁判所の商事部門に申請することができる。

清算の終了時に、受益者または株主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関である“Caisse de Consignation”にエスクロー預託され、ルクセンブルグの法令に従いその時点で予見される期間内において、権限を有する者は同機関より受領することができる。

2.5.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所商事部門は、C S S Fの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いC S S Fの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.5.2.1.に記載された方法で預託される。

2.6. 税制

以下は、現行のルクセンブルグの法律の特定の側面（すべてを網羅するものではない。）に関する理解に基づいている。

2.6.1. ファンドの税制

2.6.1.1. 出資税

2002年法第128条および2002年法を改定する2008年12月19日法の廃止に従い、2010年法に準拠する事業体の設立に際しては、出資税は支払われなくなる。

パート I に基づくU C I T SまたはパートIIに基づくU C Iのみが、その設立の登記またはその定款の変更に關し、75ユーロの固定登録税を支払う必要がある。

2.6.1.2. 年次税

2010年法第174条第1項に従い、ルクセンブルグの法律の下に存続する投資信託は、以下の場合を除き純資産総額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 信用機関への預金への集散的投資を唯一の目的とするルクセンブルグの事業体
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメントおよびU C I内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するU C Iの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において、譲渡可能証券であるか否かにかかわらず、債券、譲渡性預金証書（C D）、預託証券およびその他類似のすべての証券を含む一切の債務

証券および債務証券として定義されている。ただし、関係する投資信託による取得時に、当該証券の当初のまたは残存する満期までの期間が、当該証券に関係する金融商品を考慮した上で、12か月を超えない場合、または当該証券の要項で、当該証券の金利が少なくとも年に1回市場の状況に応じて調整される旨定められている場合に限られる。

2010年法第175条はまた、以下について年次税の免除を規定している。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券／投資口が、2010年法第174条または2007年法第68条に規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
- b) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その受益証券が機関投資家の保有と限定され、
 - (ii) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - (iii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - (iv) 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、その証券が機関投資家のために留保されるクラスにのみ適用される。

- c) その投資口または受益証券が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるUCIおよびそのコンパートメント
- d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
- e) 以下のタイプのUCIおよび複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されており、かつ、
 - (ii) 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラスが存在する場合、年次税の免除は、(i)の条件を満たすクラスにのみ適用される。

2.6.2. 日本の投資主または受益者／ルクセンブルグに居住しない投資主または受益者への課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資証券または受益証券について、ルクセンブルグの通常の所得税、株式譲渡益課税（キャピタル・ゲイン課税）、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設／常任代理人を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

2.6.3. 投資主への課税関係

ルクセンブルグ法の一般的概要を記すると、原則として、契約型および会社型の投資信託共に、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益権者が、当該ファンドの投資証券または権利について、ルクセンブルグの通常の所得税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設／常任代理人を有している特定の場合は、この限りでない。

ルクセンブルグの居住者ではない契約型投資信託（パートI UCIまたはパートII UCI）の受益者は、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン課税の対象にはならない。ただし、該当する二重課税

防止条約の規定（もしあれば）の適用により、契約型投資信託（パート I UCI またはパート II UCI）を通じてかかる者がルクセンブルグ居住会社（SICAR (*société d'investissement en capital à risque*) を除く。）、会社型投資信託、または同族不動産管理会社の資本金の10%超を保有することになり、かつ（i）かかる会社の株式がその取得から6か月以内に処分され、かつ（ii）かかる者が15年超ルクセンブルグの居住者であり、かつ自身の受益証券を譲渡した日の5年前までの期間にルクセンブルグの非居住者になっていた場合は、この限りではない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当および利子の支払国において源泉徴収税の対象となることがある。

現在、2010年12月17日法に基づく投資信託としての資格を有するルクセンブルグの会社の投資主または契約型投資信託の権利を有する受益者のいずれに対しても、かかる法的主体によって販売された投資信託の受益証券に関する分配金または実現された元本の値上がり益に関し、ルクセンブルグの源泉徴収税が課されることはない。

2.6.4. 付加価値税

ルクセンブルグの付加価値税（以下「VAT」という。）法に定められているとおり、会社型投資信託（すなわちSICAV、SICAFまたはSICAR）および契約型投資信託（すなわちFCP）は、VATの趣旨上、課税対象者の取り扱いを受ける。したがって、投資信託は、ルクセンブルグにおいて、前段階VAT控除権を有さないVATの趣旨上の課税対象者とみなされるものとする。

ルクセンブルグにおいて、VATの免除は、投資信託の運用業務の資格を有する業務に対し適用される。かかる投資信託（またはFCPの場合は、その管理会社）に提供されるその他の業務は、VATの課税対象となる可能性があり、投資信託／その管理会社のルクセンブルグにおけるVAT登録が必要となる可能性がある。かかるVAT登録を行うことにより、投資信託／その管理会社は、海外から購入した課税対象サービス（または一定範囲の物品）についてルクセンブルグにおいて課されるVATを自己申告納付する義務を果たさなければならない。

投資信託によるその受益者に対する支払金に関しては、かかる支払金が投資信託の受益証券の購入に関連するものであり、したがって、投資信託に対して提供した課税対象サービスに対し受け取った対価ではない限り、原則として、ルクセンブルグにおけるVATの納税義務は発生しない。

2016年9月30日に、ルクセンブルグVAT当局（Administration de l'Enregistrement et des Domaines）は、会社の取締役に関するVATの取り扱いおよびかかる取締役の業務に関するVATの取り扱いに関する通達781（以下「通達781」という。）を公表した。

通達781において、ルクセンブルグVAT当局は、独立した取締役は、VATの課税対象になる者であることを確認した。通達781には、さらに、雇い主に代わって取締役として行為する従業員は、VATの課税対象にはならない者であること、したがって、VAT登録する義務はないことも明記された。VAT登録の義務（もしあれば）は、雇い主にある。

しかしながら、通達781には、契約型投資信託の取締役およびマネージャーに対する報酬、およびかかる投資信託の管理会社またはゼネラル・パートナーの取締役およびマネージャーに対する報酬（後者の場合、ゼネラル・パートナーの会社の業務に関する報酬を除く。）に関するVATの免除規定の適用に関しては、記載されていない。ヨーロッパの法制によると、かかるVAT免除は、該当する業務が投資信託の運用のための「特別かつ必要な」業務としてみなされる場合に適用されなければならない。

管理会社の取締役に支払われる報酬は、管理会社（コモン・ファンド／FCPおよび管理会社を指定した会社）の資金の運用に関する部分は、免税されるべきであるが、管理会社の経営に関する部分は、VATの課税対象となる。管理会社の取締役は、VAT免除の適用の正当性を主張する立場でなくてはならない。

2.6.5. 共通報告基準（CRS）

ファンドは、欧州連合の加盟国間における金融口座情報の自動的交換について規定する通達2014/107/EUを実施する2015年12月18日付ルクセンブルグ法（随時改正または補足される。以下「CRS法」という。）に定める共通報告基準（以下「CRS」という。）およびベルリンにおいて2014年10月29日に調印され、2016年1月1日に発効した金融口座情報の自動的交換に関するOECDの多国間管轄官庁協定に服することがある。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

CRS法の条項に基づき、ファンドは、LTAに対し、毎年、（i）CRS法における意味の範囲内の口座保有者である各報告対象者、および（ii）CRS法における意味の範囲内のパッシブNFEの場合は、報告対象者である、各実質的支配者（Controlling Person）の氏名（または名称）、住所、居住している加盟国、TIN、および生年月日および出生地を報告することを要求される可能性がある。かかる情報は、LTAによって外国税務当局に開示される場合がある。

CRS法に基づき自身の報告義務を果たすファンドの能力は、ファンドに対し情報（各投資家の直接的または間接的所有者に関する情報および要求される裏付け証拠文書を含む。）を提供する各投資家にかかっている。ファンドの要請により、各投資家は、ファンドに対しかかる情報を提供することに同意するものとする。

報告対象者に関する情報は、CRS法に定める目的のため、年に一度、LTAに対して開示される。LTAは、自己の責任の下で、最終的に、報告された情報を報告対象法域の管轄官庁と交換する。特に、報告対象者は、これらが行う一定の業務が報告書の交付により管轄官庁に報告されること、および、当該情報の一部がLTAに対する年次開示の基準となることを通知されている。

同様に、投資主は、含まれる個人情報に正確ではない場合、当該報告書の受領から30日以内に、ファンドに通知することを約束する。投資家は、さらに、情報に関する変更が発生した後、当該変更についてファンドに通知し、当該変更のすべての裏付け証拠文書をファンドに提供することを約束する。

ファンドは、CRS法により課される税金または課徴金の支払いを回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。CRS法により、ファンドが税金または課徴金を課せられた場合、投資家が保有する受益証券の価額が大幅に下落する可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドまたは管理会社に課せられた一切の税金および課徴金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

投資家は、自身の投資に対するCRS法の影響に関し、自身の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

2.6.6. FATCA

本項において使用される大文字の用語は、本書において別途定められる場合を除き、FATCA法（以下に定義される。）において定める意味を有するものとする。

ファンドは、FATCAを遵守していない非米国金融機関および米国人による非米国事業体の直接的または間接的な所有について米国内国歳入庁に報告することを一般的に要求するいわゆるFATCAに服することがある。FATCAを適用する手続の一部として、米国政府は、一定の外国の法域との間で、当該法域において設立され、FATCAに服する事業体の報告および遵守要件を簡素化することを意図する政府間協定を交渉した。

ルクセンブルグは、ルクセンブルグに所在する金融機関に対し、特定米国人により保有されている金融口座（もしあれば）に関する情報を要請によりルクセンブルグ税務当局（administration des contributions directes）（以下「LTA」という。）に報告することを義務付ける2015年7月24日

付ルクセンブルグ法（随時変更または補足される。以下「FATCA法」という。）により施行されるモデルI政府間協定を締結した。

FATCA法の条項に基づき、ファンドは、ルクセンブルグの報告金融機関として取り扱われる可能性が高い。

かかる地位は、ファンドに対し、ファンドのすべての投資主に関する情報を定期的に取得し、かつ確認する義務を課す。ファンドの要求により、各投資主は、特定の情報（非金融外国事業体（以下「NFFE」という。）の場合は、当該NFFEの実質的支配者に関する情報を含む。）および要求される裏付文書を提供することに同意するものとする。同様に、各投資主は、その地位に影響を及ぼす一切の情報（例えば、新しい郵送用住所または新しい居住地の住所など）を30日以内にファンドに積極的に提供することに同意するものとする。

FATCA法により、ファンドは、FATCA法の目的において、LTAに対し、投資主の氏名、住所および納税者番号（入手可能な場合）および口座残高、収益および総手取金（完全に網羅されているわけではない。）などの情報を開示する義務を負うことになる可能性がある。かかる情報は、LTAによって米国内国歳入庁に取り次がれる。

受動的NFFEとしての資格を有する投資主は、その実質的支配者（該当する場合）に対し、自己の情報をファンドが処理する旨を通知することを約束する。

さらに、ファンドは、個人データの処理について責任を負うものとし、また、各投資主は、LTAに報告されたデータにアクセスし、（必要な場合、）かかるデータを訂正する権利を有する。ファンドによって取得されたあらゆるデータは、適用あるデータ保護法に従って処理されるものとする。

ファンドは、FATCAに基づく源泉徴収税の課税を回避するために、課された一切の義務を履行するよう努めるが、ファンドがかかる義務を履行することができるという保証はない。FATCAにより、ファンドが源泉徴収税または罰金の対象となった場合、投資主が保有する投資証券の価額が大幅に下落する可能性がある。ファンドが各投資主からかかる情報を得て、LTAに伝達することを怠った場合、米国源泉の収益の支払いおよび米国源泉の利益および配当を発生させる可能性のある財産またはその他の資産の売却から生じる手取金に30%の源泉徴収税および罰金が課せられることになる可能性がある。

ファンドによる文書の要求に応えることを怠った投資家は、かかる投資家の情報提供義務の不履行に起因する、ファンドに課せられた一切の税金を請求される可能性があり、また、ファンドは、自身の単独裁量により、かかる投資家の受益証券を買い戻すことができる。

仲介機関を通じて投資を行う投資家は、その仲介機関が米国源泉徴収税制度および報告制度に従っているか、また、どのように従っているかを確認する必要がある。

投資家は、上記の要件に関し、米国の税務アドバイザーに相談するか、または専門家の助言を求めるべきである。

3. ルクセンブルグの専門投資信託（以下「SIF」という。）

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法を採択した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、洗練された投資家向けの投資信託のための新法を定めることであった。

既存の機関投資信託は、自動的に2007年2月13日付で、専門投資信託に関する2007年2月13日法に準拠するSIFになった。

2007年法の最後の改正は、2019年4月11日のメモリアル第238号において公告されたグレートブリテン及び北アイルランド連合王国が欧州連合から離脱する場合に金融セクターに関して講じられるべき措置に関する2019年4月8日法により行われた。

3.1. 範囲

S I F制度は、（i）その証券が一または複数の情報に精通した投資家向けに限定されるU C Iおよび（ii）その設立文書によりS I F制度に服するU C Iに特別に適用される。

さらに、S I Fは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりU C Iとしての適格性も有している。かかる地位は、特に規則（E U）2017/1129（改正済）（いわゆる「目論見書規則」）等の各種欧州通達の適用可能性の有無について重要性を有する。

S I Fは、当該ビークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家か、または予定されている投資およびそのリスクを評価する能力を有することを証明する、信用機関の業務の遂行および追求に関する通達2013/36/E Uに定める信用機関、金融商品市場に関する通達2014/65/E Uに定める投資会社もしくはU C I T Sに関連する法律、規則および行政規定の調整に関する通達2009/65/C Eに定める管理会社が行った査定から利益を得られる投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家がS I Fへの投資を認められることを意味する。

S I F制度に従うためには、具体的に、設立文書（定款または約款）に当該趣旨を明確に記載するかまたは投資ビークルの募集書類を提出しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資家向けの投資ビークルが、必ずしもS I F制度に準拠するとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ビークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

3.2. 法的構或および機能にかかる規則

3.2.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.2.1.1. 法律上の形態

2007年法は、特に、契約型投資信託（以下「F C P」という。）および変動資本を有する投資法人（以下「S I C A V」という。）について言及しているが、S I Fが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。例えば、受託契約に基づくS I Fの設立も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、F C Pの機能に関する上記2.2.1項を参照のこと。

F C Pへの投資家は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人（S I C A VまたはS I C A F）

特性の要約については、S I C A Vの機能に関する上記2.2.2項を参照のこと。

2007年法に基づき、S I C A Vは、2010年法に準拠するS I C A Vの場合のように有限責任会社である必要はない。S I C A Vの形態で創設されるS I Fは、2007年法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、株式により制限されるパートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ、特別リミテッド・パートナーシップ、非公開有限責任会社または公開有限責任会社として設立される共同組合のうち一形態を採用することができる。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、ルクセンブルグの1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、S I Fについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.2. 複数クラスの仕組み

2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するS I F（いわゆる「アンブレラ・ファンド」。）を創設できると規定している。

さらに、S I F内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたS I Fのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を創設することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.2.1.3. 資本構造

2007年法の規定により、S I Fの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、S I Fの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に準拠するU C Iについては6か月以内である。F C Pに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額よりもむしろ、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済の株式／受益証券を発行することができる。株式は、発行時に1株につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定株式資本または変動株式資本を有するS I Fを設立することができる。さらに、S I Fは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく（買戻しおよび／または申込みについて）オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.2.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に準拠するU C Iに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還（該当する場合。）に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に準拠するS I C A VまたはF C Pの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、新制度の下で、S I Fは、（例えば、S I Fが発行したワラントの行使時に）所定の確定価格で株式を発行することができ、または（例えば、クローズド・エンド型S I Fの場合にディスカウント額を減じるため）純資産価格を下回る価格で株式を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

S I Fは会社型の形態において、一部払込済株式を発行することができ、そのため、異なるトランシェの申込みは、申込みの約定により当初申込時に確認された新規株式の継続申込みによってのみならず、一部払込済株式（当初発行された株式の発行価格の残額は追加の割賦で支払われる。）によっても行うことができる。

3.3. 投資規制

E U圏外の統一U C Iについて定める2010年法パートIIと同様に、2007年法は、S I Fが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、C S S Fの承認を受けていることを条件にあらゆる種類の資産に投資しかつあらゆる種類の投資戦略を追求するビークルが、本制度を選択することができる。

S I Fはリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していないが、C S S Fは、特に、通達C S S F 07/309を、専門投資信託におけるリスク分散に関して発行し、そこで専門投資信託がリスク分散原則を遵守するために従う投資制限について詳しく述べている。

アンブレラ型S I Fのコンパートメントは、管理規則または設立証書および目論見書に定められる条件に従い、以下の条件に基づき同一S I F（以下「対象ファンド」という。）内の一または複数のコンパートメントにより発行されるまたは発行された証券またはパートナーシップ持分を引き受け、取得し、および／または保有することができる。

- 対象ファンドは、順次、対象ファンドが投資するコンパートメントには投資しない。
- 対象ファンドの証券に付随する議決権は、適切な会計処理や定期報告を損なうことなく、投資期間中停止される。
- いずれの場合も、S I Fがかかる証券を保有する限り、2007年法上定められる純資産額の最低額を確認する目的にかかるS I Fの純資産額の計算について、当該証券の価額は考慮されない。

3.4. 規制上の側面

3.4.1. 慎重な制度

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家に対して保証する必要があるものと同様の保護までは要しないという事実に照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役／マネジャー、中央管理事務代行会社、預託機関および監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の変更および取締役または上記の業務提供業者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2007年法の規定により、S I Fは、C S S Fによる規制当局の承認を得て初めて創設することができる。

2007年法に従うS I Fは、2013年法が適用される範囲のA I Fの資格を自動的に得るわけではない。S I Fは、A I Fの定義のすべての基準を明確に満たしている場合には、2013年法にのみ従う。2013年法第2章に基づき認可されるA I F Mが管理するS I Fに対しては、2007年法パートIIの特定の規定が適用される。

3.4.2. 保管受託銀行

S I Fは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登録上の事務所を有する信用機関であるか、もしくは登録上の事務所が国外に所在する場合にはルクセンブルグ支店である預託機関、または金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）に規定する投資会社に委託しなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項に記載される条件をも満たす場合に限り、預託機関としての資格を有する。

最初の投資日から5年間の間に行使することができる買戻請求権がなく、かつその中核的な投資方針に従って、2013年法第19条第8項a）に従い保管されなければならない資産には一般的に投資しないか、または同法第24条に従い発行者もしくは非上場会社の支配権を潜在的に取得するためにかかる会社に一般的に投資するコモン・ファンドおよびS I C A Vについては、金融セクターに関する1993年4月5日法（改正済）第26-1条に定める金融商品以外の資産のプロの預託機関の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する会社も預託機関となることができる。

資産の保管は、「監督」という概念で理解されるべきである。つまり、預託機関は、S I Fの資産がどのように投資されているか、またかかる資産を入手するための方法および場所を常に認識しておかなければならないことを意味する。このことにより、資産の物理的保管が現地の副預託機関に委託されることが妨げられることはない。

S I F法は、預託機関に対し、2010年12月17日法により課せられたファンドの特定業務に関する追加の監視業務を行うことを要求していない。預託機関の業務に関するかかる緩和は、特に、ヘッジ・ファンドに関して（特に、プライム・ブローカーの多大な関与の点において）有益であると考えられる。

3.4.3. 監査人

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有すると認められるルクセンブルグの独立監査人による監査を受けなければならない。

3.4.4. 機能の委託

S I Fは、事業のより効率的な遂行のため、S I Fを代理してその一または複数の機能を遂行する権限を第三者に委託することができる。当該場合、以下の条件を遵守しなければならない。

- a) C S S Fは、上記につき適切に報告を受けなければならない。
- b) 当該権限付与がS I Fに対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、S I Fが投資家の最善の利益のために活動し、またはS I Fがそのように管理されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資ポートフォリオ運用に関するものである場合、当該権限付与は、投資ポートフォリオ運用について認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する自然人または法人のみに付与される。当該権限付与が慎重な監督に服する国外の自然人または法人に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- d) 上記c) の条件を充足しない場合、委託は、C S S Fが機能が委託された自然人または法人の選任を承認する場合に限り、有効となる。当該場合、かかる者は、当該S I Fのタイプに関し十分に良好な評価と十分な経験を有していなければならない。
- e) S I Fの取締役会は、機能が委託された自然人または法人が、当該機能を遂行する適格性と能力を有する者でなければならないこと、また、慎重に選任されることを定めることができる。
- f) S I Fの取締役会が、委託された活動を常に効率的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、S I Fの取締役会が、機能が委託された自然人または法人に常に指示を付与し、投資家の利益に適う場合には直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 投資運用の中核的機能に関する権限は、預託機関に付与してはならない。
- i) S I Fの目論見書は、委託された機能を列挙しなければならない。

3.4.5. リスクの管理

A I Fに該当しないS I Fは、ポートフォリオのすべてのリスク概要における自己の投資ポジションおよび自己の持分に伴うリスクを適切な方法により発見、判定、管理および監視するために、適切なリスク管理システムを実施しなければならない。

3.4.6. 利益相反

A I Fに該当しないS I Fは、更に、必要に応じて、S I FとS I Fの事業活動に寄与している者、またはS I Fに直接または間接に関係する者との間で発生する利益相反により投資家の利益が損なわれるリスクを最小限に抑える方法で構築および組織されなければならない。利益相反の可能性がある場合、S I Fは、投資家の利益の保護を確保する。S I Fは、利益相反のリスクを最小限に抑える適切な措置を実施しなければならない。

3.4.7. 投資家に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、2007年法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資家に対し発行される際に更新されなければならない。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法が課す連結決算書を作成する義務を免除されている。

2018年1月1日以降、S I Fは、EU規則1286/2014に従い、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品の重要情報文書（P R I I P S K I D）を作成しなければならない。ただし、パッケージ型小口投資家向け保険ベース投資商品が通達2014/65/EUの別紙IIに定める専門投資家のみ販売される場合（かかる制限は、募集書類において開示されるか、または自己申告の形でC S S Fに提出されなければならない。）、またはS I Fが2018年1月1日までにU C I T S－K I Iに類似する文書を発行することを選択した場合（この場合、S I Fは2019年1月31日までP R I I P S K I Dを発行する義務を免れる。）はこの限りでない。

3.5. S I Fの税制の特徴

以下は、ルクセンブルグの法律の特定の側面（すべてを網羅するものではない。）に関する理解に基づいている。

S I Fは、0.01%（2010年法に基づき存続する大部分のU C Iについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。2010年法と同様の方

法により、2007年法は、年次税の免除を規定している。年次税が免除されるものは、以下のものである。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券／投資口により表される資産の価額。ただし、当該受益証券が、2007年法第68条、2010年法第174条またはリザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法第46条により規定される年次税をすでに課されていることを条件とする。
 - b) 以下のタイプのSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメント
 - (i) その唯一の目的が短期金融商品への集散的投資および信用機関への預金であり、
 - (ii) そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ、
 - (iii) 公認の格付機関から最高の格付を受けているもの。
 - c) その証券またはパートナーシップ持分が、(i) 従業員のために一もしくは複数の雇用者の主導により創設された退職金運用機関または同様の投資ビークルおよび(ii) 従業員に退職金を提供するために自らが保有する資金を投資する一もしくは複数の雇用者の会社のために留保されるSIF。本項の規定は、これらの条件を満たす複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメントおよびSIF内または複数のコンパートメントを有するSIFのあるコンパートメント内に設定された個々のクラスに準用される。
 - d) 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個々のコンパートメント
- SIFが受け取る所得および実現するキャピタル・ゲインに対し、税金は課されない。

4. リザーブド・オルタナティブ投資ファンド

リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法は、SIF法および2010年12月17日法を改正し、AIFの新たな形態であるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド（以下「RAIF」という。）を導入した。RAIFは、AIFMDの範囲内で、許可されたAIFMによって運用され、その受益証券は、情報に精通した投資家向けのものである。RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、またCSSFによる継続的で（直接的で）慎重な監督に服するものでもない。

RAIF制度の主な特徴の概要は、以下のとおりである。

- 法的構造の柔軟性：ルクセンブルグのすべての会社、パートナーシップおよび契約型法的形態を利用することができる。また、RAIFは、変動資本構造を選択することもできる。さらに、RAIFは、アンブレラ型ストラクチャーとして設立されることもできる（すなわち、複数のコンパートメントまたはサブ・ファンドを有することもできる。）。リスク分散要件は、SIFに適用されるものと一致している。ただし、RAIFが適格リスク資本投資対象のみに投資することを選択した場合は、リスク分散要件は適用されない。RAIFは、あらゆるファンド戦略を採用することができ、あらゆる資産クラスに投資することができ、また、一定の条件に基づき、自身の資産ポートフォリオを分散させる必要がない。
- 適格投資家：RAIFは、情報に精通した投資家向けである。かかる投資家カテゴリーには、機関投資家、プロの投資家および最低金額（125,000ユーロ）以上を投資する投資家または情報に精通した投資家としての資格を有する投資家が含まれる。
- RAIFは、CSSFの監督に服するものではない。SIFまたはSICARとは異なり、RAIFは、CSSFの事前の許可を必要とせず、また、CSSFの慎重な監督に服するものでもない。RAIFは、その設立から10日以内にルクセンブルグ商業および法人登記所において登記されなければならない。
- 許可されたAIFMが指定されなければならない。RAIFは、自動的にAIFの資格を有し、ルクセンブルグ、他のEU加盟国または場合に応じて、第三国（ただし、第三国のマネージャーがAIFMDの運用パスポートを入手することができることを条件とする。）において設立された許可されたAIFMを指定しなければならない。

- － 税制：R A I Fは、年率0.01%の年次税（taxe d'abonnement）（様々な免除がある。）が課されるか、またはS I C A Rに適用される税制に服するものとする（すなわち、適格リスク資本収益および利益を除き、完全に課税対象となる。）。A I F運用業務に関するV A T免除も適用される。
- － 転換：既存のS I F、S I C A Rおよび規制対象外のA I Fは、投資家およびC S S F（該当する場合）の該当する承認を得ることを条件として、R A I Fのために選択を行うことができる。

第２【外国投資証券の様式】

投資証券の券面は発行されない。

第3【その他】

- （1）交付目論見書および請求目論見書の表紙に図案を採用する。
- （2）交付目論見書の概要として、別紙を使用する。

交付目論見書の概要

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス
ーサステナブル・ボンド
ーサステナブル・エクイティ

本概要は、交付目論見書本文の証券情報、ファンドの状況等を要約したもので、交付目論見書の一部です。

詳細につきましては、交付目論見書本文の該当ページをご覧ください。

形 態	ルクセンブルグ籍オープンエンド会社型外国投資証券
投資方針 投資目的	グローバル・オポチュニティーズ・アクセスーサステナブル・ボンドはアクティブに運用され、その投資目的は、債券資産におけるサステナブルな投資に直接または間接的に投資する対象UCIに主に投資することにより資産を保全することです。サブ・ファンドは、欧州連合（EU）の金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に基づき、管理会社により、環境、社会およびガバナンス的特性を促進するものとして分類されています。サブ・ファンドの資産（現金を除きます。）の3分の2以上は、サステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境（E）および／または社会（S）の特性を促進する投資戦略に、また、サステナビリティ関連開示規則第9条に基づきサステナブルな投資または二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に投資するものとしします。サステナブルな投資は、a）ESGエンゲージメント・ハイ・イールド・ボンド、b）開発債、c）グリーンボンド、d）ESGリーダー債の4つのESGカテゴリーの1つを含むものとしします。 グローバル・オポチュニティーズ・アクセスーサステナブル・エクイティはアクティブに運用され、その投資目的は、株式市場におけるサステナブルな投資に直接または間接的に投資する対象UCIに主に投資することにより資産を長期で成長させることです。サブ・ファンドは、欧州連合（EU）の金融機関等を対象としたサステナビリティ関連開示規則（SFDR）第8条に基づき、管理会社により、環境、社会およびガバナンス的特性を促進するものとして分類されています。サブ・ファンドの資産（現金を除きます。）の3分の2以上は、サステナビリティ関連開示規則第8条に基づき環境（E）および／または社会（S）の特性を促進する投資戦略に、また、サステナビリティ関連開示規則第9条に基づきサステナブルな投資または二酸化炭素排出量の削減を目的とする投資戦略に投資するものとしします。サステナブルな投資は、a）ESGエンゲージメント・エクイティーズ、b）ESGテーマ別株式、c）改善型ESG株式、d）ESGリーダー株式の4つのESGカテゴリーの1つを含むものとしします。
リスク要因	価格変動リスク／金利変動リスク／信用リスク／カントリー・リスク／為替変動リスク／先物取引に関するリスク／派生商品の利用に伴うリスク 等
お申込単位	原則として1口以上0.001口単位。また金額単位の申込みも受け付けますが、かかる申込みについては、日本における販売会社が定めます。詳細については日本における販売会社にご照会下さい。
お申込受付日	原則として、ファンド営業日でかつ日本における販売会社および販売取扱会社の営業日かつ日本の通常の銀行の営業日。ただし、営業日であってもお申込いただけない場合がありますので、詳しくは、販売会社および販売取扱会社にお問合せ下さい。
お申込価格	各申込日の翌ファンド営業日に計算される投資証券1口当たりの純資産価格です。
お申込手数料	お申込手数料はございません。
お買戻価格	ファンドが買戻請求を受領した日の翌ファンド営業日に決定される投資証券1口当たりの純資産価格
受渡し	約定日から起算して約定日を含む日本における4営業日目
存続期間	無制限

報酬	サステナブル・ボンド 上限報酬料率：年率0.60% サステナブル・エクイティ 上限報酬料率：年率0.60%
その他の費用・手数料	－ファンドは、あらゆる運用費用および管理事務費用、ならびに本投資法人の資産および所得に賦課される可能性があるすべての租税、特にルクセンブルグの年次税（0.01%）を負担します。 －個々のサブ・ファンドおよび／または個々の投資証券クラスに正確に配分可能なすべてのコストは、当該サブ・ファンドおよびクラスに請求されます。 －コストが複数または全部のサブ・ファンドもしくはクラスに関係する場合は、それぞれの純資産価額に対して比例按分ベースで、またはファンドもしくは管理会社が合理的に決定する基準により、関係するサブ・ファンドまたは投資証券のクラスに請求されます。 －個々の投資方針の条件に基づきその他のUCIまたはUCITSに投資可能なサブ・ファンドにおいては、サブ・ファンドと関連する投資先の投資信託双方のレベルにおいて手数料が発生します。その資産が投資された投資先の投資信託の管理報酬は、あらゆるトレイル・フィーを考慮して3.5%を上限とします。 その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
課税関係	ファンドの投資証券への投資に対する課税については、上場外国株式において受領する所得に対するものと同じ取扱いとなります。
日本における販売会社	U B S 証券株式会社

投資主の皆様におかれましては、本交付目論見書をよくお読みいただき、商品の内容およびリスクを十分ご理解のうえ、お申込くださいますようお願い申し上げます。

別紙

定義

本書において、以下の用語は以下の意味を有する。

指令2013/34/EUとは、特定の種類の投資信託の年次財務諸表、連結財務諸表および関連する報告書に関する2013年6月26日付理事会指令2013/34/EUをいう。

エクイティ投資対象とは、以下をいう。

- (1) 証券取引所での公式な取引が認められているか、または金融商品市場における2004年4月21日付の欧州議会および理事会指令2014/65/EUが定義する「規制を受ける市場」の基準を満たす他の組織化された市場での取引が認められているか、もしくは当該市場で取引されている企業の株式（預託証券を除く。）。
- (2) (i) 法人税の課税対象であり、かつ課税免除の対象になっていないEU加盟国もしくは欧州経済地域の加盟国の居住者、または(ii) 15%以上の法人税の課税対象である他の国の居住者である企業の株式（不動産会社を除く。）。
- (3) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（「UCITS」）および／またはその他のUCIであり、かつパートナーシップではないオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）の中で、各々の投資条件に記載される通りその価格の51%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの（「エクイティ・ファンド」）の受益証券。ファンドが保有するエクイティ・ファンドの受益証券の51%をエクイティ投資対象として算入する。
- (4) UCITSおよび／またはその他のUCIであり、かつパートナーシップではないオルタナティブ投資ファンド（「AIF」）の中で、各々の投資条件に記載される通りその価格の25%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの（「ミックス・ファンド」）の受益証券。ファンドが保有するミックス・ファンドの受益証券の25%をエクイティ投資対象として算入する。
- (5) エクイティ投資対象の比率を関連する投資条件の中で開示しているエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。
- (6) エクイティ投資対象の比率を日次ベースで開示しているエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。

その他のUCIであり、かつパートナーシップではないUCITSおよび／またはAIFの受益証券は、上記（3）、（4）、（5）および（6）項に記載される場合以外はエクイティ投資対象であるとみなされない。

本項の目的上、販売目論見書に規定される証券貸付プログラムを通じて貸し付けるエクイティ投資対象はエクイティ投資対象の比率に含まれない。

一流金融機関とは、本投資法人が選定する一流の金融機関で、店頭派生商品取引に関して慎重な監督に服し、かつ、CSSFにより承認されたカテゴリーに属しており、このような種類の取引を専門にしている機関をいう。

短期金融商品とは、金融市場で通常取引される商品で、流動性があり、かつ、常時正確に算定できる価額を有する商品をいう。

OECDとは、経済協力開発機構をいう。

OECD加盟国とは、OECDに加盟している国をいう。

店頭とは、店頭（over-the-counter）をいう。

店頭派生商品とは、店頭で取引される金融派生商品をいう。

規制を受ける市場とは、金融商品市場に関する2014年5月15日付理事会指令2014／65／EUに定義された規制を受ける市場をいう。

譲渡性のある証券とは、株式その他株式同様の証券、債券その他の債務証券、2010年法第42条に記載された技法および手段以外の引受けまたは交換による譲渡性のある証券の取得権が付帯する他の流通証券をいう。

UCIとは、EU加盟国に所在しているか否かを問わず、UCITS指令第1条（2）a）およびb）の意味における投資信託をいう。ただし、かかるUCIが、EU法に規定されるものと同等であるとCSSFがみなす監督に服する旨および政府機関との間の協力が十分に保証される旨が定められた法律に基づき認可されていること、かかるUCIの受益者の保護水準が、UCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券と短期金融商品の空売りに関する規則がUCITS指令の要件と同等であること、かかるUCIの業務が、報告期間中の資産と負債、収益および事業運営についての評価を行うことができるように半期報告書および年次報告書で報告されることを条件とする。

UCITSとは、UCITS指令に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託をいう。

UCITS指令とは、譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（UCITS）に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付の欧州議会および理事会の指令2009／65／ECをいう。

監査報告書

グローバル・オポチュニティーズ・アクセスの投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・オポチュニティーズ・アクセス（以下、本監査人報告書において「本投資法人」という。）および各サブ・ファンドの2020年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

本投資法人の財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2020年7月31日現在の本投資法人の連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 2020年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表
- ・ 同日に終了した年度の本投資法人の連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の本投資法人の連絡純資産変動計算書および各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの「金融監督委員会」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って本投資法人から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース
・ソシエテ・コーポラティブ
代表して署名

ルクセンブルグ、2020年11月20日

バレリー・ピアストレリ

Audit report

To the Shareholders of
Global Opportunities Access

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Opportunities Access (the “Fund”) and of each of its subfunds as at 31 July 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise :

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the sub-funds as at 31 July 2020;
- the Statement of Investments in securities and other net assets as at 31 July 2020;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the sub-funds for the year then ended;
- the combined statement of changes in net assets for the Fund and the statement of changes in net assets for each of the sub-funds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF) . Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund’s and each of its subfunds’ ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund’s use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s or any of its sub-funds’ ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 20 November 2020

Valérie Piastrelli

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*の投資主各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・オポチュニティーズ・アクセス*（以下、本監査人報告書において「本投資法人」という。）および各サブ・ファンドの2019年7月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

本投資法人の財務書類は、以下により構成される。

- ・ 2019年7月31日現在の本投資法人の連結純資産計算書および各サブ・ファンドの純資産計算書
- ・ 2019年7月31日現在の投資有価証券その他の純資産明細表
- ・ 同日に終了した年度の本投資法人の連結運用計算書および各サブ・ファンドの運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の各サブ・ファンドの純資産変動計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの「金融監督委員会」（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する承認された法定監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従って本投資法人から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

本投資法人の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する本投資法人の取締役会の責任

本投資法人の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると本投資法人の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、本投資法人の取締役会は、本投資法人および各サブ・ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、本投資法人の取締役会が本投資法人の清算、サブ・ファンドのいずれかの終了または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する「承認された法定監査人」の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・本投資法人の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに本投資法人の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・本投資法人の取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、本投資法人またはサブ・ファンドのいずれかが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、公正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

* 旧UBSグローバル・ソリューションズ

プライスウォーターハウスクーパース
・ソシエテ・コーポラティブ
代表して署名

ルクセンブルグ、2019年11月20日

バレリー・ピアストレリ

Audit report

To the Shareholders of
Global Opportunities Access*

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of Global Opportunities Access* (the “Fund”) and of each of its subfunds as at 31 July 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise :

- the combined statement of net assets for the Fund and the statement of net assets for each of the subfunds as at 31 July 2019;
- the Statement of Investments in Securities and other Net Assets as at 31 July 2019;
- the combined statement of operations for the Fund and the statement of operations for each of the subfunds for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for each of the subfunds for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF) . Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Fund is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Fund for the financial statements

The Board of Directors of the Fund is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Fund determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Fund is responsible for assessing the Fund’s and each of its subfunds’ ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Fund either intends to liquidate the Fund or close any of its subfunds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund’s internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Fund;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Fund’s use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund’s and each of its subfunds’ ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its subfunds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

* formerly UBS Global Solutions

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 20 November 2019

Valérie Piastrelli

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。